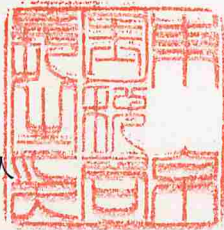


行政文書開示決定通知書

山中 理司 様

東京国税局長 美並 義人



令和2年2月10日に請求されました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

行政文書の名称	令和元年7月 局長事務引継書
不開示とした部分とその理由	別紙のとおり

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国税庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提訴する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

●開示の実施の方法等（裏面の説明事項をお読みください。）

1 開示の実施の方法等

下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択してください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料
A 3判文書 3枚 (3ページ) A 4判文書 172枚 (293ページ)	①閲覧	100枚までごとにつき 100円	200円	無料
	②複写機により白黒で複写したものの交付	1ページにつき10円	2,960円	2,660円
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、 文書1ページごとに10円を加えた額	3,060円	2,760円

注) 納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から開示請求手数料の額を控除した金額となります（当該基本額が開示請求手数料の額までの場合は無料となります。）。

また、スキャナにより電子化したものの交付を希望される場合には、事前に情報公開窓口へ連絡してください。

2 窓口において開示を実施することができる日時、場所

日 時	場 所
令和2年4月16日(木) 9時～17時	東京国税局 総務課（情報公開窓口）
令和2年4月17日(金) 9時～17時	東京国税局 総務課（情報公開窓口）

3 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

日数「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

送付料 580円

※ 送付料については、郵便切手等を御使用ください。（CD-Rの場合140円）

(注) 窓口における開示の実施の際には、本通知書を御持参ください。
また、当日都合がつかない場合は、事前に情報公開窓口へ連絡願います。

裏面も御覧ください。

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から 30 日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、「1 開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100 ページある文書について冒頭の 10 ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の 10 ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧をした日から 30 日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

窓口における開示の実施を選択される場合は、「2 窓口において開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、この通知書を送付した情報公開窓口まで御連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の 7 日前には、当方に届くように御提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手等）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が 300 円までは無料、300 円を超える場合は当該額から 300 円を差し引いた額となります。

(例) 情報公開窓口において開示請求書を提出した場合

150 ページある行政文書を閲覧する場合：

100 枚までごとにつき 100 円 → 基本額 200 円 → 手数料は無料

150 ページある行政文書の写しの交付を受ける場合：

1 ページにつき 10 円 → 基本額 1,500 円 → 手数料は 1,200 円

150 ページある行政文書のうち 100 ページを閲覧し、20 ページについて写しの交付を受ける場合（残りの 30 ページは開示を受けない）：

閲覧に係る基本額 100 円 + 写しの交付に係る基本額 200 円 = 計 300 円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求件につき 2000 円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

なお、直接、開示請求先の情報公開窓口において「行政文書の開示の実施方法等申出書」を提出される場合には、現金によることもできます。

3 審査請求等

決定について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

4 開示の実施について

情報公開窓口における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、必ず本通知書を御持参ください。

不開示とした部分とその理由

○ 令和元年 7 月 局長事務引継書（重要事項）

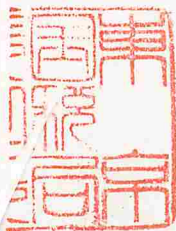
ページ数	不開示部分	根拠条文	不開示理由
3 ページ	「調査パフォーマンスの向上策（個人課税部門）」の一部	法第 5 条 第 6 号イ	当該部分には、調査事務に係る取組状況や方針等に係る事項が具体的に記載されており、これを公にすることにより、税務調査等に係る手の内を明らかにすることになり、税務調査等への対策を講じることを可能とするなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
5 ページ	「調査パフォーマンスの向上策（資産課税部門）」の一部		
7 ページ	「調査パフォーマンスの向上策（法人課税部門）」の一部		
11 ページ	「調査全体（特別調査・一般調査）」の一部		
12 ページ	「継続 1 管理事案（特別調査・一般調査）」の一部		
13 ページ	「『継続 1 管理事案』に対する今後の取組方針」の一部		
14 ページ	「継続 2 管理事案（特別調査・一般調査）」の一部		
15 ページ	「署の特性及び調査の効果面に重きを置いた人員配置」の一部		
16 ページ	「国際化事案（特別・一般）」の一部		
17 ページ	「消費税の適正課税の確保」の一部		
18 ページ	「事業所得者等を中心とした高額無申告事案」の一部		
22 ページ	「相続税実地調査事績《統括官》」の一部		
23 ページ	「相続税実地調査事績《特官》」の一部		
24 ページ	「国際化への取組《海外資産関連事案（相続税）の調査事績》」の一部		
25 ページ	「無申告への取組《相続税無申告事案の調査事績》」の一部		
29 ページ	「平成 30 事務年度の調査事務等の取組状況」の一部		
30 ページ	「重点管理対象法人の的確な管理・調査」の一部		
31 ページ	「消費税の適正課税の確保」の一部		
32 ページ	「国際化への対応」の一部		
33 ページ	「稼働無申告法人への対応」の一部		

ページ数	不開示部分	根拠条文	不開示理由
35 ページ	「調査件数のシミュレーション（3年後）について」の項目部分以外の全部	法第5条 第6号イ	当該部分には、法人等に係る管理方法や当局の分析内容が具体的に記載されており、これを公にすることにより、税務調査等に係る手の内を明らかにすることになり、税務調査等への対策を講じることを可能とするなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
37、39、41、43、45、47、49、51 ページ	全部		
54 ページ	「長期事案の整理展開状況（各事務年度4月末現在）」の一部	法第5条 第6号イ	当該部分は、滞納整理に関する国税当局の着眼点や手法が記載されており、これを公にすることにより、国税当局が行う滞納処分の手法や滞納者についての情報をどの程度把握しているかといった事項を明らかにすることになり、国税の徴収を免れるための財産の隠匿や滞納処分への対策を講じることを可能にするなど、租税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
79 ページ	「還付申告法人に対する接触状況及び還付保留未解除状況（東京局分）」の一部	法第5条 第6号イ	当該部分には、法人等に係る管理方法や当局の分析内容が具体的に記載されており、これを公にすることにより、税務調査等に係る手の内を明らかにすることになり、税務調査等への対策を講じることを可能とするなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
80、81 ページ	全部	法第5条 第6号イ	当該部分には、調査事務に係る取組状況や方針等に係る事項が具体的に記載されており、これを公にすることにより、税務調査等に係る手の内を明らかにすることになり、税務調査等への対策を講じることを可能とするなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
82 ページ	「来事務年度以降の対応方針」の一部		
86 ページ	「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の種類及び取組状況」の一部	法第5条 第2号イ 第6号	当該部分には、特定の法人等の名称又は事業に関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため。 また、当該部分には、具体的な資料情報に関する事務が記載されており、これを公にすることにより、今後正確な事実の把握をするための調査ができなくなるなど、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

不開示とした部分とその理由

○ 令和元年 7 月 局長事務引継書（事務運営の概要等 総務部）

ページ数	不開示部分	根拠条文	不開示理由
16 ページ	〔参考 2〕表題及び表の一部	法第 5 条 第 1 号	当該部分は、特定の個人の氏名又は所属支部名が記載されており、特定の個人を識別することができるため。
16 ページ	〔参考 3〕税理士会役員選挙 （会長・副会長）の状況	法第 5 条 第 2 号イ	当該部分は、税理士会の組織や事業に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、税理士会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため



不開示とした部分とその理由

○ 令和元年7月 局長事務引継書（事務運営の概要等 課税第一部）

ページ数	不開示部分	根拠条文	不開示理由
9、13 ページ	3「基幹・関連・連携事案合計」の一部	法第5条第6号イ	当該部分には、調査事務に係る取組状況や当局の分析内容が具体的に記載されており、これを公にすることにより、税務調査等に係る手の内を明らかにすることになり、税務調査等への対策を講じることを可能とするなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
14 ページ	2(1)「資料情報収集の充実等」の一部	法第5条第6号	当該部分には、具体的な資料情報の収集に関する事項が記載されており、これを公にすることにより、今後正確な事実関係を把握するための調査ができなくなるなど、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
19 ページ	3「基幹・関連・連携事案合計」の一部	法第5条第6号イ	当該部分には、調査事務に係る取組状況や当局の分析内容が具体的に記載されており、これを公にすることにより、税務調査等に係る手の内を明らかにすることになり、税務調査等への対策を講じることを可能とするなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
21 ページ	1「基本的な考え方」の一部	法第5条第6号イ	当該部分には、重要事案の選定基準に関する事項が記載されており、これを公にすることにより、税務調査等に係る手の内を明らかにすることになり、税務調査等への対策を講じることを可能とするなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
23 ページ	3「基幹・関連・連携事案合計」の一部	法第5条第6号イ	当該部分には、調査事務に係る取組状況や当局の分析内容が具体的に記載されており、これを公にすることにより、税務調査等に係る手の内を明らかにすることになり、税務調査等への対策を講じることを可能とするなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。

ページ数	不開示部分	根拠条文	不開示理由
25 ページ	1 (4)「プロジェクト事案への取組状況」の一部	法第5条 第6号イ	当該部分は、調査対象者（法人）を選定する過程における着眼点が具体的に記載されており、これを公にすることにより、納税義務者のうち一部の者が着眼点を知って調査対象となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
32 ページ	2 (1)「最先端分野への取組」の一部	法第5条 第6号	当該部分には、具体的な資料情報の収集対象及び調査対象となるテーマが記載されており、これらを公にすることにより、今後正確な事実関係を把握するための調査が出来なくなるなど、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
32 ページ	2 (3)「デジタルフォレンジックの活用」の一部	法第5条 第6号イ	当該部分には、調査対象に関する事項が具体的に記載されており、これらを公にすることにより、税務調査等に係る手の内を明らかにすることになり、税務調査等への対策を講じることを可能とするなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
33 ページ	1 (3)「基幹・関連・連携事案合計」の一部	法第5条 第6号イ	当該部分には、調査事務に係る取組状況や当局の分析内容が具体的に記載されており、これを公にすることにより、税務調査等に係る手の内を明らかにすることになり、税務調査等への対策を講じることを可能とするなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。

不開示とした部分とその理由

○ 令和元年7月 局長事務引継書（事務運営の概要等 課税第二部）

ページ数	不開示部分	根拠条文	不開示理由
1 ページ	2 (1)「大規模広域管理事案の管理等」の一部	法第5条 第6号	当該部分には、具体的な資料情報の収集に関する事項が記載されており、これを公にすることにより、今後正確な事実関係を把握するための調査ができなくなるなど、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
2 ページ	3 (2)「基幹・関連・連携事案合計」の一部	法第5条 第6号イ	当該部分には、調査事務に係る取組状況や当局の分析内容が具体的に記載されており、これを公にすることにより、税務調査等に係る手の内を明らかにすることになり、税務調査等への対策を講じることを可能とするなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
3 ページ	1「基本的な考え方」及び2「令和元事務年度の事務運営」の一部	法第5条 第6号イ	当該部分は、調査対象者（法人）を選定する過程における着眼点が具体的に記載されており、これを公にすることにより、納税義務者のうち一部の者が着眼点を知って調査対象となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
7 ページ	4 (3)「基幹・関連・連携事案合計」の一部	法第5条 第6号イ	当該部分には、調査事務に係る取組状況や当局の分析内容が具体的に記載されており、これを公にすることにより、税務調査等に係る手の内を明らかにすることになり、税務調査等への対策を講じることを可能とするなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
9 ページ	5 (3)「基幹・関連・連携事案合計」の一部		
11 ページ	6 (3)「基幹・関連・連携事案合計」の一部		
28 ページ	参考（消費）－2「事務運営の推移等（間接諸税関係）」の一部	法第5条 第6号イ	当該部分は、調査対象者（法人）を選定する過程における着眼点が具体的に記載されており、これを公にすることにより、納税義務者のうち一部の者が着眼点を知って調査対象となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。

ページ数	不開示部分	根拠条文	不開示理由
34 ページ	参考（酒）－ 4 「東京国税局管内の清酒の課税移出数量の推移（平成 20 年度～30 年度）」の一部	法第 5 条 第 2 号イ	当該部分には、特定の法人等の名称が記載されており、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
35 ページ	参考（酒）－ 5 「東京国税局管内の果実酒の課税移出数量の推移（平成 20 年度～30 年度）」の一部		



不開示とした部分とその理由

○ 令和元年7月 局長事務引継書（事務運営の概要等 徴収部）

ページ数	不開示部分	根拠条文	不開示理由
9 ページ	〔参考〕徴収部－3「滞納整理事務処理体制（局署の機能分担）」の一部	法第5条 第6号イ	当該部分は、滞納整理に係る国税当局の着眼点、手法又は方針に関する事項が具体的に記載されており、これを公にすることにより、国税当局が行う滞納処分の手法や滞納者についての情報をどの程度把握しているかといった事項などを明らかにすることになり、国税の徴収を免れるための財産の隠匿や滞納処分への対策を講じることを可能にするなど、租税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
14 ページ	〔参考〕特整 1「令和元事務年度 特別整理部門の事務処理体制」の一部		



不開示とした部分とその理由

○ 令和元年 7 月 局長事務引継書（事務運営の概要等 調査部）

ページ数等	不開示部分	根拠条文	不開示理由
3 ページ	〔参考 4〕 調査第一部所掌業種等 ○「特別国税調査官」の一部	法第 5 条 第 6 号イ	当該部分には、各グループの所掌業種等が具体的に記載されており、これを公にすることにより、一部の納税者に税務調査の対象とされる予見可能性を与え、税務調査等への対策を講じることを可能とするなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
4 ページ	3(1)「平成 30 事務年度の調査実績」の一部	法第 5 条 第 6 号イ	当該部分には、各部署における所管調査件数等が具体的に記載されており、これを公にすることにより、一部の納税者に税務調査の対象とされる予見可能性を与え、税務調査等への対策を講じることを可能とするなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。 また、当該部分は、調査対象者（法人）を選定する過程における着眼点が具体的に記載されているため、これを公にすることにより、納税義務者のうち一部の者が着眼点を知って調査対象となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
7 枚目 裏面	Ⅱ ○「事務運営の基本的な考え方」の一部	法第 5 条 第 6 号イ	当該部分は、調査対象者（法人）を選定する過程における着眼点が具体的に記載されているため、これを公にすることにより、納税義務者のうち一部の者が着眼点を知って調査対象となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
8 枚目 表面	Ⅱ ○「協力的手法の活用（コーポレートガバナンスの充実）」の一部		

ページ数等	不開示部分	根拠条文	不開示理由
8 枚目 裏面	Ⅱ ○「データ活用に係る取組」の一部	法第 5 条 第 6 号イ	当該部分は、調査対象者（法人）を選定する過程における着眼点、調査の取組方針に関する事項又は資料情報の収集に関する事項等が具体的に記載されており、これを公にすることにより、納税義務者のうち一部の者が着眼点を知って調査対象となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
9 枚目 表面	Ⅱ ○「国際課税分野の体制整備」の一部	法第 5 条 第 6 号イ	当該部分には、調査体制及び調査手法に関する事項が具体的に記載されており、これを公にすることにより、税務調査等に係る手の内を明らかにすることになり、税務調査等への対策を講じることを可能とするなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
9 枚目 裏面	Ⅱ ○「海外取引調査の充実（税制改正要望）」の一部	法第 5 条 第 6 号イ	当該部分には、課税上の問題に関する事項が具体的に記載されており、これを公にすることにより、税務調査等に係る手の内を明らかにすることになり、税務調査等への対策を講じることを可能とするなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。

不開示とした部分とその理由

○ 令和元年 7 月 局長事務引継書（事務運営の概要等 査察部）

ページ数	不開示部分	根拠条文	不開示理由
2 ページ	1 (3)「査察調査の手順」の一部	法第 5 条 第 4 号	当該部分には、犯則調査の具体的手法が記載されており、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であるため。
4 ページ	2「令和元年度の日程等」の一部	法第 5 条 第 1 号	当該部分には、特定の個人に関する情報が記載されており、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。



目 次

重 要 事 項

(ページ)

1	調査・徴収パフォーマンスの向上	1
○	調査パフォーマンスの向上策	3
○	徴収パフォーマンスの向上策	53
2	税務行政の将来像の実現に向けた取組	55
3	消費税軽減税率制度実施等への対応	69
4	消費税調査の課題	75
5	シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組	83

1 調査・徴収パフォーマンスの向上

○ 調査パフォーマンスの向上策

(課税第一部・課税第二部)

事務 系統	番号	項目	平成 30 事務 年 度 の 取 組 状 況 と 課 題	令 和 元 事 務 年 度 の 取 組 方 針
個 人 課 税 部 門	1	継続 1 管理事案 に対する調査の充実	○ 継 1 事案に係る運営方針等を規定した指示文書を新たに発遣 (H31.2) ・ 署別に、定量的な「管理件数の目安」を提示 ・ 2 統括官の事務負担軽減等を図るため、事案管理補助者を新たに指名 ・ 4～6 月の一定期間で集中的に管理・選定事務を実施 等 ○ H30.7 新設の「特別調査事案担当者」(17 署 34 名) に、継 1 調査を指示 ○ 各種会議や署巡回時に、継 1 事案に関する課題・問題意識等を説明・指導 ☆ 今事務年度の調査実績(1 件当たりの所得・税額、重加賦課割合)は、直近 2 年間に比較して良好であるが、全国(特に都市局)に比べて低調	➢ 左の「指示文書」に基づいた事務運営を推進【新規】 ・ 署別に提示した「管理件数の目安」に基づき事案管理し、的確に調査を実施 ・ 継 1 調査担当者として、特官も従事(年数件程度) 等 ➢ 継 1 事案に係る調査体制を強化【拡充】 ・ 特別調査部門設置署(13 署)を一部見直し ・ 「特別調査事案担当者」設置署を増設(17 署 34 名⇒21 署 42 名)
	2	署の特性に応じた メリハリをつけた 調査資源の投下	○ [] に対し、人的資源を再配分 ○ 増員署の調査(換算)人員の不足に対し、機動官による調査支援を実施 ☆ 調査効率の回復・向上(限られた人的資源の効率的配分)	➢ 増員署・減員署について、調査実績等を基に、引き続き効果検証を実施【継続】 ➢ 増員署について、機動官 8 名を通年で「調査支援担当者」として運用【新規】
	3	国際化・富裕層 への取組 (上位富裕層特官の 総合特官的運用)	○ 関連個人・法人をより一体的に捉えた管理・調査企画体制の構築に向け、新たに、上位富裕層特官(6 署)のうち 3 署に法人・資産系統職員を配置 ☆ 国際化・富裕層への一層の取組	➢ 引き続き、上位富裕層特官(3 署)に法人・資産系統職員を配置し総合特官的運用を実施【継続】 ➢ 継 2 事案については、引き続き、[] 効果的・効率的に接触を図る【継続】 ➢ CRS 情報を含む各種資料情報を効果的に活用し、調査選定事務を的確に実施【拡充】
	4	調査マネジメント の強化	○ 毎月調査実績等の指標(レーダーチャート)を作成し、自署の立ち位置、改善を要する事項・対応策、他署の良好な取組事例等を各署に展開 ○ 各署に対し、「事案進行検討会」の開催、質問応答記録書の確実な作成、審理担当者の早期参画による [] を指示 ○ 「マネジメントブック(調査担当統括官)」を新たに作成(H31.4)し、統括官等の調査マネジメントを支援 ☆ 調査事務の充実を図るため、署統括官等の調査マネジメントの強化を推進	➢ 今事務年度の取組を引き続き推進【継続】 ➢ 局において、署別の地域性や過去の調査実績等を多角的に検証・分析し、分析結果(客観的エビデンス)に基づき、調査の重点化 [] を検討【新規】 ➢ 「マネジメントブック」について、署の活用状況等を検証し改訂を検討【拡充】
	5	人材育成	○ 「スキルアップリーダー」(再任用職員：6 署 22 名)による巡回指導等 ・ ブロック別に取組テーマを設定し、取組内容の充実を図る ・ 若手職員への個別実地指導(同行指導、現況調査、質問応答記録書等) ・ 新任統括官への指導・助言(マネジメント、調査選定等) ☆ 若手職員の調査能力の向上等を図るため、人材育成への取組を推進	➢ 「スキルアップリーダー」をブロック署(6 署 22 名)に配置【継続】 ➢ 巡回指導等により、若手職員への個別実地指導、新任統括官への指導・助言等を推進【継続】
	6	経済社会の変化 への対応	○ 先端分野に対する調査体制の充実 ・ [] ・ [] を基に、情技官等が実地調査を実施 ☆ シェアリングエコノミー等新たな分野の経済活動に対する、調査・行政指導等による税務コンプライアンスの向上	➢ シェアリングエコノミー等新分野に係る事案について、関係部署と連携協調し、[] 【新規】 ➢ 引き続き、[] 困難度の高い事案等に対応【継続】

凡例「平成30事務年度の取組状況と課題」欄の「○」は30事務年度の取組状況を示し、「☆」は課題を示す。

凡例 「平成30事務年度の取組状況と課題」欄の「○」は30事務年度の取組状況を示し、「☆」は課題を示す。

○ 調査パフォーマンスの向上策

(課税第一部・課税第二部)

事務 系統	番号	項目	平成 30 事務 年 度 の 取 組 状 況 と 課 題	令 和 元 事 務 年 度 の 取 組 方 針
法 人 課 税 部 門	1	に 対する調査の充実	○ 1 件当たり増差所得や追徴本税額（3 税）が向上 ☆ 調査体制を整備する必要	➤ 【見直し】 ➤ 【見直し】 ➤ 【見直し】 ➤ 【見直し】 ➤ 【見直し】 ➤ 【見直し】
	2	の充実	○ 事績が向上 ☆ の更なる充実を図るためには、選定精度の向上を図り、 を確実に選定する必要 ☆ を検討する必要	➤ 選定精度の更なる向上を目的として、 【新規】 ➤ に対して、事務年度当初に を実施 【新規】 ➤ 【見直し】
	3	海外取引法人 への取組	○ 国際官の したことで、海外非違割合や海外増差所得が向上 ☆ また、国際官による ☆ 統括官等の	➤ 新たに国際担当支援職員（国際 S A）を配置し、主に調査経験の浅い職員の海外取引法人調査に係る支援を実施【新規】 ➤ 国際官に 【新規】 ➤ を更に充実【見直し】 ➤ 【新規】
	4	への取組	○ が年々増加 ☆ の増加と、 に対する体制を整備する必要	➤ 【見直し】 ➤ また、 【見直し】
	5		○ ☆	➤ 【見直し】
	6	人材育成	○ 伝承担当職員（S A）を、局法人課税課（3 名）及びブロック幹事署（9 署10 名）に配置し、調査経験の浅い職員に対する同行指導等を実施 ☆ 調査経験の浅い職員が増加傾向にあるため、同行指導を行う伝承担当職員（S A）が不足	➤ 伝承担当職員（S A）を増員し、調査経験の浅い職員に対する同行指導を充実【見直し】

凡例 「平成30事務年度の取組状況と課題」欄の「○」は30事務年度の取組状況を示し、「☆」は課題を示す。

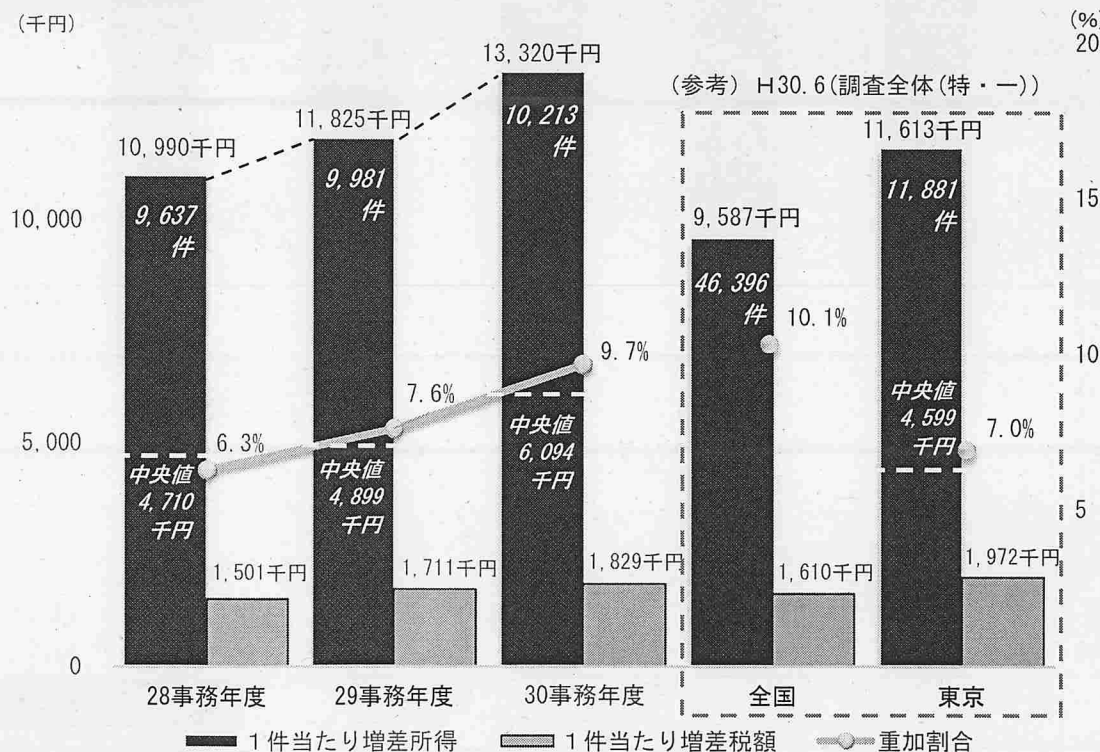
個人課税部門における
調査事務の取組状況

○ 調査全体（特別調査・一般調査）

取組方針

- ・ 確定申告事務等の内部事務の効率化等により、人事異動期前後や確定申告期前後の調査事務量を最大限確保。
- ・ 局から毎月提供する調査実績等を踏まえ、事案進行検討会の開催、審理担当の早期参画などを徹底し、確実に重加算税を賦課。

分析・評価



〔増差所得・増差税額〕

- 1件当たりの増差所得（13,320千円）及び1件当たりの増差税額（1,829千円）は、ともに直近2年に比べ良好。
- また、増差所得の「中央値」（6,094千円）も、直近2年に比べ良好であり、調査実績全体の底上げが図られている。
- 今後の見込みの指標として、3月末現在の概況連絡せん等の提出件数（503件）は、昨年同時期（410件）に比べ良好
- 都県別に見ると、1件当たりの増差所得・税額に偏りが見られる（東京・神奈川は高額、千葉・山梨は低額）。

〔重加賦課割合〕

- 重加賦課割合（9.7%）は、直近2年に比べ良好であり、全国平均（H30.6末：10.1%）に近付いている。
- 今後の見込みの指標として、H31.3末現在の重加賦課見込件数（1,249件）は、前年同時期（1,024件）に比べて良好
- 良好な要因は、
 - ① 今期、
環境が整備されたこと
 - ② 会議や署巡回により、
が図られたこと

※ グラフは各年3月末現在

今後の方向性

〔管理・選定及び調査マネジメントの強化〕

- 的確な管理・選定事務を実施するため、2統括が担当者（事案管理補助者）を指名し、2統括以外の者（他統括官、上席等）も管理・選定事務に従事。【新規】
- スキルアップリーダー・局実専官の署巡回による選定事務のフォローアップ。【新規】
- 局提供の「マネジメントブック（調査担当統括官）」（H31.4新規作成）に基づき、統括官等の調査マネジメントを支援。【新規】

〔客観的なエビデンスに基づく事務運営の推進〕

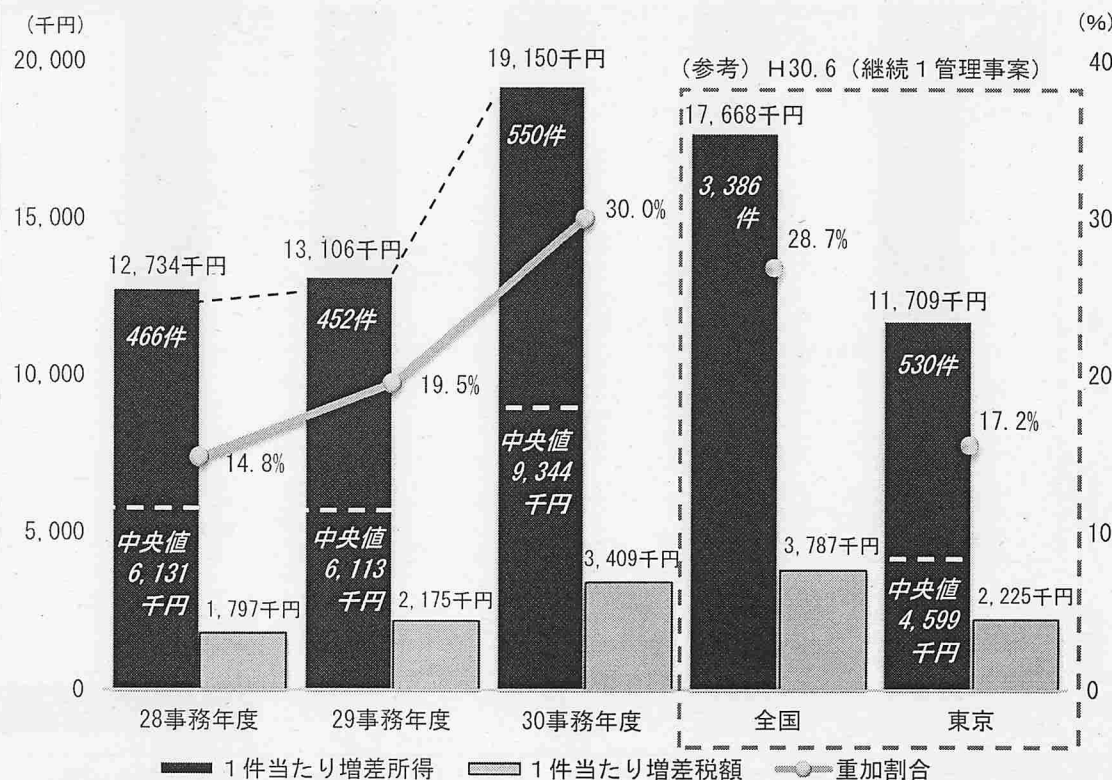
- 署別の地域性や過去の調査実績等を多角的に検証・分析し、更なる調査の重点化 [REDACTED] を検討。【新規】

○ 継続 1 管理事案（特別調査・一般調査）

取組方針

- ・ 管理事案について、適切な洗い替えを実施し、管理すべき事案を確実に抽出。
- ・ 管理対象とした事案については、継続的な資料情報の収集・蓄積を実施するなど納税者管理を強化し、調査優先度の高い事案を選定。

分析・評価



【増差所得・増差税額】

- 1件当たりの増差所得（19,150千円）及び増差税額（3,409千円）は、ともに直近2年に比べ良好。
- また、増差所得の「中央値」も、直近2年に比べ高額。（9,344千円）となっており、調査事績全体の底上げが図られている。
- 良好な主要因は、今期、XXXXXXXXXXおり、増差所得を押し上げているものと評価。

(参考 1)

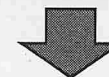
	処理済件数		1件当たり 増差所得
	3月分		
	件	件	千円
H30.3	89	6	28,505
H31.3	130	7	35,576

(参考 2)

	処理済件数		1件当たり 増差所得
	3月分		
	件	件	千円
H30.3	363	19	9,331
H31.3	420	26	13,975

【重加賦課割合】

- 重加賦課割合（30.0%）は、直近2年に比べ良好。
- 良好な主要因は、今期、XXXXXXXXXX



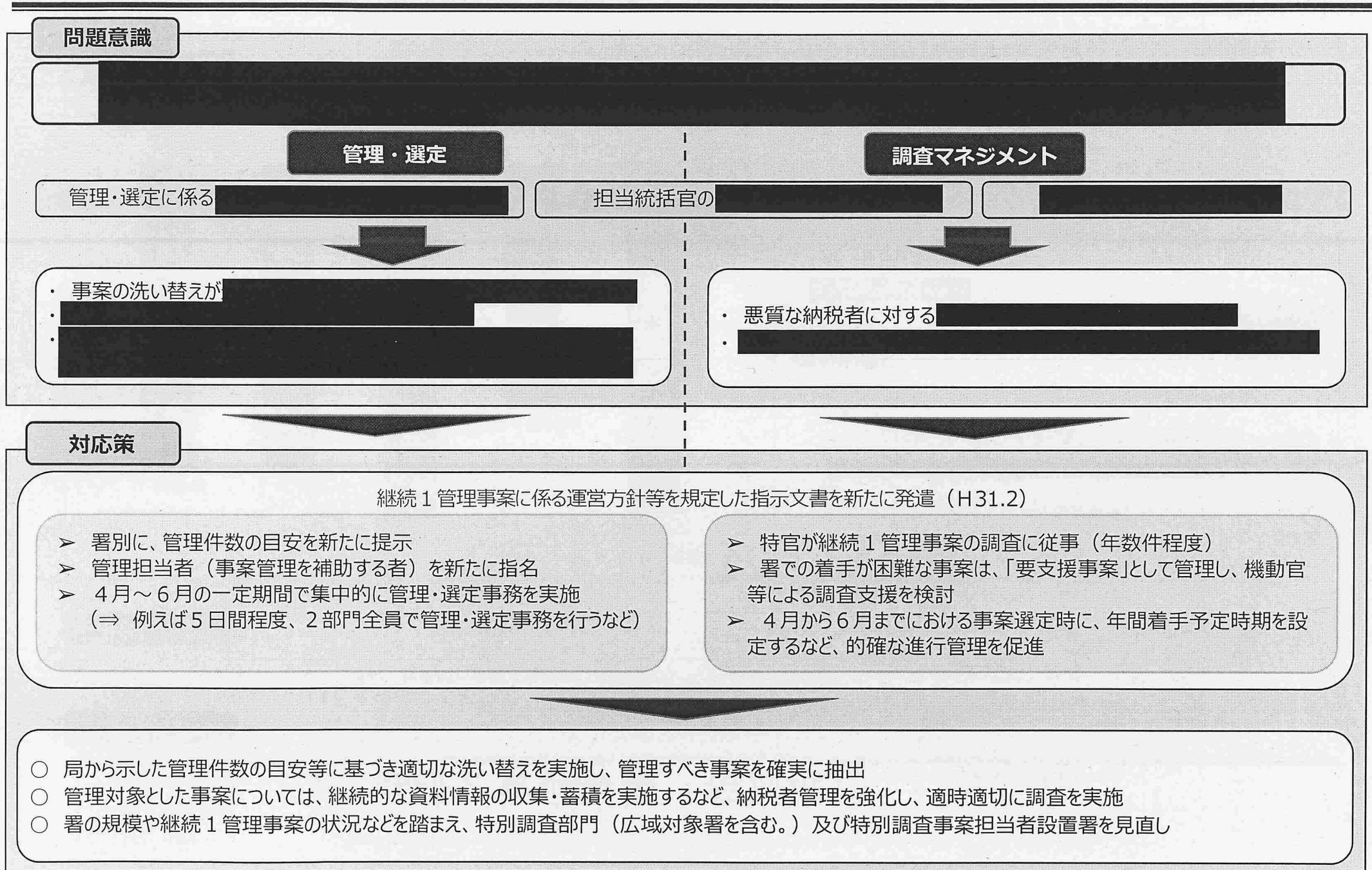
今後の方向性

（【参考】のとおり）

※ 事務年度当初から、署長会議をはじめとする各種会議や署巡回時に、XXXXXXXXXXことも良好な要因のひとつと史料。

※ グラフ及び計表は各年3月末現在

○ 「継続 1 管理事案」に対する今後の取組方針

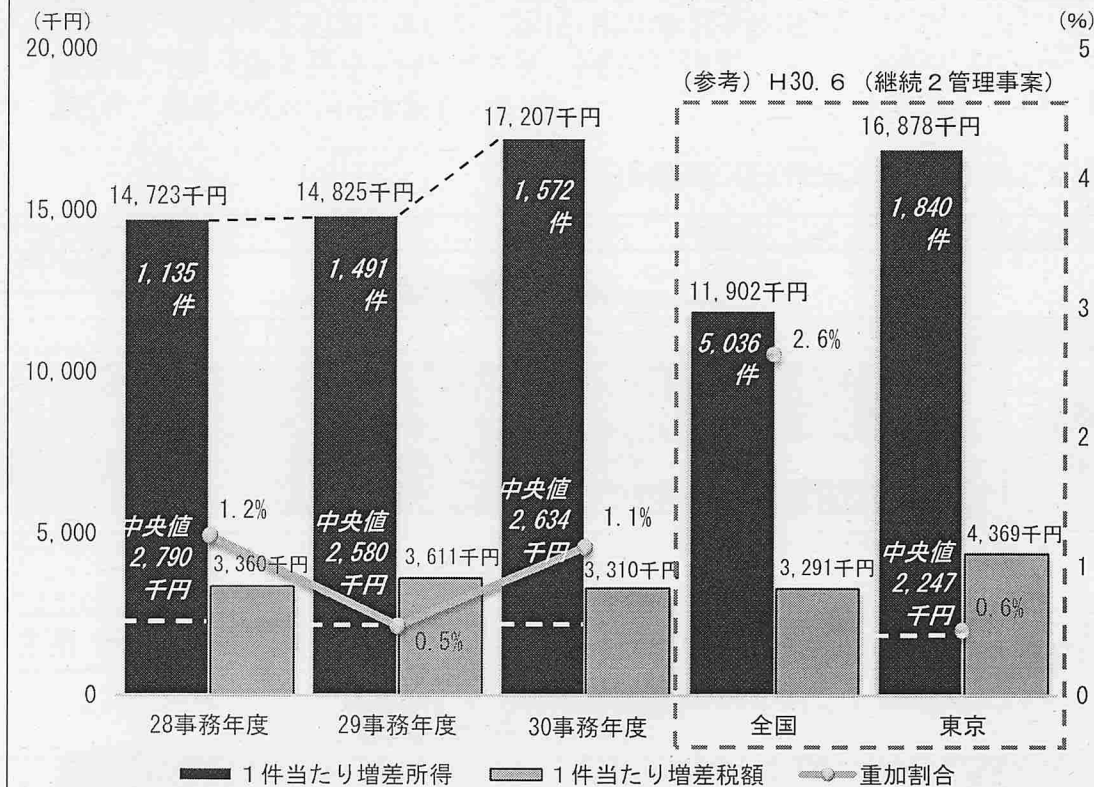


○ 継続2管理事案（特別調査・一般調査）

取組方針

- ・ 局が示した目安に基づき調査件数を計画するとともに、的確に進行管理を実施。
- ・ 納税者の質的区分に応じて、効果的・効率的に接触を図る。

分析・評価



〔増差所得・増差税額〕

- 1件当たりの増差所得（17,207千円）は、直近2年に比べ良好。
- 1件当たりの増差所得が良好な主要因は、1億円超の大型事案の増加（35件→48件）により増差所得を押し上げているものと思料
- [redacted] の調査事績が良好。[redacted] の増差が高額

〔重加賦課割合〕

- 重加賦課割合（1.1%）は、直近2年に比べて微増（横ばい）。
- 賦課割合を改善するため、[redacted]

※ グラフは各年3月末現在

今後の方向性

〔的確な調査及び管理・選定〕

- 局が示した目安に基づき調査件数を計画するとともに、的確に進行管理を実施。【継続】
- 管理事務については、継続的に [redacted] による濃淡を付けた管理を行い、効果的・効率的に接触を図る。【継続】
- 新たなCRS情報を含む各種資料情報を効果的に活用し、調査選定事務を的確に実施。【拡充】

— 15 —

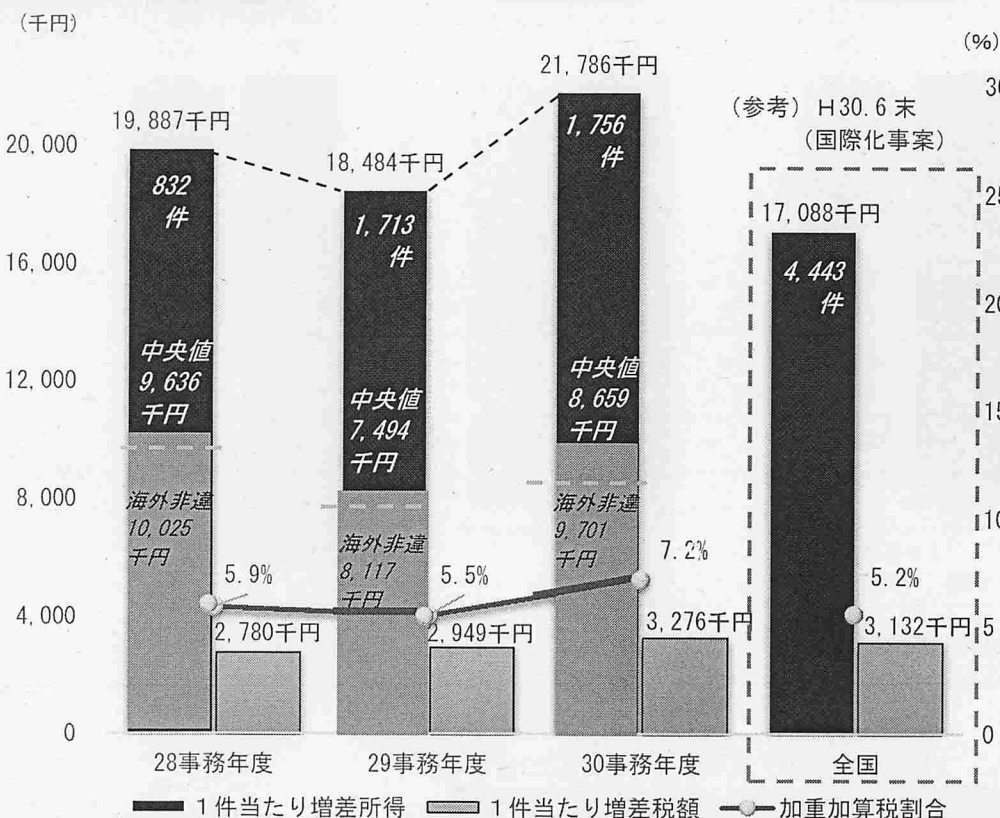
- 増員署・減員署については、来事務年度、引き続き効果検証を実施。【継続】
- 増員署について、署機動官（48 署 48 名）の内 8 名を通年で「調査支援担当者」として運用。【新規】
- [REDACTED] 【新規】

○ 国際化事案（特別・一般）

取組方針

- ・ 前事務年度に引き続き、調査必要度の高い国際課税事案について、積極的に選定・調査を実施。

分析・評価



〔調査件数・増差所得・増差税額〕

- 調査件数は、前年と同様に高水準（H28 比 211%）。
- 1 件当たり増差所得（21,786 千円）及び 1 件当たり増差税額（3,276 千円）は、ともに直近 2 年に比べ良好。

〔参考〕 H29 以降の調査件数の増加は、パナマ文書、パラダイス文書の公開を踏まえたもの

- 海外取引に係る非違（海外増差所得計（約 170 億円））は直近 2 年に比べ良好

	H29.3	H30.3	H31.3
海外増差所得計	8,341百万円	13,905百万円	17,035百万円
調査全体1件当たり	10,025千円	8,117千円	9,701千円
非違件数	536件	1,038件	1,000件
非違割合	64.4%	60.6%	56.9%

○ [調査件数・増差所得・増差税額] のものと評価

〔加重加算税〕

- 賦課件数（127 件）、賦課割合（7.2%）ともに直近 2 年に比べ良好。

	H30.3	H31.3
全署	727件	1,460件
署国際官	3,117件	10,017件
計	3,844件	11,477件

	H28	H29	H30
賦課件数	49件	94件	127件
賦課割合	5.9%	5.5%	7.2%

※ グラフ及び計表は各年 3 月末現在

今後の方向性

〔資料情報の有効活用〕

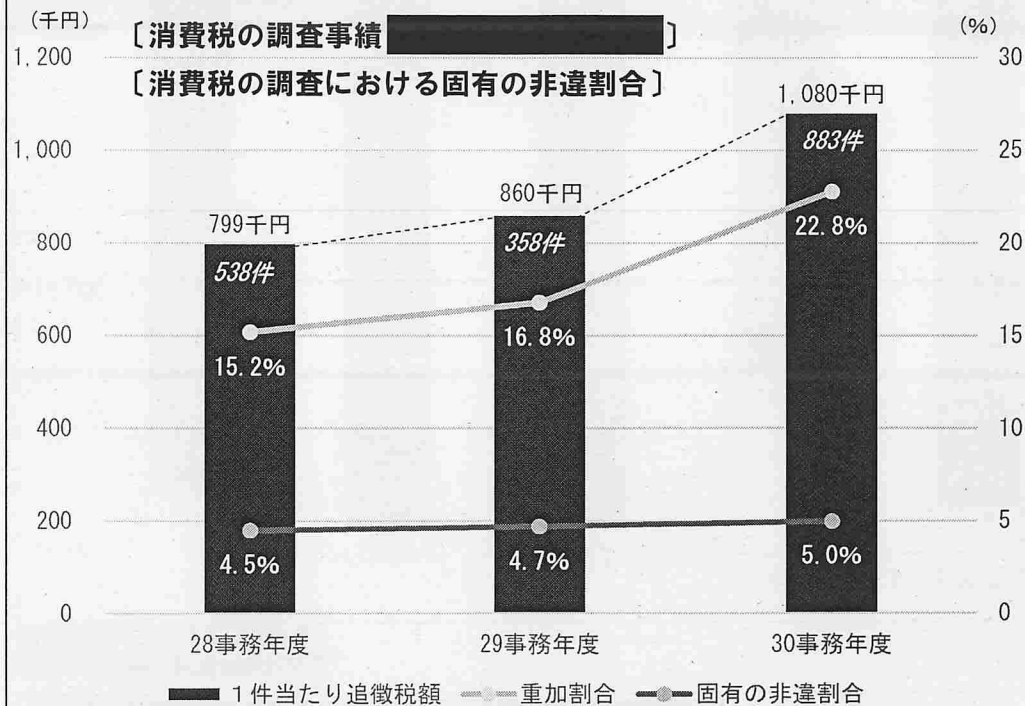
-
-

○ 消費税の適正課税の確保

取組方針

- ・ [] を積極的に実施。
- ⇒ 今期、 []
- ・ 消費税固有の非違に着目した選定・調査の実施。

分析・評価



〔 [] に対する調査〕

- [] の処理件数 (883 件) は、前年 (358 件) に比べ大幅に増加 (247%)。
- 1 件当たりの追徴税額 (1,080 千円) も、直近 2 年に比べ良好。
- 重加賦課割合 (22.8%) も、直近 2 年に比べ良好。
- 所得税の調査実績 (特に重加賦課割合) も良好 (下表)。

➤ []

と評価

	処理済 件数	消費税		所得税	
		1件当たり 追徴税額	重加 割合	1件当たり 増差所得	重加 割合
	件	千円	%	千円	%
H29.3	538	799	15.2	5,193	17.5
H30.3	358	860	16.8	6,601	17.9
H31.3	883	1,080	22.8	8,887	24.8

〔固有の非違に基づく選定〕

- 実地調査における消費税固有の非違 (無申告者を除く) 割合 (5.0%) は、直近 2 年に比べ上昇。

※ グラフ及び計表は各年 3 月末現在

今後の方向性

〔 [] に対する調査〕

○ []

〔軽減税率導入に伴う調査事務運営〕

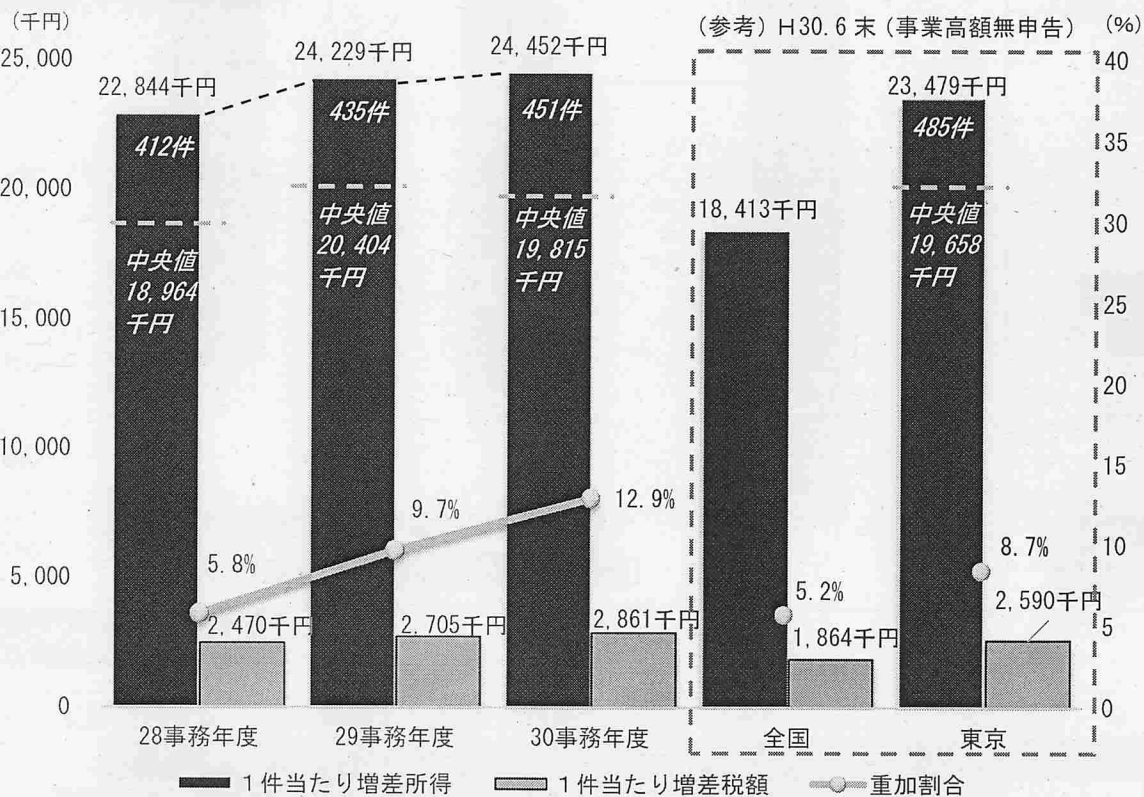
- 消費税軽減税率制度導入後の調査事務運営について、庁からの指示等を踏まえ検討。【新規】

○ 事業所得者等を中心とした高額無申告事案

取組方針

- ・ [redacted] を実施。
- ・ [redacted]

分析・評価



〔調査件数・増差所得・増差税額〕

- 調査件数（451件）は、増加傾向。
- 1件当たり増差所得（24,452千円）及び1件当たり増差税額（2,861千円）は、全国に比べ高水準。
 - 中央値も高額であり、全体として、高額な無申告事案の選定・調査が実施出来ているものと評価

〔重加賦課割合〕

- 重加賦課割合（12.9%）は、直近2年に比べ良好。
 - 一般的に [redacted] が、[redacted] 着実に増加
 - [redacted] においても、調査全体（13.2%）に比べて高水準であり、[redacted] ものと評価

(参考) [redacted]

	件数	作成割合	重加割合
調査全体	1,345件	13.2%	9.7%
事業高額無申告	76件	16.9%	12.9%

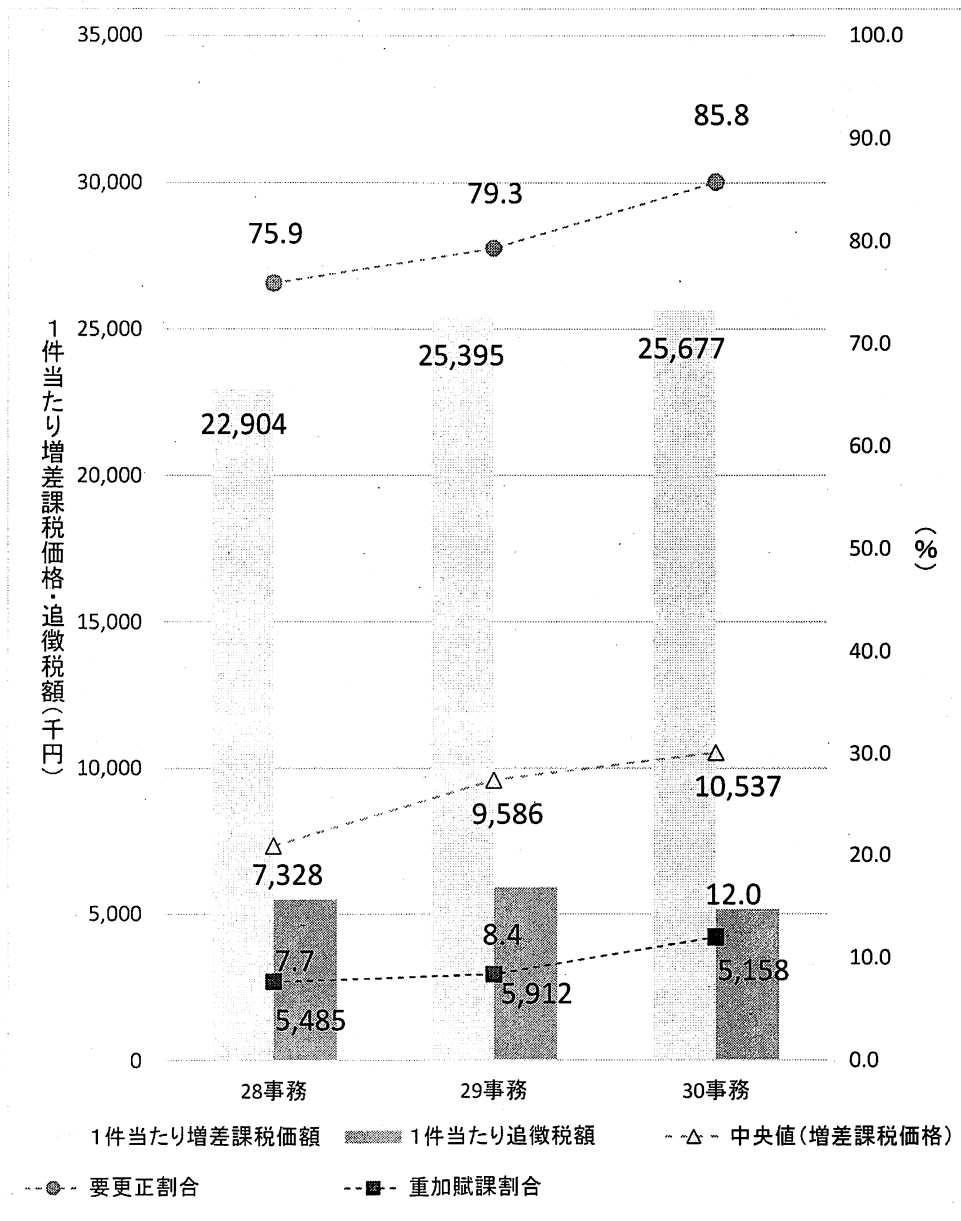
※ グラフ及び計表は各年3月末現在

今後の方向性

- [redacted]
- ・ [redacted]
- ・ [redacted]

資産課税部門における
調査事務の取組状況

○ 相続税実地調査事績《署計》



1 前年対比

項目 事務年度	計画 件数 (件)	着手 件数 (件)	着手 割合 (%)	完了 件数 (件)	完了 割合 (%)	要更正 割合 (%)	1件当たり 増差課税 価 額 (千円)	1件当たり 追徴税額 (千円)	重加 賦課 割合 (%)
28事務	3,130	2,913	93.1	2,713	86.7	75.9	22,904	5,485	7.7
29事務	3,307	3,061	92.6	2,806	84.9	79.3	25,395	5,912	8.4
30事務	3,406	3,142	92.2	2,913	85.5	85.8	25,677	5,158	12.0
前年 対比	99	81	▲0.3	107	0.7	6.5	281	▲755	3.6

2 全国対比

項目 局	計画 件数 (件)	着手 件数 (件)	着手 割合 (%)	完了 件数 (件)	完了 割合 (%)	要更正 割合 (%)	1件当たり 増差課税 価 額 (千円)	1件当たり 追徴税額 (千円)	重加 賦課 割合 (%)
東京局	3,406	3,142	92.2	2,913	85.5	85.8	25,677	5,158	12.0
全国						86.8	28,268	5,257	15.7
全国 対比						▲1.0	▲2,592	▲99	▲3.7

※ グラフ及び計表は各年3月末現在

○ 相続税実地調査事績<統括官>

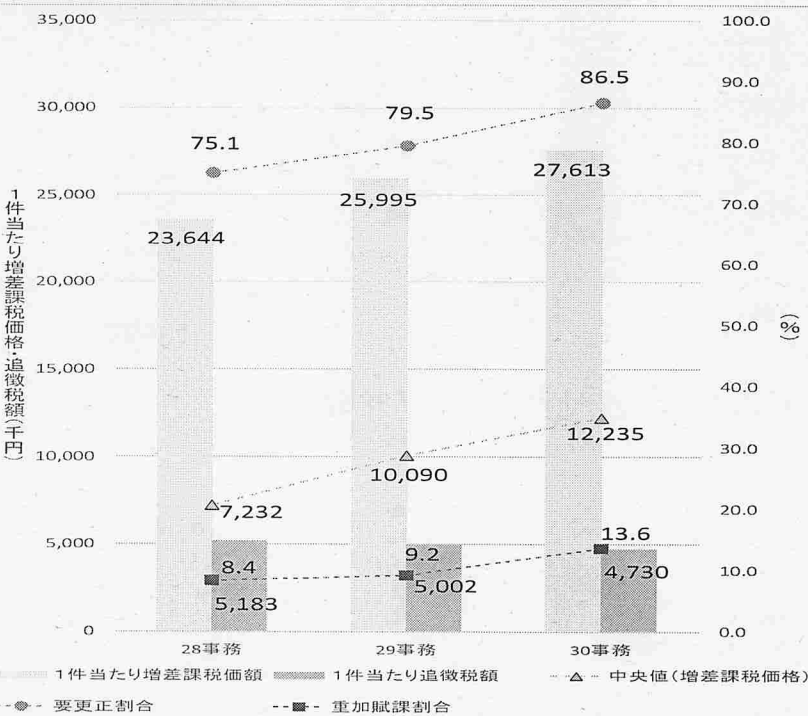
取組方針

調査パフォーマンス向上（4つの指標①要更正割合、②重加賦課割合、③1件当たり増差課税価格、④追徴税額の向上）のため、次の取組を実施。

- 調査通知前の準備調査の念査の徹底



分析・評価



- 要更正割合（86.5%：前年79.5%）、1件当たり増差課税価格（27,613千円：前年：25,995千円）、重加賦課割合（13.6%：前年9.2%）は前年より良好だが、1件当たり追徴税額（4,730千円：前年5,002千円）は前年を下回った。

➤ 「取組方針」に記載の4つの項目を徹底した効果と史料。

項目	計画 件数	着手 件数	着手 割合	完了 件数	完了 割合	要更正 割合	1件当たり 増差課税 価 額	1件当たり 追徴税額	重加 賦課 割合
事務年度	(件)	(件)	(%)	(件)	(%)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
28事務	2,193	2,170	99.0	2,095	95.5	75.1	23,644	5,183	8.4
29事務	2,097	2,090	99.7	2,013	96.0	79.5	25,995	5,002	9.2
30事務	2,254	2,214	98.2	2,135	94.7	86.5	27,613	4,730	13.6
前年対比	157	124	▲1.4	122	▲1.3	7.0	1,618	▲272	4.4

※ グラフ及び計表は各年3月末現在

今後の方向性

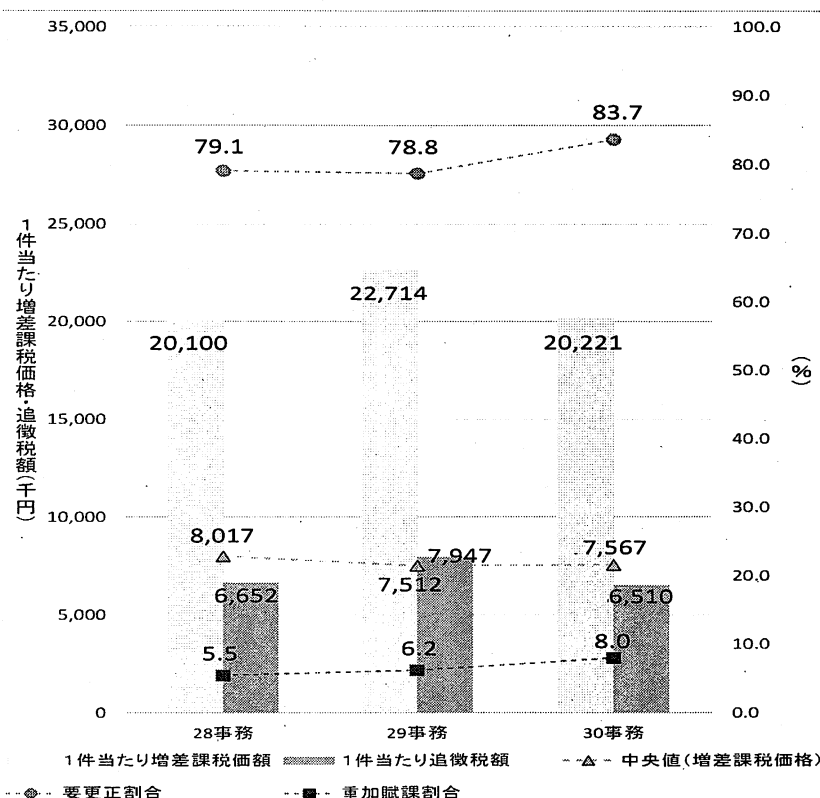
- 本事務年度の取組について継続して実施するとともに、[Redacted]調査を実施。
【拡充】
- また、事案差し替え時に安易に低階級事案を選択することで1件当たりの追徴税額は低下することから、署の調査事案の差し替え等も把握するなど局のグリップを強化。【新規】

○ 相続税実地調査事績<特官>

取組方針

- 高階級事案 について、積極的に調査を行うとともに、調査パフォーマンスの向上（4つの指標①要更正割合、②重加賦課割合、③1件当たり増差課税価格、④1件当たり追徴税額の向上）を図る。

分析・評価



- 要更正割合（83.7%：前年78.8%）及び重加賦課割合（8.0%：前年6.2%）は前年より良好。
- 1件当たり増差課税価格（20,221千円：前年：22,714千円）及び1件当たり追徴税額（6,510千円：前年7,947千円）は前年を下回った。

> 他の都市局との比較した結果、

項目	年間 計画 件数	着手 件数	着手 割合	完了 件数	完了 割合	要更正 割合	1件当たり 増差課税 価 額	1件当たり 追徴税額	重加 賦課 割合
事務年度	(件)	(件)	(%)	(件)	(%)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
28事務	906	715	78.9	599	66.1	79.1	20,100	6,652	5.5
29事務	1,179	941	79.8	772	65.5	78.8	22,714	7,947	6.2
30事務	1,122	874	77.9	736	65.6	83.7	20,221	6,510	8.0
前年対比	▲57	▲67	▲1.9	▲36	0.1	4.9	▲2,492	▲1,437	1.8

※ グラフ及び計表は各年3月末現在

今後の方向性

- 引き続き、筆頭特官のマネジメントの下、 を積極的に調査。【継続】
- 1件当たり増差課税価格・追徴税額向上の観点から、 【新規】

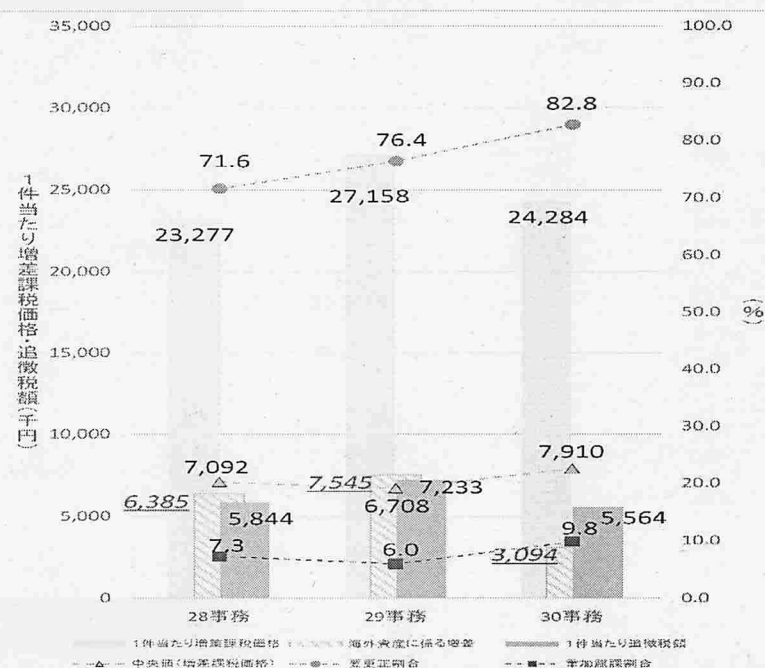
○ 国際化への取組《海外資産関連事案（相続税）の調査事績》

取組方針

海外資産関連事案への積極的な取組及び調査パフォーマンス（特に要更正割合、重加賦課割合）向上のため、次の取組を実施。

- [REDACTED]
- [REDACTED]

分析・評価



- ・ 完了件数（408 件：前年 348 件）、要更正割合（82.8%：前年 76.4%）及び重加賦課割合（9.8%：前年 6.0%）は前年より良好。
- ・ しかしながら、過去 2 年と比較し、1 件当たりの海外資産に係る増差課税価格（3,094 千円：前年 7,545 千円）が大幅に低下。

項目 事務年度	計画 件数 (件)	完了 件数 (件)	完了 割合 (%)	要更正 割 合 (%)	1件当たり 増差課税 価 格 (千円)	1件当たり 追徴税額 (千円)	重加 賦課 割合 (%)	要更正のうち 海外資産に係るもの		
								要更正 件数 (件)	1件当たり 増差課税 価 格 (千円)	重加 賦課 件数 (件)
28事務	232	328	141.4	71.6	23,277	5,844	7.3	42	6,385	2
29事務	385	348	90.4	76.4	27,158	7,233	6.0	54	7,545	2
30事務	420	408	97.1	82.8	24,284	5,564	9.8	33	3,094	5
前年対比	35	60	6.7	6.4	▲2,874	▲1,669	3.8	▲21	▲4,451	3

※ グラフ及び計表は各年3月末現在

今後の方向性

- ・ 国際官に対し、海外非違に着目した事案選定の徹底及び追加支援要請を見込んだ柔軟な事務計画を指示。【新規】
 - ・ 事務運営指針に調査着手後でも新たに国際支援要請が可能である旨、規定を追加。【新規】
 - ・
- 【新規】
- ・ 署職員に対する各種研修に海外資産関連事案の調査に関する項目を追加し、意識の醸成を図る。【新規】

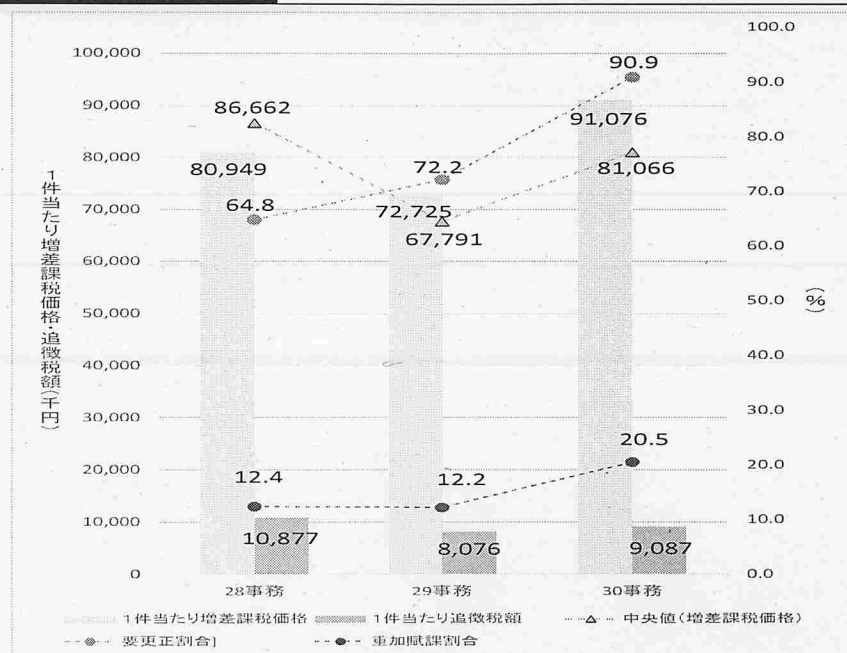
○ 無申告への取組《相続税無申告事案の調査事績》

取組方針

無申告事案の調査パフォーマンス向上のため、次の取組を実施。

- ・ 照会文書の送付、回答確認を徹底
- ・ 統括官等による準備調査内容の念査を徹底

分析・評価



- ・ 要更正割合（90.9%：前年72.2%）、1件当たり増差課税価格（91,076千円：前年：72,725千円）、1件当たり追徴税額（9,087千円：前年8,076千円）、重加賦課割合（20.5%：前年12.2%）いずれも前年より良好。

- ・ 本事務年度上期に調査し非課税処理となった事案（25件）を分析したところ、

事案が多数。なお、分析結果を署に還元。

項目	完了 件数	完了 割合	要更正 割合	1件当たり 増差課税 価 格	1件当たり 追徴税額	重加 賦課 割合
事務年度	(件)	(%)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
28事務	193	76.6	64.8	80,949	10,877	12.4
29事務	245	73.1	72.2	72,725	8,076	12.2
30事務	264	83.3	90.9	91,076	9,087	20.5
前年対比	19	10.1	18.7	18,351	1,011	8.3

※ グラフ及び計表は各年3月末現在

今後の方向性

- ・ 本事務年度の取組を継続するとともに、要更正割合の一層の向上のため、

【継続】

【新規】

【新規】

法人課税部門における
調査事務の取組状況

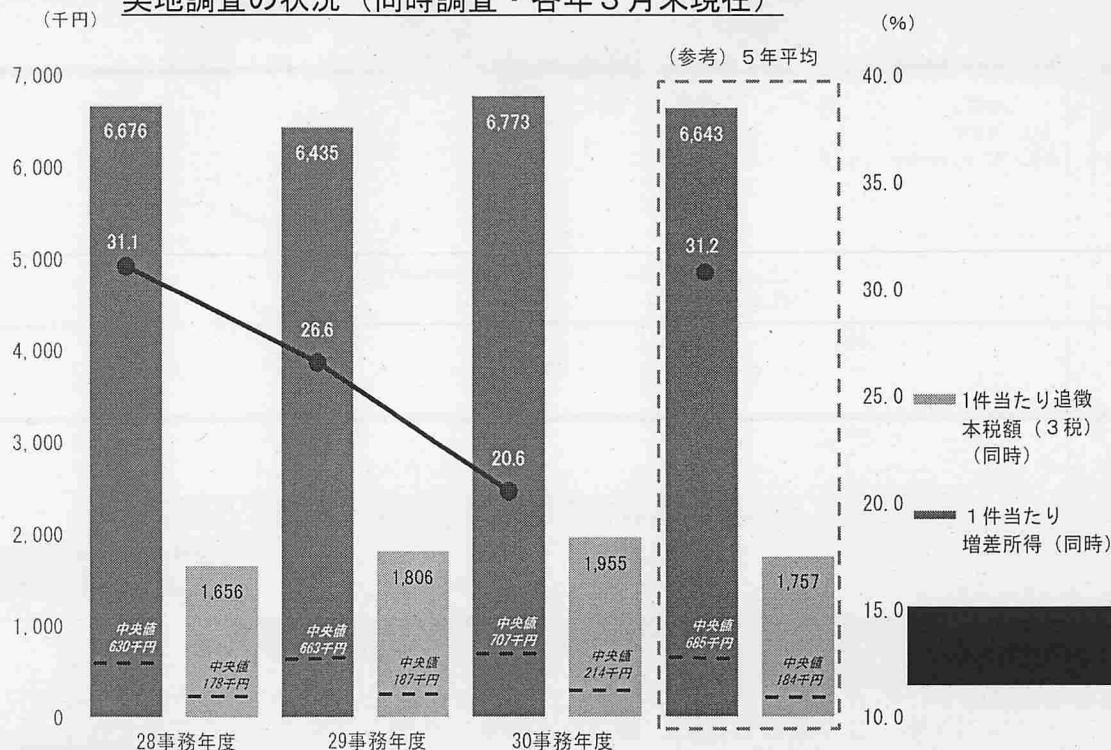
○ 平成 30 事務年度の調査事務等の取組状況

取組方針

- ・ 的確な納税者管理に基づき、大口・悪質重点の調査を基本としつつ、限られた人的資源等をバランスよく配分するとともに、調査必要度が高い法人の的確な選定、事案に応じた適切な調査体制の編成、進行管理の徹底によって、効果的・効率的な調査事務運営に努める。

分析・評価

実地調査の状況（同時調査・各年3月末現在）



事務年度	項目	調査計画	分析									
			処理件数	処理割合	1件当たり調査日	更正割合	不正発見	1件当たり増得金額	不正1件当たり増得金額	1件当たり追徴本税額		
			① 件	② 件	③ %	④ 日	⑤ %	⑥ %	⑦ 千円	⑧ 千円	⑨ 千円	⑩ %
28	同時調査	1	18,769	12,506	66.6	9.3	76.9	23.2	6,676	14,264	1,656	31.1
	重点項目調査	2	11,167	6,859	61.4	4.5	64.4	14.3	1,365	2,510	376	50.6
	合計	3	29,936	19,365	64.7	7.6	72.5	20.1	4,800	11,314	1,204	38.0
29	同時調査	4	18,687	12,645	67.7	9.3	79.2	26.4	6,435	13,832	1,806	26.6
	重点項目調査	5	11,071	6,696	60.5	4.6	66.2	15.0	1,093	2,191	421	46.5
	合計	6	29,758	19,341	65.0	7.7	74.7	22.5	4,591	11,157	1,328	33.4
30	同時調査	7	20,542	14,365	69.9	9.0	79.2	25.1	6,773	13,445	1,955	20.6
	重点項目調査	8	8,299	5,768	69.5	4.7	64.4	14.5	1,325	2,976	465	42.6
	合計	9	28,841	20,133	69.8	7.7	74.9	22.1	5,215	11,472	1,529	26.9
前年対比	同時調査	10	109.9%	113.6%	ポイント+ 2.2	0.3	ポイント0.0	ポイント1.3	105.3%	97.2%	108.3%	ポイント6.0
	重点項目調査	11	75.0%	86.1%	+ 9.0	+ 0.1	1.8	0.5	121.2%	135.8%	110.5%	3.9%
	合計	12	96.9%	104.1%	+ 4.8	0.0	+ 0.2	0.4	113.6%	102.8%	115.1%	6.5%
5年平均	同時調査	13	18,036	11,562	64.1	9.8	77.1	23.0	6,643	13,705	1,757	31.2
	重点項目調査	14	10,140	6,004	59.2	4.7	64.0	13.8	1,388	2,898	377	50.3
	合計	15	28,176	17,566	62.3	8.0	72.6	19.9	4,852	11,154	1,287	37.7
5年平均対比	同時調査	16	113.9%	124.2%	ポイント+ 5.8	0.8	ポイント+ 2.1	ポイント+ 2.1	102.0%	98.1%	111.3%	ポイント10.6
	重点項目調査	17	81.8%	96.1%	+ 10.3	0.0	+ 0.4	+ 0.7	95.5%	102.7%	123.3%	7.7%
	合計	18	102.4%	114.6%	+ 7.5	0.3	+ 2.3	+ 2.2	107.5%	102.9%	118.8%	10.8%

同時調査における調査実績は、調査計画件数が増加（前年対比 109.9%）する中、

「1件当たり増差所得」や「1件当たり追徴本税額（3税）」が前年及び5年平均を上回っており、

今後の方向性

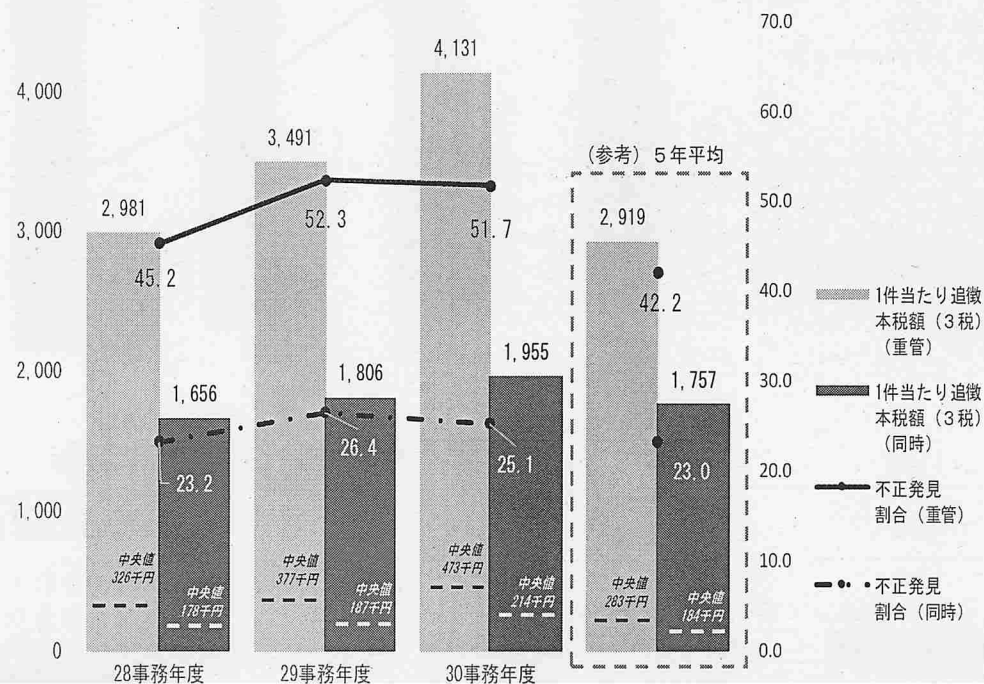
○ 重点管理対象法人の的確な管理・調査

取組方針

- 重点管理対象法人は、
- 大口・悪質な不正計算が想定される法人など特に調査必要度が高い法人については、署の地域性や管内事情を踏まえ、調査選定、申告審理、個別管理資料等の検討などあらゆる機会を通じて「重点管理対象法人」に指定し、継続的な管理を行う。
- 実地調査に当たっては、優先的に事務量を確保し、深度ある調査を実施する。
このため、計画的・継続的な資料情報の収集・蓄積に努める。

分析・評価

実地調査の状況（重点管理対象法人合計・各年3月末現在）
(千円) (%)



1 重点管理対象法人の的確な管理

管理法人数は21,807件と年々減少しており、重点管理対象法人の純化が図られている。

2 重点管理対象法人の的確な調査

事務年度	項目	管 理			着 手 処 理			分 配 税														源泉徴収税	1 件 当 たり 追 徴 本 税 額 (3 税)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		法人数 ①	件数 ②	件数 ③	件数 ④	割合 ⑤	割合 ⑥	割合 ⑦	割合 ⑧	割合 ⑨	割合 ⑩	割合 ⑪	割合 ⑫	割合 ⑬	割合 ⑭	割合 ⑮	割合 ⑯	割合 ⑰	割合 ⑱	割合 ⑲	割合 ⑳			割合 ㉑	割合 ㉒	割合 ㉓	割合 ㉔	割合 ㉕	割合 ㉖	割合 ㉗	割合 ㉘	割合 ㉙	割合 ㉚	割合 ㉛	割合 ㉜	割合 ㉝	割合 ㉞	割合 ㉟	割合 ㊱	割合 ㊲	割合 ㊳	割合 ㊴	割合 ㊵	割合 ㊶	割合 ㊷	割合 ㊸	割合 ㊹	割合 ㊺	割合 ㊻	割合 ㊼	割合 ㊽	割合 ㊾	割合 ㊿	割合 ㋀	割合 ㋁	割合 ㋂	割合 ㋃	割合 ㋄	割合 ㋅	割合 ㋆	割合 ㋇	割合 ㋈	割合 ㋉	割合 ㋊	割合 ㋋	割合 ㋌	割合 ㋍	割合 ㋎	割合 ㋏	割合 ㋐	割合 ㋑	割合 ㋒	割合 ㋓	割合 ㋔	割合 ㋕	割合 ㋖	割合 ㋗	割合 ㋘	割合 ㋙	割合 ㋚	割合 ㋛	割合 ㋜	割合 ㋝	割合 ㋞	割合 ㋟	割合 ㋠	割合 ㋡	割合 ㋢	割合 ㋣	割合 ㋤	割合 ㋥	割合 ㋦	割合 ㋧	割合 ㋨	割合 ㋩	割合 ㋪	割合 ㋫	割合 ㋬	割合 ㋭	割合 ㋮	割合 ㋯	割合 ㋰	割合 ㋱	割合 ㋲	割合 ㋳	割合 ㋴	割合 ㋵	割合 ㋶	割合 ㋷	割合 ㋸	割合 ㋹	割合 ㋺	割合 ㋻	割合 ㋼	割合 ㋽	割合 ㋾	割合 ㋿	割合 ㌀	割合 ㌁	割合 ㌂	割合 ㌃	割合 ㌄	割合 ㌅	割合 ㌆	割合 ㌇	割合 ㌈	割合 ㌉	割合 ㌊	割合 ㌋	割合 ㌌	割合 ㌍	割合 ㌎	割合 ㌏	割合 ㌐	割合 ㌑	割合 ㌒	割合 ㌓	割合 ㌔	割合 ㌕	割合 ㌖	割合 ㌗	割合 ㌘	割合 ㌙	割合 ㌚	割合 ㌛	割合 ㌜	割合 ㌝	割合 ㌞	割合 ㌟	割合 ㌠	割合 ㌡	割合 ㌢	割合 ㌣	割合 ㌤	割合 ㌥	割合 ㌦	割合 ㌧	割合 ㌨	割合 ㌩	割合 ㌪	割合 ㌫	割合 ㌬	割合 ㌭	割合 ㌮	割合 ㌯	割合 ㌰	割合 ㌱	割合 ㌲	割合 ㌳	割合 ㌴	割合 ㌵	割合 ㌶	割合 ㌷	割合 ㌸	割合 ㌹	割合 ㌺	割合 ㌻	割合 ㌼	割合 ㌽	割合 ㌾	割合 ㌿	割合 ㍀	割合 ㍁	割合 ㍂	割合 ㍃	割合 ㍄	割合 ㍅	割合 ㍆	割合 ㍇	割合 ㍈	割合 ㍉	割合 ㍊	割合 ㍋	割合 ㍌	割合 ㍍	割合 ㍎	割合 ㍏	割合 ㍐	割合 ㍑	割合 ㍒	割合 ㍓	割合 ㍔	割合 ㍕	割合 ㍖	割合 ㍗	割合 ㍘	割合 ㍙	割合 ㍚	割合 ㍛	割合 ㍜	割合 ㍝	割合 ㍞	割合 ㍟	割合 ㍠	割合 ㍡	割合 ㍢	割合 ㍣	割合 ㍤	割合 ㍥	割合 ㍦	割合 ㍧	割合 ㍨	割合 ㍩	割合 ㍪	割合 ㍫	割合 ㍬	割合 ㍭	割合 ㍮	割合 ㍯	割合 ㍰	割合 ㍱	割合 ㍲	割合 ㍳	割合 ㍴	割合 ㍵	割合 ㍶	割合 ㍷	割合 ㍸	割合 ㍹	割合 ㍺	割合 ㍻	割合 ㍼	割合 ㍽	割合 ㍾	割合 ㍿	割合 ㏀	割合 ㏁	割合 ㏂	割合 ㏃	割合 ㏄	割合 ㏅	割合 ㏆	割合 ㏇	割合 ㏈	割合 ㏉	割合 ㏊	割合 ㏋	割合 ㏌	割合 ㏍	割合 ㏎	割合 ㏏	割合 ㏐	割合 ㏑	割合 ㏒	割合 ㏓	割合 ㏔	割合 ㏕	割合 ㏖	割合 ㏗	割合 ㏘	割合 ㏙	割合 ㏚	割合 ㏛	割合 ㏜	割合 ㏝	割合 ㏞	割合 ㏟	割合 ㏠	割合 ㏡	割合 ㏢	割合 ㏣	割合 ㏤	割合 ㏥	割合 ㏦	割合 ㏧	割合 ㏨	割合 ㏩	割合 ㏪	割合 ㏫	割合 ㏬	割合 ㏭	割合 ㏮	割合 ㏯	割合 ㏰	割合 ㏱	割合 ㏲	割合 ㏳	割合 ㏴	割合 ㏵	割合 ㏶	割合 ㏷	割合 ㏸	割合 ㏹	割合 ㏺	割合 ㏻	割合 ㏼	割合 ㏽	割合 ㏾	割合 ㏿	割合 ㌀	割合 ㌁	割合 ㌂	割合 ㌃	割合 ㌄	割合 ㌅	割合 ㌆	割合 ㌇	割合 ㌈	割合 ㌉	割合 ㌊	割合 ㌋	割合 ㌌	割合 ㌍	割合 ㌎	割合 ㌏	割合 ㌐	割合 ㌑	割合 ㌒	割合 ㌓	割合 ㌔	割合 ㌕	割合 ㌖	割合 ㌗	割合 ㌘	割合 ㌙	割合 ㌚	割合 ㌛	割合 ㌜	割合 ㌝	割合 ㌞	割合 ㌟	割合 ㌠	割合 ㌡	割合 ㌢	割合 ㌣	割合 ㌤	割合 ㌥	割合 ㌦	割合 ㌧	割合 ㌨	割合 ㌩	割合 ㌪	割合 ㌫	割合 ㌬	割合 ㌭	割合 ㌮	割合 ㌯	割合 ㌰	割合 ㌱	割合 ㌲	割合 ㌳	割合 ㌴	割合 ㌵	割合 ㌶	割合 ㌷	割合 ㌸	割合 ㌹	割合 ㌺	割合 ㌻	割合 ㌼	割合 ㌽	割合 ㌾	割合 ㌿	割合 ㍀	割合 ㍁	割合 ㍂	割合 ㍃	割合 ㍄	割合 ㍅	割合 ㍆	割合 ㍇	割合 ㍈	割合 ㍉	割合 ㍊	割合 ㍋	割合 ㍌	割合 ㍍	割合 ㍎	割合 ㍏	割合 ㍐	割合 ㍑	割合 ㍒	割合 ㍓	割合 ㍔	割合 ㍕	割合 ㍖	割合 ㍗	割合 ㍘	割合 ㍙	割合 ㍚	割合 ㍛	割合 ㍜	割合 ㍝	割合 ㍞	割合 ㍟	割合 ㍠	割合 ㍡	割合 ㍢	割合 ㍣	割合 ㍤	割合 ㍥	割合 ㍦	割合 ㍧	割合 ㍨	割合 ㍩	割合 ㍪	割合 ㍫	割合 ㍬	割合 ㍭	割合 ㍮	割合 ㍯	割合 ㍰	割合 ㍱	割合 ㍲	割合 ㍳	割合 ㍴	割合 ㍵	割合 ㍶	割合 ㍷	割合 ㍸	割合 ㍹	割合 ㍺	割合 ㍻	割合 ㍼	割合 ㍽	割合 ㍾	割合 ㍿	割合 ㏀	割合 ㏁	割合 ㏂	割合 ㏃	割合 ㏄	割合 ㏅	割合 ㏆	割合 ㏇	割合 ㏈	割合 ㏉	割合 ㏊	割合 ㏋	割合 ㏌	割合 ㏍	割合 ㏎	割合 ㏏	割合 ㏐	割合 ㏑	割合 ㏒	割合 ㏓	割合 ㏔	割合 ㏕	割合 ㏖	割合 ㏗	割合 ㏘	割合 ㏙	割合 ㏚	割合 ㏛	割合 ㏜	割合 ㏝	割合 ㏞	割合 ㏟	割合 ㏠	割合 ㏡	割合 ㏢	割合 ㏣	割合 ㏤	割合 ㏥	割合 ㏦	割合 ㏧	割合 ㏨	割合 ㏩	割合 ㏪	割合 ㏫	割合 ㏬	割合 ㏭	割合 ㏮	割合 ㏯	割合 ㏰	割合 ㏱	割合 ㏲	割合 ㏳	割合 ㏴	割合 ㏵	割合 ㏶	割合 ㏷	割合 ㏸	割合 ㏹	割合 ㏺	割合 ㏻	割合 ㏼	割合 ㏽	割合 ㏾	割合 ㏿	割合 ㌀	割合 ㌁	割合 ㌂	割合 ㌃	割合 ㌄	割合 ㌅	割合 ㌆	割合 ㌇	割合 ㌈	割合 ㌉	割合 ㌊	割合 ㌋	割合 ㌌	割合 ㌍	割合 ㌎	割合 ㌏	割合 ㌐	割合 ㌑	割合 ㌒	割合 ㌓	割合 ㌔	割合 ㌕	割合 ㌖	割合 ㌗	割合 ㌘	割合 ㌙	割合 ㌚	割合 ㌛	割合 ㌜	割合 ㌝	割合 ㌞	割合 ㌟	割合 ㌠	割合 ㌡	割合 ㌢	割合 ㌣	割合 ㌤	割合 ㌥	割合 ㌦	割合 ㌧	割合 ㌨	割合 ㌩	割合 ㌪	割合 ㌫	割合 ㌬	割合 ㌭	割合 ㌮	割合 ㌯	割合 ㌰	割合 ㌱	割合 ㌲	割合 ㌳	割合 ㌴	割合 ㌵	割合 ㌶	割合 ㌷	割合 ㌸	割合 ㌹	割合 ㌺	割合 ㌻	割合 ㌼	割合 ㌽	割合 ㌾	割合 ㌿	割合 ㍀	割合 ㍁	割合 ㍂	割合 ㍃	割合 ㍄	割合 ㍅	割合 ㍆	割合 ㍇	割合 ㍈	割合 ㍉	割合 ㍊	割合 ㍋	割合 ㍌	割合 ㍍	割合 ㍎	割合 ㍏	割合 ㍐	割合 ㍑	割合 ㍒	割合 ㍓	割合 ㍔	割合 ㍕	割合 ㍖	割合 ㍗	割合 ㍘	割合 ㍙	割合 ㍚	割合 ㍛	割合 ㍜	割合 ㍝	割合 ㍞	割合 ㍟	割合 ㍠	割合 ㍡	割合 ㍢	割合 ㍣	割合 ㍤	割合 ㍥	割合 ㍦	割合 ㍧	割合 ㍨	割合 ㍩	割合 ㍪	割合 ㍫	割合 ㍬	割合 ㍭	割合 ㍮	割合 ㍯	割合 ㍰	割合 ㍱	割合 ㍲	割合 ㍳	割合 ㍴	割合 ㍵	割合 ㍶	割合 ㍷	割合 ㍸	割合 ㍹	割合 ㍺	割合 ㍻	割合 ㍼	割合 ㍽	割合 ㍾	割合 ㍿	割合 ㏀	割合 ㏁	割合 ㏂	割合 ㏃	割合 ㏄	割合 ㏅	割合 ㏆	割合 ㏇	割合 ㏈	割合 ㏉	割合 ㏊	割合 ㏋	割合 ㏌	割合 ㏍	割合 ㏎	割合 ㏏	割合 ㏐	割合 ㏑	割合 ㏒	割合 ㏓	割合 ㏔	割合 ㏕	割合 ㏖	割合 ㏗	割合 ㏘	割合 ㏙	割合 ㏚	割合 ㏛	割合 ㏜	割合 ㏝	割合 ㏞	割合 ㏟	割合 ㏠	割合 ㏡	割合 ㏢	割合 ㏣	割合 ㏤	割合 ㏥	割合 ㏦	割合 ㏧	割合 ㏨	割合 ㏩	割合 ㏪	割合 ㏫	割合 ㏬	割合 ㏭	割合 ㏮	割合 ㏯	割合 ㏰	割合 ㏱	割合 ㏲	割合 ㏳	割合 ㏴	割合 ㏵	割合 ㏶	割合 ㏷	割合 ㏸	割合 ㏹	割合 ㏺	割合 ㏻	割合 ㏼	割合 ㏽	割合 ㏾	割合 ㏿	割合 ㌀	割合 ㌁	割合 ㌂	割合 ㌃	割合 ㌄	割合 ㌅	割合 ㌆	割合 ㌇	割合 ㌈	割合 ㌉	割合 ㌊	割合 ㌋	割合 ㌌	割合 ㌍	割合 ㌎	割合 ㌏	割合 ㌐	割合 ㌑	割合 ㌒	割合 ㌓	割合 ㌔	割合 ㌕	割合 ㌖	割合 ㌗	割合 ㌘	割合 ㌙	割合 ㌚	割合 ㌛	割合 ㌜	割合 ㌝	割合 ㌞	割合 ㌟	割合 ㌠	割合 ㌡	割合 ㌢	割合 ㌣	割合 ㌤	割合 ㌥	割合 ㌦	割合 ㌧	割合 ㌨	割合 ㌩	割合 ㌪	割合 ㌫	割合 ㌬	割合 ㌭	割合 ㌮	割合 ㌯	割合 ㌰	割合 ㌱	割合 ㌲	割合 ㌳	割合 ㌴	割合 ㌵	割合 ㌶	割合 ㌷	割合 ㌸	割合 ㌹	割合 ㌺	割合 ㌻	割合 ㌼	割合 ㌽	割合 ㌾	割合 ㌿	割合 ㍀	割合 ㍁	割合 ㍂	割合 ㍃	割合 ㍄	割合 ㍅	割合 ㍆	割合 ㍇	割合 ㍈	割合 ㍉	割合 ㍊	割合 ㍋	割合 ㍌	割合 ㍍	割合 ㍎	割合 ㍏	割合 ㍐	割合 ㍑	割合 ㍒	割合 ㍓	割合 ㍔	割合 ㍕	割合 ㍖	割合 ㍗	割合 ㍘	割合 ㍙	割合 ㍚	割合 ㍛	割合 ㍜	割合 ㍝	割合 ㍞	割合 ㍟	割合 ㍠	割合 ㍡	割合 ㍢	割合 ㍣	割合 ㍤	割合 ㍥	割合 ㍦	割合 ㍧	割合 ㍨	割合 ㍩	割合 ㍪	割合 ㍫	割合 ㍬	割合 ㍭	割合 ㍮	割合 ㍯	割合 ㍰	割合 ㍱	割合 ㍲	割合 ㍳	割合 ㍴	割合 ㍵	割合 ㍶	割合 ㍷	割合 ㍸	割合 ㍹	割合 ㍺	割合 ㍻	割合 ㍼	割合 ㍽	割合 ㍾	割合 ㍿	割合 ㏀	割合 ㏁	割合 ㏂	割合 ㏃	割合 ㏄	割合 ㏅	割合 ㏆	割合 ㏇	割合 ㏈	割合 ㏉	割合 ㏊	割合 ㏋	割合 ㏌	割合 ㏍	割合 ㏎	割合 ㏏	割合 ㏐	割合 ㏑	割合 ㏒	割合 ㏓	割合 ㏔	割合 ㏕	割合 ㏖	割合 ㏗	割合 ㏘	割合 ㏙	割合 ㏚	割合 ㏛	割合 ㏜	割合 ㏝	割合 ㏞	割合 ㏟	割合 ㏠	割合 ㏡	割合 ㏢	割合 ㏣	割合 ㏤	割合 ㏥	割合 ㏦	割合 ㏧	割合 ㏨	割合 ㏩	割合 ㏪	割合 ㏫	割合 ㏬	割合 ㏭	割合 ㏮	割合 ㏯	割合 ㏰	割合 ㏱	割合 ㏲	割合 ㏳	割合 ㏴	割合 ㏵	割合 ㏶	割合 ㏷	割合 ㏸	割合 ㏹	割合 ㏺	割合 ㏻	割合 ㏼	割合 ㏽	割合 ㏾	割合 ㏿	割合 ㌀	割合 ㌁	割合 ㌂	割合 ㌃	割合 ㌄	割合 ㌅	割合 ㌆	割合 ㌇	割合 ㌈	割合 ㌉	割合 ㌊	割合 ㌋	割合 ㌌	割合 ㌍	割合 ㌎	割合 ㌏	割合 ㌐	割合 ㌑	割合 ㌒	割合 ㌓	割合 ㌔	割合 ㌕	割合 ㌖	割合 ㌗	割合 ㌘	割合 ㌙	割合 ㌚	割合 ㌛	割合 ㌜	割合 ㌝	割合 ㌞	割合 ㌟	割合 ㌠	割合 ㌡	割合 ㌢	割合 ㌣	割合 ㌤	割合 ㌥	割合 ㌦	割合 ㌧	割合 ㌨	割合 ㌩	割合 ㌪	割合 ㌫	割合 ㌬	割合 ㌭	割合 ㌮	割合 ㌯	割合 ㌰	割合 ㌱	割合 ㌲	割合 ㌳	割合 ㌴	割合 ㌵	割合 ㌶	割合 ㌷	割合 ㌸	割合 ㌹	割合 ㌺	割合 ㌻	割合 ㌼	割合 ㌽	割合 ㌾	割合 ㌿	割合 ㍀	割合 ㍁	割合 ㍂	割合 ㍃	割合 ㍄	割合 ㍅	割合 ㍆	割合 ㍇	割合 ㍈	割合 ㍉	割合 ㍊	割合 ㍋	割合 ㍌	割合 ㍍	割合 ㍎	割合 ㍏	割合 ㍐	割合 ㍑	割合 ㍒	割合 ㍓	割合 ㍔	割合 ㍕	割合 ㍖	割合 ㍗	割合 ㍘	割合 ㍙	割合 ㍚	割合 ㍛	割合 ㍜	割合 ㍝	割合 ㍞	割合 ㍟	割合 ㍠	割合 ㍡	割合 ㍢	割合 ㍣	割合 ㍤	割合 ㍥	割合 ㍦	割合 ㍧	割合 ㍨	割合 ㍩	割合 ㍪	割合 ㍫	割合 ㍬	割合 ㍭	割合 ㍮	割合 ㍯	割合 ㍰	割合 ㍱	割合 ㍲	割合 ㍳	割合 ㍴	割合 ㍵	割合 ㍶	割合 ㍷	割合 ㍸	割合 ㍹	割合 ㍺	割合 ㍻	割合 ㍼	割合 ㍽	割合 ㍾	割合 ㍿	割合 ㏀	割合 ㏁	割合 ㏂	割合 ㏃	割合 ㏄	割合 ㏅	割合 ㏆	割合 ㏇	割合 ㏈	割合 ㏉	割合 ㏊	割合 ㏋	割合 ㏌	割合 ㏍	割合 ㏎	割合 ㏏	割合 ㏐	割合 ㏑	割合 ㏒	割合 ㏓	割合 ㏔	割合 ㏕	割合 ㏖	割合 ㏗	割合 ㏘	割合 ㏙	割合 ㏚	割合 ㏛	割合 ㏜	割合 ㏝	割合 ㏞	割合 ㏟	割合 ㏠	割合 ㏡	割合 ㏢	割合 ㏣	割合 ㏤	割合 ㏥	割合 ㏦	割合 ㏧	割合 ㏨	割合 ㏩	割合 ㏪	割合 ㏫	割合 ㏬	割合 ㏭	割合 ㏮	割合 ㏯	割合 ㏰	割合 ㏱	割合 ㏲	割合 ㏳	割合 ㏴	割合 ㏵	割合 ㏶	割合 ㏷	割合 ㏸	割合 ㏹	割合 ㏺	割合 ㏻	割合 ㏼	割合 ㏽	割合 ㏾	割合 ㏿	割合 ㌀	割合 ㌁	割合 ㌂	割合 ㌃	割合 ㌄	割合 ㌅	割合 ㌆	割合 ㌇	割合 ㌈	割合 ㌉	割合 ㌊	割合 ㌋	割合 ㌌	割合 ㌍	割合 ㌎	割合 ㌏	割合 ㌐	割合 ㌑	割合 ㌒	割合 ㌓	割合 ㌔	割合 ㌕	割合 ㌖	割合 ㌗	割合 ㌘	割合 ㌙	割合 ㌚	割合 ㌛	割合 ㌜	割合 ㌝	割合 ㌞	割合 ㌟	割合 ㌠	割合 ㌡	割合 ㌢	割合 ㌣	割合 ㌤	割合 ㌥	割合 ㌦	割合 ㌧	割合 ㌨

調査実績については、法人税不正発見割合が51.7%と5年平均42.2%を上回るとともに、1件当たり追徴本税額(3税)も、前年、5年平均及び同時調査実績を大きく上回るだけでなく、中央値でも増加しており良好な実績。

今後の方向性

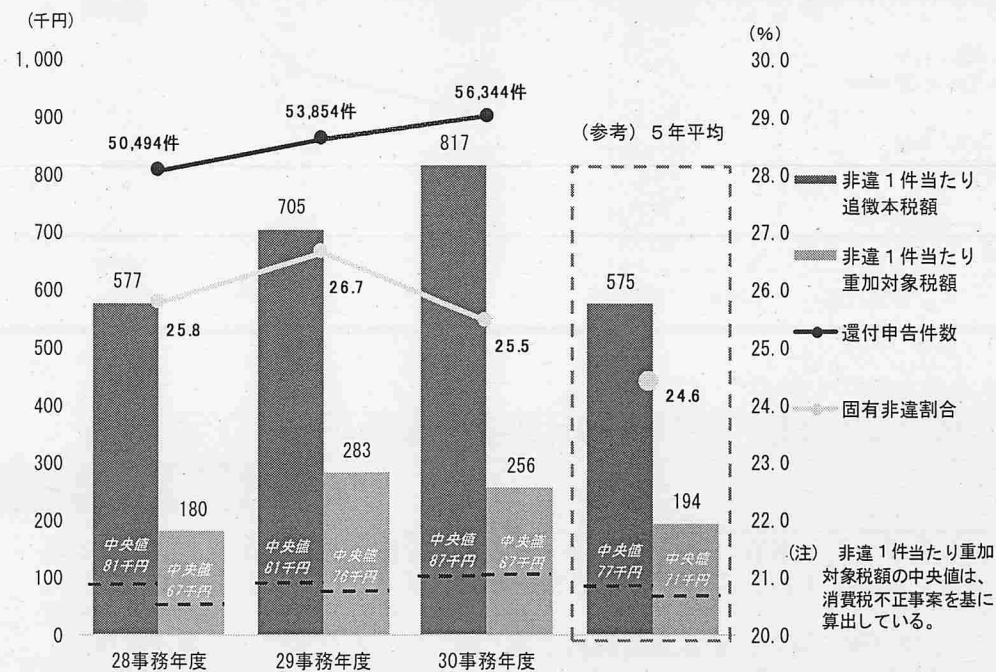
○ 消費税の適正課税の確保

取組方針

- ・ 消費税の不正還付等を未然に防止するため、還付保留した上で、「消費税還付保留解除チェック表」を活用して、還付申告の態様及び還付税額の階層に応じた接触によって確実に還付理由を解明する。
 - ・ 消費税調査の充実を図るため、[redacted] 活用するなどして、効果的かつ効率的な調査を実施する。
- なお、消費税調査に当たっては、[redacted] や [redacted] を活用する

分析・評価

実地調査等の状況（同時重点計・各年3月末現在）



1 消費税還付審査の充実

還付申告件数は年々増加傾向にあるとともに、税率引上げに伴い、還付審査事務量の更なる増加が見込まれる。

2 消費税調査の充実

項目	調査計画	調査実績										
		全税目					消費税					
		件数	件数	件数	割合	割合	修正	不正	不正	不正	非違1件当たり	1件
事務年度		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
28	1	29,936	19,365	146,837	86.6	64.7	58.4	25.8	15.4	0.9	577	180
29	2	29,758	19,341	148,185	86.4	65.0	60.3	26.7	17.5	1.1	705	283
30	3	28,841	20,133	155,991	91.5	69.8	59.1	25.5	17.1	1.1	817	256
前年対比 (合計対比)	4	%	%	%	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	%	%
(3-2又は3/2)		96.9	104.1	105.3	+ 5.1	+ 4.8	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 0.4	± 0.0	115.9	90.5
5年平均 (合計)	5		17,566	141,226	84.2	62.3	58.1	24.6	15.4	0.9	575	194
5年平均対比 (3-5又は3/5)	6	%	%	%	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	%	%
		-	114.6	110.5	+ 7.3	+ 7.5	+ 1.0	+ 0.9	+ 1.7	+ 0.2	142.1	132.0

「非違1件当たり追徴本税額」及び「非違1件当たり重加対象税額」の「額」並びに「中央値」いずれも5年平均を上回っており、[redacted] 消費税の調査事務全体の底上げが図られている。

しかしながら、「固有非違割合」については、前年より下回っており、職員の知識と意識の向上を図ることが必要。

今後の方向性

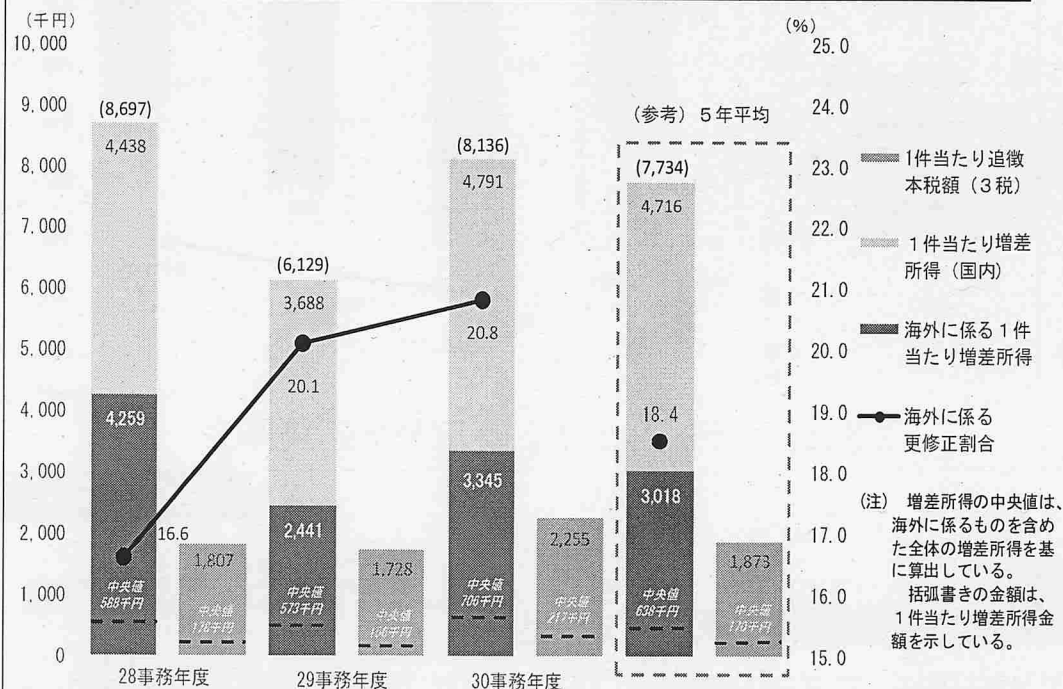
○ 国際化への対応

取組方針

- 海外取引法人については、申告書、法人事業概況説明書のほか、情報誌、インターネット等の各種資料情報に基づき、実態把握に努めるとともに、把握した海外取引に関する情報については、K S Kシステムへの入力を実行する。
 - 海外取引法人の調査に当たっては、国際課税固有非違のほか、海外取引がある重点管理対象法人などの海外不正が想定される事案や非居住者等に対し支払いのある事案等に積極的に取り組む。
- このため、各種資料情報や国際的調査手段を積極的に活用するほか、T P・T H等の国際課税固有非違が想定される専門性の高い事案に対しては、調査支援等によって、国際官等の調査ノウハウを積極的に活用して、深度ある調査を実施する。

分析・評価

海外取引法人に対する調査の状況（同時重点計・各年3月末現在）



項目 区分	調 査 計 画 件 数 ① 件	調 査 計 画 件 数 ② 件	調 査 計 画 対 比 割 合 ③ %	分 析					1 件 当 たり 追 徴 本 税 額 (3 税) ⑧ 千 円
				計 画 更 正 修 正 割 合 ④ %	法 人		税		
					う ち 当 たり 増 差 所 得 金 額 ⑤ %	1 件 当 たり 増 差 所 得 金 額 ⑥ 千 円	う ち 海 外 金 額 ⑦ 千 円	⑧ 千 円	

28	1	5,871	4,014	68.4	75.0	16.6	8,697	4,259	1,807
29	2	6,048	4,171	69.0	77.1	20.1	6,129	2,441	1,728
30	3	5,997	4,255	71.0	77.2	20.8	8,136	3,345	2,255
前 年 対 比 (3-2 又 は 3/2)	4	% 99.2	% 102.0	ポイント + 2.0	ポイント + 0.1	ポイント + 0.7	% 132.7	% 137.0	% 130.5

5 年 平 均	5	5,640	3,615	64.1	74.9	18.4	7,734	3,018	1,873
5 年 平 均 対 比 (3-5 又 は 3/5)	6	% 106.3	% 117.7	ポイント + 6.9	ポイント + 2.3	ポイント + 2.4	% 105.2	% 110.8	% 120.4

「海外に係る更修正割合」が20.8%と前年及び5年平均を上回っているほか、
ことにより、「海外に係る1件当たり増差所得金額」や「1件当たり追徴本税額(3税)」も前年及び5年平均を上回っており、おおむね順調に推移している。

更なる海外取引法人全体の調査事績の底上げを図るため、国際セクションの同行支援に代わる関与が必要。

今後の方向性

- 調査経験の浅い職員に対する海外取引法人の調査支援及び人材育成のため、来事務年度から3署に国際S Aを配置し、海外取引法人に対する調査能力の底上げを図る。【新規】
- 署の一般部門の相談等に対応するため、署国際官に理論支援日数を付与する。【新規】

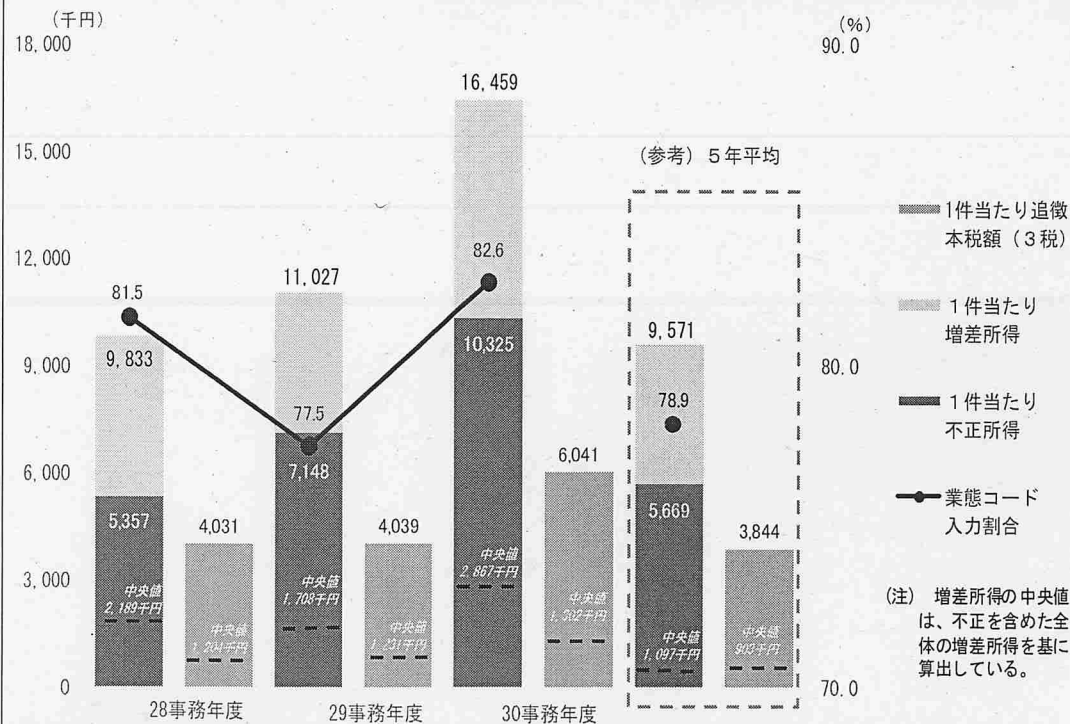
○ 稼働無申告法人への対応

取組方針

- ・ 稼働無申告法人は、申告納税制度の下、申告義務を履行しておらず、国民の公平感を著しく損なうものであることから、適切に事務量を見積もり、計画的な実態把握・調査に取り組む。
- ・ 徴収部門など他部課（部門）との連携及び地方税当局との連絡・協調によって、資料情報を収集・蓄積するなどして、効率的な事業実態の把握に努めるとともに、把握した実態については、KSKシステムの業態コードを確実に入力し、管理の充実を図る。
- ・ 調査に当たっては、法人税のみならず消費税や源泉所得税の観点からも積極的に調査対象に選定し、課税関係が生じる可能性が高いものから優先的に調査を実施するなど、調査必要度が高い法人に対して、計画的かつ重点的に取り組む。

分析・評価

無申告法人の管理・実地調査の状況（同時調査・各年3月末現在）



1 無申告法人の的確な管理

無申告法人の内容を解明

した割合は、82.6%と前年及び5年平均を大きく上回っている。

2 稼働無申告法人に対する調査の充実

項目	調査	着手	処理	分析									
				着手	処理	1件	消費	法	人	税	不正	不正	1件
事務年度	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
28	1	943	919	479	97.5	50.8	9.2	22.8	28.8	9,833	5,357	39.9	4,031
29	2	968	970	490	100.2	50.6	9.9	25.5	31.0	11,027	7,148	37.8	4,039
30	3	1,010	1,002	510	99.2	50.5	10.0	30.4	34.5	16,459	10,325	38.2	6,041
前年対比 (3-2又は3/2)	4	%	%	%	ポイント	ポイント	日	ポイント	ポイント	%	%	ポイント	%
		104.3	103.3	104.1	▲ 1.0	▲ 0.1	+ 0.1	+ 4.9	+ 3.5	149.3	144.4	+ 0.4	149.6
5年平均	5	1,014	906	465	89.3	45.9	9.7	19.8	23.3	9,571	5,669	39.0	3,844
5年平均対比 (3-5又は3/5)	6	%	%	%	ポイント	ポイント	日	ポイント	ポイント	%	%	ポイント	%
		99.6	110.6	109.7	+ 9.9	+ 4.6	+ 0.3	+ 10.6	+ 11.2	172.0	182.1	▲ 0.8	157.2

調査実績については、「法人税・消費税不正発見割合」、「1件当たり増差所得・不正所得」及び「1件当たり追徴本税額(3税)」が、前年及び5年平均を大きく上回るだけでなく、中央値でも同様に上回っており良好な実績。稼働無申告法人に対して資料情報を効果的に活用して、充実した調査が行われている。

今後の方向性

調査件数のシミュレーション（3年後）について

1 問題意識

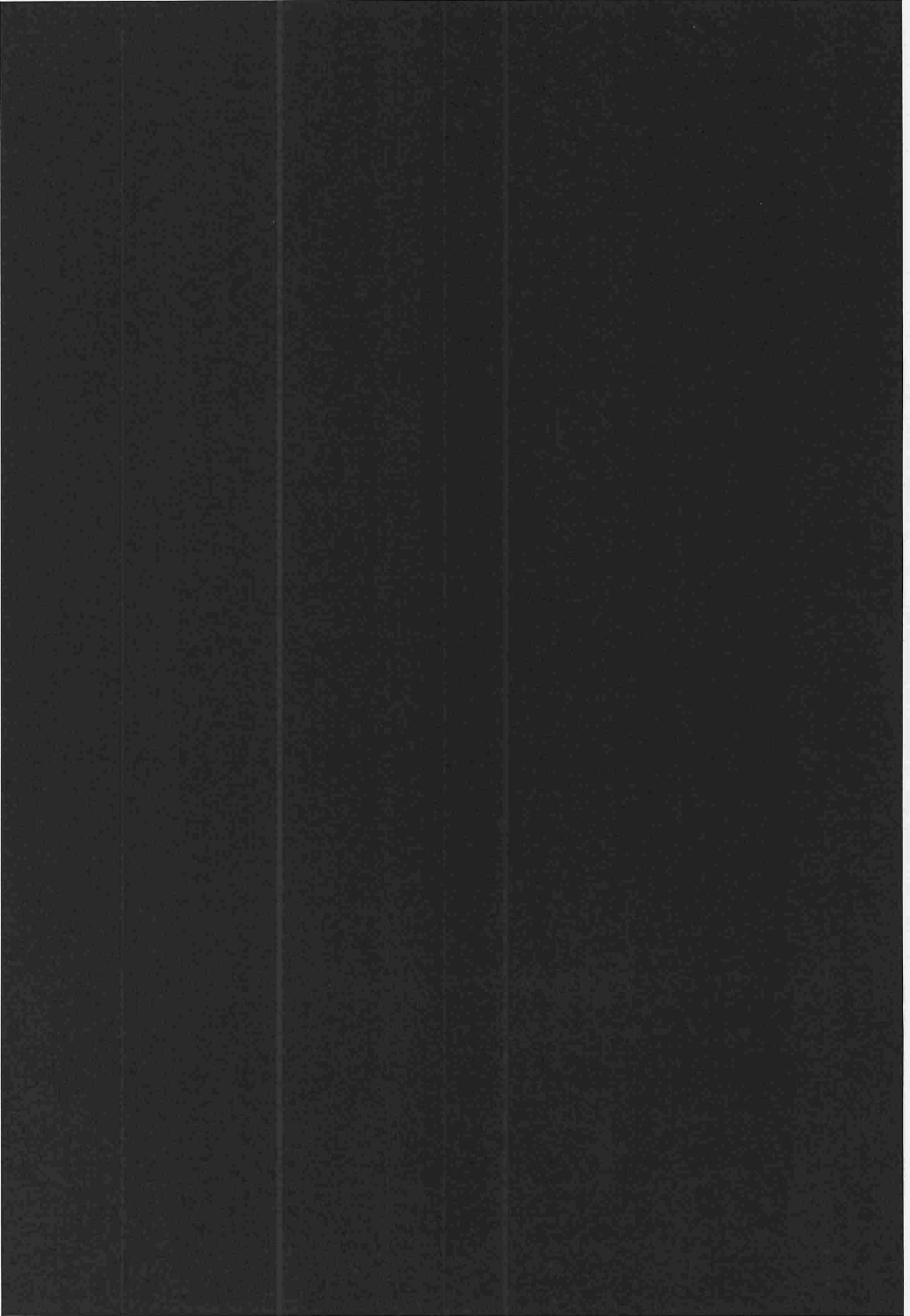


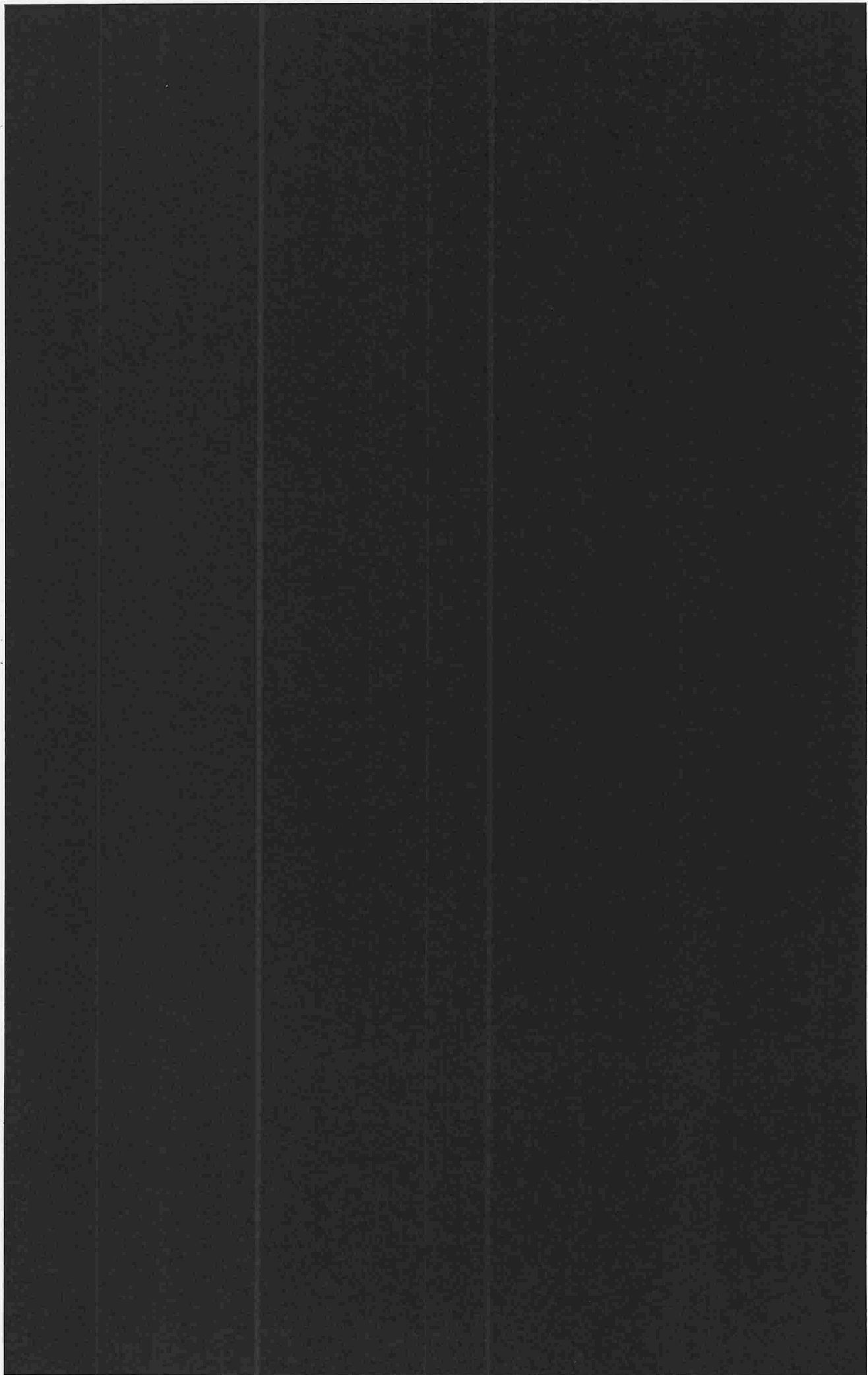
2 シミュレーション方法

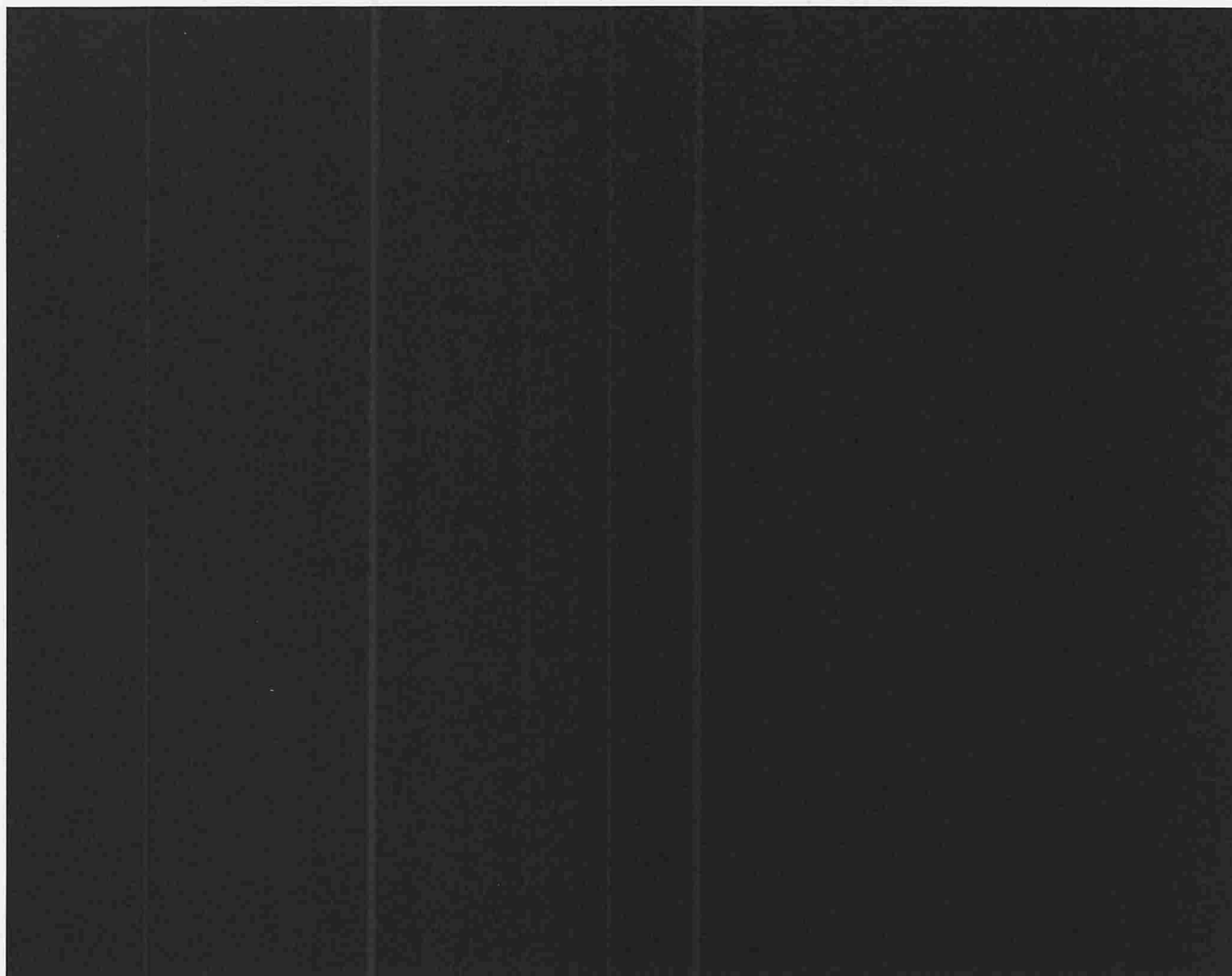


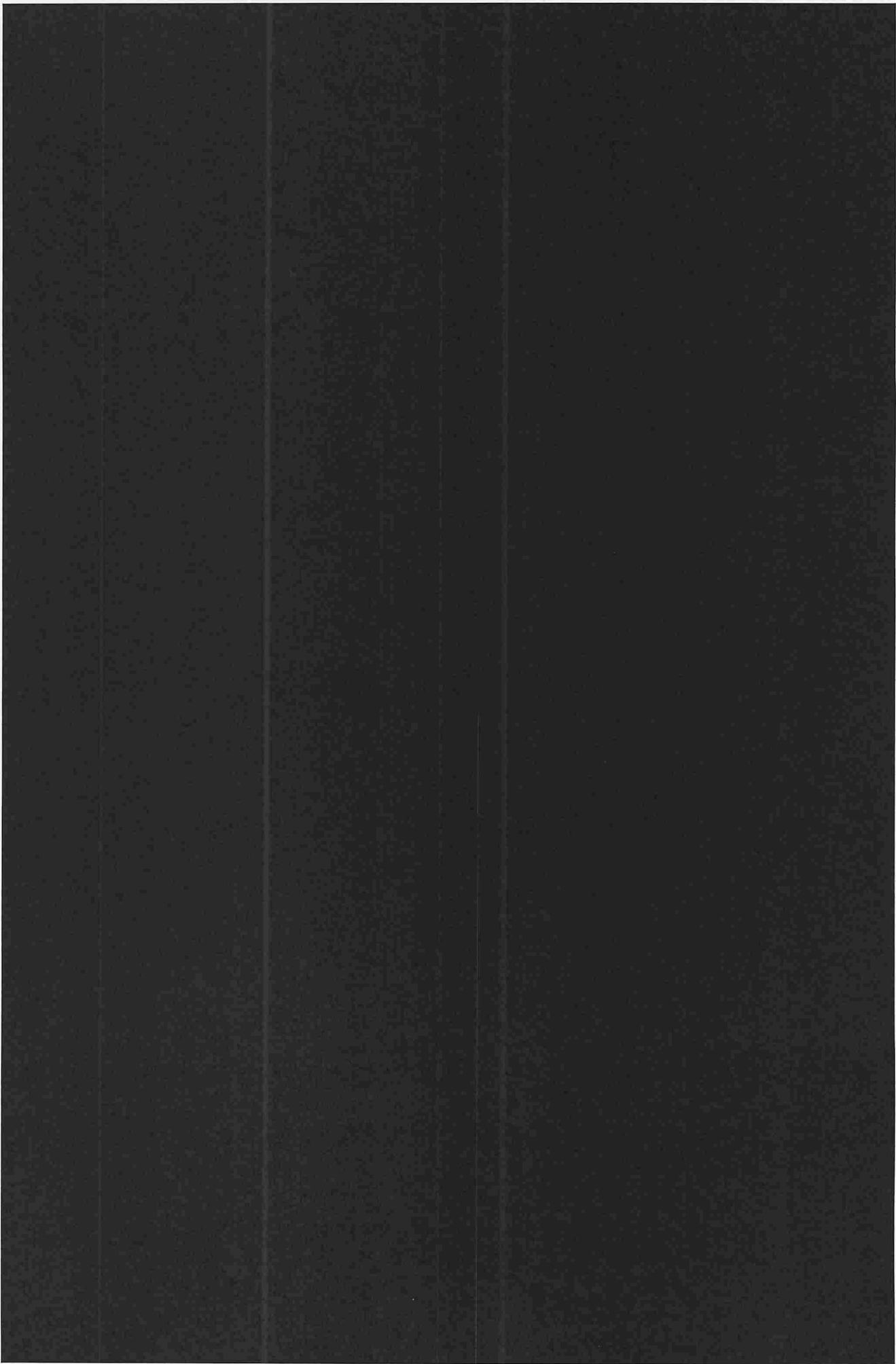
3 シミュレーション結果（別添「調査件数（3年後シミュレーション）」）

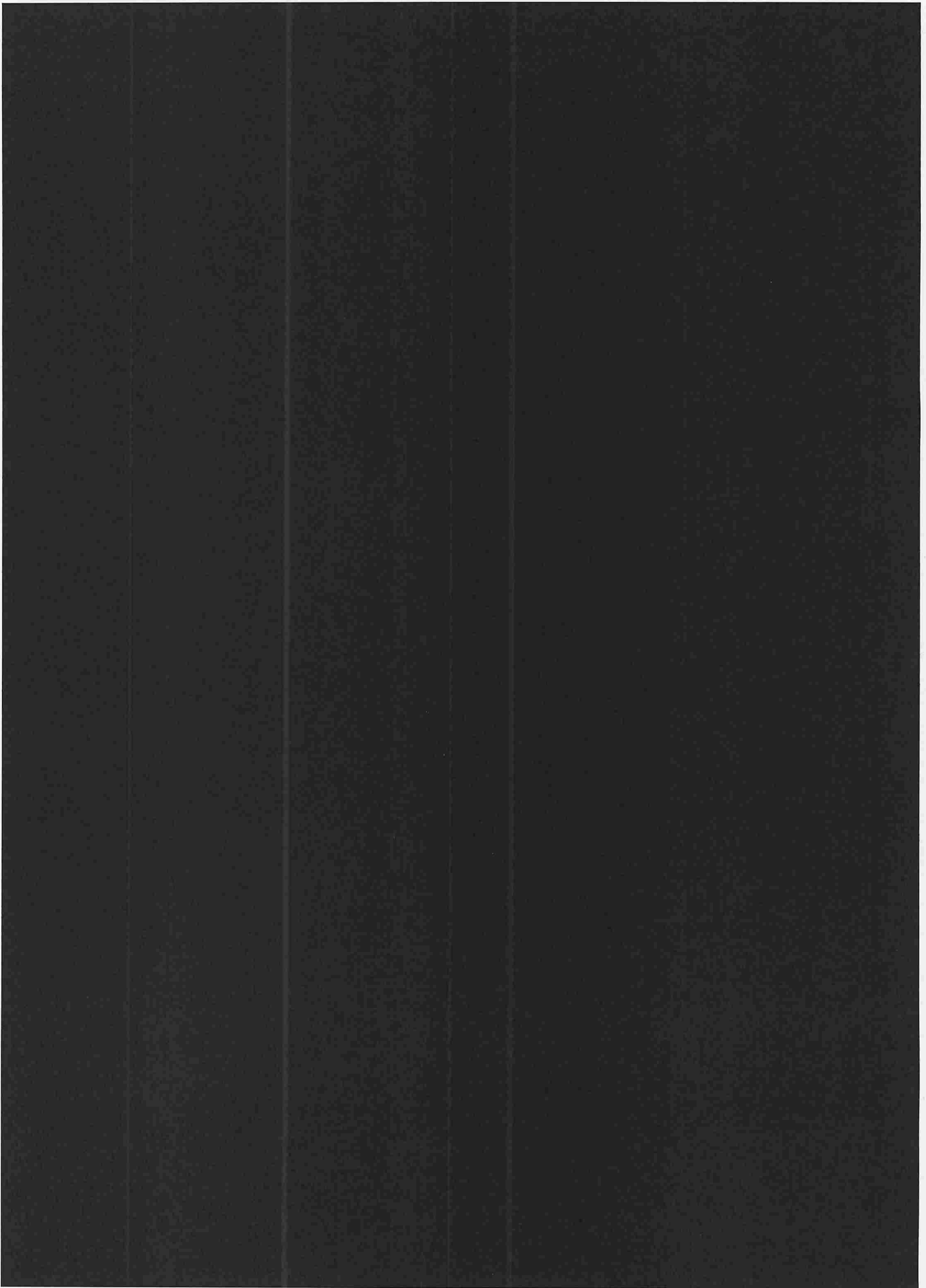


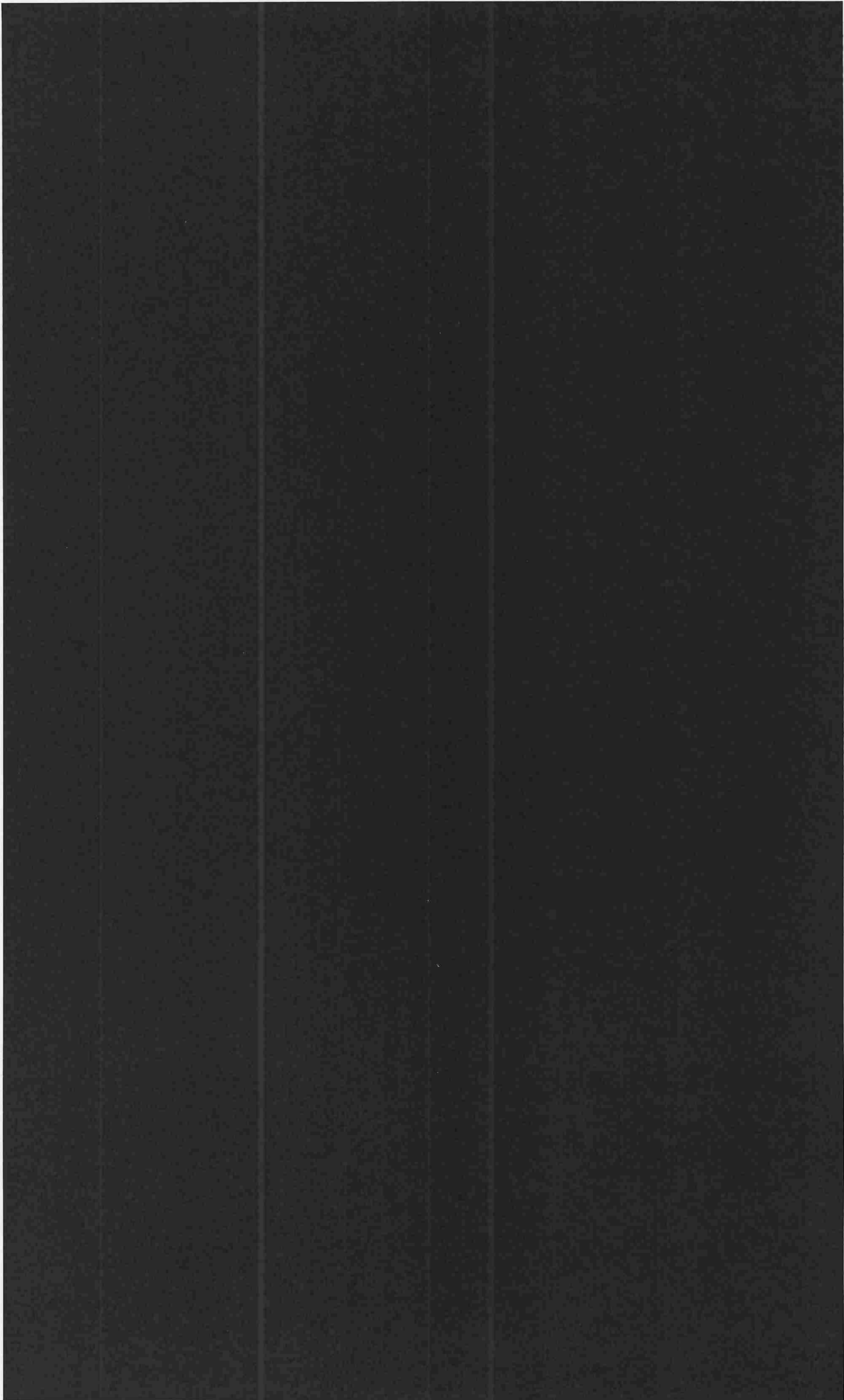


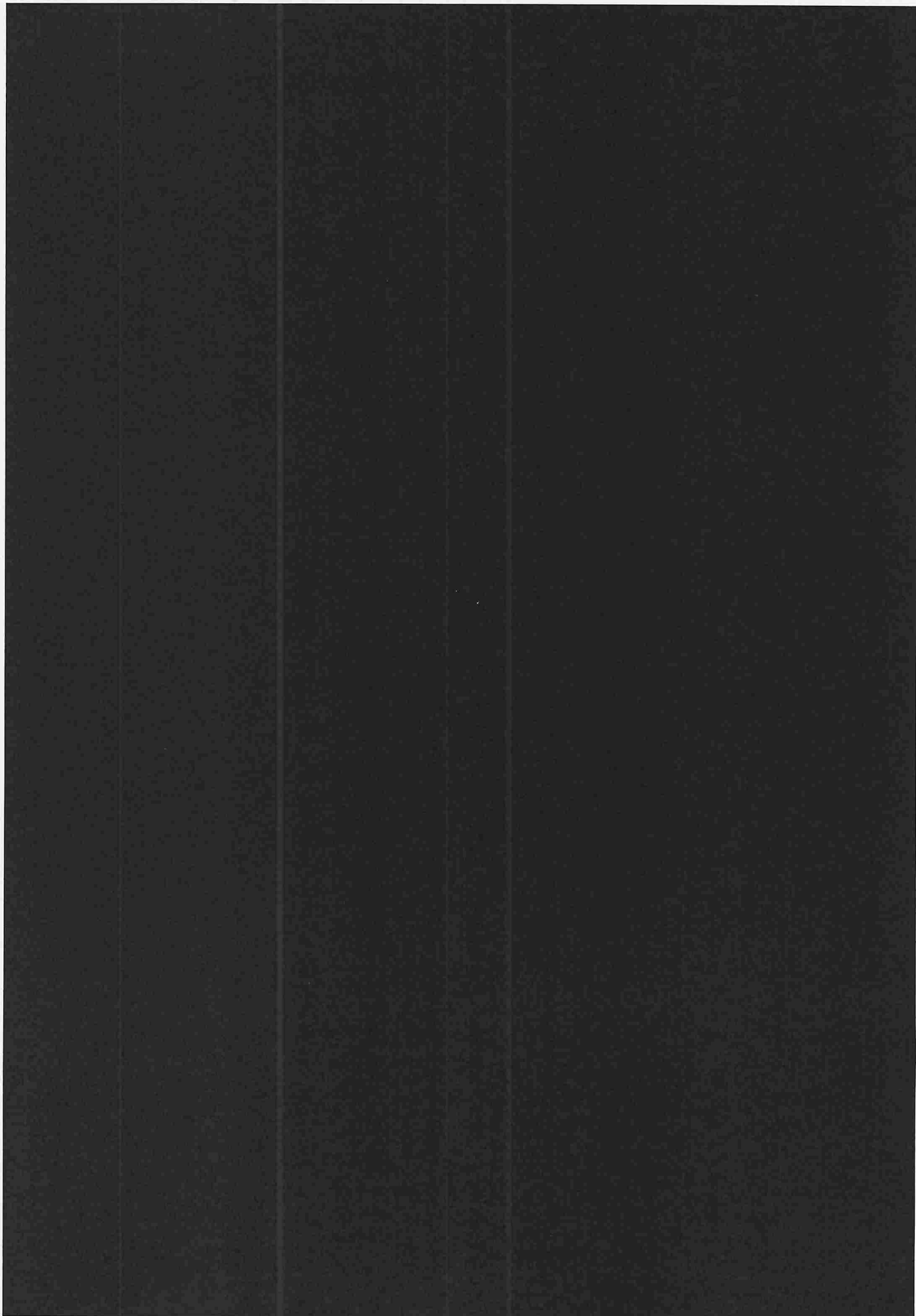




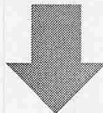




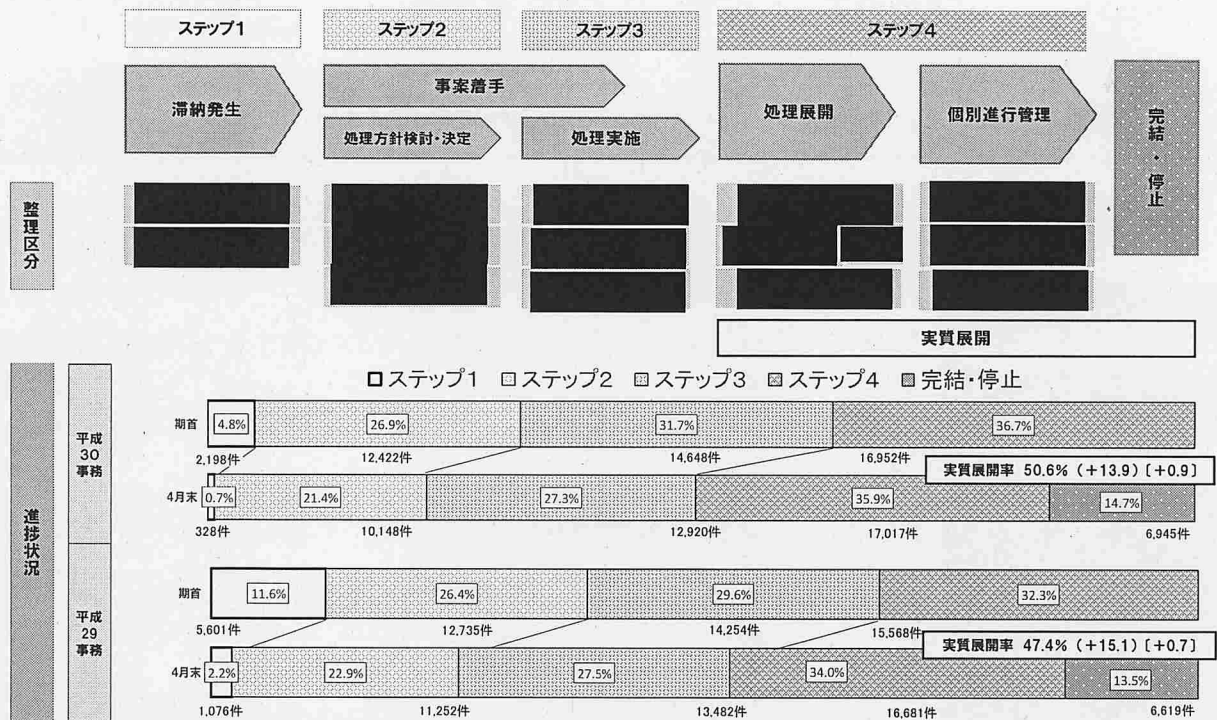




徴収パフォーマンスの向上

滞納整理の基本	臨場により現況確認を行い、滞納者個々の実情を十分把握した上で、処理方針を決定
課 題	持続的かつ着実な滞納の整理促進
	長期滞納の構成割合の増加への対応
徴収事務の特性	所掌事案全体の進捗状況管理（着手しなくていい事案はない）
	事案の継続管理（単年度で処理が終わらない）
	
総体的進行管理	徴収事務の特性を踏まえた総体的進行管理を実施 ① 滞納事案全件の進捗状況管理 ⇒ 処理プロセス指標による管理 ② 滞納整理状況等の継続管理 ⇒ PDCAサイクルによる管理
取組方針	1 滞納の未然防止
	2 新規発生事案の早期着手・展開 【処理プロセス指標】 1か月以内の接触・3か月以内の展開
	3 消費税事案の整理促進
	4 長期事案の整理展開 【処理プロセス指標】 滞納整理の流れに沿ったステップ管理
	5 適正な猶予処理及び確実な履行監視
	6 悪質事案及び処理困難事案の整理展開

○ 長期事案の整理展開状況（各事務年度4月末現在）



（分析・評価）

- ・ ステップ1 滞納発生は期首から4.1ポイント減少し0.7%、実質展開率（ステップ4及び完結・停止等）は期首から13.9ポイント増加し、着実にステップアップ
- ・ 着実な事案展開について前事務年度から継続的に取り組んだ結果、実質展開率は50.6%となり、前年より3.2ポイント増加

○ 長期事案の整理状況（各事務年度4月末現在）

(単位:人、%、ポイント)							
事務年度		整理対象合計	整理済滞納			整理割合	期末残高
			処理	停止	合計		
30	人員	(95.6)	(96.9)	(106.2)	(100.4)	[+0.8]	(95.0)
		45,842	3,266	2,238	5,504	12.0	40,338
29	人員					[+0.8]	
		47,945	3,372	2,108	5,480	11.4	42,465

（注）（ ）書は前年対比、[]書は前月とのポイント差を示す。

（分析・評価）

- ・ 処理・停止の合計は5,504人、前年対比は100.4%
- ・ 整理割合は前年から0.6ポイント増加と順調に推移し、これまでのステップアップの結果が整理状況に表れているものと評価

○ 長期事案の整理展開の取組方針（令和元事務年度）

長期事案の整理展開に当たっては、処理方針を見極めた上で、一件一件着実に展開を図ることに重点を置いて取り組むとともに、最終処理を見据えた処理プロセスを指標とし、中期的視野に立ち、完結・停止に向け計画的な整理展開を図る

【具体的な取組例】

- ① ステップ1の事案について、臨場による適任者との接触を基本とした着実な整理展開
- ② ステップ2又はステップ3の事案について、長期化要因を把握した上で一件一件着実に展開を図り、ステップ4に向け処理方針に沿った早期処理
- ③ ステップ4の事案について、猶予事案の確実な履行監視、充足差押え事案の早期換価及び停止相当事案の計画的処理等による完結・停止に向けた人員整理

なお、停止相当事案については、停止処理見込期間別に所在調査等の進捗状況の管理を的確に実施

- ④ 長期事案の整理展開状況及び準長期事案の件数を見据えた集中整理等の施策の実施

2 税務行政の将来像の実現に向けた取組

「税務行政の将来像」の実現に向けた取組

〔概要〕

- 税務行政を取り巻く経済・社会の環境が大きく変化する中、引き続き、職場環境の整備・改善を図りつつ、適正・公平な課税・徴収を実現するには、更なる内部事務の効率化によって、職員の事務負担を軽減するとともに、外部（調査・徴収）事務量を適切に確保し、的確な調査・徴収を実施することを通じて、国税庁全体の組織の力を維持・向上させる必要がある。
- そのため、「税務行政の将来像」の実現に向けた三位一体の取組として、「内部事務のセンター化の試行等」、「データ活用・国税情報システムの高度化」及び「添付書類も含めたe-Taxの普及に向けた取組」を国税庁全体で実施する。

「税務行政の将来像」（平成29年6月国税庁公表）の実現に向けて



中長期的課題への取組等（三位一体の取組）

内部事務のセンター化の試行等

- 内部事務処理センター
- 課税部コールセンター

データ活用・国税情報システムの高度化

- データ活用による事務の高度化
- データ分析による効果的・効果的な事務運営
- 情報システムの高度化に向けたインフラ整備

添付書類も含めた e-Tax の普及

- 添付書類も含めた e-Tax 利用や自宅等からの e-Tax 利用等の勧奨

中長期的課題に関する検討体制（令和元事務年度）【案】

中長期戦略会議

【責任者】局長
 【事務局】総務課
 【構成員】総務部長、情報システム監理官、課税第一部長、課税第二部長、徴収部長、調査第一部長、査察部長、総務部次長（定例部長会に準ずる）
 【開催時期】不定期（定例部長会に準ずる）

中長期的課題検討PT【センター化・データ活用・e-Tax】

【責任者】総務部長
 【事務局】企画課、事務管理第一課、課税総括課
 【構成員】情報システム監理官、総務部次長、課税第一部(筆頭)次長、課税第二部次長、徴収部(筆頭)次長、中長期的課題検討部会構成員
 【準構成員】東京派遣監督評価官室長
 【開催時期】年4回程度（庁主催会議前に必要に応じて開催）

中長期的課題検討部会【センター化・データ活用・e-Tax】

【責任者】企画課長、事務管理第一課長、課税総括課長
 【事務局】企画課、事務管理第一課、課税総括課
 【構成員】総務課長、国税広報広聴室長、税理士監理官、人事第一課長、人事第二課長、会計課長、営繕監理官、企画課長、事務管理第一課長、課税総括課長、個人課税課長、資産課税課長、課一料三課長、法人課税課長、消費税課長、酒税課長、管理運営課長、徴収課長、調査管理課長、広域情報管理課長、調査開発課長、査察管理課長、企画調整官
 【開催時期】中長期的課題検討PT前に必要に応じて開催

センター化WG

【責任者】企画課課長補佐
 【事務局】企画課、課税総括課
 【構成員】関係課専門官等
 【開催時期】毎週月曜日

データ活用WG

【責任者】事務管理第一課課長補佐
 【事務局】企画課、事務管理第一課
 【構成員】関係課課長補佐、専門官等
 【開催時期】月1回

事務管理第一課
データ分析チーム

課税総括課

データ分析チーム・高度分析チーム

調査第一部

データ分析チーム

e-TaxWG

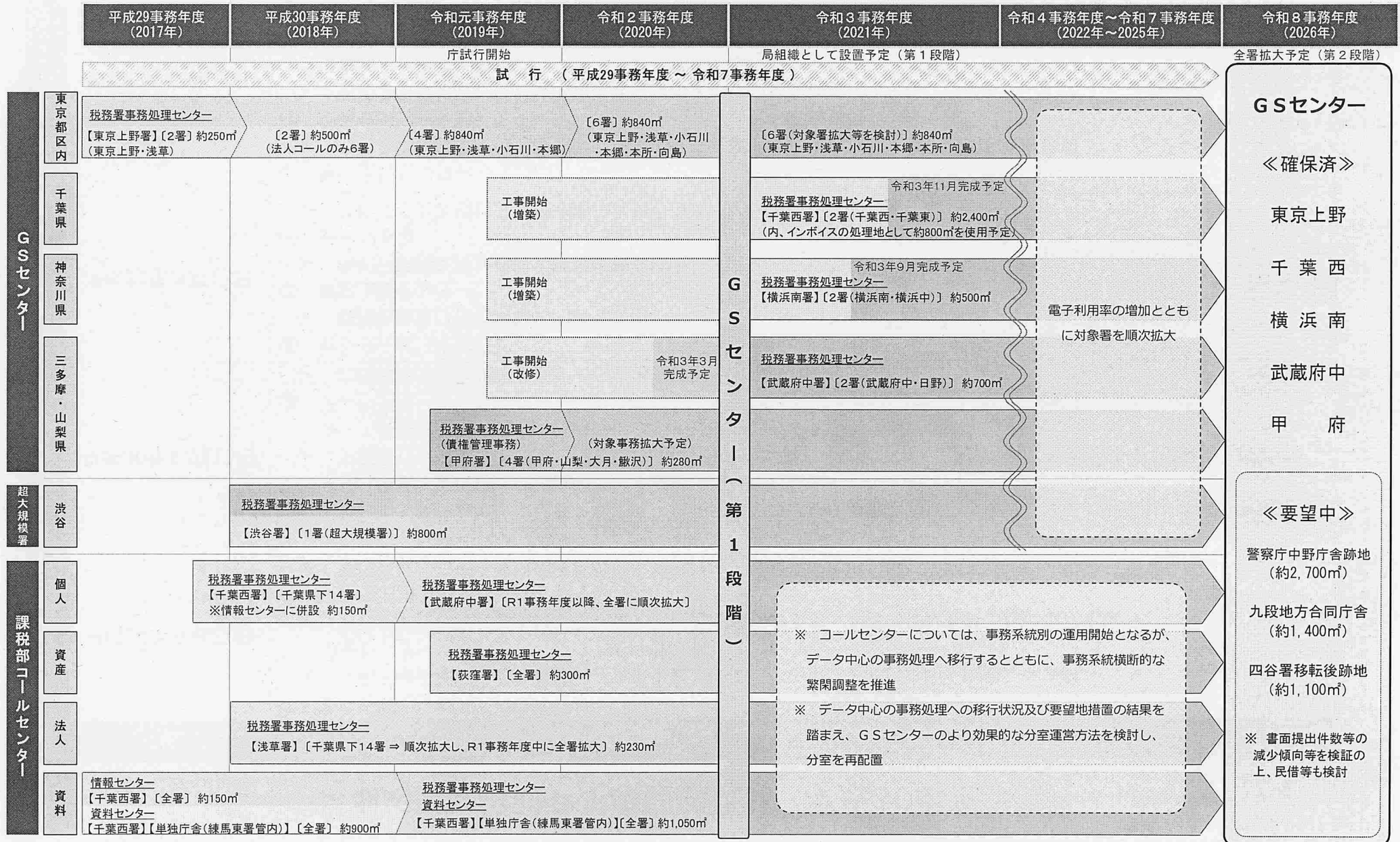
【責任者】企画課課長補佐
 【事務局】企画課
 【構成員】関係課課長補佐、専門官等
 【開催時期】年7回程度

※ PT、部会及びWGの出席者については、議題に応じて責任者と協議する。

中長期的課題検討 P T の開催状況（平成30事務年度）

	開催日	議題等
第1回	平成30年8月22日	① 東京上野センター ➤ 令和元事務年度から6署拡大（東京上野、浅草、小石川、本郷、本所、向島）を検討 ② 甲府センター ➤ 令和元事務年度から山梨県下4署の債権管理事務のうち、簿書の移動を要しない事務を集約 ③ データ活用 ➤ 関係各課からデータ活用案件の提出を受けて、8月末にヒアリングを実施
第2回	平成30年11月13日	① 東京上野センター ➤ K S K システムの改修状況を踏まえ、令和元事務年度から4署拡大（東京上野、浅草、小石川、本郷）を決定 ② 令和3事務年度に新たに設置するセンター ➤ 千葉西センター（千葉西・千葉東）、武蔵府中センター（武蔵府中・日野）、横浜南センター（横浜南・横浜中） ※ 千葉西センターには、臨時的にインボイスセンターを設置（消費税課） ③ データ活用 ➤ これまでの取組状況及びデータ活用推進第一次中期計画を説明
第3回	平成31年3月13日	① センター化（庁試行） ➤ 職員伝達及び長官談話の内容を説明 ② 東京上野センター ➤ 令和元事務年度から法人課税事務を拡大 ③ データ活用 ➤ これまでの取組状況及び庁指示（データ活用の推進について）を説明
第4回	令和元年5月22日	① 東京上野センター ➤ 令和2事務年度から6署拡大（東京上野、浅草、小石川、本郷、本所、向島）を検討 ② 甲府センター ➤ 令和2事務年度から対象事務拡大（フルスペック）を検討 ③ 課税部コールセンター ➤ G S センターと課税部コールセンターの一体運営の方向性を検討 ④ データ活用 ➤ これまでの取組状況及び活用事例を説明

GSセンター化に向けたロードマップ(令和元年6月現在版)



GSセンター化に向けた検討課題

1 令和2事務年度の試行

- 円滑な試行拡大のため、東京上野センター6署拡大及び甲府センターの対象事務拡大について、早期に職員周知する必要がある。
なお、確定申告期は、大量の申告書等処理するため、事務処理フローを含めた検討が必要となる。

2 令和3事務年度（GSセンター第1段階）の試行

- 令和3事務年度に新たに設置するセンター（千葉西・武蔵府中・横浜南）については、近隣2署を集約する予定であるところ、平成31年度税制改正（各種書類の添付省略）に伴い、今後、簿書量の減少が見込まれることから、各センターに2署以上の集約が可能か検討する必要がある。
- 新たに設置するセンター（千葉西・武蔵府中・横浜南）の執務室については、令和2事務年度中の完成を見込んでいたところ、平成30事務年度末において、完成時期の延期が判明したことから、センター開始時期を再検討する必要がある。

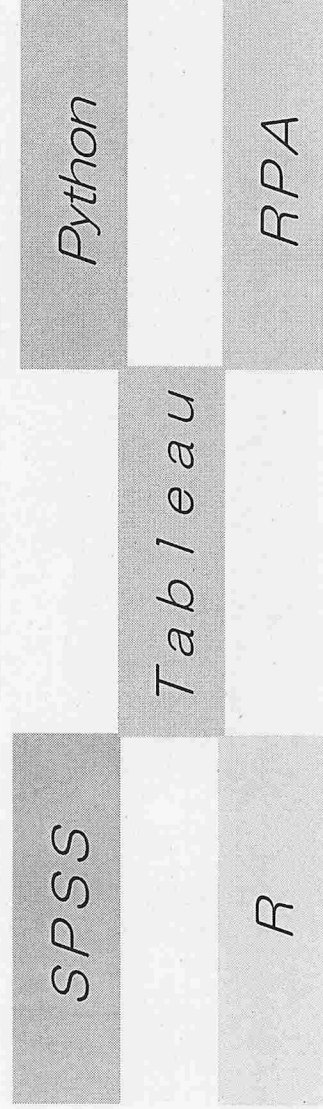
	対象署	当初		変更後	
		完成予定	開始予定	完成予定	開始予定
千葉西センター	千葉西・千葉東	令和3年6月	令和3年7月	令和3年11月	令和3年12月以降
武蔵府中センター	武蔵府中・日野	令和3年3月	令和3年7月	令和3年3月	令和3年7月
横浜南センター	横浜南・横浜中	令和3年6月	令和3年7月	令和3年9月	令和3年10月以降

※ 令和3年7月以降、千葉西センターにインボイスセンターを臨時的に設置することとしていたことから、インボイスセンターの設置場所についても再検討する必要がある。

3 令和8事務年度（GSセンター第2段階）までの拡大スケジュール

- 令和8事務年度の全署拡大までは、電子利用率の増加とともに対象署を順次拡大するとしているところ、具体的な拡大スケジュールを検討する必要がある。
なお、84署を集約するためには、約9,500㎡の事務室が必要であると試算しているところ、現在要望中の警察庁中野庁舎跡地（約2,700㎡）、九段地方合同庁舎（約1,400㎡）、四谷署移転後跡地（約1,100㎡）が取得可能となった場合においても事務室に不足が生じることから、民借等を視野に入れた検討が必要となる。
- 課税部コールセンターについては、事務系統別の運用開始となるが、データ中心の事務処理へ移行するとともに、事務系統横断的な繁閑調整を推進し、データ中心の事務処理への移行状況及び取得要望の結果を踏まえ、GSセンターのより効果的な運営方法を検討する必要がある。

データ活用の取組状況



I これまでの取組（平成30事務年度 5月末）

1 検討・分析中の主なデータ活用案件

- 実施相当とした案件について、データ分析チームと主管課とで継続して検討を進め、分析等を実施（データクレンジング・マッチングのみの案件は除く。）

SPSS

⇒ 主管課要件に基づき、データ分析チーム主導で分析を進める。

- 事務運営に関する案件 ⇒ 4件（うち分析済み2件）
- 調査事案選定に関する案件 ⇒ 4件（うち分析済み3件）

Tableau

⇒ 原則として、各課主導で分析を進めることとし、データ分析チームは、分析過程における質問等に積極的に対応する。

- 事務運営に寄与する案件 ⇒ 3件（うち分析済み3件）
- 調査事案選定に関する案件 ⇒ 5件（うち分析済み3件）

RPA

⇒ 主務課要件に基づき、RPA専担者チームが、順次作成する。
（局、GSセンター）

- データの自動入力、ファイルの指定場所への自動格納などによる事務の効率化
 - 局：平成30事務年度に実施予定 ⇒ 7件（ほか検討中事案あり）
 - 署：GSセンター試行署（2署）からヒアリング実施。要望案件のうち実現可否や優先度などを検討。
一時選定案件 ⇒ 7件（平成31年1月導入済）

I これまでの取組（平成30事務年度 5月末）

2 研修等

(1) ICT研修（予定含む）

- Excel（入門、初級）、ExcelVBA（入門、初級、中級）
- AccessVBA（初級、中級）
- BIツール（初級、中級）、BAツール（入門、初級、中級）
- 最新データ活用（概論）
- 統計データ分析研修（庁主催）、総務省統計研修（本科、基本）
- RPAツール（初級、中級）

(2) 外部講師による講話

- 【第1回】 8月 8日開催「議題：統計学利用の心構え - その必要性と可能性」
- 【第2回】 9月12日開催「議題：犯罪予測のアルゴリズムとその活用について」
- 【第3回】 10月31日開催「議題：データ活用について - オランダ国税・関税庁の事例」
- 【第4回】 12月 4日開催「議題：BIツールTableauの活用について ～事例紹介～」
- 【第5回】 5月16日開催「議題：データアナリティクス適用の進め方」

(3) 分析ツール等のデモンストレーション

局内幹部等を対象として、SPSS、Tableau、RPAなどのデモンストレーションを21回開催

■ II 今後の取組（具体的な進め方）

- 「データ活用」とは、意識するものではなく、通常事務の中で自然に活用できているような環境にする工夫が必要。

1 データ活用の定着

【目標1】 データの可視化により、必要な状況把握を日常的に行うことができる状況の創出（平成31年4～9月の試行を検討）

取組 : ① BIツール（Tableauなど）を簡易に利用できる環境を構築
② 定常的に確認すべき状況などをTableauダッシュボード等を使ってパソコン画面に表示

効果 : ① 表示されたグラフ等を複数の者が見ることにより、新たな気づきが生まれ、課題に発展する可能性がある。
② データ活用を前提とした仕事の仕方への、全体の意識醸成を推進

- ※ 課題として把握したものの大半は、BIツールを使い自ら分析を行うが、内容によって高度な分析が必要なものは、データ分析チームに分析作業を依頼
- ※ Tableauダッシュボードは、データ分析チームの主務課交流者が作成

【目標2】 課題発見やデータ活用意識、統計スキル等の醸成

取組 : ① 外部講師による講演会の開催
② 「データ活用サイト」を構築し活用

- 分析・統計・問題認知力などを対象としたスキルアップビデオをコンテンツとして「データ活用サイト」上に公開
- データ活用に有益な各種情報を「データ活用Info（仮称）」として「データ活用サイト」上に公開

■ II 今後の取組（具体的な進め方）

- 効果：① 先進的な民間活用事例などを参考に、課題等の気付きを得る。
② 分析・統計スキルが向上することに伴い、研修効果のUPが期待できる。

2 データ分析

【目標1】高度な分析能力の向上

- 取組：① 高度な分析が可能となるシステム環境整備
② データ分析の専門家（民間事業者、大学教授など）の知見を参考とするため、意見交換等を実施

【目標2】分析課題（案件）の聴取等

- 取組：○ 各課からの分析要望（課題）書や提出サイクル、ヒアリング、分析結果回答などの運用面を確立

3 人材育成

【目標】データ分析チーム及び主務課等双方の業務・知識に通じた、両者の橋渡し役となるコア人材を、段階的・継続的に育成

- 取組：① データ分析チームに主務課交流者を配置し、各種研修及びOJTによるスキルアップを図る。
② 今年度の実績を踏まえた研修体系の再整備を行うとともに、研修受講による、データ分析チーム及び主務課等職員のスキルアップを図る。
③ 「データ活用サイト」に、スキルアップのための各種コンテンツを構築

添付書類も含めた e-Tax の普及に向けた取組

【基本的な考え方】

内部事務の効率化、国税情報システムの高度化及び ICT・データの一層の活用などの施策を推し進め、課税・徴収事務の高度化を図るためには、申告・納付手続のデジタル化・ペーパーレス化の実現が不可欠であることから、引き続き利用率の向上を図るとともに、今後のデジタル活用による事務の高度化・効率化効果を最大限得られるよう、添付書類も含めた e-Tax の普及を推進する。

【重点対象者】

1 税理士に対する取組（9,400 税理士、33 万法人）

- ① 関与先法人の e-Tax 利用が一部にとどまっている税理士※（代理送信割合 85%未満）に対する勧奨
※以下、「法人税一部利用税理士」という。
→ 添付書類も含めた全ての書類を送信するよう勧奨。併せて、関与先法人全ての利用を勧奨（以下②、③共通）
- ② センター化対象署の法人（e-Tax 未利用）に関与している法人税一部利用税理士に対する勧奨
- ③ 大法人の電子申告義務化対象法人（e-Tax 未利用）に関与している法人税一部利用税理士に対する勧奨
- ④ 法人税一部利用税理士（代理送信割合 85%以上）に対する勧奨
→ e-Tax の利用状況が良い税理士に対して添付書類も含めた全ての書類を送信するよう勧奨

2 大法人の電子申告義務化対象法人に対する取組（2,000 法人）

- ① 設立・増資による新規義務化対象法人に対する利用勧奨
- ② H30 事務年度の勧奨において次回申告から e-Tax を利用すると回答したものの、未利用となっている法人等に対する利用勧奨

3 ID・パスワードの未取得者及び既取得者に対する取組（245 万人）

- ① 未取得者及び既取得者に対するダイレクトメールによる取得勧奨又は利用勧奨
- ② 臨場による大規模法人の従業員等に対する取得勧奨又は各種説明会等により来署した納税者に対する取得勧奨

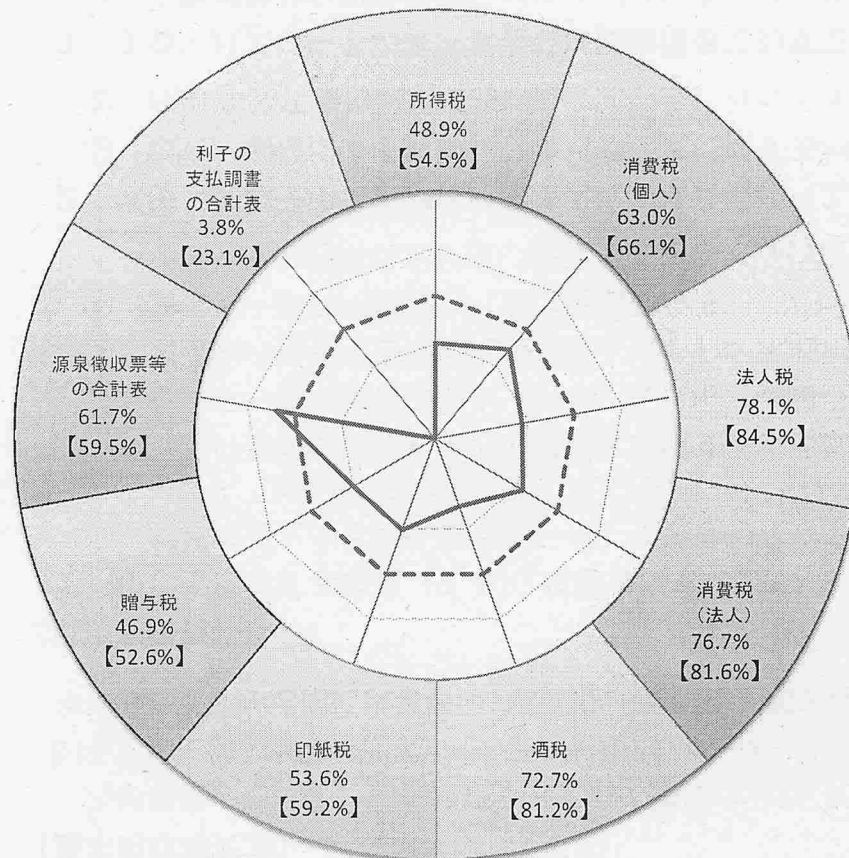
4 データ引継ぎ未実施団体等に対する取組（138 団体）

- ・ データ引継ぎ未実施団体に対する導入に向けた環境整備の働き掛け・協議及び実施済団体に対する継続実施・本格実施の支援
- ・ 3 力年で実施団体 100%とする

5 e-Tax 又は光ディスク等による支払調書の提出義務化の対象者に対する取組（7,200 義務者）

- ・ 令和 3 年 1 月 1 日以降の提出義務化基準枚数の引下げによる新規義務化対象者に対する利用勧奨

e-Taxの普及状況における東京局の立ち位置

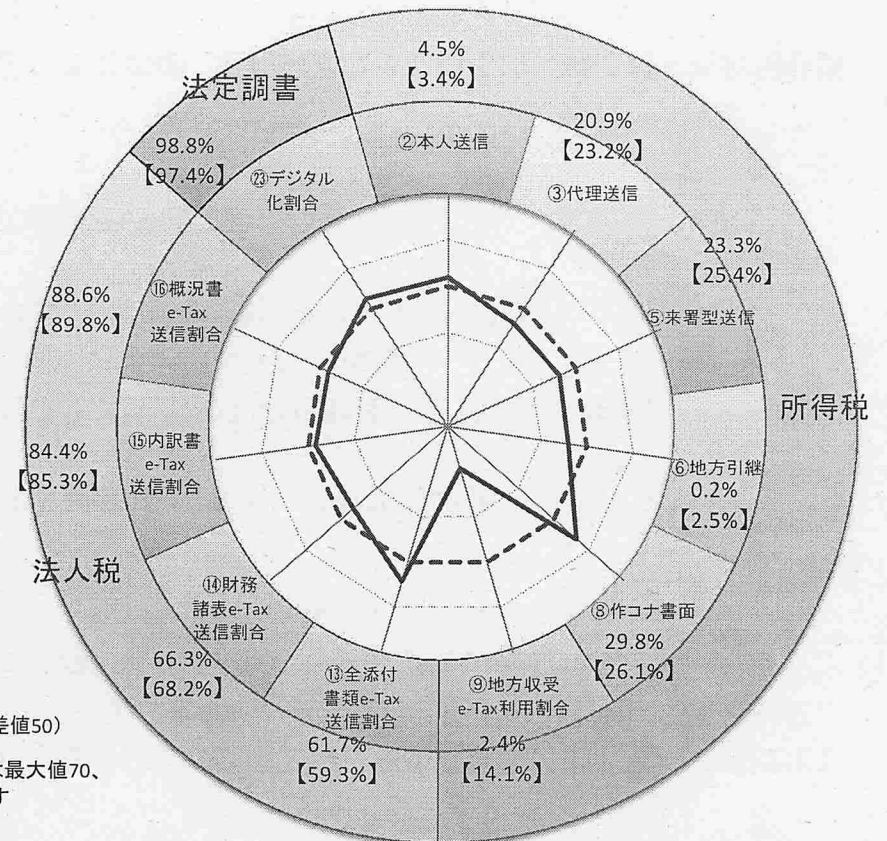


e-Tax利用率
各種割合等

(東京)%
[(全国)%]

— 東京
--- 全国平均(偏差値50)

(注) グラフの目盛は最大値70、
最小値20を示す



3 消費税の軽減税率制度実施等への対応

○ 消費税軽減税率制度実施等への対応

(1) これまでの軽減税率制度の周知・広報の状況

イ 説明会開催件数

	事業者数	平成 28 年 4 月～ 平成 30 年 6 月		平成 30 年 7 月～ 平成 31 年 4 月		合計		令和元年 5 月	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
全国	8,519,297	16,282	505,668	25,829	915,030	39,241	1,355,221		
	うち食品 取扱事業者								
	905,115								
東京	2,160,831	3,192	105,497	4,585	181,796	7,777	287,293	542	13,751
	うち食品 取扱事業者								
	204,475								

ロ アンケートの回収枚数

	平成 29 事務年度			平成 30 年 7 月～平成 31 年 4 月			令和元年 5 月	
	参加者	回収枚数	回収割合	参加者	回収枚数	回収割合	参加者	回収枚数
全国	318,730	85,777	26.91%	915,030	379,707	41.50%		
東京	68,619	14,751	21.49%	181,796	73,756	40.57%	13,751	5,709

ハ 事業者団体に対する協力要請の状況

(令和元年 5 月末)

	団体数 ①	接触済 団体数 ②	説明会 開催 団体数 ③	説明会 開催 団体割合 ④ (③/①)	説明会 開催件数	説明会 参加人数	資料配付 団体数 ⑤	資料配付 団体割合 ⑥ (⑤/①)
商工会・ 商工会議所	176	176	159	90.3%	339	9,169	151	85.8%
農業・漁業 協同組合	131	114	50	38.1%	82	2,792	71	54.2%
生活衛生 同業組合	502	275	71	14.1%	75	2,029	121	24.1%
銀行・ 信用金庫	65	60	40	61.5%	81	3,237	45	69.2%
商店街	115	96	61	53.0%	94	2,881	67	58.3%
その他 協同組合等	261	141	38	14.6%	34	421	71	27.2%
署独自 開拓団体	634	562	229	36.1%	308	15,403	328	51.7%
合計	1,884	1,424	648	34.4%	1,013	35,932	854	45.3%

ニ 税理士会との連携等の状況

(令和元年 5 月末)

	平成 29 事務年度		平成 30 年 7 月～ 令和元年 5 月		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
税理士を対象とした説明会	8	467	61	6,932	69	7,399
東京	3	157	35	4,342	38	4,499
東京地方	2	146	19	1,680	21	1,826
千葉県	3	164	7	910	10	1,074
税理士会と共催した説明会	119	4,293	191	7,314	310	11,607
東京	82	3,382	81	3,791	163	7,173
東京地方	34	747	81	2,534	115	3,281
千葉県	3	164	29	989	32	1,153
合計	127	4,760	252	14,246	379	19,006
東京	85	3,539	116	8,133	201	11,672
東京地方	36	893	100	4,214	136	5,107
千葉県	6	328	36	1,899	42	2,227

(2) 令和元事務年度における軽減税率制度の周知・広報

イ 地方紙等を活用した事業者向け広報

媒体	実施時期	備 考
新聞記事下広告 (半5段・4日)	4月中旬～9月中旬	神奈川新聞・千葉日報・ 山梨日日新聞
ラジオ広告(20秒) (1日3回)	5月、8月～9月	TBS ラジオ・TOKYO FM・ J-WAVE
駅のデジタルサイネージ	8月～9月	JR・東京メトロの駅内

ロ 局・署職員向けの研修の実施

	対象者	内 容
消費税課主催研修 (7月22日、23日)	署コア 要 員	・ 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式 の概要・最近の相談事例・申告書の書き方・区分経 理及び特例計算を説明するに当たっての留意事項
LAN トレーニング	全職員	・ 軽減税率制度の概要 ・ 消費税の適格請求書等保存方式

ハ 税理士関与のない飲食料品取扱事業者(法人)に対する局主催説明会の開催

令和2年2月～3月に開催予定

(参考) 平成30事務年度の開催状況

《実施期間：2月末～3月中旬、実施件数：全22件》

発送事業者数	返 戻 数	通 知 数	参加者数	発送事業者数に対する 参加者数割合
10,172	865	9,307	724	7.1%

(3) 適格請求書発行事業者の登録申請に係る集中処理体制の構築

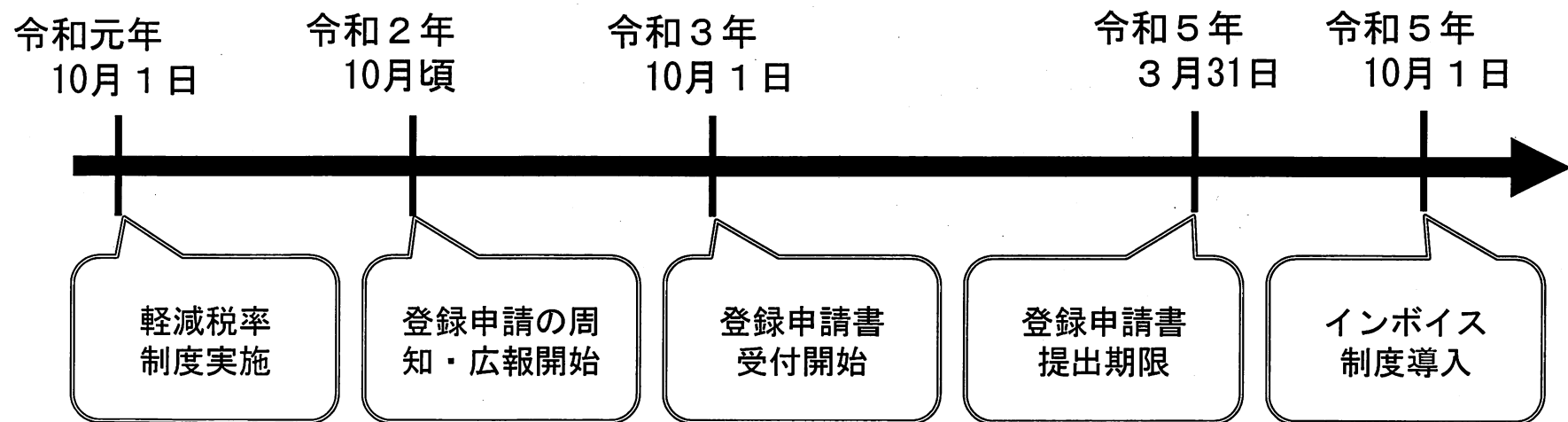
- 令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請書の受付が開始(提出期限は令和5年3月31日)。

※ 登録申請の周知・広報は、令和2年10月頃(受付開始の1年前)から実施する予定。

- 東京局における登録申請書の提出見込件数は約200万件。
- 令和3事務年度に集中処理体制(職員4名、非常勤職員74名)を千葉西署の敷地内に新設されるGSセンターの建物内に設置。

軽減税率制度の実施からインボイス制度の導入までのスケジュール

- 登録申請書は、令和3年10月1日から提出が可能。
- インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書の提出が必要。



4 消費税調査の課題

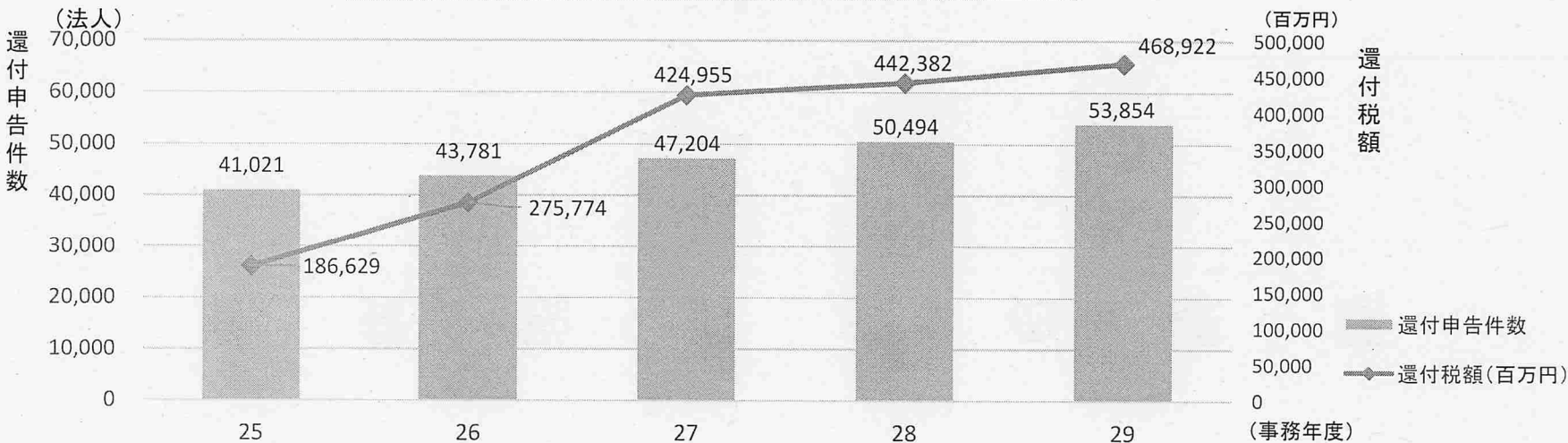
消費税調査の課題

東京国税局

消費税還付申告件数及び還付税額の推移(署所管分のみ)

- 平成26年4月以降消費税率が5%から8%(1.6倍)に引き上げられたのに伴い、東京局では還付申告件数は1.3倍に、還付税額は2.5倍に増加。(参考：納付は、申告件数1.01倍、申告税額1.76倍)
- 全国でも同様の傾向。東京は、還付申告税額の50%超を占める。

東京局における消費税還付申告件数及び還付税額の推移



○ 各局の状況

区分	事務年度	全国	東京	大阪	名古屋	関信	広島	仙台	福岡	札幌	熊本	高松	金沢	沖縄
還付申告件数	25	104,061	41,021	21,609	9,159	9,571	3,635	4,427	4,022	3,307	2,665	1,839	2,027	779
	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
	29	133,575	53,854	26,421	11,351	12,258	4,944	4,870	6,212	3,996	3,582	2,334	2,640	1,113
	29構成割合	100%	40.3%	19.8%	8.5%	9.2%	3.7%	3.6%	4.7%	3.0%	2.7%	1.7%	2.0%	0.8%
還付税額 (百万円)	29/25	1.28	1.31	1.22	1.24	1.28	1.36	1.10	1.54	1.21	1.34	1.27	1.30	1.43
	25	378,825	186,629	71,289	27,706	24,408	8,781	19,519	13,325	7,356	7,037	4,878	5,028	2,869
	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
	29	895,078	468,922	147,297	61,784	58,132	26,849	31,017	31,787	20,086	19,523	13,198	11,052	5,432
	29構成割合	100%	52.4%	16.5%	6.9%	6.5%	3.0%	3.5%	3.6%	2.2%	2.2%	1.5%	1.2%	0.6%
	29/25	2.36	2.51	2.07	2.23	2.38	3.06	1.59	2.39	2.73	2.77	2.71	2.20	1.89

(注)「消費税階級別の申告の状況(署所管)」による。

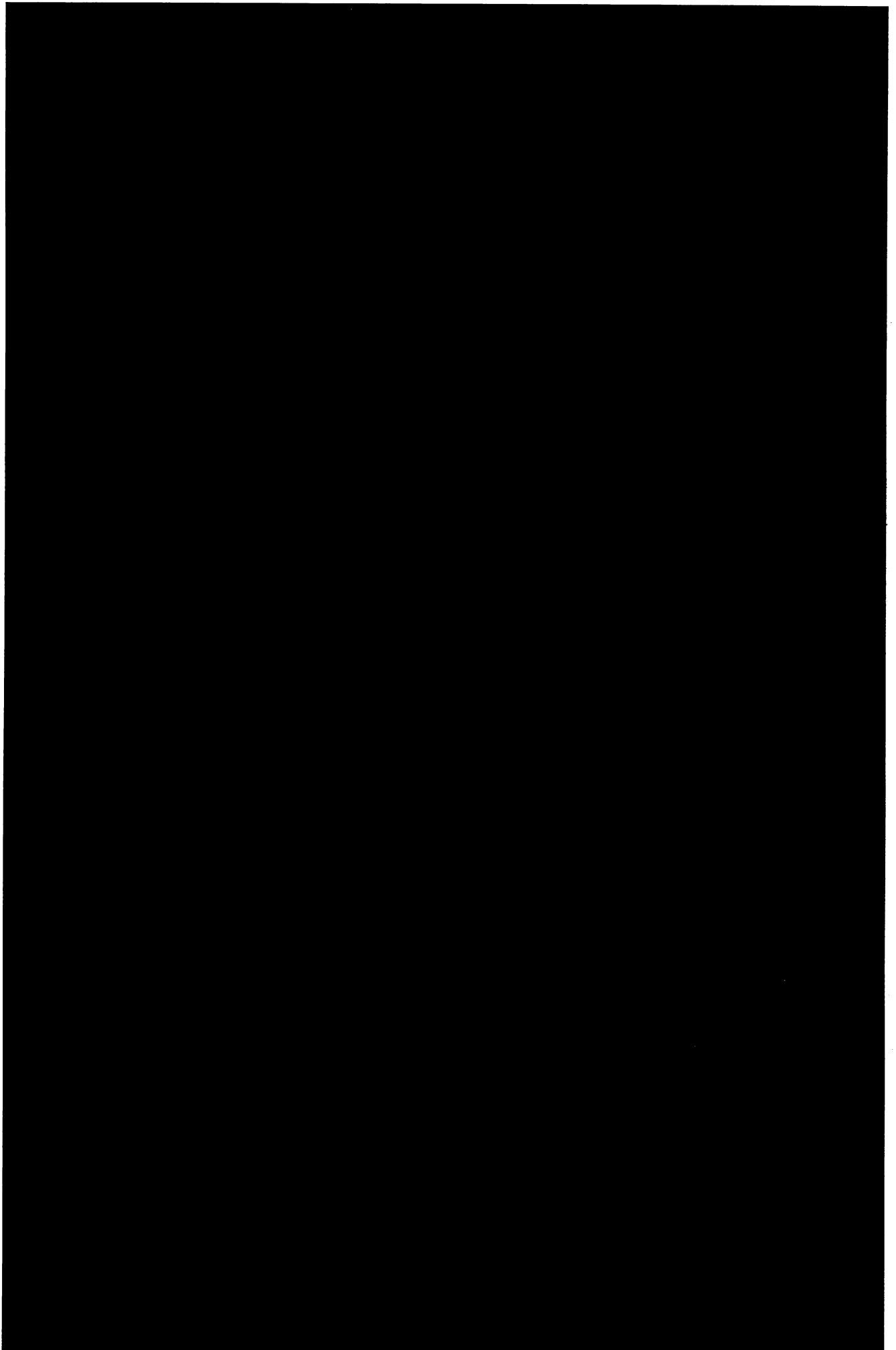
還付申告法人に対する接触状況及び還付保留未解除状況(東京局分)

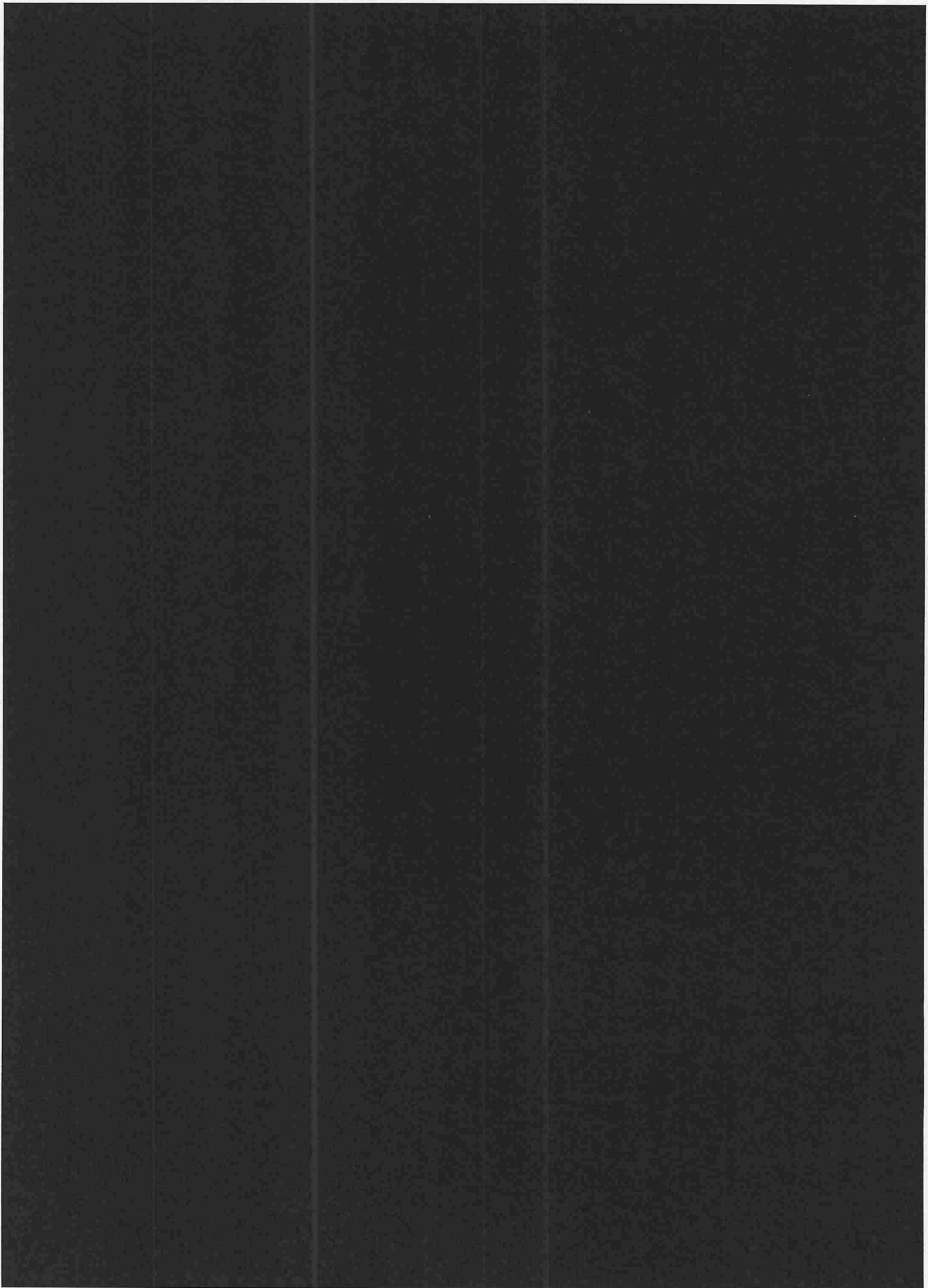
- ・ 還付申告のうち、新規還付の法人は、全体の約5割を占める。

- ・
- ・
- ・

還付申告法人に対する接触状況(各年6月末現在)

還付申告法人に対する還付保留未解除状況





来事務年度以降の対応方針

課題

- ・ 消費税率引上げにより、
⇒ 組織を上げた危機感の醸成が急務
- ・ 税収に占める消費税の重要性と納税者の公平感を踏まえて、執行の適正性がますます求められる。
⇒

危機意識の醸成

- 会議や研修等で具体的な
- の収集・分析、対応策の検討
-

資源投入の優先順位の見直し

-
- 局が積極的に事案へ関与。必要な調査日数の追加投入を指示し、調査件数を柔軟に見直し

手続・基準等の見直し

-
-
- 「消費税還付保留解除チェック表」を見直し

組織的・人事的対応

-
-
-
-
-

制度的対応

-
-
-
-
-

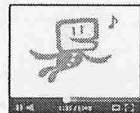
5 シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要

新分野の経済活動・取引例

(主な特徴・傾向)

- ①広域的・国際的取引が容易
- ②足が速い
- ③取引の実態が分かりにくい
- ④申告手続等に馴染みのない方の参入が容易



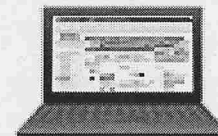
デジタルコンテンツ



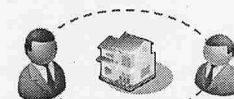
ネット通販・ネットオークション



暗号資産（仮想通貨）



ネット広告（アフィリエイト等）



シェアリングビジネス・サービス

適正申告のための環境作り

国税庁ホームページを通じた情報発信



(掲載内容の例)

- ・確定申告等の税務手続
- ・取引に関する課税上の取扱い

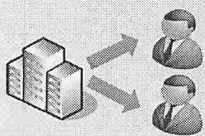
納税者利便の向上



(2019年開始の取組例)

- ・スマートフォン専用画面で申告書作成
- ・QRコードを利用したコンビニ納付

仲介事業者・業界団体を通じた適正申告の呼びかけ



(取組例)

- ・業界団体から会員各社（仲介事業者）へ呼びかけ
- ・仲介事業者から利用者へ呼びかけ

情報収集・分析の充実

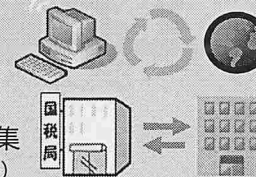
プロジェクトチームの設置



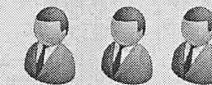
- ・全国税局・事務所に設置
- ・関係部署の職員で構成

公開情報から
効率的に収集
(インターネット等)

法的枠組みも利用して
非公開の有用情報を収集
(法定調書、情報照会手続等)



各種情報を組み合わせて
課税上問題があると見込ま
れる納税者を的確に把握

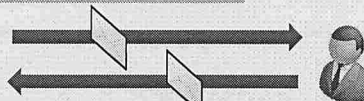


自発的な適正申告の履行を
呼びかける必要がある納税者

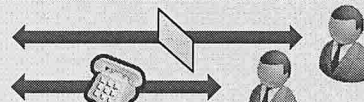
大口・悪質な申告漏れ
等が見込まれる納税者

行政指導の実施

取引の有無・内容を確認（お尋ね）



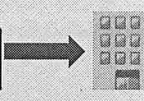
自主的な申告内容の見直し・申告の必要性の確認
を要請（見直し・確認）



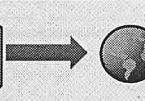
※効果的・効率的な実施のため担当部署の設置も検討

厳正な調査の実施

プラットフォーム等からの証拠収集・事実認定



反面調査



外国当局への情報提供要請

ICT事案特有の証拠隠しへも対応



(例) デジタル・フォレンジックの活用

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の種類及び取組状況

経済活動の種類			主なプラットフォーム等（注）	主な決済手段
シェアリング エコノミー	シェア×モノ	フリマ、オークション、レンタル サービス、ネットショップ		金融機関 決済代行 電子マネー
	シェア×空間	民泊、農地シェア、駐車場 シェア、会議室シェア		-
	シェア×移動	カーシェア、サイクルシェア、 ライドシェア		-
	シェア×スキル	家事代行、介護、育児、 知識、料理		金融機関 決済代行
暗号資産（仮想通貨）取引				金融機関 仮想通貨
ネット広告関連				金融機関
デジタルコンテンツ配信				金融機関 決済代行

目 次

総 務 部

(ページ)

【総務課】

1	東京国税局の管轄区域及び税務署設置数	1
(1)	管轄区域	1
(2)	税務署設置数	1
2	機構・定員関係	2
(1)	機構関係	2
(2)	定員関係	2
3	会議等	5
(1)	部次長クラス	5
(2)	署三役	5
(3)	国税庁主催会議	6
4	長官視察（平成30事務年度実績）	7
5	行政文書等の管理の徹底	7
(1)	行政文書等の管理の徹底	7
(2)	共有フォルダにおける行政文書の体系的管理	7
(3)	情報委員会・情報管理部会の運営	7
6	職員の組織する団体に関する事務	8
(1)	交渉	8
(2)	要請等	9
7	人権啓発に関する事務	9
8	各種団体関係者からの陳情に関する事務	9
9	公務執行妨害に関する事務	10
10	地方団体関係	10
11	関係民間団体関係	11
(1)	概要	11
(2)	関係民間団体連絡協議会	12
12	感謝状関係	12
13	会計検査院関係	13

14	提案関係	14
(1)	目的	14
(2)	提案の募集、審査	14
15	災害対策関係	15
(1)	災害発生時の体制	15
(2)	財務省庁舎使用不能時の代替庁舎への移転対応	15
16	税理士会関係	15
(1)	組織の状況及び役員の状況	15
(2)	連絡協調	16
17	税理士等に対する指導監督	17
18	開示請求事務	18
(1)	情報公開法に基づく開示請求関係	18
(2)	行政機関個人情報保護法に基づく開示請求	18
19	個人情報保護事務	19
20	納税者支援調整官事務	19
(1)	納税者支援調整官の職務	19
(2)	苦情等への迅速な対応等	20
21	緊急対応事案への対応	20
参考	緊急対応体制イメージ図等	22

事務運営の概要等

総務部 総務課

1 東京国税局の管轄区域及び税務署設置数

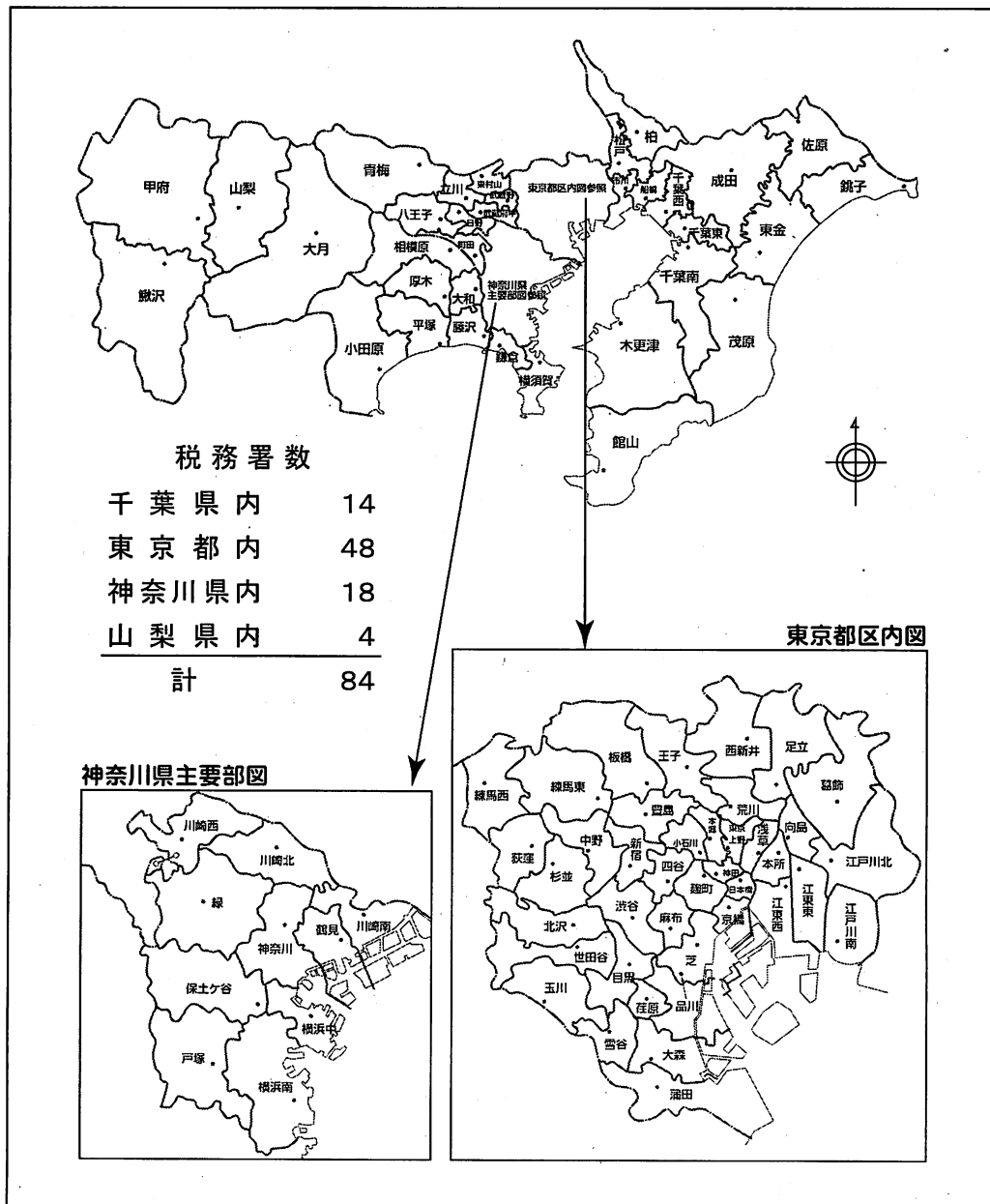
(1) 管轄区域

東京国税局の管轄区域は、千葉県 (5,158㎡)、東京都 (2,191㎡)、神奈川県 (2,416㎡)、山梨県 (4,465㎡) の1都3県となっている。

(2) 税務署設置数

東京国税局管内には、84署（全国524署）の税務署が設置され、その内訳は、千葉県14署、東京都48署、神奈川県18署、山梨県4署となっている。

〔参考〕 東京国税局管内税務署別管轄区域



2 機構・定員関係

(1) 機構関係

令和元年度の局署の機構は、別紙1「東京国税局の機構図」及び別紙2「税務署の機構図（横浜中署の例）」のとおりである。

なお、令和元年度の局署のポスト数（6級以上格付可能ポスト数）は4,362となっている。

〔参考〕ポスト数の状況

年度 局署	平成30年度	令和元年度	増減
局	1,579	1,588	+9
署	2,768	2,774	+6
合計	4,347	4,362	+15

〔参考〕ポスト数の状況（再任用短時間勤務職員用）

年度 局署	平成30年度	令和元年度	増減
局	22	23	+1
署	11	11	±0
合計	33	34	+1

(2) 定員関係

令和元年度の局署の定員は15,990人（局3,893人、署12,097人）となっている。

〔参考〕定員の状況

年度 局署	平成30年度	令和元年度	増減
局	3,880	3,893	+13
署	12,067	12,097	+30
合計	15,947	15,990	+43

（内訳）①事務職定員

年度 局署	平成30年度	令和元年度	増減
局	3,839	3,854	+15
署	11,994	12,026	+32
合計	15,833	15,880	+47

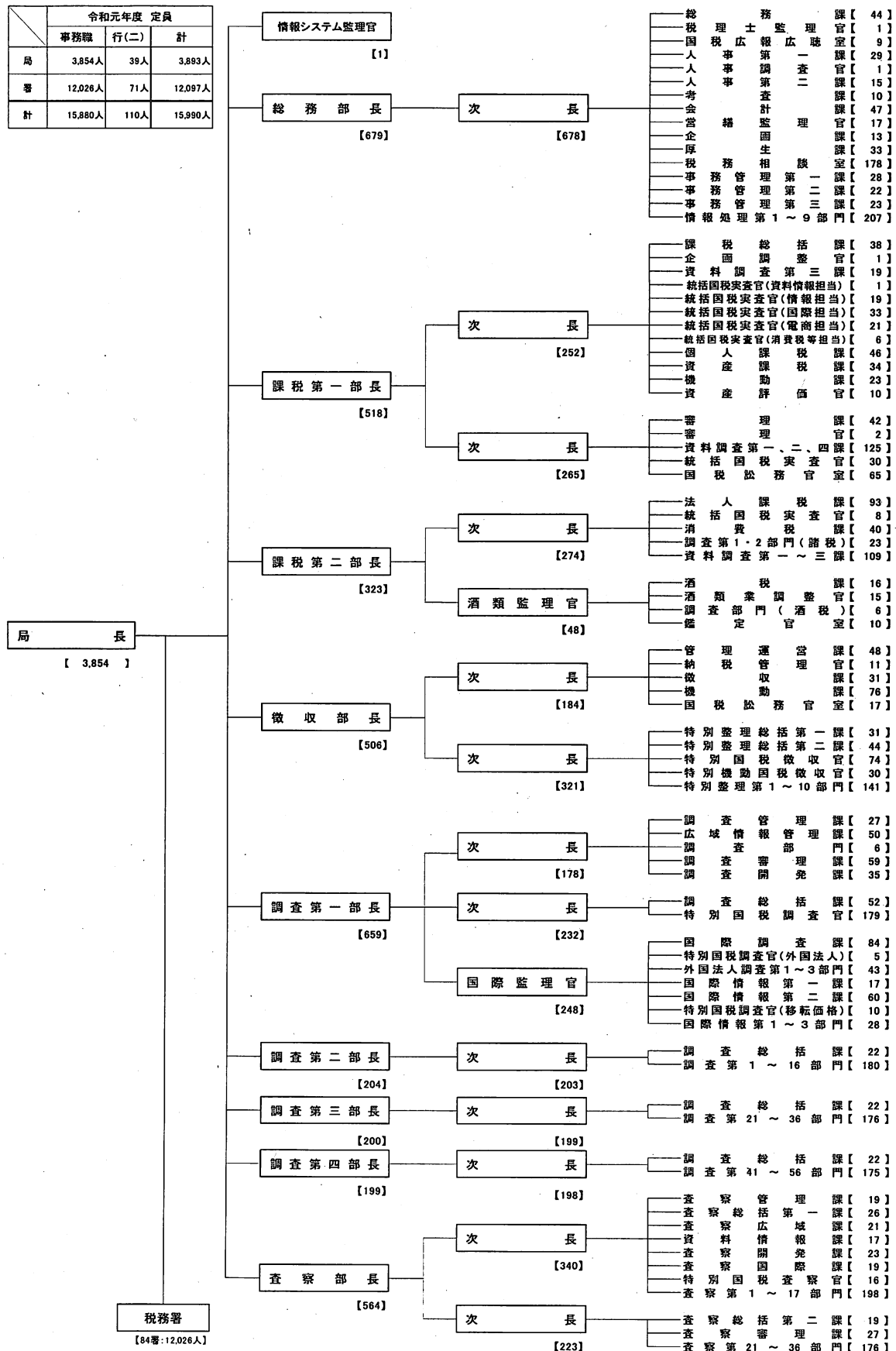
②行（二）等職員定員

平成30年度	令和元年度	増減
41	39	▲2
73	71	▲2
114	110	▲4

※ 定員細則には、上記のほか、カジノ管理委員会に拠出する定員3が含まれる。

別紙1 東京国税局の機構図

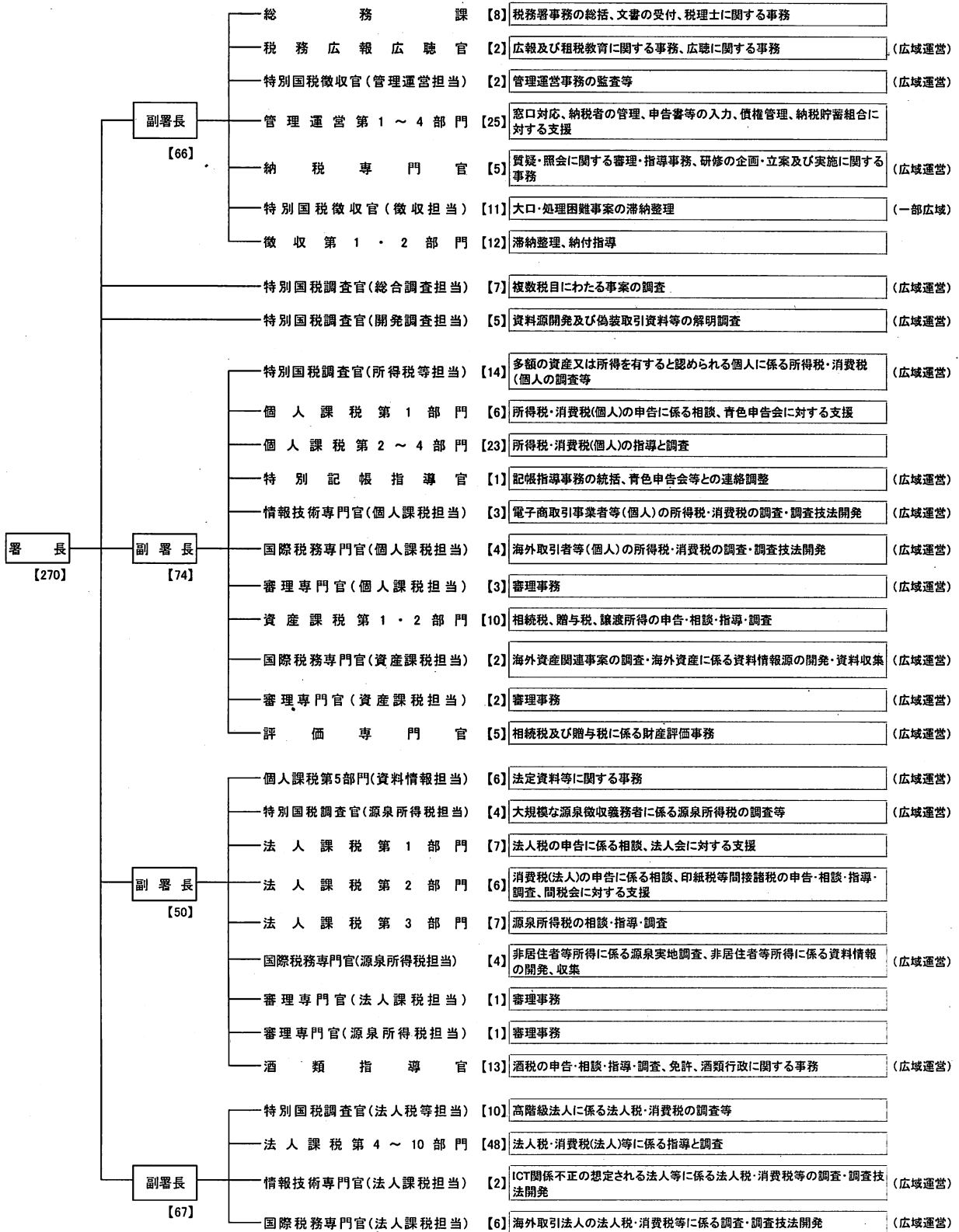
	令和元年度 定員		
	事務職	行(二)	計
局	3,854人	39人	3,893人
署	12,026人	71人	12,097人
計	15,880人	110人	15,990人



(注) 【 】内の数は、定員を示す(会計課の行(二)職員18人、厚生課の医療職21人を除く。)

別紙2 税務署の機構図（横浜中署の例）

令和元年度 定員		
事務職	行(二)	計
270	3	273



(注) 【 】内の数は、定員を示す(総務課の行(二)職員3人を除く。)

3 会議等

(1) 部次長クラス

会 議 名	開 催 日 等	概 要	出 席 者
定例部長会議	原則毎週月曜日	局として共有すべき課題や問題などを局幹部が自由に意見交換する場として、各部の事務運営に資する役割を果たしている。	局長、各部長、総務部次長、総務課長
部次長会議	原則毎月第1月曜日	定例部長会議の拡大会議	局長、各部次長、酒類監理官、国際監理官、鑑定官室長、監督評価官室長、首席監察官、税大東研所長、総務課長、人事第一課長、会計課長、税務相談室長

(2) 署三役

イ 署長

会 議 名	開 催 日 等	概 要	出 席 者
全管税務署長・副署長会議	年度当初7月開催 (令和元年7月26日(金)開催予定)	事務年度当初において、事務運営及び重点事項を説明し局署の意思統一を図る。	署長、副署長 局長、各部長、各次長、 総務課長ほか
全管税務署長会議	年2回開催 (12月、6月)	各時期における重点事項等の説明等を行い、局署の意思統一を図る。	署長 局長、各部長、各次長、 総務課長ほか
ブロック別税務署長会議	例年10月 (平成30事務年度は4ブロック別に開催)	各署の実情や署長の経験を踏まえて、今後の事務運営の在り方等を局幹部と意見交換する場として、少人数制で開催	署長 局長、各部長、総務課長、人事第一課長ほか
全管税務署長事務打合せ会	年2回開催 (3月、6月)	令和元年度定期人事異動に当たっての留意事項等について説明する。	署長 総務部長、特定課課長ほか

ロ 副署長

会 議 名	開 催 日 等	概 要	出 席 者
全管総務担当副署長事務打合せ会	年1回開催 (令和元年7月29日(金)開催予定)	税理士関係事務の基本方針を示し、局署の意思統一を図る。	総務担当副署長 総務部長(挨拶) 税理士監理官ほか

ハ 署総務課長

会 議 名	開 催 日 等	概 要	出 席 者
全管税務署総務課長会議	年1回開催 (令和元年8月27日(火)開催予定)	総務部各課等の事務運営の基本方針や当面の諸問題等に関する重要事項を示し、局署の意思統一を図る。	署総務課長 局長(訓示)、総務部長、各課官房課長ほか

(3) 国税庁主催会議

国税庁主催の全国国税局長会議、総務部長会議等に係る当局説明資料の作成等に当たり、各部課(室)の調整を行っている。

〔参考〕令和元事務年度の局長会議及び総務部長会議等の開催予定

会 議 名	期 間
局長会議	・令和元年8月1日(木)・2日(金) ・令和2年1月中旬 ・令和2年6月上旬
総務部長(次長)会議	令和元年11月15日(金)
総務部長会議	令和元年2月28日(金)

※ 事務打合せ会

- ・ 総務部長・・・令和元年7月中旬開催予定(電話会議)
- ・ 総務課長・・・令和元年7月中旬開催予定(電話会議)

4 長官視察（平成30事務年度実績）

視 察 日	視 察 内 容	案 内 者 等
平成30年 10月17日(水)	横浜中署	【横浜中署】 署：署長、副署長、総務課長
平成30年 10月23日(火)	東京局 渋谷署 納税コールセンター	【東京局】 局長、各部長、総務部各次長、総務課長 【渋谷署】 局：企画課長、企画課課長補佐 署：署長、副署長、総務課長 【納税コールセンター】 局：徴収部機動課長
平成30年 11月7日(水)	千葉東署	【千葉西署】 署：署長、副署長、総務課長
平成31年 2月20日(水)	確定申告合同会場 (新宿) 豊島署	【新宿署・四谷署・中野署】 署：各署長、副署長（新宿）、総務課長（新宿） 【豊島署】 署：署長、副署長、総務課長
平成31年 2月24日(日)	確定申告合同会場 (築地合同会場)	【京橋署】 局：課税第一部長、個人課税課長 署：署長、副署長

5 行政文書等の管理の徹底

(1) 行政文書等の管理の徹底

国税の職場は、納税者の極めて重要な個人情報等を日常的に取り扱っており、万が一納税者情報の外部流出や紛失が発生した場合には、当該納税者に不測の損害を与えるだけでなく、国税当局全体の信頼を著しく損なうことになる。

したがって、税務行政に対する信頼を確保するため、行政文書等（外部記録媒体に記録された電子情報等の電磁的記録を含む。）の管理の徹底を、職員一人一人に改めて認識させるとともに、事務処理誤りによる流出や紛失を防ぐため、事務処理手順の遵守と管理者による事後のチェックを一層徹底する。

(2) 共有フォルダにおける行政文書の体系的管理

共有フォルダ内の行政文書については、内閣府が策定した「行政文書の電子的な管理についての基本的な方針」に従い、体系的・効率的に管理する。

(3) 情報委員会・情報管理部会の運営

情報委員会は、国税情報システムの高度活用を図り、事務処理の合理化・効率化を推進するとともに、情報を効果的・効率的に管理するため、高度情報化及び情報管理に関する運営方針を決定する。

また、行政文書の紛失など不適切事案が発生した場合には、発生した原因を分析し、その再発防止策を協議の上、局署に周知徹底する。

なお、署においては、情報管理部会を定期人事異動後早期に開催し、情報管理に関する問題が発生した場合の対応方法及びその未然防止策について意思統一を図ることとしている。

6 職員の組織する団体に関する事務

職員の組織する団体（以下「職員団体」という。）に関する事務として、交渉及び要請等への対応がある。

当局における職員団体としては、東京国税労働組合（以下「国税東京」という。）及び全国国税労働組合東京地方連合会（以下「全国税東京地連」という。）が人事院に登録されている。

(1) 交渉

イ 国税東京及び全国税東京地連との交渉

当局と国税東京及び全国税東京地連との交渉は、年4回（9月、11月、2月、5月）実施している。

(i) 出席者

当局側（9名）	局長、総務部長、総務部次長（会計、厚生関係担当）、総務課長、人事第一課長、人事第二課長、考査課長、会計課長、厚生課長
職員団体側	委員長以下役員の範囲内

(ii) 交渉議題

予備交渉であらかじめ定めた事項

〔参考：局長交渉実施状況〕

年度 \ 区分	第1回	第2回	第3回	第4回
28	28. 9. 28(水)	28. 11. 30(水)	29. 2. 7(火)	29. 5. 30(火)
29	29. 9. 27(水)	29. 11. 29(水)	30. 2. 7(水)	30. 5. 30(水)
30	30. 9. 26(水)	30. 11. 28(水)	31. 2. 5(火)	01. 5. 29(水)

ロ 国税東京局支部及び全国税東京国税局支部との交渉

当局と国税東京局支部及び全国税東京国税局支部との交渉は、年2回（11月、6月）実施することとしているが、平成24事務年度以降においては、国税東京局支部のみ実施している。

(i) 出席者

当局側（２名）	総務部長、総務課長
職員団体側	委員長以下役員の範囲内

(ii) 交渉議題

予備交渉であらかじめ定めた事項

〔参考：局支部交渉実施状況〕

年度 \ 区分	第 1 回	第 2 回
28	28. 11. 11(金)	29. 6. 15(木)
29	29. 11. 10(金)	30. 6. 12(火)
30	30. 11. 9(金)	01. 6. 11(火)

(2) 要請等

イ 総務課長対応

国税東京の青年部、行(二)委員会、女性委員会及び全国税東京地連からの要請（女性部等）に総務課長が対応している（年間計 7 回）。

ロ 課長補佐対応

国税東京各地本代表者及び全国税各支部等からの要請に課長補佐（総務 2 係担当）が対応しているほか、職員団体からの申入れ、意見要望等については、随時、窓口で対応している。

7 人権啓発に関する事務

「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年 3 月15日閣議決定）において、公務員に対し同和問題、女性、高齢者、障害者などの各種人権問題について、研修等によって人権教育・啓発の充実に努めるものと定められている。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題については、憲法の保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題であり、職員が同和問題に関する正しい理解と認識を深め、税務行政の円滑な運営に資することを目的に、「人権啓発研修」を実施している。

8 各種団体関係者からの陳情等に関する事務

各種団体関係者からの陳情に関する事務については、随時、局内においては各部課（室）の渉外事務担当者（団体関係者等の陳情等に対応する担当者）、署においては総務課長と協議した上で対応している。

9 公務執行妨害に関する事務

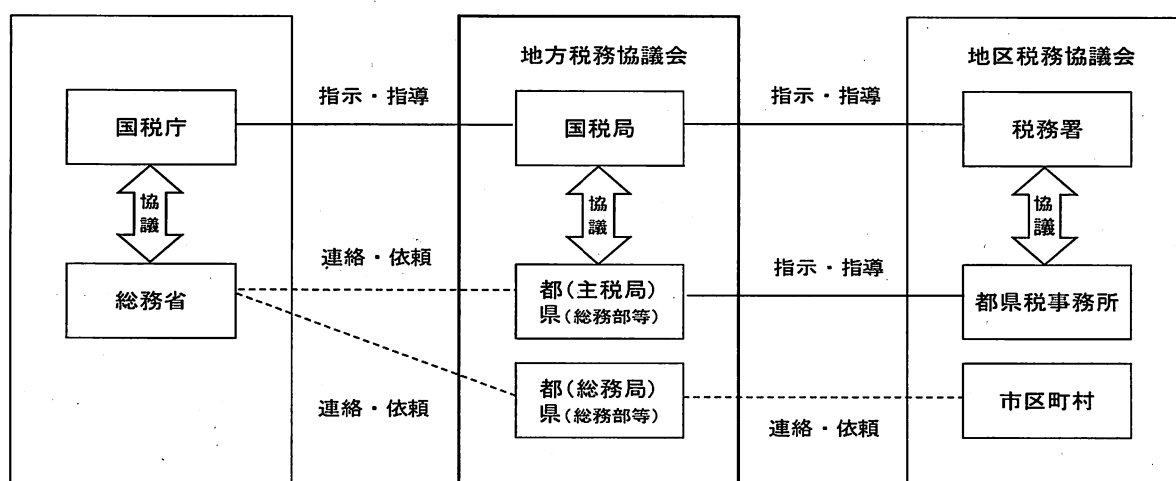
納税者等から暴行又は脅迫を受けた場合には、職員の安全の確保を最優先としながら、公務執行妨害罪に当たる旨の相手方への抗議及び110番通報を迅速に行うなど、日々納税者等と接している職員が萎縮することなく安心して事務に従事できるよう組織として厳正に対応している。

10 地方団体関係

国と地方団体との税務行政運営上の協力関係については、国税庁と総務省（旧自治庁）との間で基本的な了解事項が取り交わされており、これを受けて局単位では「地方税務協議会」、署単位では「地区税務協議会」で具体的な取扱いを協議しているところであり、今後も協力関係の一層の推進を図っていく必要がある。

なお、協力関係の一環として、所得税及び法人税関係のデータ提供を昭和47年から実施しているところであり、データ提供手続等を定めた協定書を毎年取り交わしている。

〔参考1〕概要図



〔参考2〕東京都とのトップレベル打合せ会（平成30年11月29日（木））出席者

【当局】

局長、総務部長、課税第一部長、課税第二部長、徴収部長、調査第一部長、
査察部長、総務課長

【東京都】

主税局長、総務部長、税制部長、税制調査担当部長、調整担当部長、課税部長、資産
税部長、徴収部長、特別滞納整理担当部長、
担当部長＜総務部総務課長事務取扱＞

〔参考3〕 トップレベル打合せ会開催の推移

① 昭和57～平成14事務年度

1都3県との間で毎年トップレベル打合せ会を開催

② 平成15～平成30事務年度（平成15・26事務年度は開催せず）

平成14事務年度の各都県とのトップレベル打合せ会等において、打合せ会の運営の見直しが協議され、必要に応じて随時開催されることが了解された。

その後、局長級のトップレベル打合せ会については、東京都との開催のみとなっているが、他の3県についても、事務レベルにおいて打合せ会を実施している。

11 関係民間団体関係

(1) 概要

関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及を図るための啓発活動に取り組んでおり、税務行政の円滑な運営にとって大きな役割を果たしていることから、従来以上に関係民間団体と連携、協調を図っていくこととしている。

なお、関係民間団体の多くは、会員数の減少や高齢化といった組織運営上の問題への対応が課題となっている。

〔参考1〕 各団体の事業内容等

団 体 名	窓口担当課	事 業 内 容
青 色 申 告 会	個人課税課	青色申告の普及・育成、小規模事業者対策としての記帳指導、税制改正要望等
法 人 会	法人課税課	税知識の普及のための研修・広報活動、税制改正要望等
間 税 会	消 費 税 課	消費税等に関する啓蒙活動、税制・執行に関する意見要望の提言等
酒 類 業 組 合	酒 税 課	酒税の保全に対する協力・組合員の共同利益の増進等
納税貯蓄組合	管理運営課	租税の自主納付態勢確立の促進、租税教育の推進等

〔参考2〕 各団体の組織状況

団 体 名	青色申告会	法 人 会	間 税 会	酒 類 業 組 合	納税貯蓄組合
局 連	—	—	1	—	1
都 県 連	4	4	4	4	4
署 単 位 会	84	84	84	117	84

(2) 関係民間団体連絡協議会

平成17事務年度から局レベルの関係民間団体25団体との「意見交換会」を開催し、関係民間団体相互の連携強化及び税務行政への一層の協力を働き掛けている。

〔参考〕令和元事務年度の開催予定日

- ・ 令和元年9月27日（金）

12 感謝状関係

部外者に対する感謝状制度については、事務運営指針に基づき、次のとおり局長又は署長感謝状を贈呈している。

〔参考〕平成30事務年度における感謝状贈呈等の状況

区分	目 的	主な対象者	贈呈時期	贈呈品	贈呈数 (6/13現在)
税 務 功 労 等	国税についての申告・納税・その他納税思想の高揚等に貢献した者及び税務行政等の推進に功績のあった者に対して感謝の意を表し、もって、一層の納税思想の高揚とその普及充実を図る。	・関係民間団体及びの会員等 ・広報功績者 ・財産評価功績者 ・e-Taxの一層の普及に貢献した団体 ・その他の者	【長官感謝状】 10月 (長官納税表彰で贈呈) 【局長感謝状】 11月 (局長納税表彰式で贈呈) 【署長感謝状】 11月 (署長納税表彰式で贈呈)	感謝状 額 縁	長官 1名
					局長 13名
					署長 688名
福 利 厚 生 等	職員の福利厚生等に功労のあった者に対し日頃の感謝の意を表するとともに、福利厚生等の一層の協力を依頼する観点から、感謝状を贈呈する。	・嘱託医等	【局長感謝状】 6月 (各署で贈呈) 【署長感謝状】 6月 (各署で贈呈)	感謝状 額 縁	局長 0名
					署長 4名
死 没 感 謝 状	税務行政の運営に多大な寄与をした者が死亡した場合、その功績に謝意を表するため感謝状を贈呈する。	・関係民間団体の役員 ・広報功績者 ・財産評価功績者 ・租税教育関係者 ・税理士会支部長又は県単位会以上の役員で現職の者	原則、告別式までに署から贈呈	感謝状 額 縁	局長 43名
					署長 104名 (注)
調 査 取 締 功 労	国税の調査・取締に関する情報提供、警備・警護等の各種協力について円滑な税務行政の推進に特に功績のあった者に対して表彰することで、協力関係の一層の強化を図る。	警視庁、各県警、各警察署、税関等	11月上旬 (警視庁、各県警には関係部長から贈呈し、警察署には警察署の所轄税務署長から贈呈)	感謝状 額 縁	長官 2団体
					局長 21団体
感 謝 の こ と ば	上記の上申基準に満たない者又は上記の表彰対象者以外の者に対して、局長又は署長が感謝の意を表することが相当と認める場合に贈呈する。	制限なし	随時	賞状(市販) 額 縁	局長 19名
					署長 8名

(注) 平成30年度(平成30年4月から平成31年3月まで)の件数である。

13 会計検査院関係

平成30事務年度における会計検査院による実地検査は、局及び24署で行われた。実地検査

の結果については、毎年11月頃に会計検査院から内閣に決算検査報告として提出される。

なお、局実地検査については、毎年2月に実施されている。

〔参考〕平成30事務年度における局実地検査

実 施 時 期	被 検 査 部	
平成31年2月4日（月） ～2月15日（金）	通常検査	総務部（会計関係）、徴収部（滞納事案処理）、 調査第一～四部（課税処理）
	制度検査	なし

	当 局 側	検 査 院 側
局 長 等 へ の 挨 拶	局長、総務部長、総務課長	・ 租税検査第1課長 ・ 租税統括検査室長 ・ 租税検査第1課副長（2名） 計4名
概 況 説 明	関係部長、次長、総務課長	

14 提案関係

(1) 目的

提案は、職員それぞれによる日常の職務及び職場の改善を通じて、次のことを目的として行う。

- ① 税務行政に対する国民の理解と信頼が得られるよう、行政文書、電子データ、個人情報等の厳正な管理及び職務を遂行するに当たっての法令遵守の徹底など適正な事務の管理を図ること
- ② 職員の職務への積極的な参加意識の醸成、職員の能力向上及び事務の効率化を図り、より効率的な税務行政を推進するとともに、納税者利便の向上及び職員の働きやすい職場環境の整備を図ること

(2) 提案の募集、審査

提案は、年間を通じて募集し、関係各課で審査を行っている。

なお、前年の12月1日からその年の11月30日までの間に受理したもので優秀な提案については、翌年の2月10日までに国税庁に進達を行う。その後、国税庁の審査結果をもって、毎年6月初旬に長官及び局長から表彰を行う。

〔参考〕平成30年度 入賞提案（提案提出件数：2,957件）

- ・ 長官優秀 … 0件（全国1件）、長官佳作 … 11件（全国46件）
- ・ 局長優秀 … 23件、局長佳作 … 19件

15 災害対策関係

(1) 災害発生時の体制

東日本大震災の発生を受け、「東京国税局災害対応マニュアル」を整備し、これによるほか、以下の体制としている。

また、各署に対しては「東京国税局災害対応マニュアル」を原則としつつ、各署の立地条件や職員構成など、実情に応じた対応策を講ずるよう指示している。

イ 災害発生時の安否確認方法

庁一括契約の「安否確認システム」を利用して安否確認を行う。

ロ 災害発生時に局・署庁舎に参集する要員

災害発生時に局、署庁舎に参集する職員として、「参集要員」（役職指定）及び「参集補助要員」（局、署庁舎の近隣に居住している者を指定）を指定している。

ハ 非常用備蓄品

庁の一括調達で、参集要員の1週間分、全職員の3日分を目途に配備されている。

ニ 防災訓練（局庁舎）

局庁舎では、年2回、防災訓練を実施している。

(2) 財務省庁舎使用不能時の代替庁舎への移転対応

「財務省業務継続計画」では、首都直下地震発生時に財務省庁舎の全部又は一部が使用不能となる場合を想定し、省（庁）対策本部の運営に係る非常時優先業務等を実施するための代替庁舎として東京国税局庁舎が指定されている。

当局では、代替庁舎として省（庁）対策本部の受入れ時の体制について整備している。

また、政府緊急災害対策本部が立川広域防災基地に設置された場合には、財務省の災害対策本部が立川地方合同庁舎に設置されることとなっており、立川税務署の事務室の一部を使用することが検討されている。

16 税理士会関係

(1) 組織の状況及び役員の状況

税理士会は、税理士法により設立が義務付けられている特別法人であり、税理士は、税理士登録と同時に税理士会の会員となる。

税理士会は1国税局に1の税理士会が原則であるが、特例により、東京局には3の税理士会、名古屋局には2の税理士会（名古屋会・東海会）がある。

税理士会の正副会長及び理事は、会員による選挙によって選出（任期2年）される。

なお、平成30事務年度に税理士会役員選挙が行われた。

〔参考１〕 税理士登録者・税理士法人届出数（平成31年３月末現在）

税理士会	登録者数	左の内訳				税理士法人	
		開業税理士	社員税理士	所属税理士			
				(開業)	(法人)	本店	支店
東 京	23,023	15,919	3,138	1,380	2,586	1,219	422
東京地方	4,914	3,812	581	364	157	204	137
千 葉 県	2,513	2,070	263	133	47	98	79
東京局計	30,450	21,801	3,982	1,877	2,790	1,521	638
全 国 計	78,028	56,672	10,442	6,027	4,887	3,963	2,003

〔参考２〕 税理士会の

税理士会	東 京 税 理 士 会		東京地方税理士会		千葉県税理士会	
役 職	氏 名	支 部	氏 名	支 部	氏 名	支 部

〔参考３〕 税理士会役員選挙（会長・副会長）の状況

税理士会名	
東 京 税 理 士 会	
東京地方税理士会	
千葉県税理士会	

(2) 連絡協調

申告納税制度の適正かつ円滑な運営を図る上で、税務行政に対する税理士の理解を得ることが重要であり、そのためには、税理士会及び税理士会支部（以下「税理士会等」という。）との連絡協調を推進することが必要不可欠である。

このため、局及び署の幹部は、税理士会等との協議会の開催や税理士会等が開催する研修会や説明会への講師派遣等を積極的に行い、税理士会等との円滑な関係の構築・維持に努めている。

また、改正消費税法等への対応やe-Taxの普及・充実、マイナンバー制度、租税教育、書面添付制度の普及など税務行政上の施策の実施に当たっては、税理士会等との連絡協調を通じ、税理士及び税理士法人（以下「税理士等」という。）の要望を的確に把握し、税理士

等の理解を深めるよう努めている。

〔参考〕令和元事務年度の税理士会との協議会等の開催予定

協議会等の名称	税理士会	開催日	開催目的	当局出席者
意見交換会	東 京	令元. 8. 20	局幹部と税理士会幹部との顔合せを兼ねた意見交換	局長、 総務・課一・課二・徴収各部長、 総務課長、税理士監理官
	東京地方	令元. 8. 19		
	千葉県	令元. 8. 21		
定例協議会	3会合同	令元. 10. 18	局と税理士会との協調関係の推進	局長、 関係各部次長、 関係各課長、税理士監理官
新年賀詞交歓会	東 京	令 2. 1. 8	局幹部と税理士会幹部との意見交換	局長、 総務・課一・課二・徴収各部長、 税理士監理官
	東京地方	令 2. 1. 10		
	千葉県	令 2. 1. 7		
定期総会	東 京	令 2. 6. 17		
	東京地方	令 2. 6. 23		
	千葉県	令 2. 6. 16		
税務連絡協議会	東 京	令元. 11. 25	署と税理士会支部との協調関係の推進	総務部長、 関係各課長、税理士監理官、 税理士会の区域内の全署長
	東京地方	令元. 12. 10		
	千葉県	令元. 12. 4		
綱紀監察協議会	東 京	令元. 12. 16	税理士等による違反行為の未然防止	税理士監理官
	東京地方	令元. 10. 28		
	千葉県	令元. 9. 10		

17 税理士等に対する指導監督

税理士業務の適正な運営を確保するため、税理士等に対する指導監督を的確に実施することが求められており、このため、局署は、以下の項目について重点的に取り組んでいる。

- ① 税理士等による税理士法違反行為の未然防止
- ② 税理士等情報センの的確な収集・管理及び効果的な活用
- ③ 実態確認の計画的かつ的確な実施
- ④ 税理士法上の調査の的確な実施
- ⑤ 適正かつ迅速な懲戒処分の実施等
- ⑥ 懲戒処分等又は行政指導を受けた者に対するフォローアップの実施

なお、税理士等に対する懲戒処分は、例年6月と12月の年2回行っており、東京局においては、令和元年6月に税理士11名の懲戒処分を行い、また、令和元年12月の懲戒処分対象として、税理士9名及び税理士法人2社を国税庁長官に進達している。

18 開示請求事務

(1) 情報公開法に基づく開示請求

平成30年度における情報公開法に基づく開示請求の件数は、1,376件であり、前年度(1,525件)より149件減少した。

開示請求の対象となった主な行政文書は、局においては、判決文、会議・研修等資料、定期人事異動速報が、署においては、「転出入対象者一覧表」又は「抽出法人名簿」が大半を占めている。

なお、署に開示請求のあった行政文書の開示・不開示の審査については、「転出入対象者一覧表」又は「抽出法人名簿」を除き、局主管課において行うこととしている。

〔参考〕開示請求の状況（平成30年4月～平成31年3月末）

（単位：件、％）

	30年度	29年度	対前年比
開示請求件数	1,376	1,525	90.2
局事案	内30 300	内61 412	72.8
署事案	1,076	1,113	96.7

（注）1 局事案とは、国税局で開示・不開示の審査を行う事案をいい、国税局に開示請求のあった事案及び税務署に開示請求のあった事案のうち、対象文書が署事案以外の事案をいう。

2 署事案とは、国税局からの指示等に基づき、署において開示・不開示の審査を行うものをいい、転出入対象一覧表及び抽出法人名簿がこれに当たる（転出入対象一覧表は29年度まで局事案）。

3 局事案の内書は、税務署に開示請求のあった事案（署受局事案）の件数を示す。

(2) 行政機関個人情報保護法に基づく開示請求

平成30年度における行政機関個人情報保護法に基づく開示請求の件数は、12,447件であり、前年度（12,573件）より126件減少した。

開示請求の対象となる行政文書は、署においては、所得税確定申告書や各種申請・届出書が大多数であり、局においては質問応答記録書、滞納処分関係書類等となっている。

なお、署に開示請求のあった行政文書の開示・不開示の審査については、原則署において行うが、調査関係書類、質問応答記録書、滞納処分関係資料等、行政文書の種類が多岐にわたるなど複雑なものについては、局主管課において行うこととしている。

〔参考〕開示請求の状況（平成30年4月～平成31年3月末）

（単位：件、％）

	30年度	29年度	対前年比
開示請求件数	12,447	12,573	99.0
局事案	内38 53	内54 73	72.6
署事案	12,394	12,500	99.2

（注）1 局事案とは、国税局で開示・不開示の審査を行う事案をいい、国税局に開示請求のあった事案及び税務署に開示請求のあった事案のうち、対象文書が署事案以外の事案をいう。

2 署事案とは、国税局からの指示等に基づき、署において開示・不開示の審査を行うものをいい、申告書、各種申請・届出書等がこれに当たる。

3 局事案の内書は、税務署に開示請求のあった事案の件数を示す。

19 個人情報保護事務

個人情報の取扱いについては、「国税庁の保有する個人情報の適切な管理に関する訓令」（平成17年国税庁訓令第3号）に基づき、適切に管理するよう指示している。

また、マイナンバー（個人番号）を含む特定個人情報については、平成27年10月2日付東局総総8－633「特定個人情報等の適切な取扱いのための措置について」事務運営指針に基づき、全職員に対して安全管理措置等に関する研修を実施するなど、適正な取扱いの徹底を図っている。

20 納税者支援調整官事務

（1）納税者支援調整官の職務

納税者支援調整官は、税務一般に関する納税者からの苦情及び困りごと（以下「苦情等」という。）について、当該納税者が適正かつ円滑に納税義務を履行するために必要な助言及び教示並びに調整を行うため、平成13年7月に設置され、東京局においては、現在14名、局4名（内1名は不適切事案処理担当）、署10名が地域担当署ごとに分担している。

【具体的職務】

イ 苦情等の処理、助言及び指導

- ・ 納税者が適正かつ円滑に納税義務を履行するために必要な助言
- ・ 不服申立て等の法令等に定める権利救済手続きの教示
- ・ 署（担当部署）と納税者との間の調整

ロ 苦情等の未然防止等研修講師（接遇研修、苦情対応研修等）

ハ 苦情等の分析・検討（発生原因の分析から再発・未然防止策の検討）

【納税者支援調整官の派遣署及び地域担当署】

派 遣 署	担 当 署	署数
千 葉 東	千葉南、千葉西、館山、木更津、茂原、東金	7
松 戸	銚子、市川、船橋、佐原、成田、柏	7
麴 町	神田、日本橋、京橋、小石川、本郷、豊島、板橋	8
芝	麻布、品川、荏原、大森、雪谷、蒲田、江戸川北、江戸川南	9
新 宿	四谷、中野、杉並、荻窪、練馬東、練馬西	7
東 京 上 野	浅草、本所、向島、王子、荒川、足立、西新井、葛飾	9
渋谷	江東西、江東東、目黒、世田谷、北沢、玉川	7
立 川	八王子、武蔵野、青梅、武蔵府中、町田、日野、東村山、甲府、山梨、大月、鯉沢	12
横 浜 中	鶴見、保土ヶ谷、横浜南、神奈川、戸塚、緑、横須賀	8
藤 沢	川崎南、川崎北、川崎西、平塚、鎌倉、小田原、相模原、厚木、大和	10

(2) 苦情等への迅速な対応等

税務行政に対する納税者等の理解と信頼の確保のためには、寄せられた苦情等について、納税者等の視点に立って迅速かつ的確に対応することが不可欠である。このため、各職員が、常日頃から苦情等処理の重要性を十分認識し、的確かつ誠実に対応するとともに、苦情等の申出を受けた日の翌日から起算して、原則として3日以内（祝日、休日等を除く。）に処理することとしている（実績評価目標：苦情等の3日以内処理割合 90%）。

なお、署において発生した苦情等については、総務課長・総括統括官等を通じ局主管課に報告を行うとともに、派遣支援官にも連絡することとしている。

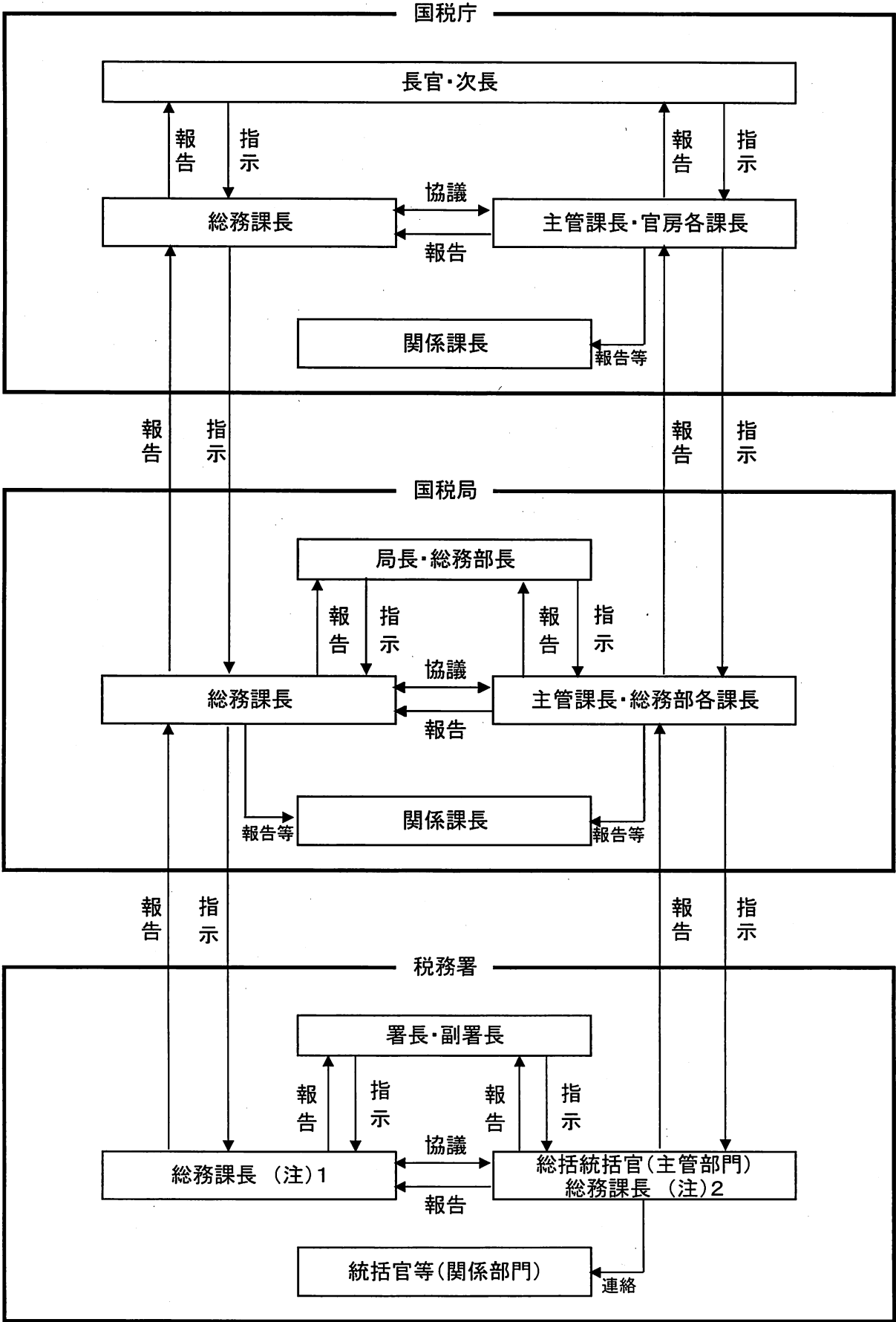
21 緊急対応事案への対応

行政文書の所在不明、事務処理誤り、職員の非行事案など、納税者や税務行政等に大きな影響を及ぼすおそれのある事件・事故及び苦情等（緊急対応事案）が発生した場合には、局署の関係部署が一体となって迅速かつ的確に対応できるよう、原則として事案発覚日の当日中に第一報を局総務課及び主管課にダブルトラックで報告するとともに、必要に応じて警察当局などの関係行政機関等へ連絡する。

このため、緊急対応事案が発生した際、署長をはじめ署幹部に速やかに報告されるよう、

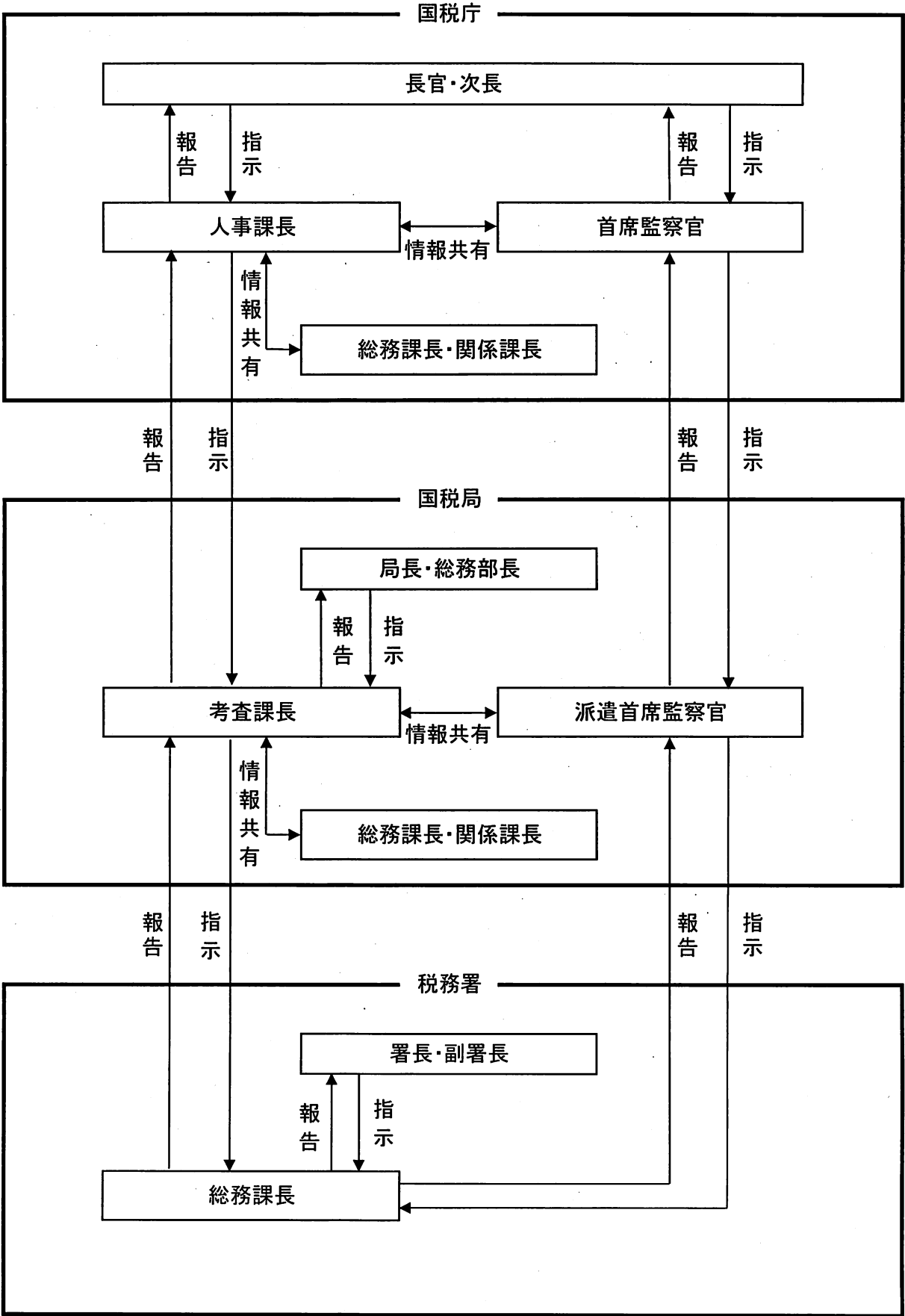
職員に対し報告・連絡の重要性について、全体研修等の機会を通じて再認識させるとともに、事案発生時の署内及び局への連絡体制等を整備する（参考１～３参照）。

緊急対応体制イメージ図
(災害・犯罪関係原因事案及び事務処理関係原因事案)



(注)1 署総務課長が第1報を局総務課長に連絡する場合を示す。
2 署総務課長が第1報を局総務課長以外に連絡する場合を示す。

緊急対応体制イメージ図
(非行関係原因事案)



(注) 署から局への報告及び局から庁への報告は、いずれも速やかに行うものとする。特に、職員逮捕やマスコミ報道が見込まれるなど、重大な非行関係原因事案を把握した場合には、直ちに第一報を報告するものとする。

報告を要する事案	標準報告期限 (第一報)
現金過不足等	
現金領収金額の過不足・亡失	翌日まで
情報漏えい	
庁舎外に持ち出した行政文書（公表文書を除き、情報処理機器及び情報記録媒体を含む。以下同じ。）等の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者等から受領した書類（一時的に借用したものを含む。）の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者を取り違えた処分・指導 （例）同姓同名の別人に対する差押え	翌日まで
行政文書等（公表文書を除く。）のインターネット等への流出	翌日まで
納税者情報の記載された書類の誤発送・誤交付 ※ 未開封のもの及び郵便局職員による誤配送等当局に責任のないものを除く。	3日目まで
所在不明等	
庁舎内での行政文書の所在不明・誤廃棄 ※ 納税者の権利・利益に影響を与えない部内資料に係るものを除く。	3日目まで
事務処理誤り・遅延	
同一の納税者に対して事務処理を2回以上誤った事案	翌日まで
不適切な事務処理に起因して、10人以上と認められる納税者の権利・利益に影響を与えた事案 （例）地方税当局への閲覧・回付漏れ	翌日まで
同様の事務処理誤りが他局・他署においても発生すると想定される事案（納税者の権利・利益に影響を与えないものを除く。） （例）システムを利用した事務処理誤り	翌日まで
不適切な事務処理等に起因して更正・決定の除斥期間その他の処理期限を徒過した事案のうち対応を要する事案 （例）国家賠償による対応を要する事案	3日目まで
違法な処分を行ったことが明らかである事案 （例）処理期限徒過後の更正・決定等の処分	3日目まで

(注) 1 標準報告期限（第一報）において、「翌日まで」とあるのは、事案発覚日（担当者が事案の発生を認識した日をいう。以下同じ。）の翌稼働日を報告期限とし、「3日目まで」とあるのは、事案発覚日から3日目の稼働日を報告期限とする。例えば、水曜日に発覚した事案については、金曜日が報告期限となる。

上記期限にかかわらず、署から局への報告は原則として事案発覚日の当日中に、また、局から庁への報告は原則として署から報告を受けた当日中（局において発生した事案については原則として事案発覚日の当日中）に行うよう努めることとする。

- 2 第一報については、文書でも口頭でも可とし、口頭の場合は、その後速やかに文書で報告する。
- 3 納税者や税務行政等に及ぼす影響が極めて大きいと認められる場合など、直ちに対応を要する事案（例：報道が想定される事案）については、上記の期限にかかわらず速やかに報告するものとする。
- 4 その他、一覧表に該当しない事案についても、早期に報告が必要と判断される事案については適時報告する。

目 次

総 務 部

(ページ)

【国税広報広聴室】

1 所掌事務	1
2 執行体制	1

事務運営の概要等

総務部 国税広報広聴室

1 所掌事務

- (1) 納税意識の向上に関する事務（租税教育・税を考える週間）
- (2) 税に関する知識の普及と向上に関する事務（確定申告期広報・税制改正等の周知）
- (3) 広聴に関する事務（意見要望・国税モニター）
- (4) 報道に関する事務（報道発表・緊急対応）

2 執行体制

局国税広報広聴室（広報係、報道係）のほか、広域中心署 9 署に配置した税務広報広聴官が広域運営により事務を所掌している。

〔参考〕 令和元事務年度 広域中心署及び対象署

広域中心署	人員		広域対象署（署数）
	官	付	
千葉東	2	-	千葉南、千葉西、館山、木更津、茂原（5）
成田	2	-	銚子、市川、船橋、松戸、佐原、東金、柏（7）
麹町	2	-	神田、芝、麻布、品川、小石川、本郷、荏原、大森、雪谷、蒲田、豊島、板橋（12）
東京上野	2	1	日本橋、京橋、浅草、本所、向島、江東西、江東東、王子、荒川、足立、西新井、葛飾、江戸川北、江戸川南（14）
渋谷	2	-	四谷、新宿、目黒、世田谷、北沢、玉川、中野、杉並、荻窪、練馬東、練馬西（11）
立川	2	-	八王子、武蔵野、青梅、武蔵府中、町田、日野、東村山（7）
横浜中	2	-	鶴見、保土ヶ谷、横浜南、神奈川、戸塚、緑、横須賀（7）
藤沢	2	-	川崎南、川崎北、川崎西、平塚、鎌倉、小田原、相模原、厚木、大和（9）
甲府	2	-	山梨、大月、鯉沢（3）
			合計 9 署 18 名（ほか付職員 1 名）

目 次

総 務 部

(ページ)

【人事第二課】

1 服務関係事務

- (1) 服務規律の遵守 1
- (2) あらゆるハラスメントの防止 1
- (3) ワークライフバランス推進及び第Ⅲ期安心子育て応援プラン 1
- (4) その他 2

2 研修関係事務

- (1) 令和元事務年度の職員研修の実施計画 3
- (2) 人事第二課主催研修の企画・実施 4
- (3) 障害者への理解を深めるための研修 4

3 試験関係事務

- (1) 職員採用試験 5
- (2) 部内研修の研修生選抜試験 6
- (3) 税理士試験 6

事務運営の概要等

総務部 人事第二課

1 服務関係事務

(1) 服務規律の遵守

国税組織の秩序を維持し、統一的・能率的な事務運営を図るため、職員全員が関係法令に定められた勤務時間・各種休暇制度等の服務規律を正しく理解するとともに、これを遵守するよう会議・研修を通じて指導している。

- イ 勤務時間等の厳正な管理
- ロ 年次休暇等の計画的な取得
- ハ 特定病気休暇の適切な管理

(2) あらゆるハラスメントの防止

あらゆるハラスメントは、個人の人権を侵害するほか、職員の職務能率や職場環境に悪影響を与える重大な問題であることから、その未然防止の徹底を図っている。

- イ 会議・研修等を通じた職員の意識啓発、研修資料（DVD教材、研修用パワーポイント）の提供
- ロ 署幹部に対するハラスメント防止講話の実施
- ハ 各署にハラスメントに関する相談員及び相談連絡員の設置
- ニ 相談窓口を紹介（局署及び外部相談窓口）
- ホ ホットライン相談窓口の設置

(3) ワークライフバランス推進及び第Ⅲ期安心子育て応援プラン

イ 取組等の趣旨

男女を問わず職員全体について、仕事の質と能率性の向上、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を確保できる働き方を実現していくために平成26年12月に「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」（以下「取組計画」という。）が策定された。

また、子育てと仕事の両立しやすい職場環境の醸成を図ることを目的として平成17年4月から実施された「国税庁特定事業主行動計画（第Ⅰ期、第Ⅱ期安心子育て応援プラン）」の計画期間満了に当たり、更なる子育てと仕事の両立推進に向け、これまでの取組状況や「取組計画」などを踏まえ、平成27年3月に「国税庁特定事業主行動計画（第Ⅲ期安心子育て応援プラン）」が策定された。

ロ 当課における重点的な取組

- ① 東京国税局女性職員活躍・ワークライフバランス推進委員会及び国税庁特定事業主行動計画推進委員会の開催
- ② ワークライフバランス推進強化月間（７・８月）の取組
- ③ ゆう活（夏の生活スタイル変革）（７・８月）の実施
- ④ 各部署におけるワークライフバランスの取組の促進
- ⑤ 「子育てに関する休暇等チェックシート兼連絡せん」を活用した両立支援制度の利用促進
- ⑥ フレックスタイム制の円滑な実施
- ⑦ テレワーク（試行）の拡大・推進
- ⑧ 会議・研修における職員の意識醸成
- ⑨ 数値目標（育児休業等の取得状況）

（単位：人，％）

区 分 \ 年 度		26	27	28	29	30	Ⅲ期目標	(参考) Ⅱ期目標
男 性	育 児 休 業 者 数	22	40	85	145	147	13% 以上	10% 以上
	取 得 率	7.3	11.9	24.1	39.9	39.4		
	出産休暇・子の養育休暇 合計5日以上取得者数	163	287	309	338	348	100% 両休暇 合わせて 5日以上	
	取 得 率	54.0	85.2	87.8	93.1	93.3		
	出産休暇取得者数	282	324	345	356	363		95% 以上
	取 得 率	93.4	96.1	98.0	98.1	97.3		
	子の養育休暇取得者数	229	320	335	350	364		95% 以上
	取 得 率	75.8	95.0	95.2	96.4	97.6		

(4) その他

- イ 超過勤務の上限等に関する事務
- ロ 交通需要マネジメント試行の取組
- ハ 公務災害及び通勤災害の認定事務
- ニ 再就職規制の届出管理
- ホ 兼業の承認、兼業の許可及び兼職の承認の事務

2 研修関係事務

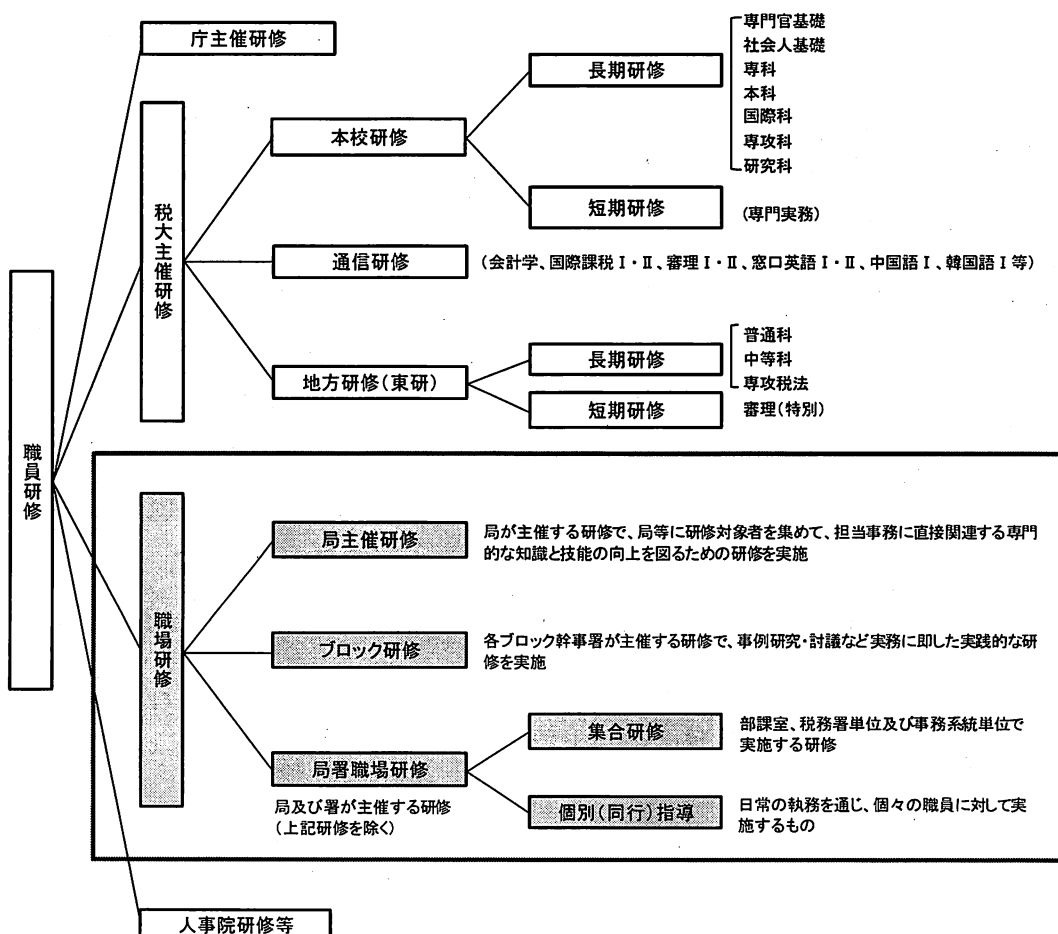
(1) 令和元事務年度の職員研修の実施計画

職員研修については、①時勢の変化に適応する能力の向上、②若手職員等経験の浅い職員の育成、③職務遂行能力の向上及び④法令遵守及び良好な職場環境の醸成を目的として、次の事項に重点を置いて計画的に実施する。

イ 重点事項

- (イ) 社会経済情勢の変化に対応した研修
- (ロ) ICTリテラシー向上のための研修
- (ハ) 若手職員等経験の浅い職員に対する研修
- (ニ) 経験や役割に応じた研修
- (ホ) 公務員倫理と非行防止に関する研修
- (ヘ) 明るく風通しのよい職場環境に配慮した研修

[参考：職員研修体系の概要図]



(注) 枠内が、人事第二課の研修計画策定対象となる研修である。

ロ 局主催研修の年間計画日数等（計画）

（単位：コース、日）

平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度	
コース数	延日数	コース数	延日数	コース数	延日数
294	32,312	264	31,353	254	31,032
対前年		18 ▲ 48	▲ 30	14 ▲ 24	▲ 10
		▲ 959		▲ 321	

ハ 局署職場研修

局署職場研修については、研修計画に掲載されている研修メニューから、効果的かつ効率的な研修となるよう、年間計画（1人当たり年間10.0日程度）を策定し、確実に実施する。

なお、平成30事務年度においては、ICTリテラシー向上やワークライフバランス推進に対する取組の一環として、その分野の専門家を講師に招き、局職場研修を実施した。

また、経験の浅い職員に対する研修は、調査・徴収能力等の段階的かつ着実な向上を目的として日常の実務指導（OJT）を基本とし、職員個々の特性、習得度及び研修ニーズを考慮して計画するが、標準的な日数にとらわれることなく所要日数を確実に事務計画に織り込んで実施する。

(2) 人事第二課主催研修の企画・実施

イ 管理者セミナー

全署長・副署長を対象に、組織の円滑な運営及び管理者としての行動指針を示すため、局長講話、各種ハラスメント等に関する研修を実施する。

ロ 管理者育成研修（階層別）

署の新任副署長、総務課長等の管理者を対象に、各階層に必要とされるマネジメント能力等の向上を図る研修を実施する。

(3) 障害者への理解を深めるための研修

障害を有する職員と共に働く職場環境を醸成するため、全職員を対象に、障害特性や配慮事項の習得を目的としたLANトレーニング研修、ハローワーク主催「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」や視聴覚教材を活用した研修を実施する。

また、障害を有する職員の職場内外の悩み等に対応する「相談員」及び個別的なサポートを行う「支援者」を対象に、厚生課主催「メンタルヘルス講話」及び「心のバリアフリー啓発研修」を実施する。

3 試験関係事務

(1) 職員採用試験

令和元年度の職員採用試験は、「国税専門官採用試験（大学卒業程度）」、「税務職員採用試験（高校卒業程度）」、「経験者採用試験」及び「障害者選考試験」を実施する。

なお、昨年度から実施した障害者選考試験において、人事院に対し「予約が一杯で希望する省庁の面接を受けられなかった」などの批判があったことから、今年度は、受験者間の公平性を担保するため、採用希望者全員を期間内に面接することとされている。

また、国税庁人事課から、採用者に占める女性割合を30%以上にするよう指示されている。

〔参考：試験区分別の採用状況〕

(単位：人)

試験年度 (採用年)		平成26年度 (H27.4採用)	平成27年度 (H28.4採用)	平成28年度 (H29.4採用)	平成29年度 (H30.4採用)	平成30年度 (H31.4採用)
区分	東京局	(83) 333	(124) 357	(86) 277	(106) 370	(113) 378
	全国	(295) 1,029	(416) 1,154	(262) 1,043	(339) 1,109	(328) 1,158
税務職員	東京局	(70) 218	(69) 209	(67) 228	(59) 211	(84) 215
	全国	(245) 696	(245) 703	(272) 797	(282) 784	(300) 765
経験者	東京局	(6) 13	(4) 17	(22) 111	(18) 105	(25) 92
	全国	(7) 15	(5) 24	(34) 182	(31) 200	(46) 209
障害者	東京局					(2) 26
	全国					(14) 90

(注) () 書きは、内書きで女性を示す。

イ 試験の実施

〔参考：令和元年度の採用試験実施スケジュール（予定）〕

試験名	1次試験 (筆記)		2次試験 (面接・身体検査)		採用 面接	内 定	採 用
	試験日	合格発表	試験日	合格発表			
国税専門官	6/9	7/2	7/16～19	8/20	8/20以降	10/1以降	2/4/1
税 務 職 員	9/1	10/3	10/15・16	11/12	11/12以降	12月中旬	
経 験 者	9/29	10/23	11/3・4 ・9・10	11/27	【3次試験】 12/7・8	12月下旬	
障 害 者	9/15	10/17	10/28～ 11/11	11/26	—	11/26	

ロ 募集活動

平成30年度は、①大学、高校、専門学校主催の公務員ガイダンスへの参加、②民間企業合同説明会への参加、③当局開催の職場説明会を行った。

また、平成28年度からは、大学等で実施する「税を考える週間」等での局署幹部講演時に、国税の職場紹介及び局で実施する職場セミナーの周知を行っている。

令和元年度も引き続き実施し、受験申込者の増加を図る。

(2) 部内研修の研修生選抜試験

本科、国際科及び専攻科の各研修生選抜試験を実施する。

なお、試験日程は、7月上旬に正式決定する。

〔参考：令和元年度の部内研修生選抜試験スケジュール（予定）〕

本 科	研修目的	・専門官職としてふさわしい知識、技能を習得 ・税務の中核者としての視野、識見、判断力等を身に付ける			
	試験日	1 次	10/3	2 次	11/19
	試験科目	試験	筆記（教養）	試験	筆記（税法）、人物（面接）
	合格発表	翌年3月			
国 際 科	研修目的	・国際課税の分野におけるより高度な専門的知識を習得 ・調査等に活用できる応用能力の向上			
	試験日	12/5（午前）			
	試験科目	筆記（国際租税法、海外取引調査法、国際取引実務）			
	合格発表	翌年3月			
専 攻 科	研修目的	・審理等に関するより高度な専門的知識を習得 ・調査等に活用できる応用能力の向上			
	試験日	12/5（午後）			
	試験科目	筆記（税法）			
	合格発表	翌年3月			

(3) 税理士試験

税理士試験は、国税審議会（税理士分科会）から国税庁が委託され、その指示に基づき、各国税局において実施している（全国12都市14会場）。

当局においては、庁人事課からの予算配賦のもと、試験会場の選定・手配、試験申込の受付、試験官及び試験補佐官の手配、職員の派遣依頼、試験実施の運営事務を行っている。

[参考：令和元年度（第69回）のスケジュール等]

試験日	合格発表	試験会場（受験申込者数）
8/6～8/8	12/13	立教大学（11,886人） 東京外国語大学（3,400人） 早稲田大学（1,200人） （合計 16,486人）

[参考] 国税審議会税理士分科会委員による視察

令和元年8月6日（火）に、試験の実施状況確認のため、試験本部が設置されている立教大学会場を視察する予定である。

【前年視察者】

委員 山田 洋（獨協大学教授）

委員 福田 進（（一財）日本不動産研究所会長）

国税庁人事課長

目 次

総 務 部

(ページ)

【考査課】

1	人事評価事務	1
(1)	人事評価の目的等	1
(2)	評価期間等	1
2	身上申告書事務	2
3	表彰関係事務	2
(1)	永年勤務者表彰	2
(2)	財務省退職者表彰	2
(3)	退職者局長感謝状	2
(4)	功績者表彰等（「国税庁表彰準則」に基づく表彰）	3
4	栄典関係事務	3
5	証票関係事務	3
6	非行の未然防止事務	3
7	懲戒処分等事務	4
8	国家公務員倫理法関係事務	4
9	公益通報者保護法関係事務	4

事務運営の概要等

総務部 考査課

1 人事評価事務

(1) 人事評価の目的等

人事評価は、職員個々の能力や実績を的確に把握して、任用、給与、分限等の人事管理の基礎とするほか、職員の自発的な取組による能力・業績の向上を促進させる人材育成の意義も有しており、更には、評価の過程におけるコミュニケーション等を通じて組織のパフォーマンスの向上に寄与するものである。

適正かつ公正な人事評価のため、評価者と被評価者との間で認識の共有化及び意思疎通の緊密化を図るとともに、評価等に必要な事務量を確実に確保の上、評価手続を適切に実施する。

(2) 評価期間等

人事評価は、能力評価と業績評価の2種類で構成され、いずれも絶対評価で行う。

イ 評価期間等

	評価期間等	評価内容
能力評価 〔職位別〕	【定期評価(1回)】 10月1日～翌年9月30日 【仮評価】 3月31日、6月30日	職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力の評価
業績評価 〔ポスト別〕	【定期評価(2回)】 10月1日から翌年3月31日 4月1日から9月30日 【仮評価】 6月30日	職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績の評価

ロ 評価スケジュール (概要)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
能力評価	7/10定期 人事異動												
			定期評価 (9月) (10月～9月)						仮評価 (3月)			仮評価 (6月)	
業績評価													
			定期評価 (9月) (4月～9月)						定期評価 (3月) (10月～3月)			仮評価 (6月)	

※ 9月期及び3月期に「期末・期首面談」を実施する。

〔参考〕 特別評価

特別評価は、条件付任用期間（※）中の職員に対し、条件付任用期間を評価期間として、当該期間において把握した当該職員の職務遂行状況等を踏まえ、能力評価（「可」又は「不可」）により実施する。

※ 条件付任用期間

- ・条件付採用期間：採用日から 6 月間
- ・条件付昇任期間：昇任日から 6 月間

2 身上申告書事務

毎年、仕事や勤務地についての希望、家庭事情、子育て及び介護の状況等を記入した身上申告書を指定官職は 2 月、一般官職は 4 月に作成・提出させ、身上把握等の人事管理資料として活用している。

3 表彰関係事務

(1) 永年勤務者表彰

イ 本年の永年勤務者表彰の対象は、次のとおりである。

区分	要件	期別	人数
大臣表彰	勤務年数 30 年	普通科 49 期、専科 19 期	644 名
長官表彰	勤務年数 20 年	普通科 59 期、専科 29 期	257 名

※ 人数については、令和元年 5 月 31 日現在の見込人数である。

ロ 日程等（予定）

(イ) 開催日時

令和元年 10 月 23 日（水） 表彰式 午後

(ロ) 開催場所

メルパルクホール東京（港区芝公園 2・5・20）（平成 22 年度より使用）

ハ 副賞等

大臣表彰受表彰者のみ副賞を授与している。

(2) 財務省退職者表彰

勤務年数 25 年以上の職員で勤務成績良好な者が退職する場合、国税庁に内申の上、財務大臣からの賞詞及び副賞を授与している。

(3) 退職者局長感謝状

勤務年数満 20 年以上 25 年未満で勤務成績良好な者が定年退職する場合、退職者局長表彰を実施し、感謝状を授与している。

(4) 功績者表彰等（「国税庁表彰準則」に基づく表彰）

次のとおり、個人及び団体を表彰している。

なお、表彰式については、毎年6月に実施している。

功績者 表 彰	困難な環境を克服し、あるいは旺盛な責任観念に徹して職務を遂行し、 顕著な功績のあったものを、長官・局長・署長が表彰している。		
	長 官	個 人	庁に内申
		団 体	
	局 長	個 人	各部長が選考
		団 体	各部長から推薦された事案を局長が選考
	署 長	個 人	各署長が選考
団 体			
善行者 表 彰	人命救助等、他の職員の模範として推奨に値する善行があった職員・ 団体に対して、その内容により長官・局長・署長が表彰している。		

4 栄典関係事務

春秋叙勲、褒章、死亡叙位・叙勲及び高齢者叙勲の内申手続を行っている。

5 証票関係事務

職員の身分証明書と権限行使に関する質問検査章等の発出及び管理を行っている。

6 非行の未然防止事務

職員の非行の未然防止のため、主に次の注意喚起等を実施している。

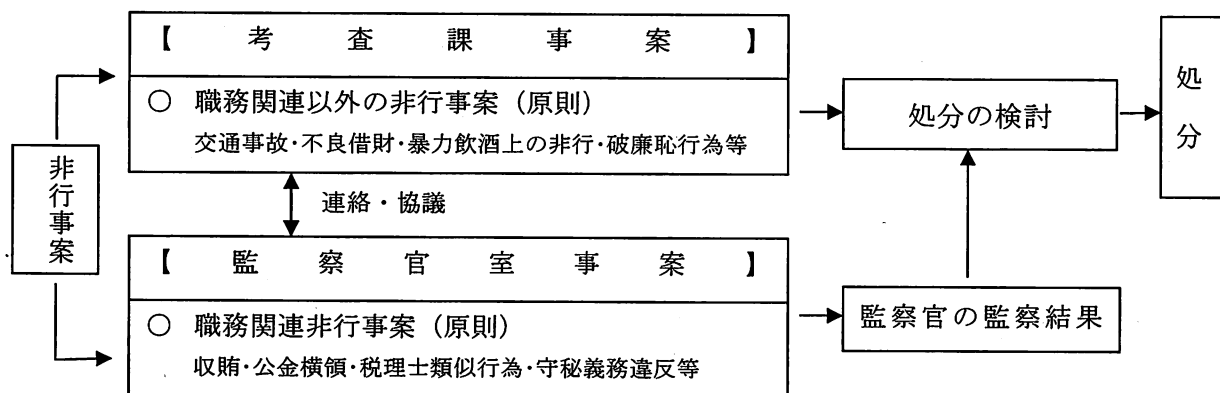
なお、職員の非行に対する適切な対応と非行の根絶に向けて、毎月、関係各課と共に非行事案（疑いのあるものを含む。）の局長報告を行っている。

- (1) 会議・研修等での指示
- (2) 綱紀の厳正な保持の指示文書の発遣（年末・定期人事異動前）
- (3) 国家公務員倫理法令に関する指示文書の発遣（倫理月間時）
- (4) 実際の処分事例による注意喚起（四半期ごと）
- (5) 局WANを活用した考査課情報等による全職員への注意喚起
- (6) 消費者金融等返済状況の確認（2月・8月）
- (7) 所属部署に対する職員情報の提供

7 懲戒処分等事務

職場秩序及び公務能率の維持・向上の観点から、①非違行為に対しての懲戒処分、②内規に基づく矯正措置等、③適格性の欠如等を理由とした分限処分、④不利益処分に対する不服申立て（審査請求等）への対処を行っている。

〔参考〕 当局における非行事案の措置手順



8 国家公務員倫理法関係事務

国家公務員倫理法は、国家公務員の職務に関する倫理保持を目的として、平成 12 年 4 月 1 日に施行された。また、国税庁においては、平成 14 年 8 月 28 日に「国税庁職員の綱紀の厳正な保持に係る指針について」事務運営指針を定めている。これらの規程に基づき、職務執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招きかねない行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保するため、次の事務を行っている。

- (1) 職員の相談に対する必要な指導・助言、会議・研修における指示・指導
- (2) 利害関係者等と飲食する場合の届出の受理・審査
- (3) 事業者等から 5 千円を超える贈与を受けた場合の贈与等報告書の受理・審査
- (4) 講演、執筆等に関して報酬を受領する場合の審査及び承認手続
- (5) 倫理月間時における各種施策の実施（局長講話、LAN トレーニング等）

なお、上記(2)については、令和元年 6 月の倫理法令違反事件を踏まえ、OB 税理士との私的会合を自粛している（従前は OB 税理士と飲食をする場合には届出制で実施していた。）。

また、平成 29 事務年度から、税理士桜友会主催の会議において、審査課長が国税職員との適正・健全な関係維持に向けた協力を依頼している。

9 公益通報者保護法関係事務

内部の職員等からの公益通報に係る事務を行っている。

なお、外部からの公益通報に係る事務は、総務課が担当している。

目 次

総 務 部

(ページ)

【会計課】

1 令和元年度予算の執行	1
2 地球温暖化対策	1
3 入札等監視委員会	1
参考 令和元年度予算 執行見込額について	3

事務運営の概要等

総務部会計課

1 令和元年度予算の執行

令和元年度の当初予算額は、1,506億76百万円であり、そのうち人件費等を除いた155億64百万円について、ICT化推進経費、アルバイト賃金及び庁舎整備費等に重点を置き、予算執行見込額を策定した。

当初執行見込額については、令和元年5月16日に各署に対して予算額を示し、併せて同日に指示文書を発遣し概要及び留意事項を示したところであり、今後は、署務運営に支障が生じないように継続的に予算調整を行っていくこととしている。

なお、確定申告経費予算については、6月及び11月に国税庁から通知を受け、例年11月頃、署に対し通知を行っている。

2 地球温暖化対策

「財務省実行計画」において、2013年度（平成25年度）を基準として、温室効果ガスの排出量を2030年度（令和12年度）までに40%削減することを目標とし、中間目標として、2020年度（令和2年度）までに10%削減を目指すこととされている。

現在の地球温暖化対策の取組を継続することで、令和2年度の中間目標（10%削減）を達成できる見込であるため、今後も、局署において職員の健康面にも配慮しつつ事務に支障のない範囲で、継続的に地球温暖化対策へ取り組むこととしている。

また、「財務省実行計画」で新たに定められた用紙の使用量の削減目標を達成するため、令和元年度においては、平成28年度比で15%の削減を目標として設定したことから、引き続き事務に支障のない範囲で、積極的に用紙の使用量削減に取り組むこととしている。

3 入札等監視委員会

平成19年11月29日付財務省発遣通達「財務省入札等監視委員会の設置及び運営について」に基づき、平成20年1月から当局の公共調達に係る契約を監視する第三者機関として「財務省第6入札等監視委員会」が設置された。

入札等監視委員会では、原則として年4回の定例会議を開催し、委員（局長が任命）により抽出された案件について審議されており、定例会議時に委員から出された意見をその後の契約事務に的確に反映させている。

〔参考 1〕 財務省第 6 入札等監視委員会委員名簿

役 職	氏 名	現 職
委員長	鈴 木 豊	青山学院大学名誉教授
委 員	山 本 清	鎌倉女子大学学術研究所教授
委 員	志 村 武	関東学院大学法学部教授

〔参考 2〕 平成 30 事務年度の定例会議開催状況

区 分	開 催 日	審 議 対 象 期 間
第 1 回	平成30年 9 月10日	平成30年 4 月～ 6 月契約分
第 2 回	平成30年12月10日	平成30年 7 月～ 9 月契約分
第 3 回	平成31年 3 月18日	平成30年10月～12月契約分
第 4 回	令和元年 6 月28日	平成31年 1 月～ 3 月契約分

令和元年度予算 執行見込額について

〔庁 通 知 額〕

〔単位：百万円、％〕

区 分	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	対 前 年	
			増 減 額	比 率
人 件 費	(85. 8) 126, 483	(86. 7) 130, 615	4, 132	103. 3
超 過 勤 務 手 当	(2. 5) 3, 647	(2. 2) 3, 361	△286	92. 1
旅 費	(0. 7) 1, 063	(0. 8) 1, 137	74	106. 9
物 件 費 ※別表 1	(8. 5) 12, 566	(8. 5) 12, 882	316	102. 5
営 繕 費 ※別表 2	(2. 5) 3, 677	(1. 8) 2, 682	△995	72. 9
合 計	(100. 0) 147, 436	(100. 0) 150, 676	3, 240	102. 2

※ 1 百万円未満の端数を四捨五入したため、合計額等が一致しないものがある。

※ 2 括弧内の数値は、構成比率を示す。

物件費 当初予算執行見込内訳

〔単位：百万円、％〕

項 目	30年度	元年度	対 前 年		当初予算執行見込の主な内容（増減理由） 〈 〉は計画額・（ ）は増減額
			増減額	比 率	
1 基 本 的 経 費	5,345	5,448	103	101.9	
(1) 通信費	1,731	1,702	△29	98.3	郵便料<1,602>(△25) 電話料<100>(△4)
(2) 光熱水料	677	651	△26	96.2	契約単価の減
(3) 庁舎維持管理費	825	857	32	103.9	市場化テスト<537>(＋44) 事務管理センター<166>(＋30) 合同庁舎維持管理<67>(△33)
(4) 文具類購入費	761	736	△25	96.7	署一括調達物品<304>(△87) 電子式複写機用紙<199>(＋63)
(5) 発送代行経費	148	154	6	104.1	
(6) その他	1,203	1,348	145	112.1	局便<209>(＋26) 八王子庁舎<118>(皆増) 物品倉庫<58>(＋10) 産業廃棄物処理<28>(＋16) 基本経費財源(△102)
2 ICT 化 推 進 経 費	1,528	1,382	△146	90.4	
(1) KSK関係経費	1,189	1,049	△140	88.2	業務処理委託<603>(＋80) 封入外部委託<166>(△25) センター光熱水<156>(＋20) データエントリー<皆減>(△215)
(2) 局WAN運用経費	31	1	△30	3.2	
(3) e-Tax関係経費	165	177	12	107.3	e-Taxオペレーター<171>(＋13)
(4) OA関係経費	144	155	11	107.6	デジタルフォレンジック機器<20>(＋10)
3 アルバイト賃金	3,309	3,659	350	110.6	
局署事務補助経費	3,309	3,659	350	110.6	内部事務補助（資料情報事務）<616>(＋162) 障害者雇用<148>(皆増) 課税部コールセンター<125>(＋40) 内部事務センター<21>(＋17) 署総務課アルバイト<87>(△72) 非常勤職員活用拡大分<皆減>(△48)
4 調 査 ・ 徴 収 関 係 経 費	1,413	1,407	△6	99.6	
(1) 土地鑑定評価経費	798	813	15	101.9	
(2) 領収現金集金事務委託	127	108	△19	85.0	
(3) 捜査費	134	131	△3	97.8	
(4) 差押物件等鑑定料	67	65	△2	97.0	
(5) その他	286	290	4	101.4	調査経費（銀行コピー代）<111>(＋15) デジタルフォレンジック研修<45>(＋36)
5 職 場 環 境 整 備 経 費	230	161	△69	70.0	
(1) 一般備品等の整備	188	107	△81	56.9	備品整備<77>(△77)
(2) レイアウト変更経費	40	51	11	127.5	
(3) その他	3	3	—	100.0	
6 福 利 厚 生 関 係 経 費	338	363	25	107.4	
(1) 健康管理費	269	284	15	105.6	厚生課計画額
(2) 独身寮管理委託費	28	30	2	107.1	
(3) 厚生施設整備費	32	35	3	109.4	
(4) その他	9	14	5	155.6	
7 そ の 他 経 費	402	462	60	114.9	
(1) 庁舎移転関係経費	28	44	16	157.1	H30・税相 R元・神田ほか4署
(2) 記帳指導関係経費	106	109	3	102.8	
(3) 確申期プレハブ借料等	37	38	1	102.7	
(4) その他	231	271	40	117.3	軽減税率広告費<35>(皆増) IDカード更新<14>(＋11)
合 計	12,566	12,882	316	102.5	

※ 百万円未満の端数を四捨五入したため、合計額等が一致しないものがある。

営繕費 当初予算執行見込内訳

〔単位：百万円、％〕

項 目	30年度	元年度	対 前 年		当 初 予 算 執 行 見 込 内 訳 の 主 な 内 容 〈 〉 は 計 画 額
			増 減 額	比 率	
1 震 災 対 策 経 費	1,572	394	△1,178	25.1	
(1) 耐震改修	1,535	384	△1,151	25.0	練馬東<384>【3国 3年目】
(2) 耐震改修設計監理等	36	10	△26	27.8	練馬東<10>【3国 3年目】
2 職 場 環 境 改 善 経 費	40	37	△3	92.5	
(1) 宿舍畳替	2	—	△2	皆減	
(2) 庁舎内外部塗装経費	33	—	△33	皆減	
(3) 宿舍内外部塗装経費	1	—	△1	皆減	
(4) 省エネルギー診断経費	4	—	△4	皆減	
(5) 特定屋外喫煙所整備費	—	37	37	皆増	
3 庁 舎 整 備 経 費	1,375	896	△479	65.2	
(1) 基本経費	248	162	△86	65.3	レイアウト変更：事務管理センター<10> トイレ洋式化(5箇年計画4年目)：9署<46> 食堂厨房改修：中野<3>、板橋<7>、川崎西<9>、 緑<2> エレベーター設備補修：練馬東<13> 外構改修：東村山<17>
(2) 移転関係工事等	898	471	△427	52.4	仮庁舎原状回復工事：新宿<92> 移動式書架：東京上野<27>、京橋<185>、八王子<54>、 新宿<68> LAN：東京上野<6>、京橋<7>、荻窪<7>、練馬東<4>、八 王子<6>、神田<10>、新宿<5>
(3) 事務処理センター整備	63	—	—	皆減	
(4) 課税部コールセンター整備	28	—	—	皆減	
(5) 地球温暖化対策（照明LED化）	50	38	—	76.0	館山<4>、神田<20>、北沢<6>、武蔵野<8>
(6) その他改修工事	88	225	137	255.7	消防設備改修：麹町<2> 蓄電池更新：足立<10>、東京上野<9> 屋上防水改修：江戸川北<26> 自動火災報知設備改修：目黒<7>、横浜南<6>、市川<2>、佐 原<2> 外壁・屋上防水・外部建具・電気設備・機械設備改修：小 田原<161>
4 宿 舎 整 備 経 費	68	33	△35	48.5	
(1) 基本経費	28	17	△11	60.7	風呂釜・浴槽更新：館山沼寮<2>
(2) その他改修工事	40	16	△24	40.0	塀改修：館山寮<16>
5 公 共 施 設 等 維 持 管 理 運 営 費	540	557	17	103.1	
PFI維持管理運営費	540	557	17	103.1	局<428>、立川・甲府<129>
6 そ の 他 経 費	82	765	683	932.9	
(1) 建築物・設備点検費	15	33	18	220.0	
(2) 設計監理料等	32	54	22	168.8	GSセンター設計<11>：千葉西、横浜南
(3) 不動産購入費	—	556	556	皆増	京橋<556>
(4) PCB処理費	—	84	84	皆増	
(5) 取壊等経費	1	4	3	皆増	
(6) 国有資産所在市町村交付金	34	34	—	100.0	
合 計	3,677	2,682	△995	72.9	

※ 百万円未満の端数を四捨五入したため、合計額等が一致しないものがある。

超過勤務手当予算について

○ 庁通知（予算）額

【単位：百万円】

区 分	29 年 度	30 年 度	元 年 度
当 初	4,054	3,648	3,361
調 整	〔11月 1,467〕 1,467	〔11月 1,529〕 1,529	※調整見込 1,501
計	5,521	5,177	4,862

※ 確定申告期分（庁内示額1,501百万円）については、庁留保されている。

○ 当初計画（実績）の内訳

【単位：百万円】

区 分	29 年 度		30 年 度		元 年 度
	当初計画	実 績	当初計画	実 績	当 初 計 画
局 分	302.5 h 3,356	253.1 h 2,807	279.7 h 3,130	237.4 h 2,669	252.3 h 2,862
署 分	78.0 h 1,862	73.7 h 1,768	78.0 h 1,882	73.6 h 1,791	78.0 h 1,881
個 別 管 理 分	84	102	89	74	94
計	5,302	4,677	5,101	4,534	4,837
留 保 (不 用)	219	844	76	643	25
合 計	5,521	5,521	5,177	5,177	4,862

賃金予算について

○ 庁通知（予算）額

【単位：百万円】

区 分	29 年 度	30 年 度	元 年 度
当 初	2,919	3,309	3,659
調 整	〔7月 619〕 〔11月 173〕 792	〔7月 664〕 〔11月 170〕 834	—
計	3,711	4,143	3,659
追加（見込）	30	48	867
合 計	3,741	4,191	4,526

○ 当初計画（実績）の内訳

【単位：百万円】

区 分	29 年 度		30 年 度		元 年 度
	当初計画	実 績	当初計画	実 績	当 初 計 画
局	83千人日 559	85千人日 568	102千人日 760	95千人日 687	99千人日 743
署	565千人日 3,233	554千人日 3,169	571千人日 3,563	558千人日 3,504	588千人日 3,783
計	648千人日 3,792	639千人日 3,737	673千人日 4,323	653千人日 4,191	687千人日 4,526

目 次

総 務 部

(ページ)

【営繕監理官】

1	令和元年度予算の執行について	1
2	建物の耐震化	1
	(1) 予算措置されているもの	1
	(2) 検討中のもの	1
3	国土交通省及び理財局による新営庁舎整備	2
	(1) 予算措置されているもの	2
	(2) 要求中、調整中及び検討中のもの	2
4	庁舎大規模改修計画	3

事務運営の概要等

総務部 営繕監理官

1 令和元年度予算の執行について

令和元年度当初予算額のうち営繕関係は約27億円であり、震災対策及び庁舎整備等に重点を置いて予算執行見込額を策定し、令和元年5月16日に各署へ工事予定を通知したところである。

なお、署務運営に支障が生じないように、緊急的な修繕については随時対応していく。

2 建物の耐震化

建物の耐震化が必要な庁舎（48署）及び宿舍（4寮）については、平成18年度から国税庁予算及び国土交通省予算により順次整備を行ってきており、令和元年6月現在、残り4署となっている。

新営庁舎整備予定署（小石川署）以外の対象署は次のとおりである。

(1) 予算措置されているもの（執務開始予定順）

税 務 署 名	現在の状況	執務開始予定	備 考
八 王 子 (S41年築・経年53年)	工事中 (平成31年1月着工)	R元. 11. 25	八王子市から道路拡幅計画による移転要請を受け、「東京地方裁判所八王子支部跡地」にリース庁舎を建設中
新 宿 (S41年築・経年52年)	工事中 (平成29年11月着工)	R元. 12. 16	仮庁舎（民間ビル）入居中

(2) 検討中のもの

税 務 署 名	現在の状況	完成予定	備 考
杉 並 (S41年築・経年52年)	検討中	未 定	敷地の大部分が東京都都市計画優先整備道路に指定されており、移転先について理財局及び財務局にて検討中

3 国土交通省及び理財局による新庁舎整備

(1) 予算措置されているもの（完成予定順）

税 務 署 名	整備 区分	現在の状況	完成予定	入 居 予 定 官 署 等 (下線は管理官署)
京 橋 (S38年築・経年55年)	合築 (現地)	工事中 (H29年4月着工)	R2.7	<u>税務署</u> 、都税事務所
鰺 沢 (S50年築・経年43年)	合築 (別地)	設計中	R4.9	<u>税務署</u> 、検察、法務、職安、 労基、 富士川町（図書館・防災倉庫）
横 浜 中 (S51年築・経年42年)	合同 (別地)	PFI事業者 ^(注) 設計中	R5.3	税務署、東審横浜、 <u>税関</u> 、入管、 検察、行政評、保護観、検疫、 職安、防疫、通商、海保、営繕、 国道、港湾
小 石 川 (S43年築・経年50年)	合築 (別地)	設計中	R5.12	<u>税務署</u> 、行政評、営繕、自衛隊、 文京区（清掃事務所、こども園）

(注) PFI (Private Finance Initiativeの略) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(2) 要求中、調整中及び検討中のもの

税 務 署 名	整備 区分	現在の状況	備 考
松 戸 (S44年築・経年49年)	単独 (現地) (別地)	建替要求中	庁舎の老朽・狭あいにより現地建替を要求している。一方、松戸市において、松戸駅周辺の新拠点ゾーン整備基本構想を策定し、市役所新庁舎建設を計画、区域内に税務署単独庁舎の建設を並行して検討中
中 野 (S39年築・経年54年)	単独 (別地)	移転調整中	中野区から区役所・サンプラザ地区再整備基本構想による移転要請を受け、旧警察庁中野庁舎を大規模改修後、GSセンター新設も含めて中野署の庁舎移転を理財局が検討中。 整備局では新営事業化が可能か検討中。
品 川 (S46年築・経年47年)	未定 (別地)	移転先検討中	東京都において、品川駅周辺の都市整備計画の策定を予定しており、品川署の移転先用地を検討中。

4 庁舎大規模改修計画

厳しい財政事情の下、庁舎の新営・建替が一举に進まない状況にあり、老朽・狭隘庁舎については、長寿命化を図る必要があることから、国税庁においては、新営と同等の内外観となるように改修する「庁舎大規模改修計画（平成30年度～令和10年度）」を策定し、全国規模で計画的に取り組むこととなった。

当局については、内部事務処理センターに必要なスペースの確保を最優先事項として、計画に盛り込まれている。

移転調整中庁舎（中野署）以外の対象署は次のとおりである。

○ 大規模改修計画【当局関係】（完成予定順）

税 務 署 名	現在の状況	完成予定	備 考
横 浜 南 (H8年築・経年23年)	設計中	R 3 . 9	増築（事務処理センター整備）
千 葉 西 (S52年築・経年42年)	設計中	R 3 . 11	増築（事務処理センター整備）
芝 (S44年築・経年50年)	—	R15年度	庁舎全面改修、増築（次期計画）

目 次

総 務 部

(ページ)

【企画課】

1 所掌事務	1
(1) 国税局の所掌に関する長期的な運営方針に関する事	1
(2) 国税局の所掌に関する高度情報化への対応に関する事務の総括に関する事	1
(3) 租税制度の改正に関する意見の取りまとめに関する事	1
(4) 国税局の所掌に関する統計に関する事務の総括に関する事	1
2 主な検討課題及び主要事務	1
(1) 「税務行政の将来像」の実現に向けた取組	1
(2) 税制改正意見の提出	1
(3) 統計調査事務	2
参考 税務統計調査の実施状況	3

事務運営の概要等

総務部 企画課

1 所掌事務

- (1) 国税局の所掌に関する長期的な運営方針に関すること
- (2) 国税局の所掌に関する高度情報化への対応に関する事務の総括に関すること
- (3) 租税制度の改正に関する意見の取りまとめに関すること
- (4) 国税局の所掌に関する統計に関する事務の総括に関すること

2 主な検討課題及び主要事務

- (1) 「税務行政の将来像」の実現に向けた取組

税務行政を取り巻く経済・社会の環境が大きく変化する中、引き続き、職場環境の整備・改善を図りつつ、適正・公平な課税・徴収を実現するには、更なる内部事務の効率化によって、職員の事務負担を軽減するとともに、外部（調査・徴収）事務量を適切に確保し、的確な調査・徴収を実施することを通じて、国税庁全体の組織の力を維持・向上させる必要がある。

そのため、企画課においては、事務系統を横断する次の中長期的課題を関係各課と連携・協調を図り、三位一体で取り組む。

- ① 内部事務のセンター化の試行等
- ② データ活用・国税情報システムの高度化
- ③ 添付書類も含めたe-Taxの普及に向けた取組

- (2) 税制改正意見の提出

適正・公平な課税・徴収、事務の簡素・効率化、納税者利便の向上等のために必要と認められる局署の第一線における意見の中で、特に重要度及び緊急度の高いものについて、局内関係各課の改正意見を取りまとめ、例年3月末を目途に国税庁に提出している。

〔参考〕 税制改正意見提出の提出件数等の推移

改正年度 区分	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)			
						計	新規	継続	変更
庁への提出件数	66	56	48	55	65	66	48	16	2
内 主税局提出	12	8	10	10	16	庁において主税局への 申入れ項目を検討中			
内 改正実現	4	3	5	2	3				

(3) 統計調査事務

統計調査は、税務行政の運営、税制改正の検討、租税収入の見積り等の基礎資料とすることを目的として、局署において毎年実施しており、「全数調査」と「標本調査」から構成されている（参考）。

統計調査の調査結果は、国税庁ホームページを通じて外部に公表している。

また、東京局企画課では、「民間給与実態統計調査」等の実施に当たり、国税庁企画課から事務移管を受け、各国税局が行う事務の取りまとめを行っている。

イ 全数調査（35 種類）

全数調査は、国税で扱う全ての税目の課税状況等を整理したものであり、「東京国税局統計情報」として集約されている。

ロ 標本調査（3 種類）

標本調査は、「民間給与実態統計調査」、「会社標本調査」及び「申告所得税標本調査」から構成されている。

税務統計調査の実施状況

1 全数調査の種類

区分	税 務 統 計 表	区分	税 務 統 計 表
所得税	① 申告所得税表 ② 申告所得金額階級別表 ③ 申告所得種類別表 ④ 源泉所得税表	酒税	⑰ 酒税課税等状況表 ⑱ 酒類免許場数表 ⑲ 酒類製成及び手持高表 ⑳ 酒類販売数量表
法人税	⑤ 法人税表 ⑥ 会社表	その他間接税	㉑ たばこ税及びたばこ特別税表 ㉒ 揮発油税及び地方揮発油税表 ㉓ 航空機燃料税表 ㉔ 石油ガス税表 ㉕ 石油石炭税表 ㉖ 印紙税納付額表 ㉗ 電源開発促進税表
資産税	⑦ 相続税表 ⑧ 相続財産価額階級別表 ⑨ 相続財産種類別表 ⑩ 贈与税表 ⑪ 贈与財産価額階級別表 ⑫ 贈与財産種類別表 ⑬ 地価税表 ⑭ 地価税課税価格表 ⑮ 地価税の法人業種別及び資本階級別表	徴収・訴訟等	㉘ 国税徴収表 ㉙ 物納表 ㉚ 年賦延納表 ㉛ 国税滞納表 ㉜ 不服審査表 ㉝ 訴訟事件表 ㉞ 直接国税犯則事件表 ㉟ 間接国税犯則事件表
消費税	⑯ 消費税表		

※ 平成10年分以降、課税停止されている地価税関係(⑬～⑮)の3種類の統計調査は実施していない。

2 標本調査の概要

	主な調査項目	公表時期(庁)
民間給与実態統計調査	給与所得者数、給与総額、勤続年数 等	毎年9月
会社標本調査	減価償却費、交際費、寄附金、税額控除 等	毎年3月
申告所得税標本調査	所得控除額、源泉税額、扶養人員の内容 等	毎年2月

3 作成している統計情報等

	作成資料	内 容	提供時期	提供方法	版刷
庁	国税庁統計年報書	全数調査の調査結果等(全国分)	毎年6月	HP掲載	
	民間給与実態統計調査	税務統計から見た民間給与の実態	毎年9月	HP掲載	
	会社標本調査	税務統計から見た法人企業の実態	毎年3月	HP掲載	
	申告所得税標本調査	税務統計から見た申告所得税の実態	毎年2月	HP掲載	
局	東京国税局統計情報	全数調査の調査結果等(局分)	毎年7月	HP掲載	

目 次

総 務 部

(ページ)

【厚生課】

1	健康管理事務	1
(1)	健康診断	1
(2)	生活習慣病対策	1
(3)	メンタルヘルス対策	1
(4)	長時間勤務に対する面接指導	2
(5)	病気療養者の職場復帰支援	2
(6)	健康管理面に関する情報の確実な引継	3
2	共済事務	3
3	宿舎事務	3
(1)	国家公務員宿舎の貸与	3
(2)	宿舎入居状況	4
4	診療所の運営	4
5	カウンセラー室の運営	4

事務運営の概要等

総務部厚生課

1 健康管理事務

職員の健康管理については、生活習慣病対策及び心の健康づくり対策を重点に、診療所を中心として、各種施策に取り組むこととしている。

(1) 健康診断

国税庁における健康診断の在り方の見直し方針により、平成 22 年度以降における一般定期健康診断は、人事院規則に定める対象者及び検査項目に沿って実施することとされたが、当局においては、引き続き、人事院規則の基準を超える検査項目について、共済組合の負担で実施することとしている。

また、非常勤職員（希望者）に対する一般定期健康診断についても引き続き実施することとしている。

(2) 生活習慣病対策

生活習慣病に係る被指導区分者が多いことから疾病予防を含め、次の対策を講じている。

- イ 脳血管疾患及び心臓疾患の発症を防止するため、健康管理医において発症リスクが高いと認められた職員に対し、健康管理監督者等が健康状態や治療状況を聴取し、生活習慣改善への取組状況を継続的に監督
- ロ 生活習慣病関連の指導区分 D-1 が決定された職員に対し、健康管理監督者等が定期的に治療状況を聴取し、未治療者に対する通院治療を指示
- ハ 39 歳以下の職員のうち、健康診断の結果から、生活習慣病予備群と認められた職員に対し、局診療所による保健指導を実施
- ニ 40 歳以上の職員のうち、メタボリックシンドローム及びその予備軍と認められた職員に対し、共済組合の委託業者による特定保健指導を実施

(3) メンタルヘルス対策

職員自身によるセルフケア支援（相談窓口の設置、精神科医師を講師とした職員研修、職員セルフケア教材の提供）と、健康管理監督者（統括官等）によるラインケア（「職員のメンタルヘルスケア（管理者マニュアル）」の活用、メンタルヘルス LAN 研修、精神科嘱託医による巡回相談等）を二つの柱として、引き続き各種施策を実施する。

なお、人事院規則の改正により、平成 28 事務年度から、「国税庁ストレスチェック制度」が制定され、一次予防（心の不調者の発生防止）を強化するために、職員本人が

心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）及びその結果に応じて職員本人からの申出による面接指導を年1回（9月）実施している。

また、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価して、職場環境の改善につなげ、ストレス要因そのものの低減に努めている。

〔参考1〕 ストレスチェック実施状況

	平成 29 事務年度	平成 30 事務年度
対象者	17,759 人	17,833 人
受検者	15,319 人	15,565 人
受検率	86.3%	87.3%
高ストレス者	1,169 人	1,241 人
医師による面接指導	123 人	89 人

〔参考2〕 精神疾患発症者数（新規・再発）

26 年 4 月～ 27 年 3 月	27 年 4 月～ 28 年 3 月	28 年 4 月～ 29 年 3 月	29 年 4 月～ 30 年 3 月	30 年 4 月～ 31 年 3 月
79 人	77 人	93 人	107 人	118 人

(4) 長時間勤務者に対する面接指導

脳・心臓疾患や精神障害の発症については、長時間労働との関連性が強いとする医学的知見を踏まえ、人事院規則の改正により、平成 31 年 4 月以降、1 か月当たり超過勤務時間 100 時間以上の職員又は 2 か月から 6 か月の平均超過勤務時間が 80 時間を超える職員及び 1 か月当たりの超過勤務時間が 80 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる職員で面接指導を希望する職員について、健康管理医による面接が義務化されたことから、確実に実施する。

(5) 病気療養者の職場復帰支援

病気療養期間を経て職場復帰するまでの各段階における具体的な対応を「職場復帰マニュアル」（平成 18 年 6 月 19 日付東局総厚 2-38 ほか 12 課合同「職員の職場復帰マニュアルの制定について」事務運営指針）として定め、職場復帰に当たっては、必要に応じて「試し出勤」の実施や「職場復帰支援委員会」を開催し、事前に受入方針を検討するなど、職員が円滑に職場復帰できるよう、適切かつ統一的な対応を行っている。

(6) 健康管理面に関する情報の確実な引継

健康管理については、個々の職員ごとに的確な対応を継続して行う必要があることから、指導区分が付与された職員については、定期人事異動時に、病状、これまでの対応、経緯等の情報を「健康管理ファイル」により、確実に後任者に引き継ぎ、適切な対応を行うよう指示している。

〔参考〕疾患別被指導区分者の状況

(単位:人・%)

区分 疾患名	平成 29 年 3 月末			平成 30 年 3 月末			平成 31 年 3 月末		
	人数	対前年比	構成比	人数	対前年比	構成比	人数	対前年比	構成比
生活習慣病	4,734	100.8	90.2	4,847	102.3	90.3	4,828	99.6	91.9
精神疾患	337	107.6	6.4	332	98.5	6.2	326	98.1	6.2
その他	178	103.4	3.4	183	102.7	3.5	101	55.1	1.9
合 計(①)	5,249	101.3	100.0	5,362	102.2	100.0	5,255	98.0	100.0
職員数(②)	16,030			16,172			16,373		
指導区分割合 (①/②)	32.7			33.1			32.0		

(注) 「職員数」は、国税庁へ毎年6月に報告している「定期健康診断等報告書」に基づく。

2 共済事務

財務省共済組合（本部長：事務次官）は、本省、財務局、税関、国税庁及び国税局など35支部から構成されており、東京国税局支部（支部長：局長）は財務省共済組合内において最大規模の支部である。

〔参考〕組合員数等の状況

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

	東京国税局支部	財務省共済組合全体	構成比
組 合 員 数	16,288 人	76,676 人	21.2%
被扶養者数	13,268 人	76,455 人	17.3%
合 計	29,556 人	153,131 人	19.3%

3 宿舍事務

(1) 国家公務員宿舍の貸与

平成 23 年 12 月に公表された「国家公務員宿舍の削減計画」において、国家公務員

宿舍は真に公務のため必要な宿舍に限定し、主として福利厚生（生活支援）目的のものは認めないと示され、現在は、財務省理財局長通達に定められた、職務上宿舍への入居が認められる職員の5類型に基づき貸与している。

(2) 宿舍入居状況

平成 31 年 3 月 31 日現在、当局における宿舍の入居状況は、省庁別宿舍 916 名（26 宿舍）、合同宿舍等 2,325 名（151 宿舍）で、計 3,241 名（177 宿舍）となっている。

〔参考〕 宿舍入居状況

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

区 分		戸数	入居者数	空き戸数
省庁別宿舍 (26 宿舍)	世帯宿舍	130	98	32
	独身寮	1,120	818	302
	小 計	1,250	916	334
合同宿舍等 (151 宿舍)	世帯宿舍	1,679	1,660	19
	独身寮	675	665	10
	小 計	2,354	2,325	29
計 (177 宿舍)	世帯宿舍	1,809	1,758	51
	独身寮	1,795	1,483	312
	合 計	3,604	3,241	363

4 診療所の運営

平成 27 年 5 月の国税局庁舎移転に伴い、神田税務署庁舎 5 階から築地新庁舎 2 階に移転した。国税局庁舎内に診療所が設置されたことで、職員の利便性が大幅に向上している。

診療所では、外来診察（禁煙外来を含む）のほか、定期健康診断、管理健康診断（指導区分の更新等）、精密検査、長時間勤務者に対する面接指導、看護職による保健指導（来所又は巡回形式）等の業務を行っている。

現在、診療所長以下、医療職員 19 名（ほかにメンタルヘルス科医師 5 名、非常勤医療職員 1 名）及び事務職員として 2 名（厚生専門官及び共済組合職員各 1 名）が従事している。

5 カウンセラー室の運営

カウンセラー室は、職員の不平不満や悩み等の相談に応じ、職員一人一人の心の健康

の保持増進や心が不健康な状態への早期対応を行うことにより、明るい職場環境を醸成し、勤労意欲の向上及び事務の能率化に貢献することを目的として設置されている。

なお、相談の中には、カウンセラーとしての高度な専門的知識を要する問題や法律の絡む内容のものも含まれることから、顧問カウンセラーや顧問弁護士による相談を国税局カウンセラー室等で実施している。

〔参考〕相談体制

項目	担 当 者	相 談 場 所	相 談 日 等
カ ウ ン セ リ ン グ	部内カウンセラー (専門官等〈3名〉)	局カウンセラー室 ----- 署 会 議 室 等 (巡 回 方 式)	随時 ----- 午前は集合研修 午後は個別カウンセリング
	顧問カウンセラー (大学教授〈1名〉)	局カウンセラー室	月2回 予約制 (無料)
	嘱 託 カ ウ ン セ ラ ー (日本産業カウンセラー協会)	各 相 談 室 (千葉、柏、東京、立川、横浜、山梨、埼玉)	勤務時間外(土日、祝日を含む) 予約制 (無料)
法 相 律 談	顧問弁護士〈2名〉	局カウンセラー室	月2回 予約制 (無料)

目 次

総 務 部

(ページ)

【事務管理第一課】

1 基本的な考え方	1
2 令和元事務年度における事務運営	1
(1) 情報セキュリティの確保	1
(2) 局WANの安定運用	1
(3) データ活用の推進	1
(4) 事務の効率化・高度化	1
(5) ICT人材育成	2

事務運営の概要等

総務部 事務管理第一課

1 基本的な考え方

国税組織で扱う情報は、納税者の権利・義務に直接関わる極めて重要な情報であることから、情報セキュリティを確保することが極めて重要である。

情報セキュリティ関連規程に定められた事務処理手順の遵守徹底を図るため、研修・自己点検・監査を実施することで、実効性を確保する。

また、職員ニーズに基づき、事務処理の合理化・効率化を目的としたシステム開発を実施するとともに、局署の事務運営に支障が生じないようにシステムの安定運用を努める。

更に、業務の効率化のため、ＩＣＴを活用した新技術の導入などに積極的に取り組む。

2 令和元事務年度における事務運営

(1) 情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保の重要性については、引き続き、会議・研修等の機会を通じて周知・徹底を図るほか、情報セキュリティ監査については、監査方法を見直し、効率的に実施する。

また、情報セキュリティ研修については、管理者・コア職員向けの集合研修内容の見直し、事務管理課職員による署派遣研修の拡大により、不適切事例等の未然防止に努め、引き続き情報セキュリティを確保する。

(2) 局WANの安定運用

局署の事務運営に支障が生じないように、局WAN環境の稼働監視・機器リプレースを的確に実施し、安定運用を行うとともに、障害発生時には、庁局関係部署及び外部委託業者と連携し、迅速な対応を実施する。

なお、令和元事務年度においては、9月中旬から局WAN用パソコンのOS更新(Windows 7からWindows 10へ更新)を予定していることから、確実なスケジュール管理の下、適切に実施する。

(3) データ活用の推進

事務運営や個別事案の検討などの通常業務を行う中で、客観的なデータに基づき、深度ある検討を行うことができるよう環境を整備し、データを活用することを文化として局署に根付かせるため、データ活用の推進・定着に向けた施策に取り組む。

(4) 事務の効率化・高度化

局署のＩＣＴ支援、ＲＰＡ※の積極的な活用、新技術の導入などにより、ＩＣＴ面から事務効率化・高度化を促進する。

※ R P A (Robotic Process Automation) とは、キーボードやマウスを使用して行っている定型作業をコンピュータにインストールしたソフトウェア(ロボット)に記憶、代行させることをいう。

また、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、職員ニーズに基づいたシステム開発を行い、局署全体の事務処理の合理化・効率化を推進する。

(5) I C T人材育成

局においては、Office 製品やB I ・ B Aツールなどの操作研修を実施するほか、データ分析の考え方に関する講話を開催し、I C Tリテラシーの向上を図る。

また、署におけるI C Tリテラシーの向上のため、事務管理課職員を派遣してExcel研修を実施する。

目 次

総 務 部

(ページ)

【事務管理第二課】

1	基本的な考え方	1
2	令和元事務年度における事務運営	1
(1)	集中管理施設としての情報セキュリティの確保	1
(2)	KSK、e-Tax等の全国システムの安定運用	1
(3)	KSKの機器リプレイス	1
(4)	局WANパソコンのOS更新への対応	2
(5)	免税手続電子化システム導入への対応	2

事務運営の概要等

総務部 事務管理第二課

1 基本的な考え方

事務管理センターは、納税者に関する情報を集中管理している非常に重要な施設であることから、高いレベルの情報セキュリティの確保が必要である。

全国システムの運用に当たっては、I SMS^{*}を的確に運用し、情報セキュリティの維持・向上に努めるとともに、事務処理手順の遵守を徹底し、正確な運用を実施することで、局署の事務運営に支障が生じないよう安定的なオンラインサービスの提供を行う。

※ I SMS (Information Security Management System) とは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組みをいう。

2 令和元事務年度における事務運営

(1) 集中管理施設としての情報セキュリティの確保

集中管理施設の運用における情報セキュリティ確保のため、リスク対策の検討・実行、各種情報セキュリティ遵守項目に係る遵守状況の定期的な監査及び指導を実施する。

また、令和元年11月に予定されているI SMS更新審査については、庁参事官と緊密に連携し、的確に対応する。

(2) KSK、e-Tax等の全国システムの安定運用

システムの運用に当たっては、局署の事務運営に支障が生じないよう機器・システム等の稼働監視及び各種オペレーションを的確に実施し、安定運用に努めるとともに、障害発生時には、庁局関係部署及び外部委託業者と緊密に連携し、迅速な対応を実施する。

特に、確定申告期においては、稼働状況の監視を強化し、障害の未然防止を図るとともに障害時の迅速な対応を実施する。

(3) KSKの機器リプレース

令和元年9月中旬からKSK（オープンシステム^{*}）の機器リプレースを予定していることから、庁局関係部署と緊密に連携し、的確に対応する。

※ 認証・運用管理、人事・健康管理・税務相談集計、査察、課税事績検索、業務管理情報・企画、資料調査・財産評価、共通番号管理、非課税等、徴収、集中電話催告

(4) 局WANパソコンのOS更新への対応

局WANパソコンのOS更新（Windows7からWindows10へ更新）を、拠点ごとに順次実施するため、庁局関係部署と協力し、十分に検討した上で作業を実施する。

(5) 免税手続電子化システム導入への対応

令和2年4月の免税手続電子化システムの運用開始に向け、庁局関係部署との連携を強化し、課題及び進捗の適確な管理の下、関連システムとの連動テストを確実に実施する。

なお、運用に当たっては、システムが24時間365日稼働することから、運用体制を強化する。

目 次

総 務 部

(ページ)

【事務管理第三課】

1	基本的な考え方	1
2	令和元事務年度における事務運営	1
(1)	KSK、e-Tax等の全国システムの開発	1
(2)	KSK、e-Tax等の全国システムの運用	1
3	令和元事務年度における主な開発案件	2
(1)	局WANパソコンのOS更新への対応	2
(2)	免税手続電子化システム導入への対応	2

事務運営の概要等

総務部 事務管理第三課

1 基本的な考え方

全国（12 国税局（所）及び 524 署）を対象とした K S K（国税総合管理システム）、e-T a x（国税電子申告・納税システム）等に係るシステム開発及び運用は、納税者の権利・義務に直接関わる極めて重要な事務である。

システム開発・運用に当たっては、国税庁参事官の企画・立案・指示の下、開発事務を遂行するとともに、局署の事務運営に支障が生じないようにシステムの安定運用に努める。

2 令和元事務年度における事務運営

(1) K S K、e-T a x 等の全国システムの開発

令和元事務年度開発案件については、重要開発案件が全て前事務年度からの継続開発となることから、事務引継ぎ、課題及び進捗の管理を確実に実施し、品質の高いシステム開発を行う。

イ 開発局面の充実

開発経緯、本番運用を意識した仕様の検討、設計書の確認を十分に実施する。

ロ テスト局面の充実

職員主導の下、外部委託業者との作業分担を明確化することにより、テスト項目の重複又は漏れを防止し、効率的かつ効果的なテストを実施する。

また、システム間を跨ぐテストや外部との連動テストについては、業務横断的なテスト計画を策定の上、効率的かつ計画的に実施し、テストの充実を図る。

ハ 重要開発案件・中長期等案件の管理

納税者等に直接影響する機能開発のうち、特に影響が大きいもの等で、国税庁参事官が指定する重要開発案件及びこれに準ずる中長期等案件については、各局面で工程完了会議又は開発品質検討会を開催し、より厳密にシステム開発に係る品質を管理する。

(2) K S K、e-T a x 等の全国システムの運用

業務システムの運用に当たっては、安定運用に最大限に努めるとともに、障害発生時には、関係部署間にて情報共有を図り迅速に対応し、局署の事務運営への影響を最小限に抑える。

また、障害発生原因を分析し、関係部署間にて情報共有することにより、システムの品質向上及び障害の未然防止を図る。

3 令和元事務年度における主な開発案件

(1) 重要開発案件

案件名	開発概要	システム	サービス 開始時期
Windows10 対応	KSK システムを使用するための事務用パソコンの OS が Windows10 に移行することから、当該環境においても、KSK システムが継続して使用可能となるようシステム開発を行う。	KSK	R1.9
資料情報活用の効率化・高度化	法定資料、法定外資料、資産蓄積資料及び局独自保有資料など、複数システムにて管理している各種資料情報を資料調査システムに統合して管理するためのシステム開発を行う。	オープン	R2.1
徴収システムへの集中電話催告システムの追加	経費の削減及び業務の効率化・向上を図るため、集中電話催告システムを徴収業務の基幹システムである徴収システムに統合するためのシステム開発を行う。	オープン	R2.1
相続税申告書の e-Tax 対応	相続税の申告書を e-Tax で提出可能とする。また、受信したデータを KSK へ連携する機能を開発する。	KSK e-Tax	R1.9
国際観光旅客税の創設対応	新たに創設された国際観光旅客税について、申告事績等を入力・管理できるよう開発する。	KSK e-Tax	R2.1
消費税軽減税率制度の実施	消費税 10%引き上げ時に、軽減税率制度が実施されることに伴う届出書・申告書様式変更に対応する。	KSK e-Tax	R2.6
輸物品販売場の免税手続電子化	「免税手続電子化システム」を新規構築するほか、免税手続電子承認申請事績の管理等を可能とする開発を行う。	OA KSK e-Tax	R2.4

(2) 中長期等対応案件

案件名	開発概要	システム	サービス 開始時期
災害等による期限延長制度における延長手続の拡充	税制改正に応じて、義務化法人の管理に係る修正を行う。	KSK e-Tax	R1.7
申告書の電子情報処理組織による提出義務者の創設	税制改正に応じて、義務化法人の管理に係る修正を行う。	KSK e-Tax	R2.3
国税還付金支払手続のペーパーレス化	税務署・日銀代理店間で書面により行っている手続を、国税庁、日銀（及びゆうちょ銀行）間で相互にデータを送受信することにより行うことができるようシステム開発を行う。	KSK	R2.6
更正の請求に基づく更正に係る通知書の電子化	更正の請求書に基づく更正に係る税務署長から請求者への通知について、請求者の同意を前提として、電子情報処理組織によることを可能とする。	KSK e-Tax	R2.1
揮発油税及び石油ガス税の電子申告利用開始	国税電子申告・納税システム（e-Tax）の対象手続として、揮発油及び石油ガス税の申告書を追加することで、提出方法の多様化による納税者利便の向上及び行政事務の効率化を図る。	KSK オープン e-Tax	R2.6
住借証明書の電子交付	年末調整で使用する住宅借入金等特別控除申告書について、電子的に交付することを可能とすることに伴う、所要の開発を行う。	KSK オープン e-Tax	R2.9
調査支援機能の強化	海外子会社情報等に係る DB を拡充・一元化する。また、当該データの D/L を可能とする。	KSK オープン	R3.3

目 次

総 務 部

(ページ)

【税務相談室】

1	税務相談室の所掌事務	1
(1)	税務相談室	1
(2)	電話相談センター	1
2	税務相談事務等の基本	1
(1)	税務相談事務	1
(2)	苦情等処理事務	2
3	電話相談の受理体制	2
4	相談件数等	3
(1)	相談件数等	3
(2)	相談の多い項目（平成30年度）	3
5	税務相談室の沿革	4

事務運営の概要等

総務部税務相談室

1 税務相談室の所掌事務

(1) 税務相談室

税務相談室は、税務一般に関する相談及び苦情に関する事務をつかさどる（省令462条）。

(2) 電話相談センター

税務相談室には、相談事案や苦情事案を集中的に処理する電話相談センターが置かれ（庁訓令2条六）、電話で寄せられる一般相談等を集中的に処理することで相談事務等の効率化を図るとともに、電話相談による署の内部事務の中断を排除し、もって署の内部事務の効率化を図ることとしている。

2 税務相談事務等の基本

(1) 税務相談事務

国税当局が行う税務相談は、申告納税制度の下で、「納税者の自発的な納税義務の履行を実現するための納税環境整備の一環」として行っているものである。申告件数が増加傾向にある中で、納税者サービスを適切に提供するとともに、事務の効率化を図るため、申告・納税等に際して真に手助けが必要な者を中心に対応していくことを基本として、対応すべき税務相談の範囲を整理し、相談体制を明確化している。

なお、電話相談センターの相談事務に当たっては、①税務相談への的確な対応、②事務の効率化の推進及び③納税者サービスの充実等の統一的な基本方針に基づき、相談事務を的確に実施する（庁事務運営指針）。

イ 一般相談の受理

国税に関する制度や法令等の解釈・適用についての情報提供及び手続案内などの技術的助言にとどまるもの（※「一般相談」）については、電話相談センターにおいて集中的に対応する。

ロ 個別照会の受理

内容が申告又は納税に直結しており、複雑で具体的書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での応答が困難なもので、権限ある当局が責任を持って回答すべきもの（「個別照会」）については、税務署において面接により対応する。

※ 一般相談とは、具体的には、次の(イ)又は(ロ)に該当するものをいう（東京局事務運営指針）。

(イ) 一般的な相談

各税の制度や手続に関して、国税庁ホームページの「税務手続の案内」や窓口に備え付けの各

種手引等によりワンポイントアドバイスで説明できるもの

(ロ) 専門的知識を要する相談

法令適用等に関する判断に各税目の専門的な知識を要する相談で「一般的な相談」以外のもの

(2) 苦情等処理事務

納税者等の権利・利益の保護及び税務行政に対する信頼確保のためには、納税者等から寄せられた苦情等について、納税者等の視点に立って適切に対応することが不可欠であり、また、納税者等からの苦情等には、事務処理の改善につながるヒントが含まれることもある。

このため、日頃から苦情等の処理の重要性を十分認識した上で、寄せられた苦情等についての的確、誠実かつ迅速な対応に努める（庁事務運営指針）。

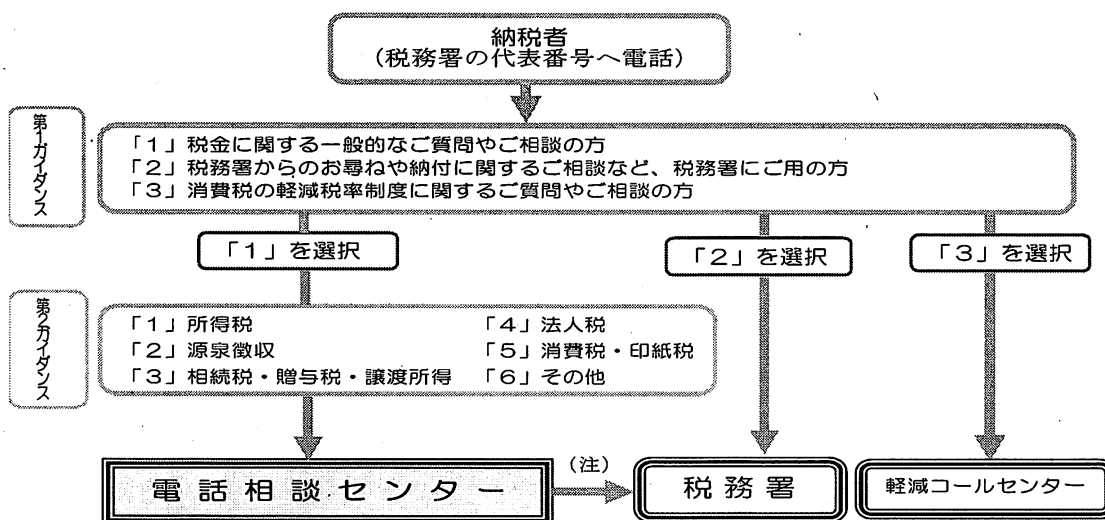
（注） 苦情等とは、納税者等から寄せられた国税当局の事務その他税務一般に関する不平・不満及び困りごとをいう。

3 電話相談の受理体制

署の代表電話番号に架けられた電話は、電話相談センターに設置する自動音声応答装置によって、①電話相談センターが対応するもの、②所轄署が対応するもの、③消費税軽減税率電話相談センターが対応するものの3つに振り分けられる。

なお、確定申告期は、簡易な質問に対応するため外部オペレーター（個人課税課）が設置される。

【電話相談フロー】



（注） 電話相談センターが受電した電話相談のうち「個別照会」及び「個別情報に関する問合せ（署からの発送文書、具体的な還付金の振込時期、滞納事案の納付相談に関する問合せなど、納税者情報等を参照して回答するもの）」については、税務署に転送する。

4 相談件数等

(1) 相談件数等

(単位：件)

	平成29年度		平成30年度		対前年比
	相談件数	構成比	相談件数	構成比	
所 得 税	(24.0%) 566,018	34.3%	(25.5%) 586,643	36.5%	103.6%
源泉所得税	(32.4%) 174,242	10.6%	(31.5%) 182,041	11.3%	104.5%
資 産 税	(32.2%) 311,600	18.9%	(30.5%) 290,788	18.1%	93.3%
法 人 税	(46.1%) 102,350	6.2%	(45.7%) 92,538	5.8%	90.4%
消 費 税	(37.9%) 52,328	3.2%	(35.9%) 53,202	3.3%	101.7%
印 紙 税 他	(34.2%) 55,591	3.4%	(32.2%) 52,333	3.3%	94.1%
そ の 他	(32.8%) 388,843	23.6%	(31.8%) 349,275	21.7%	89.8%
合 計	(29.6%) 1,650,972	100.0%	(29.5%) 1,606,820	100.0%	97.3%

(注) 括弧書きは、全国の相談件数に占める東京局の相談件数の割合を示す。

【参考】 平成30年度において、東京局全体5,197,924本の電話を着電しており、そのうち、電話相談センターには1,408,655本(27.1%)、署には2,833,150本(54.5%)、確定申告電話相談センター等には956,119本(18.4%)の電話が着電している。

(2) 相談の多い項目(平成30年度)

(単位：件)

		第1位		第2位		第3位	
			件数		件数		件数
所 得 税		申告義務・手続等	150,290	医療費控除	67,443	住宅借入金等特別控除	54,431
源 泉 所 得 税		年末調整	78,425	非居住者・租税条約	25,536	現物給与等	21,908
資 産 税	相続・贈与等	申告義務・手続等（相続税）	38,807	土地等・家屋（財産評価）	19,357	申告義務・手続等（贈与税）	15,154
	譲渡・山林	申告義務・手続等	26,559	取得費・譲渡費用	20,953	居住用財産の譲渡・特例	20,509
法 人 税		申告義務・手続等	19,274	減価償却・繰延資産	10,267	申告書の書き方	7,685
間 接 税	消 費 税	非課税・免税・不課税	9,929	経過措置	6,423	納税義務者	5,561
	印 紙 税	過誤納等	20,899	文書の所属	16,157	課税・非課税	11,583
そ の 他		相談案内・署の所在地	41,351	地方税	33,118	納税証明	28,129

5 税務相談室の沿革

- 昭24. 8 国税庁に苦情相談所を新設（監督官・監察官等が担当）
24. 12 大阪局に国税庁苦情相談所支所を新設
25. 1 東京・関信を除く各局に国税庁苦情相談所支所を設置
26. 7 苦情相談事務を協議団が所掌（協議官が担当：各局に苦情相談所支所を併置）
36. 3 苦情相談所を税務相談所に名称変更（協議団支部に税務相談所支所を併置）
40. 2 東京局税務相談所でテレホン相談開始（41. 2 大阪局、43. 1 名古屋局）
45. 5 協議団の審判所への組織替えに伴い、各局総務部に「税務相談室」を設置
税務相談官が新設され、主要な税務署にも派遣（常駐）
48. 7 東京局の主要署 8 署に税務相談室の分室を設置（全局で 42 分室）
62. 1 タックスアンサー（電話によるコンピュータ自動回答）を導入
- 平 4. 6 タックスアンサーのファクシミリサービスを開始
9. 1 インターネットサービスを開始
18. 11 全局の税務相談室のテレホン相談及び分室を順次廃止
上野合同庁舎に電話相談センターを開設（対象署：7 署）
19. 7 東京局の局相談室の面接相談を廃止（他局も順次廃止）
20. 10 東京局の局相談室のテレホン相談及び 24 分室を廃止
20. 11 電話相談センター対象署を全署に拡大（全局）
（神田センター・上野センターでの運用開始）
21. 11 タックスアンサー（電話・ファクシミリ）のサービス終了
29. 10 神田庁舎耐震工事開始
30. 10 上野センターが神田庁舎へ移転
30. 12 テレビ電話相談の試行開始（東京上野署、浅草署）
31. 3 神田庁舎耐震工事終了
- 令 2. 1 庁ホームページでチャットボットによる税務相談の試行運用開始（予定）

目 次

課税第一部

(ページ)

【審理課】

1 基本的な考え方	1
2 事前照会事務	1
3 不服申立事務	1
4 争訟見込み事案に対する支援事務	1
5 その他	2

【機動課】

1 基本的な考え方	3
2 令和元事務年度の事務運営	3

【資産評価官】

○ 土地評価審議会	4
-----------	---

【国税訟務官室】

1 基本的な考え方	5
2 訴訟事務関係	5
(1) 事実関係の正確な把握及び的確な訴訟遂行	5
(2) 主張の充実	5
(3) 最近の訴訟事務を取り巻く環境への的確な対応	5
3 争訟見込み事案等に対する支援	5
4 判決情報のフィードバック	5
(1) 判決速報	6
(2) 調査に生かす判決情報	6
(3) 署の職場研修等への当室職員の講師派遣	6

【資料調査第一課】

1 基本的な考え方	7
2 令和元事務年度の事務運営	7
(1) 調査事務の充実	7
(2) 人材育成	7
○ 調査事績（平成 31 年 3 月末現在）	8

【資料調査第二課】

1 基本的な考え方	11
2 令和元事務年度の事務運営	11
(1) 調査事務の充実	11
(2) 調査審理の充実	11
3 人材育成等	11
○ 調査事績（平成 31 年 3 月末現在）	12

【資料調査第三課】

1 基本的な考え方	14
2 令和元事務年度の事務運営	12
(1) 資料情報収集の充実等	14
(2) 人材育成	14
○ 資料情報収集事績（令和元年 6 月末現在）	15

【資料調査第四課】

1 基本的な考え方	17
2 令和元事務年度の事務運営	17
(1) 調査事務の充実	17
(2) 税制改正意見の提出	17
(3) 国際的租税回避スキーム事案に対応した調査体制	17
3 人材育成	17
○ 調査事績（平成 31 年 3 月末現在）	18

【統括国税実査官（重要）】

1 基本的な考え方	21
2 令和元事務年度の事務運営	21
(1) 調査事務	21
(2) 選定事務	21
○ 調査事績（平成 31 年 3 月末現在）	22

【統括国税実査官（情報担当）】

1 基本的な考え方	24
2 令和元事務年度の事務運営	24
(1) 調査企画事案及び情報の提供	24
(2) プロジェクト型調査企画への取組	24

(3) 人材育成	24
○ 調査企画等の状況について（平成 31 年 3 月末現在）	25
【統括国税実査官（国際担当）】	
1 基本的な考え方	26
2 令和元事務年度の事務運営	26
(1) スキーム事案等の調査企画	26
(2) CRS 情報の有効活用	26
○ 調査企画等の状況について（平成 31 年 3 月末現在）	27
【統括国税実査官（富裕層担当）】	
1 基本的な考え方	28
2 令和元事務年度の事務運営	28
(1) 重点管理富裕層の適切な管理及び調査企画	28
(2) 重点管理富裕層に対する実質的な接触割合の引き上げ	28
3 富裕層に関する管理・調査企画等のノウハウの開発及び共有	28
○ 調査企画等の状況について（平成 31 年 3 月末現在）	29
【統括国税実査官（消費税等担当）】	
1 基本的な考え方	30
2 令和元事務年度の事務運営	30
(1) プロジェクト事案に対する調査支援等	30
(2) 情報収集・分析及び調査企画等	30
(3) 調査結果等の分析	30
(4) ノウハウの開発・共有等	30
○ 調査企画等の状況について（平成 31 年 3 月末現在）	31
【統括国税実査官（電商担当）】	
1 基本的な考え方	32
2 令和元事務年度の事務運営	32
(1) 最先端分野への取組	32
(2) 全国電商チーム一体運営の推進	32
(3) デジタルフォレンジックの活用	32
○ 調査事績（平成 31 年 3 月末現在）	33
○ 開発事績（平成 31 年 3 月末現在）	33

事務運営の概要等

課税第一部 審理課

1 基本的な考え方

審理課は、課税処理の統一性・透明性の確保の要請を踏まえ、法令の適用に関する事務に関して多角的な観点から検討を加え、一元的で効率的な審理体制の強化を目的として、局署の複雑困難事案に係る審理事務について、関係各課及び局署審理専門官等との緊密な連携・協調体制の下、効果的かつ効率的な事務運営を行う。

2 事前照会事務

- (1) 事前照会事案については、事案の発生後早期に方向性を明確化するとともに、局内関係課や庁審理室との連絡・協議を密にし、情報を随時共有することで、正確かつ迅速な処理を行う。
- (2) 文書回答手続については、局外への広報活動及び職員への利用促進の意識付けを積極的に行うとともに、文書回答手続を利用していない事前照会事案に対し利用勧奨を行うことで、その利用促進を図る。

3 不服申立事務

- (1) 再調査請求事案については、大型事案を中心に臨署指導を積極的に実施するとともに、モデルスケジュール表を活用した進行管理の徹底により適正かつ迅速な処理を行う。
- (2) 直接審査請求事案については、臨署指導を積極的に実施するとともに、事務が集中するときには、担当ラインを超えて課内の事務量を平準化することにより、答弁書の期限内提出を厳守する。

4 争訟見込み事案に対する支援事務

- (1) 「争訟見込み事案に対する支援等に係る事務処理手続について（事務運営指針）」に定める支援を実施するほか、①特定の争点・事項についての照会や理由附記の文案審査などにも積極的に対応、②法曹審理官のノウハウを活用し、調査中の証拠の評価や私法上の取扱いなどの相談にも積極的に対応、③局調査事案について、支援対象に一定金額以上の重加算税賦課事案を追加、④局調査事案について、随時、各課の審理専門官等とショートミーティングを実施などにより、争訟見込み事案に対する早期関与と的確な支援を実施する。

- (2) 法曹審理官による実例を交えた講話を実施し、局・署の職員の能力の向上を図る。

5 その他

局内関係課室の審理担当者が一堂に会し、各課室にまたがる広範な審理上の問題の協議及び情報の共有化を図る場として、審理協議会を適切に運営していく。

事務運営の概要等

課税第一部 機動課

1 基本的な考え方

機動課は、資産課税課との連絡協調体制の下、各署における複雑困難事案等の発生状況及び調査の進捗状況等を的確に把握し、署からの派遣要請を踏まえて、相続税事案を中心に、「署では対応が困難な真に調査が必要な事案」に係る調査支援を行う。

また、調査経験の浅い職員（調査事務経験3年未満の者）に対しては、調査技法等のレベルアップが図られるよう積極的に同行指導を実施する。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 派遣方針

機動課職員の派遣は、富裕層への対応を強化するため、相続税事案（原則、総遺産価額3億円以上）を中心に、「署では対応が困難な真に調査が必要な事案等」に対する調査支援を主目的として、下表のとおり年3回実施する。

(2) 調査経験の浅い職員等に対する支援

調査経験の浅い職員に対する支援を強化するため、派遣開始時期を7月中旬とし、専科・専攻税法研修受講前の職員に対する指導を充実させる。

また、調査パフォーマンスの向上を図るため、調査経験の浅い職員に対する指導に加え、派遣先署における事務系統間交流者等への指導を実施する。

○ 年間派遣スケジュール

事務年度 月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
元	1回目派遣			2回目派遣				確申派遣	3回目派遣			
	前期派遣								後期派遣			

事 務 運 営 の 概 要 等

課税第一部 資産評価官

○ 土地評価審議会

土地評価審議会は、相続税法第 26 条の 2 の規定等により、土地の評価に関する事項で国税局長がその意見を求めたものについて調査審議することを目的として、毎年 5 月に開催している。

[参考]

○ 審議事項

- ① 都県庁所在都市の最高標準宅地の評価基準額
- ② 都県の用途別主要標準地の評価基準額及び借地権の価額
- ③ 農業投資価格

○ 委員（定員：20名、任期：平成29年10月1日～令和元年9月30日）

区 分	氏 名	職 名
学 識 経 験 者	梅 田 圭	みずほ信託銀行 株式会社 常務執行役員
	井 上 隆	一般社団法人 日本経済団体連合会 常務理事
	西 尾 昇 治	東京商工会議所 常務理事
	白 田 佳 子	筑波学院大学 経営情報学部 客員教授
	西 山 由 美	明治学院大学 経済学部 教授
	西 村 新	東京税理士会 会長
	杉 田 慶 一	千葉県税理士会 会長
	西 川 弘 典	一般社団法人 不動産協会 税制委員会 委員長
	岩 谷 眞	一般財団法人 日本不動産研究所 常勤監事
	稲野邊 俊	公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 副会長
	坂 本 圭 一	一般社団法人 神奈川県不動産鑑定士協会 会長
	持 田 文 男	一般社団法人 神奈川県農業会議 会長
	須 藤 正 敏	東京都農業協同組合中央会 会長
地方公共団体 の 職 員	佐 藤 智 秀	東京都 総務局 行政部長
	尾 埜 美貴江	神奈川県 政策局 自治振興部長
	今 泉 光 幸	千葉県 総務部長
	鈴 木 康 之	山梨県 総務部長
関係行政機関 の 職 員	倉 林 健 二	関東財務局 管財第二部長
	青 戸 直 哉	関東農政局 経営・事業支援部長
	馬 場 敏 郎	関東森林管理局 計画保全部長

事務運営の概要等

課税第一部 国税訟務官室

1 基本的な考え方

国税訟務官室は、国税の課税処分等について提起された取消訴訟や損害賠償請求訴訟等における訴訟事務を通じて、適正・公平な課税の実現と税務行政への信頼を確保することを目的とし、的確な訴訟遂行に努める。

2 訴訟事務関係

(1) 事実関係の正確な把握及び的確な訴訟遂行

課税関係の訴訟事務においては、事実関係の正確な把握が極めて重要であることから、新たに発生した訴訟事件については、原処分担当部署と連携を密にして速やかに原処分等の内容を検討し、訴訟遂行上必要と認められる場合は積極的に補完調査を実施するなどして証拠を収集し、的確な訴訟遂行に努める。

(2) 主張の充実

海外取引等を含む複雑かつ困難な租税回避事件等については、原処分担当部署を含む関係部署と綿密な打合せを行うほか、大学教授等の専門家を積極的に活用し、主張の更なる充実を図る。

(3) 最近の訴訟事務を取り巻く環境への的確な対応

訴訟事務を取り巻く環境は、近年、①国際課税や租税回避事件など事件の大型化・複雑化、②相手側訴訟代理人の専門化、③審理の迅速化の各傾向が継続している。

よって、争訟見込み事案に対する支援などの機会を通じて、引き続き原処分段階から関係部署との緊密な連携を図るとともに、法務当局との連携の強化や、コアとなる人材の育成のための計画的な登用にも配慮する。

3 争訟見込み事案に対する支援

争訟見込み事案については、課税第一部審理課及び調査第一部調査審理課からの支援要請などを受けて、支援班を中心に、調査の早い段階から関与し、事実確認や証拠等の収集・保全等について訴訟対応の観点からの的確な支援を行う。

4 判決情報のフィードバック

勝訴判決を積み重ねて税務行政への信頼を確保していくためには、適時・的確な訴訟遂行はもとより、課税処分等が訴訟に耐え得るものであることが重要であることに鑑み、署職員等に対し次に掲げる判決情報を積極的に提供するとともに、その有効活用等を働きかけていく。

(1) 判決速報

判決において示された裁判所の判断等を調査現場などの課税実務において早期にかつ効果的に活用することができるよう、事実関係、判決要旨を簡記した判決速報を作成し、原則、判決後1か月以内に「東京国税局ポータルサイト共通ライブラリ」に掲載する。

(2) 調査に生かす判決情報

判決において示された裁判所の判断を基に、法令解釈や調査手続、証拠の収集・保全など、実務において参考となる事項を判決情報として作成し、「東京国税局ポータルサイト共通ライブラリ」に掲載する。

(3) 署の職場研修等への当室職員の講師派遣

上記(1)及び(2)の情報の有効活用と原処分調査への審理支援を目的として、署の要請に応じて当室職員を職場研修等の講師として派遣しており、引き続き、積極的な活用を署に働きかける。

事務運営の概要等

課税第一部 資料調査第一課

1 基本的な考え方

複雑、困難、広域、複数税目などの観点から、署では十分な調査を行うことができないと認められるいわゆる調査困難事案等について、関係者を一体的に捉えた深度ある調査を実施するとともに、それらに関する調査技法の開発に努める。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 調査事務の充実

調査の実施に当たっては、調査困難事案等を的確に選定した上で、重点課題である国際化・富裕層・消費税・無申告事案について優先的かつ積極的に着手・処理する。

また、法令等に基づき適正に調査手続きを履行し、円滑に調査を実施するとともに、的確な進行管理の下、事案に応じた適切な調査体制を編成するなど、コストパフォーマンスを意識した調査を効果的かつ効率的に実施する。

なお、調査審理においては、客観性を十分に確保した上で、課税の統一性・適法性の確保及び適正な課税の観点から、審理専門官等が調査着手前（準備調査）あるいは着手後早期の段階から事案に関与することで、課税要件の充足性を確保するとともに必要な証拠の収集・保全を的確に行う。

(2) 人材育成

当課経験の浅い職員の調査能力の向上を図るため、定期的な机上研修と担当班を中心としたOJTによる指導を実施するとともに、選定事務に際しては、各種資料の分析・検討方法等の指導により調査事案の組成手法等を習得させる。

また、署職員の調査能力の向上を図るため、短期併任の受入れ及び局署合同事案調査等の機会を活用し、OJT及び各種研修を積極的に実施する。

調査事績(平成31年3月末現在)

1 基幹事案

(単位:件,百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.		計 画 件 数		着 手 件 数		着 手 割 合		処 理 件 数		処 理 割 合		更 修 正 件 数		更 修 正 割 合		不 正 発 見 件 数		不 正 発 見 割 合		増 差 所 得		不 正 所 得		追 徴 税 額		
	年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	件	⑦	%	⑧	件	⑨	%	⑩	百万円	⑪	百万円	⑫	百万円	
単 独	29	1	(2)	11	(2)	15	136.4		13	118.2		12	92.3		7	53.8		2,928		675		853					
	30	2	(3)	12	(3)	15	125.0		12	100.0		12	100.0		5	41.7		1,949		332		1,151					
局署合同	29	3	(0)	22	(0)	20	90.9		20	90.9		19	95.0		14	70.0		832		750		382					
	30	4	(0)	20	(0)	21	105.0		21	105.0		21	100.0		17	81.0		1,225		681		577					
合 計	29	5	(2)	33	(2)	35	106.1		33	100.0		31	93.9		21	63.6		3,760		1,425		1,235					
	30	6	(3)	32	(3)	36	112.5		33	103.1		33	100.0		22	66.7		3,174		1,013		1,728					
3 年 平 均		7		32		35	109.4		31	96.9		28	90.3		19	61.3		2,897		1,882		1,204					
3年平均対比 (6/7又は6-7)		8		100.0%		102.9%	ポイント +3.1		106.5%	ポイント +6.2		117.9%	ポイント +9.7		115.8%	ポイント +5.4		109.6%		53.8%		143.5%					

※ 括弧書は、前事務年度からの繰越事案件数を内書で示す。

(参考)

上記合計の うち国際化 富裕層	29	9	(2)	8	(2)	8	100.0	7	87.5	5	71.4	2	28.6	2,308	133	548			
	30	10	(2)	10	(2)	10	100.0	10	100.0	10	100.0	4	40.0	1,749	181	1,059			
対前年比 (10/9又は10-9)	11			125.0%		125.0%	ポイント ±0.0		142.9%	ポイント +12.5		200.0%	ポイント +28.6	200.0%	ポイント +11.4		75.8%	136.1%	193.2%

※ ⑫は基幹事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

2 基幹・関連事案合計

(単位:件,百万円)

項目		事務 年度 ・ No.	処理 件数		更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	基幹 1件 当たり	不正 所得	基幹 1件 当たり	追徴 税額	少額 は正 件数	少額 は正 割合	基幹 1件 当たり	基幹1件 当たり 中央値														
調査態様	年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	百万円	⑦	百万円	⑧	百万円	⑨	百万円	⑩	百万円	⑪	件	⑫	%	⑬	百万円	⑭	百万円	
単 独	29	1		23		18		78.3		11		47.8		3,226		248		928		71		1,308		4		30.8		101		45	
	30	2		32		32		100.0		15		46.9		2,930		244		723		60		1,370		-		-		114		59	
局署合同	29	3		30		29		96.7		18		60.0		941		47		800		40		405		11		55.0		20		9	
	30	4		31		29		93.5		24		77.4		1,365		65		757		36		620		8		38.1		30		24	
合 計	29	5		53		47		88.7		29		54.7		4,167		126		1,728		52		1,713		15		45.5		52		17	
	30	6		63		61		96.8		39		61.9		4,295		130		1,480		45		1,990		8		24.2		60		29	
3 年 平 均 ※			7		54		48		88.9		28		51.9		3,578		115		2,214		71		1,623		12		38.7		52		23
3年平均対比 (6/7又は6-7)			8		116.7%		127.1%		ポイント +7.9		139.3%		ポイント +10.0		120.0%		113.0%		66.8%		63.4%		122.6%		66.7%		▲ 14.5		115.4%		126.1%

※ 3年平均欄の「基幹1件当たり中央値」は、過去3年間の処理事績に係る中央値を記載している。

(参考)

上記合計の うち国際化 富 裕 層	29	9	7	5	71.4	2	28.6	2,308	330	133	19	548	3	42.9	78	12
	30	10	10	10	100.0	4	40.0	1,749	175	181	18	1,059	1	10.0	106	34
対前年比 (10/9又は10-9)	11		142.9%	200.0%	ポイント +28.6	200.0%	ポイント +11.4	75.8%	53.0%	136.1%	94.7%	193.2%	33.3%	▲ 32.9	135.9%	283.3%

※ ⑩は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨、⑬は、基幹・関連合計した所得金額(⑥、⑧)及び追徴税額(⑩)を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

⑪は基幹・関連合計した追徴税額が1千万円未満の事案の件数を示す。

⑫は少額是正件数(⑩)を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

⑭は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を基幹1件当たりとした場合の中央値を示す。

3 基幹・関連・連携事案合計

(単位:件,百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.											
	処理 件数		更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	基幹 1件 当たり	不正 所得	基幹 1件 当たり	追徴 税額	
	年度	No.	① 件	② 件	③ %	④ 件	⑤ %	⑥百万円	⑦百万円	⑧百万円	⑨百万円	⑩百万円
単 独	29	1	27	22	81.5	15	55.6	3,322	256	1,021	79	1,332
	30	2	32	32	100.0	15	46.9	2,930	244	723	60	1,370
局署合同	29	3	36	35	97.2	23	63.9	1,032	52	883	44	430
	30	4	41	39	95.1	31	75.6	1,580	75	923	44	688
合 計	29	5	63	57	90.5	38	60.3	4,354	132	1,904	58	1,762
	30	6	73	71	97.3	46	63.0	4,510	137	1,646	50	2,058

3 年 平 均	7	63	56	88.9	33	52.4	3,712	120	2,292	74	1,657
3年平均対比 (6/7又は6-7)	8	115.9%	126.8%	ポイント +8.4	139.4%	ポイント +10.6	121.5%	114.2%	71.8%	67.6%	124.2%

(参考)

上記合計の うち国際化 富裕層	29	9		7	5	71.4	2	28.6	2,308	330	133	19	548			
	30	10		10	10	100.0	4	40.0	1,749	175	181	18	1,059			
対前年比 (10/9又は10-9)	11			142.9%	200.0%	ポイント +28.6	200.0%	ポイント +11.4	75.8%	53.0%	136.1%	94.7%	193.2%			

※ ⑩は基幹・関連・連携事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨は基幹・関連・連携合計した所得金額 (⑥、⑧) を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

4 消費税

(単位:件,百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.		調査 件数	増差 税額			不正 税額		
					内固有	1 件 当たり		内固有	1件 当たり
	年度	No.	① 件	②百万円	③百万円	④百万円	⑤百万円	⑥百万円	⑦百万円
単 独	29	1	14	305	222	22	92	74	7
	30	2	12	28	19	2	13	11	1
局署合同	29	3	23	114	66	5	76	58	3
	30	4	28	259	140	9	175	135	6
合 計	29	5	37	419	288	11	168	132	5
	30	6	40	287	159	7	188	146	5
3 年 平 均		7	35	351	214	10	174	134	5
3年平均対比 (6/7)		8	114.3%	81.8%	74.3%	70.0%	108.0%	109.0%	100.0%

※ ①は基幹・関連・連携事案の件数の合計を示す。

②、⑤は基幹・関連・連携事案の消費税及び各加算税の合計を示す。

事務運営の概要等

課税第一部資料調査第二課

1 基本的な考え方

複雑、困難、広域、複数税目などの観点から、署では十分な調査を行うことができないと認められる調査困難事案や、近年の社会・経済情勢の変化や新たな取引手法等にも着目した多額の課税上の問題が想定される事案、税制や法的仕組みを利用した租税回避等が見込まれる課税困難事案について、関係者を一体的に捉えた深度ある調査を実施する。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 調査事務の充実

引き続き、相続税事案等の富裕層事案のうち、大口・悪質な調査困難事案や課税困難事案に重点を置き、関係者を一体的に捉えた深度ある調査を実施する。

また、調査パフォーマンスの最大化に向け、選定、準備調査、進行管理の各段階でその精度を向上させる。このため、事案組成部署との連携などにより調査困難事案の選定や独自選定における事前の資料情報の充実など選定精度の向上に取り組むとともに、調査展開に応じた検討会の実施、事案ごとメリハリのある事務量投下など、調査マネジメントをより充実させる。

(2) 調査審理の充実

当課の担当する事案は、社会的注目を集める事案、課税関係が複雑で課税処理が困難な事案が多いことから、調査審理の充実に努める。特に、課税困難事案や争訟が見込まれる事案の調査に当たっては、審理専門官の早期関与や調査着手前から審理部署等との連携により、法令面からの検討、争訟を見据えた証拠の収集と保全などを充実させる。

3 人材育成等

資料調査課の実査官としての経験が少ない者や、若手実査官の中には調査経験が十分でない者も見られることから、課全体で職員の調査能力及び審理能力の向上に努める。このため、実地調査等を通じたOJTによる調査手法の習得、調査情報等の共有、事案検討会の充実などに取り組む。

また、職員が持てる能力を十分に発揮できるよう、職場環境の整備に努める。

調査事績(平成31年3月末現在)

1 基幹事案

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.	計画 件数		着手 件数		着手 割合		処理 件数		処理 割合		更 修正 件数		更 修正 割合		不正 発見 件数		不正 発見 割合		増差 所得	不正 所得	追徴 税額		
		年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	件	⑦	%	⑧	件	⑨	%	⑩百万円	⑪百万円	⑫百万円
				(4)		(4)																		
単 独	29	1	(4)	62	(4)	57	91.9		33	53.2		27	81.8	5	15.2		5,400	474	1,534					
	30	2	(4)	62	(4)	52	83.9		25	40.3		23	92.0	3	12.0		7,784	1,496	2,762					
局署合同	29	3		25		26	104.0		26	104.0		21	80.8	7	26.9		3,571	1,530	1,198					
	30	4		24		28	116.7		27	112.5		27	100.0	2	7.4		2,372	364	633					
合 計	29	5	(4)	87	(4)	83	95.4		59	67.8		48	81.4	12	20.3		8,971	2,004	2,732					
	30	6	(4)	86	(4)	80	93.0		52	60.5		50	96.2	5	9.6		10,156	1,860	3,395					
3 年 平 均	7			86		85	98.8		66	76.7		58	87.9	20	30.3		13,733	4,304	5,898					
3年平均対比 (6/7又は6-7)	8			100.0%		94.1%	▲ 5.8		78.8%	▲ 16.2		86.2%	+8.3	25.0%	▲ 20.7		74.0%	43.2%	57.6%					

※ 括弧書は、前事務年度からの繰越事案件数を内書で示す。

(参考)

上記合計の うち国際化 富裕層	29	9	(3)	76	71	93.4	47	61.8	38	80.9	8	17.0	5,892	652	1,670
	30	10	(4)	66	57	86.4	34	51.5	33	97.1	4	11.8	7,964	1,536	2,850
対前年比 (10/9又は10-9)	11			86.8%	80.3%	▲ 7.0	72.3%	▲ 10.3	86.8%	+16.2	50.0%	▲ 5.2	135.2%	235.6%	170.7%

※ ⑫は基幹事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

2 基幹・関連事案合計

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.	処理 件数		更 修正 件数		更 修正 割合		不正 発見 件数		不正 発見 割合		増差 所得		基幹 1件 当たり		不正 所得		基幹 1件 当たり		追徴 税額	少額 是正 件数	少額 是正 割合	基幹 1件 当たり	基幹1件 当たり 中央値
		年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥百万円	⑦百万円	⑧百万円	⑨百万円	⑩百万円	⑪ 件	⑫ %	⑬百万円	⑭百万円		
単 独	29	1	40	34	85.0	5	12.5	6,704	203	474	14	2,310	16	48.5	70	11								
	30	2	33	31	93.9	8	24.2	7,921	317	1,609	64	2,820	6	24.0	113	37								
局署合同	29	3	26	21	80.8	7	26.9	3,571	137	1,530	59	1,198	14	53.8	46	7								
	30	4	27	27	100.0	2	7.4	2,372	88	364	13	633	14	51.9	23	7								
合 計	29	5	66	55	83.3	12	18.2	10,275	174	2,004	34	3,508	30	50.8	59	10								
	30	6	60	58	96.7	10	16.7	10,293	198	1,973	38	3,453	20	38.5	66	24								
3 年 平 均 ※		7	73	66	90.4	20	27.4	14,270	216	4,306	65	6,198	28	42.4	94	15								
3年平均対比 (6/7又は6-7)		8	82.2%	87.9%	ポ イ ン ト +6.3	50.0%	▲ 10.7	72.1%	91.7%	45.8%	58.5%	55.7%	71.4%	▲ 3.9	70%	160.0%								

※ 3年平均欄の「基幹1件当たり中央値」は、過去3年間の処理事績に係る中央値を記載している。

(参考)

上記合計の うち国際化 富裕層	29	9	47	38	80.9	8	17.0	5,892	125	652	14	1,670	25	53.2	36	8
	30	10	34	33	97.1	4	11.8	7,964	234	1,536	45	2,850	12	35.3	84	27
対前年比 (10/9又は10-9)	11		72.3%	86.8%	ポイント +16.2	50.0%	ポイント ▲ 5.2	135.2%	187.2%	235.6%	321.4%	170.7%	48.0%	ポイント ▲ 17.9	233.3%	337.5%

※ ⑩は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨、⑬は、基幹・関連合計した所得金額 (⑥、⑧) 及び追徴税額 (⑩) を基幹の処理件数 ((1)④) で除した値を示す。

⑪は基幹・関連合計した追徴税額が1千万円未満の事案の件数を示す。

⑫は少額是正件数 (⑪) を基幹の処理件数 ((1)④) で除した値を示す。

⑭は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を基幹1件当たりとした場合の中央値を示す。

3 基幹・関連・連携事案合計

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.	処理 件数		更 修 正 件 数		更 修 正 割 合		不正 発 見 件 数		不正 発 見 割 合		増 差 所 得		基幹 1 件 当 た り		不正 所 得		基幹 1 件 当 た り		追徴 税 額
				件	件	%	件	%	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円				
		年度	No.	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩							
単 独	29	1	44	38	86.4	5	11.4	6,731	204	474	14	2,319								
	30	2	48	46	95.8	11	22.9	8,074	323	1,704	68	2,881								
局署合同	29	3	32	27	84.4	7	21.9	3,605	139	1,530	59	1,205								
	30	4	34	34	100.0	4	11.8	2,515	93	414	15	668								
合 計	29	5	76	65	85.5	12	15.8	10,336	175	2,004	34	3,524								
	30	6	82	80	97.6	15	18.3	10,589	204	2,118	41	3,549								
3 年 平 均		7	89	81	91.0	21	23.6	14,511	220	4,329	66	6,262								
3年平均対比 (6/7又は6-7)		8	92.1%	98.8%	ポイント +6.6	71.4%	ポイント ▲ 5.3	73.0%	92.7%	48.9%	62.1%	56.7%								

(参考)

上記合計の うち国際化 富 裕 層	29	9		47	38	80.9	8	17.0	5,892	125	652	14	1,670			
	30	10		34	33	97.1	4	11.8	7,964	234	1,536	45	2,850			
対前年比 (10/9又は10-9)		11		72.3%	86.8%	ポイント +16.2	50.0%	ポイント ▲ 5.2	135.2%	187.2%	235.6%	321.4%	170.7%			

※ ⑩は基幹・関連・連携事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨は基幹・関連・連携合計した所得金額(⑥、⑧)を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

事務運営の概要等

課税第一部資料調査第三課

1 基本的な考え方

金融商品の発達や経済活動の広域化・多様化・ICT化の進展に対応し、資料情報の充実に図るため、他の資料情報部署及び調査（企画）部署との連携・協調を一層推進させるとともに、資料源開発に当たっては、全国的・全税目的な視野に立った開発を基本としつつ、局内ニーズにも的確に対応する。

また、重点課題を主眼に情報収集を行うとともに、各課の施策等に活用できるよう、収集した情報に保有情報等を付加した上で、様々な観点から分析・検討を行い、早期に提供する。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 資料情報収集の充実等

企業や官公庁に対し協力依頼により収集した取引履歴や各種情報などの大量データを検討・分析し、真に有効な資料せんを作成する。

また、収集したデータは、新料調システムに格納し、局署職員が閲覧し調査に活用するとともに、査察部等の組成部署に提供し有効な活用を図る。

(2) 人材育成

当課で蓄積された資料情報収集技術の伝承のため、30 事務年度に試行的に実施した自他局の開発特官及び資料部門と共同事業で、大量データの収集と分析などに関し技術の向上が認められたため、件数を拡大して実施する。

○ 資料情報収集事績(令和元年6月末現在(見込))

(単位:件、%、枚、百万円)

項目 事務 年度		進捗状況					収集事績				活用事績		
		計画 件数	着手件数		終了件数		活用効果の高い資料			蓄 積 その他	活用 件数	資料端緒 増差所得	1 件 当たり
			着手 割合	終了 割合	計	重要 資料	各課 連絡						
① 件	② 件	③ %	④ 件	⑤ %	⑥ 枚	⑦ 枚	⑧ 枚	⑨ 枚	⑩ 件	⑪ 百万円	⑫ 百万円		
29	1	40	38	95.0	38	100.0	2,698	533	2,165	75,823,695	15	58	4
30	2	32	29	90.6	29	100.0	2,378	403	1,975	108,462,027	70	1,312	19
5年 平均	3	34.4	33.2	96.5	33.0	100.6	2,028	466	1,306	73,731,075	63	1,105	18
5年平均 対比	4	% 93.0	% 87.3	ポイント ▲ 5.9	% 87.9	ポイント ▲ 0.6	% 117.3	% 86.6	% 151.2	% 147.1	% 111.1	% 118.7	% 103.9

事務運営の概要等

課税第一部資料調査第四課

1 基本的な考え方

国際化事案のうち、真に資料調査課が調査すべき事案、すなわち、複雑、困難、広域、多税目などの観点から、署では十分な調査を行うことができないと認められる課税困難事案等について、深度ある調査を実施する。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 調査事務の充実

事案組成に当たっては、国際統実等の企画部署と緊密に連絡協調し、国際的租税回避スキーム事案、外国人富裕層事案及び外国人派遣社員等調査事案など、真に局で対応すべき事案を発掘・組成する。

特に、調査に当たっては、当課の持つ国際課税に関する知識・ノウハウを活用して、関係する個人・法人（外国法人、組合及び信託を含む。）を一体的に捉え、複数の税目から分析・検討し、深度ある調査を実施する。

(2) 税制改正意見の提出

調査等において国際的租税回避スキーム等の解明を行った結果、現行法令では是正ができない事例を把握した場合は、引き続き税制改正意見を積極的に提出する。

(3) 国際的租税回避スキーム事案に対応した調査体制

国際的租税回避スキーム事案に対応するためには、国際課税に関する知識や経験の他に、複数税目からの分析が必要なことから、調査部、査察部等からの交流者を積極的に配置する。

3 人材育成

署及び他局からの短期併任を引き続き受け入れ、局特別調査（単独調査）事案に同行させることにより、新たな知識や国際化事案の調査技法等を習得させる。

調査事績(平成31年3月末現在)

1 基幹事案

(単位:件、百万円)

項目 調査態様		事務 年度 ・ No.		計画 件数		着手 件数		着手 割合		処理 件数		処理 割合		更 修正 件数		更 修正 割合		不正 発見 件数		不正 発見 割合		増差 所得		不正 所得		追徴 税額	
		年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	件	⑦	%	⑧	件	⑨	%	⑩百万円	⑪百万円	⑫百万円			
単 独	企画事案	29	1	(1)	11	(1)	13	118.2	7	63.6	6	85.7	-	-	23,208	-	4,790										
		30	2	(2)	17	(2)	15	88.2	9	52.9	9	100.0	-	-	1,532	-	88										
	外国人事案	29	3		8		3	37.5	2	25.0	2	100.0	-	-	430	-	160										
		30	4		4		4	100.0	1	25.0	1	100.0	-	-	1,235	-	▲ 19										
	計	29	5	(1)	19	(1)	16	84.2	9	47.4	8	88.9	-	-	23,638	-	4,950										
		30	6	(2)	21	(2)	19	90.5	10	47.6	10	100.0	-	-	2,767	-	69										
合 同	企画事案	29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
		30	8	(1)	1	(1)	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
	外国人事案	29	9	-	1	-	1	-	1	100.0	-	-	10	-	7												
		30	10	-	1	-	1	-	1	100.0	-	-	584	-	163												
	計	29	11	-	1	-	1	-	1	100.0	-	-	10	-	7												
		30	12	(1)	1	(1)	2	200.0	1	100.0	1	100.0	-	-	584	-	163										
エキスパッツ 開発調査	29	13	(1)	6	(1)	5	83.3	2	33.3	2	100.0	-	-	91	-	40											
	30	14		3		3	100.0	1	33.3	1	100.0	-	-	29	-	7											
合 計	29	15	(2)	25	(2)	22	88.0	12	48.0	11	91.7	-	-	23,739	-	4,997											
	30	16	(3)	25	(3)	24	96.0	12	48.0	12	100.0	-	-	3,380	-	239											

※ 括弧書は、前事務年度からの繰越事案件数を内書で示す。

3 年 平 均	17		23		28	121.7		17	73.9		12	70.6	-	-	-	10,520	-	2,333
3年平均対比 (16/17又は16-17)	18		108.7%		85.7%	▲ 25.7	ポイント		70.6%	▲ 25.9	ポイント		+29.4	ポイント		32.1%		10.2%

※ ⑫は基幹事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

2 基幹・関連事案合計

(単位:件、百万円)

項目		事務 年度 ・ No.	処理 件数		更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	基幹 1件 当たり	不正 所得	基幹 1件 当たり	追徴 税額	少額 是正 件数	少額 是正 割合	基幹1件 当たり 中央値					
			年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥百万円	⑦百万円	⑧百万円	⑨百万円	⑩百万円	⑪	件
単 独	企画事案	29	1	8	6	75.0	-	-	23,208	3,315	-	-	4,811	3	42.9	20					
		30	2	22	17	77.3	3	13.6	2,042	227	366	41	547	2	22.2	35					
	外国人事案	29	3	4	3	75.0	-	-	458	229	-	-	170	1	50.0	85					
		30	4	4	1	25.0	-	-	1,235	1,235	-	-	326	-	-	326					
	計	29	5	12	9	75.0	-	-	23,666	2,630	-	-	4,981	4	44.4	20					
		30	6	26	18	69.2	3	11.5	3,277	328	366	37	873	2	20.0	51					
合 同	企画事案	29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		30	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	外国人事案	29	9	1	1	100.0	-	-	10	10	-	-	7	1	100.0	7					
		30	10	1	1	100.0	-	-	584	584	-	-	163	-	-	163					
	計	29	11	1	1	100.0	-	-	10	10	-	-	7	1	100.0	7					
		30	12	1	1	100.0	-	-	584	584	-	-	163	-	-	163					
エキスパッツ 開発調査	29	13	2	2	100.0	-	-	91	46	-	-	40	1	50.0	20						
	30	14	1	1	100.0	-	-	29	29	-	-	7	1	100.0	7						
合 計	29	15	15	12	80.0	-	-	23,767	1,981	-	-	5,028	6	50.0	15						
	30	16	28	20	71.4	3	10.7	3,890	324	366	31	1,043	3	25.0	51						

3 年 平 均 ※	17		23		14	60.9		-	-	10,561	621	-	-	2,352	11	64.7		6
3年平均対比 (16/17又は16-17)	18		121.7%		142.9%	+10.5	ポイント	皆増	皆増	36.8%	52.2%	皆増	皆増	44.3%	27.3%	▲ 39.7	ポイント	850.0%

※ ⑬は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨、⑬は、基幹・関連合計した所得金額(⑥、⑧)及び追徴税額(⑩)を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

⑪は基幹・関連合計した追徴税額が1千万円未満の事案の件数を示す。

⑫は少額は正件数(⑪)を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

⑬は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を基幹1件当たりとした場合の中央値を示す。

3 基幹・関連・連携事案合計

(単位:件、百万円)

項目 調査態様		事務 年度 ・ No.		処理 件数		更 修正 件数		更 修正 割合		不正 発見 件数		不正 発見 割合		増差 所得		基幹 1件 当たり		不正 所得		基幹 1件 当たり		追徴 税額	
		年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	百万円	⑦	百万円	⑧	百万円	⑨	百万円	⑩	百万円
単 独	企画事案	29	1	9		7		77.8		1		11.1		23,348		3,335		8		1		4,846	
		30	2	23		18		78.3		3		13.0		1,908		212		366		41		675	
	外国人事案	29	3	4		3		75.0		-		-		458		229		-		-		170	
		30	4	4		1		25.0		-		-		1,235		1,235		-		-		326	
	計	29	5	13		10		76.9		1		7.7		23,806		2,645		8		1		5,016	
		30	6	27		19		70.4		3		11.1		3,143		314		366		37		1,001	
合 同	企画事案	29	7	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
		30	8	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
	外国人事案	29	9	1		1		100.0		-		-		10		10		-		-		7	
		30	10	1		1		100.0		-		-		584		584		-		-		163	
	計	29	11	1		1		100.0		-		-		10		10		-		-		7	
		30	12	1		1		100.0		-		-		584		584		-		-		163	
エキスパッツ 開発調査	29	13	2		2		100.0		-		-		91		46		-		-		40		
	30	14	1		1		100.0		-		-		29		29		-		-		7		
合 計	29	15	16		13		81.3		1		6.3		23,907		1,992		8		1		5,063		
	30	16	29		21		72.4		3		10.3		3,756		313		366		31		1,171		

3 年 平 均	17	24	15	62.5	1	4.2	10,608	624	3	0.2	2,364												
3年平均対比 (16/17又は16-17)	18	120.8%	140.0%	ポイント +9.9	300.0%	ポイント +6.2	35.4%	50.2%	12,200.0%	15,250.0%	49.5%												

※ ⑩は基幹・関連・連携事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑧は基幹・関連・連携合計した所得金額 (⑥、③) を基幹の処理件数 ((1)④) で除した値を示す。

4 消費税

(単位:件、百万円)

項目 調査態様		事務 年度 ・ No.		調査 件数		増差 税額		内固有		1 件 当たり		不正 税額		内固有		1件 当たり	
		年度	No.	①	件	②百万円	③百万円	④百万円	⑤百万円	⑥百万円	⑦百万円	⑧百万円	⑨百万円	⑩百万円	⑪百万円	⑫百万円	
単 独	企画事案	29	1		4	22	12	6	1	-	0.3						
		30	2	12	129	136	11	1	-	0.1							
	外国人事案	29	3	1	-	-	-	-	-	-	-						
		30	4	3	-	-	-	-	-	-	-						
	計	29	5	5	22	12	4	1	-	0.2							
		30	6	15	129	136	9	1	-	0.1							
合 同	企画事案	29	7	-	-	-	-	-	-	-	-						
		30	8	-	-	-	-	-	-	-	-						
	外国人事案	29	9	-	-	-	-	-	-	-	-						
		30	10	-	-	-	-	-	-	-	-						
	計	29	11	-	-	-	-	-	-	-	-						
		30	12	-	-	-	-	-	-	-	-						
エキスパツ 開発調査	29	13	-	-	-	-	-	-	-	-							
	30	14	-	-	-	-	-	-	-	-							
合 計	29	15	5	22	12	4	1	-	0.2								
	30	16	15	129	136	9	1	-	0.1								

3 年 平 均	17	5	19	12	4	0.3	-	0.1									
3年平均対比 (16/17)	18	300.0%	678.9%	1,133.3%	215.0%	333.3%	-	100.0%									

※ ①は基幹・関連・連携事案の件数の合計を示す。

②、⑤は基幹・関連・連携事案の消費税の合計を示す。

事務運営の概要等

課税第一部 統括国税実査官

1 基本的な考え方

統括国税実査官は、重要事案の管理を行う。

重要事案の管理は、

その関係者を含めて一体的にとらえて対象にして、関係各部門及び関係各局署と緊密な連携を図りながら継続的に管理する特別体制をとり、これらの者に係る資料情報の積極的な集積に努めて課税上の問題点を抽出し、その問題点の徹底説明を行うなどにより充実した調査を実施して適正かつ公平な課税の実現を図ることを目的とする。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 調査事務

3年1巡サイクルの3年目にあたる令和元事務年度は、3年に1回の選定年度であることから、調査事務量と選定事務量の配分に配意しつつ、前年に引き続き調査事務の充実を図ることとし、国際化及び富裕層への対応並びに課税困難事案への対応を的確に図ることとする。

特に、社会的注目度の高い納税者への調査においては、税務に係る自発的なコンプライアンスの向上に取り組むこととする。

また、調査効率面において、費用対効果を意識した事務運営に取り組むこととし、調査件数を含む調査事務量の最適化、及び管理事務量の最適化を図ることとする。

(2) 選定事務

上記のとおり、令和元事務年度は、3年一巡方式の事案選定年度であり、選定の重要性に鑑み、重要事案の管理に資する事案を確実に選定することとし、そのための措置として、調査事案の的確な進捗管理により所要の選定事務量を確実に確保するとともに、資料情報の確実な収集、課税上の問題点の的確かつ確実な把握により選定事務の質の向上を図ることとする。

調査事績(平成31年3月末現在)

1 基幹事案

(単位:件,百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.		計画 件数		着手 件数		着手 割合	処理 件数		処理 割合	更 修正 件数		更 修正 割合	不正 発見 件数		不正 発見 割合	増差 所得	不正 所得	追徴 税額				
	年度	No.	①	件	②	件		③	%		④	件		⑤	%					⑥	件	⑦	%
	単 独	29	1	(0)	4	(0)	3	75.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30	2	(1)	9	(1)	7	77.8	3	33.3	3	100.0	2	66.7	1,345	1,224	261							
局署合同	29	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	29	5	-	4	-	3	75.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30	6	(1)	9	(1)	7	77.8	3	33.3	3	100.0	2	66.7	1,345	1,224	261							
3 年 平 均		7		5		5	100.0	2	40.0	2	100.0	-	-				157	10	35				
3年平均対比 (6/7又は6-7)		8		180.0%		140.0%	ポイント ▲ 22.2	150.0%	ポイント ▲ 6.7	150.0%	ポイント ±0.0	皆増	皆増				856.7%	12240.0%	745.7%				

※ 括弧書は、前事務年度からの繰越事案件数を内書で示す。

(参考)

上記合計の うち国際化 富裕層	29	9	(0)	-	(0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30	10	(1)	9	(1)	7	77.8	3	33.3	3	100.0	2	66.7	1,345	1,224	261			
対前年比 (10/9又は10-9)	11		皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増

※ ⑫は基幹事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

2 基幹・関連事案合計

(単位:件,百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.		処理 件数		更 修正 件数		更 修正 割合		不正 発見 件数		不正 発見 割合		増差 所得		基幹 1件 当たり		不正 所得		基幹 1件 当たり		追徴 税額		少額 是正 件数		少額 是正 割合		基幹 1件 当たり		基幹1件 当たり 中央値	
	年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥百万円	⑦百万円	⑧百万円	⑨百万円	⑩百万円	⑪	件	⑫	%	⑬百万円	⑭百万円							
単 独	29	1	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
	30	2	11		11		100.0		3		27.3		2,933	978	1,234	411	682	-		-		227	186							
局署合同	29	3	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
	30	4	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
合 計	29	5	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
	30	6	11		11		100.0		3		27.3		2,933	978	1,234	411	682	-		-		227	186							
3 年 平 均 ※	7		20		18		90.0		2		10.0		1,088	544	165	83	305	-		-		153	138							
3年平均対比 (6/7又は6-7)	8		55.0%		61.1%		ポイント +10.0		150.0%		ポイント +17.3		269.6%	179.8%	747.9%	495.2%	223.6%	-		-		148.4%	134.8%							

※ 3年平均欄の「基幹1件当たり中央値」は、過去3年間の処理事績に係る中央値を記載している。

(参考)

上記合計の うち国際化 富裕層	29	9	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30	10	10	10	100.0	2	20.0	2,922	974	1,224	408	676	-	-	225	186													
対前年比 (10/9又は10-9)	11		皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増

※ ⑩は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨、⑬は、基幹・関連合計した所得金額（⑥、⑧）及び追徴税額（⑩）を基幹の処理件数（(1)④）で除した値を示す。

⑪は基幹・関連合計した追徴税額が1千万円未満の事案の件数を示す。

⑫は少額是正件数（⑪）を基幹の処理件数（(1)④）で除した値を示す。

⑭は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を基幹1件当たりとした場合の中央値を示す。

3 基幹・関連・連携事案合計

(単位:件,百万円)

項目 調査態様	事務年度・No.		処理件数		更正件数		更正割合		不正発見件数		不正発見割合		増差所得		基幹1件当たり		不正所得		基幹1件当たり		追徴税額		
	年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	百万円	⑦	百万円	⑧	百万円	⑨	百万円	⑩	百万円	
単 独	29	1	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		
	30	2	11		11		100.0		3		27.3		2,933		978		1,234		411		682		
局署合同	29	3	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		
	30	4	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		
合 計	29	5	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		
	30	6	11		11		100.0		3		27.3		2,933		978		1,234		411		682		
3 年 平 均			7		23		20		87.0		2		8.7		1,174		587		165		83		278
3年平均対比 (6/7又は6-7)			8		47.8%		55.0%		ポイント +13.0		150.0%		ポイント +18.6		249.8%		166.6%		747.9%		495.2%		245.3%

(参考)

上記合計の うち国際化 富裕層	29	9		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30	10		10	10	100.0		2	20.0	2,922		974		1,224		408		676					
対前年比 (10/9又は10-9)	11			皆増	皆増	皆増		皆増	皆増	皆増		皆増		皆増		皆増		皆増		皆増		皆増	

※ ⑩は基幹・関連・連携事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨は基幹・関連・連携合計した所得金額(⑥、⑧)を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

4 消費税

(単位:件,百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.		調査 件数		増差 税額		内固有		1 件 当たり	不正 税額		内固有		1件 当たり
	年度	No.	①	件	②百万円	③百万円	④百万円	⑤百万円	⑥百万円	⑦百万円				
単 独	29	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30	2	3	3	-	1	1	-	-	-	-	-	-	
局署合同	29	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30	6	3	3	-	1	1	-	-	-	-	-	-	
3 年 平 均	7	5	▲1	6	-	6	-	1	-	1	-	-	-	
3年平均対比 (6/7)	8	60.0%	皆増	皆減	皆増	16.7%	-	皆減	-	-	-	-	-	

※ ①は基幹・関連・連携事案の件数の合計を示す。

②、⑤は基幹・関連・連携事案の消費税及び各加算税の合計を示す。

事務運営の概要等

課税第一部 統括国税実査官（情報担当）

1 基本的な考え方

一義的な資料情報の活用では選定されないような課税上の問題が伏在する事案を的確に選定するため、局署における調査上有効なあらゆる情報等を集約し、経常的かつ継続的に分析・検討を行う。

また、特に注視する必要があると認められる事案を個別管理し、調査に向けた情報の付加を行った上、課税上の問題点が顕在化したものから調査企画を行い、調査担当部署に確実に引き継ぐ。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 調査企画事案及び情報の提供

局内関係各部課との連絡協調体制の充実を図るとともに、事案組成の早期段階から調査担当部署と協議することで、付加すべき情報や引継ぎ時期などのニーズを把握し効率的かつ効果的な調査企画を行う。

なお、じ後の事案組成に資するため、引継事案の着手状況を的確に把握する。

(2) プロジェクト型調査企画への取組

取引系列等に着目し、連鎖・波及効果の観点から関係者を一体的に捉えた深度ある調査を実施する必要がある事案（プロジェクト型調査企画事案）を個別管理し、局内関係各部課と共同して計画的かつ効果的な調査企画に取り組む。

(3) 人材育成

企画事務経験の浅い職員に対して、OJTによる指導を実施し、より高度な調査企画手法を習得させる。

また、署において企画事務等を担当する職員を短期併任として受け入れ、調査企画技法や金融機関調査技法等を習得させる。

1 調査企画等の状況について（平成31年3月末現在）

(1) 調査企画事務の実施状況

（単位：件）

区分 事務年度	調査企画 計画件数	管理件数	検討中			処理済 小計	調査企画	情報提供	格下げ
			小計	情報収集中	企画中				
28（全期）		109	31			78	78	-	-
29（全期）		114	18			96	65	16	15
30	56	111	37	20	17	74	55	12	7

（注）情報提供とは、見込不正所得金額2,000万円未満を示す。

(2) 調査企画事案の引継先

（単位：件）

区分 事務年度	総件数	課一 料調	課一 重要	課二 料調	課二 統実	総合 特官	個人	資産	法人	調査部	査察部	他局
28（全期）	78	4	2	21	2	2	6	1	33	1	-	6
29（全期）	65	2	-	19	6	-	3	-	33	-	1	1
30	外8 47	-	1	15	1	2	5	-	17	-	-	6

（注）総件数の外書きは、引継先が未確定の件数を示す。

(3) 調査企画事案に係る調査事績

項目 事務年度	調査企画 引継件数	着手 件数		着手 割合	処理 件数	処理 割合	増差 所得		増差 税額	1 件 当たり
		① 件	② 件		④ 件	⑤ %	⑥ 百万円	⑦ 百万円		⑨ 百万円
28	78	2	76	97.4	2	92.3	3,546 4,632	49 64	1,801 2,446	25 34
29	65		55	84.6	48	73.8	4,924 5,252	103 109	1,770 2,413	37 50
30	47		29	61.7	20	42.6	2,208 2,341	110 117	821 1,093	41 55

（注）1 「増差所得」欄及び「増差税額」欄の上段は、不正に係るものを示す。

2 「増差所得」欄は、消費税追徴税額及び源泉所得税追徴税額に係るものは含まない。

3 「増差税額」欄は、本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を示す。

4 28事務年度の「着手件数」欄及び「処理件数」欄の上段は、引継先での格下処理を示す。

5 30事務年度の調査中9件のうち、概況連絡せん等3件（不正増差所得282百万円）を受けている。

(4) プロジェクト事案への取組状況

項目 事務年度	調査企画 引継件数	着手 件数		着手 割合	処理 件数	処理 割合	増差 所得		増差 税額	1 件 当たり
		① 件	② 件		④ 件	⑤ %	⑥ 百万円	⑦ 百万円		⑨ 百万円
29	3		1	33.3	1	33.3	519 519	519 519	386 386	386 386
30	4		2	50.0	1	25.0	104 174	104 174	64 64	64 64

事務運営の概要等

課税第一部統括国税実査官（国際担当）

1 基本的な考え方

統括国税実査官（国際担当）は、個人や企業の国境を越えた多様な経済行動を背景とする経済社会の国際化の進展に的確に対応し、各国の税制の差異や租税条約の違いなどを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的租税回避スキーム事案及び国際取引等が複雑で解明に高度な調査技法を要する事案（以下「スキーム事案等」という。）に対する適正な課税の実現を図るため、スキーム事案等に関する情報収集、分析、実態解明及び調査の企画を専門的かつ組織横断的に実施する。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) スキーム事案等の調査企画

国際取引連絡せん及び各種資料情報の分析等を基に、スキーム事案等の事案組成に取り組み、調査企画事案として組成したものを調査実施部署に引き継ぐ。

調査事案の企画に当たっては、調査実施部署への円滑な引継ぎのため、企画作業における適宜の段階から、企画内容について調査実施部署及びその関係部署と協議・調整を行う。

(2) CRS情報の有効活用

平成30年9月末に受領したCRS情報について、調査企画の質の向上に資する有効な情報源として、申告事績や他の資料情報と組み合わせた分析等に積極的に活用していく。

また、CRS情報の有効活用には、データの質が重要であることから、人物特定作業や外国税務当局へのフィードバックといった観点からのデータの質の向上のための取組を継続する。

課税第一部統括国税実査官(国際)

1 調査企画等の状況について(平成 31 年3月末現在)

(1) 調査企画事務の実施状況

(単位：件)

区分 事務年度	調査企画 計画件数	管理件数	検討中 小 計	情報収集中	企画中	処理済 小 計	調査企画	情報提供	格下げ
28 (全期)		142	6			136	25	104	7
29 (全期)	22	196	33			163	26	126	11
30	28	65	13	-	13	52	20	29	3

(2) 調査企画事案の引継先

(単位：件)

区分 事務年度	総件数	課一 料調	課一 重要	課二 料調	課二 統実	総合 特官	個人	資産	法人	調査部	査察部	他局
28 (全期)	25	6	-	-	-	-	4	2	9	2	-	2
29 (全期)	26	8	-	-	-	-	2	1	12	-	-	3
30	外- 20	3	-	-	-	2	6	1	4	1	-	3

(注) 外書きは、引継先が未確定の件数を示す。

(3) 調査企画事案に係る調査事績

項目 事務年度	調査企画 引継件数	着手 件数		処理 件数		増差 所得		増差 税額	
			着手 割合		処理 割合		1 件 当たり		1 件 当たり
	① 件	② 件	③ %	④ 件	⑤ %	⑥ 百万円	⑦ 百万円	⑧ 百万円	⑨ 百万円
28	25	24	96.0	22	88.0	2,262 5,958	103 271	281 1,394	13 63
29	26	23	88.5	14	53.8	281 2,341	20 167	121 1,169	9 84
30	20	13	65.0	5	25.0	0 1,452	0 290	0 263	0 53

(注) 1 「増差所得」欄及び「増差税額」欄の上段は、不正に係るものを示す。

2 「増差所得」欄は、消費税追徴税額及び源泉所得税追徴税額に係るものは含まない。

3 「増差税額」欄は、本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を示す。

事務運営の概要等

課税第一部統括国税実査官（富裕層担当）

1 基本的な考え方

統括国税実査官（富裕層担当）は、いわゆる富裕層の資産運用等が多様化・国際化していることを踏まえ、富裕層のうち特に重点的に管理すべき富裕層（以下「重点管理富裕層」という。）に対する適正な課税の実現を図るため、重点管理富裕層に係る管理及び調査企画を実施する。

なお、重点管理富裕層の管理及び調査企画に当たっては、資産運用の多様化・国際化の進展を踏まえ、非事業性所得を的確に把握するとともに、将来の相続税の適正課税を含めた資産課税の観点から中長期的な管理を局署・事務系統横断的に行い、課税上の問題を把握した場合には、全税目横断的な調査を的確に企画・実施する。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 重点管理富裕層の適切な管理及び調査企画

重点管理富裕層及びその関係者を一体的に管理するとともに、局内の重点管理富裕層プロジェクトチーム（以下「富裕層PT」という。）において関係部署と情報を共有し、各種資料情報を効率的に集積した上で損益・貸借両面からの多角的な分析を行うことにより、継続的かつ重点的な管理及び的確な調査を企画・実施する。

また、調査実施部署に対しては、企画内容の確実な引継及び実地調査への同行等の調査支援を積極的に実施する。

(2) 重点管理富裕層に対する実質的な接触割合の引上げ

実地調査により接触する以外の重点管理富裕層について、財産債務調書及び国外財産調書等を活用した文書照会によって、実質的な接触割合の引上げを図る。

3 富裕層に関する管理・調査企画等のノウハウの開発及び共有

上位富裕層を含む富裕層全体の適切な管理及び調査企画に係るノウハウの開発に努めるとともに、局間のブロック別情報交換会や課税戦略作業部会（富裕層PT）等の会議を通じて、全国の富裕層事務担当者及び局内の上位富裕層担当特官とノウハウを共有する。

1 調査企画等の状況について（平成31年3月末現在）

(1) 調査企画事務の実施状況

(単位：件)

区分 事務年度	調査企画 計画件数	選定件数	検討中 小 計	情報収集	企画中	処理済 小 計	調査企画	情報提供	格下げ
28(全期)		18	0			18	10	3	5
29(全期)	18	49	0			49	20	8	21
30	22	54	10	0	10	44	23	4	17

(2) 調査企画事案の引継先

(単位：件)

区分 事務年度	総件数	課一 料調	課一 重要	課二 料調	課二 統実	総合 特官	個人	資産	法人	調査部	査察部	他局
28(全期)	10	3	-	-	-	1	4	-	2	-	-	-
29(全期)	20	3	-	-	-	1	11	3	2	-	-	-
30	外1 22	7	-	-	-	-	11	1	2	1	-	-

(注) 外書きは、引継先が未確定の件数を示す。

(3) 調査企画事案に係る調査事績

(単位：件、%、百万円)

項目 事務年度	調査企画 引継件数	着手 件数	着手 割合	処理 件数	処理 割合	増差 所得	1 件 当たり	増差 税額	1 件 当たり
	① 件	② 件	③ %	④ 件	⑤ %	⑥ 百万円	⑦ 百万円	⑧ 百万円	⑨ 百万円
28	10	外2 8	100.0	8	100.0	- 5,922	- 740	- 1,511	- 189
29	20	18	90.0	15	75.0	4 1,226	- 82	1 691	- 46
30	22	9	40.9	3	13.6	- 498	- 166	- 78	- 26

- (注) 1. 「着手件数」欄の外書きは、情報提供(又は格下げ)として処理したものを示す。
 2. 「増差所得」欄及び「増差税額」欄の上段は、不正に係るものを示す。
 3. 「増差所得」欄は、消費税追徴税額及び源泉所得税追徴税額に係るものは含まない。
 4. 「増差税額」欄は、本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を示す。

(4) 実質的な接触割合の向上（お尋ね文書の送付）

○ 財産債務調査書

(単位：件)

項目 事務年度	発送	回答	要検討	非違なし	自主修正	未回答
29	21	20	-	4 19	1	1
30	外7 63	25	1	24	-	38

- (注) 1. 本取組は、29事務年度から開始した。
 2. 「発送」欄の上段(外書き)は、署で解明して発送省略した件数を示す。
 3. 「省略」欄の上段は、調書の再提出を示す。

○ 国外財産調査書

(単位：件)

項目 事務年度	発送	回答	要検討	非違なし	自主修正	未回答
29						
30	外4 27	9	1	8	-	18

- (注) 1. 本取組は、30事務年度から開始した。
 2. 「発送」欄の上段(外書き)は、署で解明して発送省略した件数を示す。

(5) 重点管理富裕層に係るCRS情報

(単位：人、件)

	CRS該当人数	CRS該当口座
重点管理富裕層 (関係個人・法人含む)	39 190	118 746

- (注) 1. CRSデータ(追加分を含む726,994件)から重点管理富裕層管理対象者を抽出した。
 2. 各欄の上段は、口座名義が関係法人のものを示す。

事務運営の概要等

課税第一部 統括国税実査官（消費税等担当）

1 基本的な考え方

統括国税実査官（消費税等担当）は、消費税固有の非違に係る事案が多様化していることを踏まえ、社会・経済の動向や情勢を的確に捉え、関係部署との円滑かつ緊密な連携・協調により、消費税の観点からの情報分析及び調査企画等を専門的かつ組織横断的に実施する。

また、調査実施部署で実施する消費税調査事務の質的・量的な充実を図るために、消費税に関する調査手法・情報分析手法を含めたノウハウの開発・共有を行う。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) プロジェクト事案に対する調査支援等

前事務年度のプロジェクトにより先行調査を実施してきた消費税不正還付PT事案の調査着手前に、先行調査で把握した情報や調査における留意事項に関しての研修等を実施するとともに、可能な範囲で同行調査及び知的支援を行う。

(2) 情報収集・分析及び調査企画等

消費税の課税上の問題がある事案の抽出をするため、事務系統横断的な観点から各種情報の集約及び整理を行う。

また、集約・整理した情報を基に、調査企画の可否を判断するため、必要に応じて、関係部署（他局及び関係行政機関を含む。）と情報交換・協議の上、深度ある情報収集及び分析を行う。

なお、調査企画事案として組成したものについては、他税目に係る問題点の有無と併せて、調査実施部署等へ円滑な引継を行う。

(3) 調査結果等の分析

調査実施部署へ引き継いだ調査企画事案の調査結果等については、情報を集約し、内容を分析するため、定期的に調査実施部署の調査進捗状況等を確認し、取引の実態を早期に把握の上、新たな調査手法や情報分析手法の開発に努める。

(4) ノウハウの開発・共有等

調査企画を行った事案に限らず、消費税全般に関する調査事例を集約・分析し、新たな調査手法及び情報分析手法の開発に努めるとともに、当該手法を開発した場合には、自局内関係部署及び他局の消費税担当統実官等と共有する。

1 調査企画等の状況について(平成 31 年 3 月末現在)

(1) 調査企画事務の実施状況 (単位：件)

区分 事務年度	調査企画 計画件数	管理件数	検討中			処理済 小 計	調査企画	情報提供	格下げ
			小 計	情報収集中	企画中				
30	10	15	5	4	1	10	6	3	1

(2) 調査企画事案の引継先 (単位：件)

区分 事務年度	総件数	課一 料調	課一 重要	課二 料調	課二 統実	総合 特官	個人	資産	法人	調査部	査察部	他局
30	外2 4	1		1		1	外1		外1			1

(注) 外書きは、引継先が未確定の件数を示す。

(3) 調査企画事案に係る調査事績

項目 事務年度	調査企画 引継件数	着手 件数		着手 割合		処理 件数		処理 割合		増差 所得	1 件 当たり	増差 税額	1 件 当たり
		① 件	② 件	③ %	④ 件	⑤ %	⑥ 百万円	⑦ 百万円	⑧ 百万円				
30	4	2		50.0	1	25.0	250	250	111			111	

- (注) 1 「増差所得」欄及び「増差税額」欄の上段は、不正に係るものを示す。
2 「増差所得」欄は、消費税追徴税額及び源泉所得税追徴税額に係るものは含まない。
3 「増差税額」欄は、本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を示す。

事務運営の概要等

課税第一部 統括国税実査官（電子商取引担当）

1 基本的な考え方

全国一体運営を行う電子商取引専門調査チーム（以下「電商チーム」という。）の東ブロック基幹局（西ブロックは大阪局）として、経済取引の国際化、多様化及び広域化に伴い急速に拡大する電子商取引事業者を的確に把握するため、電子商取引の先端領域において活動している事業者及び電子商取引関連事業者等に対する資料源開発及び実態解明を含む実地調査等を専門的かつ組織横断的に実施する。

なお、電子商取引に対する適正な課税を図るため、実地調査等により把握した調査手法や各種ノウハウ等は局署職員へ積極的に提供し、職員全体の能力向上に努める。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 最先端分野への取組



電子商取引は移り変わりが早いため、ニーズの高い情報を収集した際には、早期に資料化を実施し、関係各課へ提供していく。

(2) 全国電商チーム一体運営の推進

全国規模の資料源開発及び実地調査等を実施する場合には、局の垣根を越えて相互に短期併任を行うなど、適宜協力して事務に従事する。

また、「東西ブロック合同情報交換会」等を開催して各局電商チームの取組状況等について情報共有を促進する。

(3) デジタルフォレンジックの活用

新たに導入した機器を積極的に活用し、課税第一部・課税第二部が行う実地調査を積極的に支援する。

1 調査事績(平成31年3月末現在)

(1) 基幹事案

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.	計画 件数		着手 件数		着手 割合	処理 件数		処理 割合		更 修正 件数		更 修正 割合		不正 発見 件数		不正 発見 割合		増差 所得	不正 所得	追徴税 額						
		年度	No.	①	件		②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	件	⑦	%				⑧	件	⑨	%	⑩	百万円
局署合同	29	1		8		11		137.5		8		100.0		7		87.5		4		50.0		172		70		54	
	30	2		10		11		110.0		6		60.0		6		100.0		4		66.7		1,362		1,044		517	
合 計	29	3	-	8	-	11		137.5		8		100.0		7		87.5		4		50.0		172		70		54	
	30	4	-	10	-	11		110.0		6		60.0		6		100.0		4		66.7		1,362		1,044		517	
3 年 平 均		5		8		10		125.0		7		87.5		7		100.0		4		57.1		241		78		43	
3年平均対比 (4/5又は4-5)		6		125.0%		110.0%		▲ 15.0		85.7%		▲ 27.5		85.7%		± 0.0		100.0%		▲ 9.6		565.1%		1,338.5%		1,202.3%	

※ 括弧書は、前事務年度からの繰越事案件数を内書で示す。

※ ⑫は基幹事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

(2) 基幹・関連事案合計

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.	処理 件数		更 修正 件数		更 修正 割合		不正 発見 件数		不正 発見 割合		増差 所得		基幹 1件 当たり		不正 所得		基幹 1件 当たり		追徴 税額		少額 は正 件数		少額 は正 割合		基幹 1件 当たり		基幹1件 当たり 中央値			
		年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	百万円	⑦	百万円	⑧	百万円	⑨	百万円	⑩	百万円	⑪	件	⑫	%	⑬	百万円	⑭	百万円
局署合同	29	1	13	12	92.3	9	69.2	298	37	197	25	80	4	50.0	10	10															
	30	2	6	6	100.0	4	66.7	1,362	227	1,044	174	517	3	50.0	86	26															
合 計	29	3	13	12	92.3	9	69.2	298	37	197	25	80	4	50.0	10	10															
	30	4	6	6	100.0	4	66.7	1,362	227	1,044	174	517	3	50.0	86	26															
3 年 平 均 ※		5	10	9	90.0	6	60.0	287	41	124	18	88	4	57.1	13	10															
3年平均対比 (4/5又は4-5)		6	60.0%	66.7%	ポイント +10.0	66.7%	ポイント +6.7	474.6%	553.7%	841.9%	966.7%	587.5%	75.0%	ポイント ▲ 7.1	661.5%	260.0%															

※ ⑩は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨、⑬は、基幹・関連合計した所得金額(⑥、⑧)及び追徴税額(⑩)を基幹の処理件数(①④)で除した値を示す。

⑪は基幹・関連合計した追徴税額が1千万円未満の事案の件数を示す。

⑫は少額是正件数(⑪)を基幹の処理件数(①④)で除した値を示す。

⑭は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を基幹1件当たりとした場合の中央値を示す。

3年平均欄の「基幹1件当たり中央値」は、過去3年間の処理事績に係る中央値を記載している。

(3) 基幹・関連・連携事案合計

(単位:件、百万円)

項目	事務 年度・ No.		処理 件数		更 修正 件数		更 修正 割合		不正 発見 件数		不正 発見 割合		増差 所得		基幹 1件 当たり		不正 所得		基幹 1件 当たり		追徴 税額	
	年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	百万円	⑦	百万円	⑧	百万円	⑨	百万円	⑩	百万円
調査態様	29	1	13		12		92.3		9		69.2		298		37		197		25		80	
	30	2	6		6		100.0		4		66.7		1,362		227		1,044		174		517	
合 計	29	3	13		12		92.3		9		69.2		298		37		197		25		80	
	30	4	6		6		100.0		4		66.7		1,362		227		1,044		174		517	
3 年 平 均		5	10		9		90.0		6		60.0		287		41		124		18		88	
3年平均対比 (4/5又は4-5)		6	60.0%		66.7%		ポイント +10.0		66.7%		ポイント +6.7		474.6%		553.7%		841.9%		966.7%		587.5%	

※ ⑩は基幹・関連・連携事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨は基幹・関連・連携合計した所得金額(⑥、⑧)を基幹の処理件数(①④)で除した値を示す。

2 開発事績(平成31年3月末現在)

項目 調査態様	事務 年度・ No.	計画 件数		着手 件数		処理 件数		重要 資料		資金 資料		各課 連絡 せん		その他 資料		総枚数	開発 日数	1件当たり															
		年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	枚			⑦	枚	⑧	枚	⑨	枚	⑩	枚	⑪	人	日	⑫	枚	⑬	人	日
実調開発・ 協力依頼	29	1	40	31	77.5	14	35.0	-	-	-	32,644	32,644	208.8	2,332	14.9																		
	30	2	35	31	88.6	11	31.4	-	-	3	421,265	421,268	220.3	38,297	20.0																		
3 年 平 均	3	46	41	89.1	22	47.8	-	18	-	121,037	121,055	464.3	4,884	19.5																			
3 年 平 均 対 比 (2/3 又は 2-3)	4	76.1%	75.6%	▲0.5 ポイント	50.0%	▲16.4 ポイント	-	皆減	皆増	348.0%	348.0%	47.4%	784.1%	102.8%																			

目 次

課税第一部

(ページ)

〔参考（課税共通）〕

1 局・署課税部門の定員	1
2 署課税部門における調査状況	2
3 令和元事務年度 主な機能別職員の広域運営等の状況	3

〔参考（課総）〕

1 資料収集枚数等の推移	9
2 総合調査特官の調査事績の推移	10
3 開発調査特官の資料源開発事績の推移	11
4 法定監査事績の推移	12

〔参考（審理）〕

1 審理課の事務所掌（局審理関係部署との関係）	13
2 不服申立て・事前照会等の件数の推移	14

〔参考（個人）〕

1 事務運営の推移等	15
2 課税事績の推移	16
3 調査事績（調査態様別）の推移	18

〔参考（資産）〕

1 事務運営の推移等	19
2 課税事績の推移	20
3 調査事績の推移	21

〔参考（機動）〕

1 機動課職員の年間派遣状況等	23
2 相続税の調査事績	23
3 同行指導事績	23

〔参考（訟務官室）〕

○ 訴訟事件件数の推移	24
-------------	----

1 局・署課税部門の定員

(1) 国税局

(単位：人)

ポスト	年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
課税部合計		656	667	704	712	727	779	785	793	805	815	824	826
監理事務（主管課）		216	204	235	227	228	275	274	277	286	287	292	294
課税総括課		49	35	35	33	33	39	38	38	38	38	38	38
企画調整官		-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
個人課税課		38	38	38	36	36	46	46	46	46	46	46	46
資産課税課		31	31	31	30	30	34	34	34	34	34	34	34
資産評価官		9	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10
法人課税課		47	49	79	76	76	92	92	92	93	93	93	93
消費税課		16	16	16	16	16	24	24	27	34	34	39	40
酒税課		26	26	26	26	27	29	29	29	30	31	31	32
審理事務		91	90	91	93	104	109	109	109	110	110	109	109
審理課		36	36	37	39	44	44	44	44	44	44	44	44
訟務官室		55	54	54	54	60	65	65	65	66	66	65	65
調査等事務		349	373	378	392	395	395	402	407	409	418	423	423
課税第一部資料調査課		142	147	148	154	154	143	146	146	146	145	144	144
第一課		52	52	53	56	59	54	54	54	54	53	52	52
第二課		44	44	44	47	46	45	45	45	45	45	45	45
第三課		19	19	19	19	18	19	19	19	19	19	19	19
第四課		27	32	32	32	31	25	28	28	28	28	28	28
課税第一部統括国税実査官		44	60	61	63	64	82	86	88	88	97	110	110
資料情報		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
情報		-	10	10	10	10	19	19	19	19	19	19	19
国際		-	6	6	6	7	15	19	21	21	30	33	33
消費税		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6
重要		27	27	28	30	30	30	30	30	30	30	30	30
電商		16	16	16	16	16	17	17	17	17	17	21	21
機動課		18	18	18	18	18	18	18	18	18	23	23	23
課税第二部資料調査課		110	112	115	121	123	116	116	116	118	114	111	109
第一課		53	55	56	56	56	50	50	50	49	48	45	45
第二課		29	29	29	35	35	35	35	35	35	32	32	35
第三課		28	28	30	30	32	31	31	31	34	34	34	29
課税第二部統括国税実査官		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
諸税調査部門		21	22	22	22	22	22	22	25	25	25	21	23
酒税調査部門		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

(2) 税務署

(単位：人)

ポスト	年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
課税部門		9,218	7,959	7,975	7,993	8,010	7,895	7,900	7,938	7,971	8,080	8,129	8,176
総合調査		81	81	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
所得税等		2,865	2,489	2,506	2,500	2,507	2,466	2,471	2,493	2,518	2,575	2,584	2,596
資産税		1,157	1,087	1,084	1,098	1,110	1,097	1,093	1,108	1,114	1,119	1,124	1,132
法人税等（源泉・間接諸税を含む）		4,709	4,078	4,080	4,069	4,064	4,003	4,006	4,003	3,996	4,041	4,072	4,099
資料情報関係		296	112	111	125	125	125	127	128	134	133	137	137
資料		254	70	72	86	86	86	88	89	95	85	85	85
開発調査		42	42	39	39	39	39	39	39	39	48	52	52
その他（酒税担当者）		110	112	114	117	120	120	119	122	125	128	128	128

2 署課税部門における調査状況

項目		事務年度等		個人課税		法人課税		所得税		消費税		費用		税	
		27	28	29	対前年比	27	28	29	対前年比	27	28	29	対前年比	27	28
年間計画	件数①	18,335	18,746	18,268	+	478	97.5%	27,483	29,936	29,758	+	178	99.4%	27,350	29,688
調査	件数②	17,643	18,102	17,799	+	303	98.3%	27,350	29,688	29,435	+	253	99.1%	27,350	29,688
進捗率	率③	96.2	96.6	97.4	+	0.9		99.5	99.2	98.9	▲	0.3		99.5	99.2
1件当たり調査日数	日数④	117,442	119,815	122,913	+	3,098	102.6%	225,765	235,034	234,461	+	573	99.8%	225,765	235,034
更正・修正割合	割合⑥	87.6	87.2	82.9	▲	4.3	1.0	72.6	73.1	74.6	+	1.5		72.6	73.1
不正発見割合	割合⑦							19.3	20.3	21.9	+	1.6		19.3	20.3
重加算税賦課(適用)割合	割合⑧	4.5	4.1	4.9	▲	0.8		11.8	12.5	13.9	+	1.4		11.8	12.5
増差所得金額	金額⑨	177,436	167,301	175,789	▲	8,488	105.1%	114,674	125,970	122,907	+	3,063	97.6%	114,674	125,970
不正所得金額	金額⑩							46,185	56,375	66,070	+	9,695	117.2%	46,185	56,375
1件当たり増差所得金額	金額⑪	10,531	9,671	9,876	▲	205	102.1%	4,201	4,250	4,182	+	68	98.4%	4,201	4,250
不正1件当たり不正所得金額	金額⑫							8,747	9,388	10,266	+	878	109.4%	8,747	9,388
調査件数	件数⑬	7,944	8,204	7,966	+	238	97.1%	26,276	28,463	28,187	+	276	99.0%	26,276	28,463
追徴本税額	税額⑭	4,342	4,271	4,642	▲	371	108.7%	8,942	17,498	12,598	+	4,900	72.0%	8,942	17,498
更正・修正割合	割合⑮	77.2	74.6	76.1	▲	1.5		58.9	59.6	60.8	+	1.2		58.9	59.6
重加算税賦課(適用)割合	割合⑯	5.8	5.7	7.1	▲	1.4		9.8	10.0	11.2	+	1.2		9.8	10.0
非違1件当たり追徴本税額	税額⑰	547	521	583	▲	62	112.0%	577	1,031	735	+	296	71.3%	577	1,031

(単位：千円、%)

項目		事務年度等		個人課税		法人課税		所得税		譲渡所得		税	
		27	28	29	対前年比	27	28	29	対前年比	27	28	29	対前年比
年間計画	件数①	3,079	3,130	3,300	+	170	105.4%	1,508	1,485	1,424	▲	61	95.9%
調査	件数②	3,113	3,140	3,277	+	137	104.4%	1,498	1,531	1,337	▲	194	87.3%
進捗率	率③	101.1	100.3	99.3	▲	1.0		99.3	103.1	93.9	▲	9.2	
1件当たり調査日数	日数④	40,078	40,644	41,484	+	840	102.1%	5,693	5,905	5,537	▲	368	93.8%
更正・修正割合	割合⑤	74.9	76.2	79.2	+	3.0		63.5	68.6	70.2	+	1.6	
重加算税賦課割合	割合⑥	6.9	6.8	7.8	+	1.0		5.0	2.2	1.9	▲	0.3	
増差課税価格(所得金額)	金額⑦	67,029	71,345	79,659	+	8,314	111.7%	12,427	11,887	12,303	+	416	103.5%
1件当たりの増差課税価格(所得金額)	金額⑧	21,532	22,721	24,309	+	1,588	107.0%	8,296	7,764	9,202	+	1,438	118.5%

(注) 1 個人課税及び法人課税の調査実績等については、局特(単独)・査察・総合特官による実績を除く。

2 相続税の調査実績等については、局特(単独)・査察・総合特官・資産課税課調査担当による実績を除く。

3 譲渡所得の調査実績等については、局特(単独)・査察・総合特官・資産課税課調査担当・個人課税部門職員による実績を除く。

3 平成30事務年度 主な機能別職員の広域運営等の状況

区分 署名等	総 合 調 査 官		開発調査 開発調査		特官（広域）				特別調査 担当特官	特 官 上位富裕層担当	特 官 電子商取引担当	資 料 情 報 部 門
	総合調査	調査企画	特 官	特 官	個 人	資 産	法 人	源 泉	法 人	個 人	個 人	部 門
1 千葉東 千葉南 千葉西 銚子 市川 船橋 館山 木更津 ッ松戸 佐原 ク茂原 成田 東金 柏	◎	(東京上野)	◎	(麹町)	◎	◎		◎	(麹町)	(麹町)		◎
	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(麹町)	(麹町)		(千葉東)
	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(麹町)	(麹町)		(千葉東)
	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	(成田)	(柏)		(千葉東)	(麹町)	(麹町)		(成田)
	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	◎	◎		(千葉東)	(麹町)	(麹町)		(成田)
	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	(市川)	(市川)		(千葉東)	(麹町)	(麹町)		(成田)
	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(麹町)	(麹町)		(千葉東)
	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(麹町)	(麹町)		(千葉東)
	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	◎	(柏)		(千葉東)	(麹町)	(麹町)		(成田)
	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	(成田)	(柏)		(千葉東)	(麹町)	(麹町)		(成田)
	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(麹町)	(麹町)		(千葉東)
	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	◎	(柏)		(千葉東)	(麹町)	(麹町)		◎
2 麹町 ブ神田 口小石川 ッ本郷 ク豊島 板橋	◎	◎	(京橋)	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎
	(麹町)	(麹町)	(京橋)	(麹町)	(麹町)	(麹町)			(麹町)	(麹町)		(麹町)
	(麹町)	(麹町)	(品川)	(麹町)	(麹町)	(麹町)		(麹町)	(麹町)	(麹町)		(麹町)
	(麹町)	(麹町)	(品川)	(麹町)	(麹町)	(麹町)		(麹町)	(麹町)	(麹町)		(麹町)
	(麹町)	(麹町)	(品川)	(麹町)	◎	◎		(麹町)	(麹町)	(渋谷)		(麹町)
	(麹町)	(麹町)	(品川)	(麹町)		(豊島)		(麹町)	(麹町)	(渋谷)		(麹町)
3 東京上野 ブ浅草 口王子 ッ荒川 ク足立 西新井 葛飾	◎	◎	(浅草)	(麹町)	(麹町)	◎		(京橋)	(麹町)	(麹町)		(浅草)
	(東京上野)	(東京上野)	◎	(麹町)	(麹町)	(東京上野)		(京橋)	(麹町)	(麹町)		◎
	(東京上野)	(東京上野)	(浅草)	(麹町)	(豊島)	(豊島)		(京橋)	(麹町)	(渋谷)		(浅草)
	(東京上野)	(東京上野)	(浅草)	(麹町)	(豊島)	(東京上野)		(京橋)	(麹町)	(渋谷)		(浅草)
	(東京上野)	(東京上野)	(浅草)	(麹町)	◎	(東京上野)		(京橋)	(麹町)	(渋谷)		(浅草)
	(東京上野)	(東京上野)	(浅草)	(麹町)	(足立)	(東京上野)		(京橋)	(麹町)	(渋谷)		(浅草)
	(東京上野)	(東京上野)	(浅草)	(麹町)	◎	◎		(京橋)	(麹町)	(麹町)		(浅草)
4 日本橋 ブ京橋 口本所 ッ向島 ク江東西 江東東 江戸川北 江戸川南	(京橋)	(東京上野)	(京橋)	(麹町)	(京橋)	(麹町)			(芝)	(麻布)		◎
	◎	(東京上野)	◎	(麹町)	◎	(麹町)		◎	(芝)	(麻布)		◎
	(京橋)	(東京上野)	(浅草)	(麹町)	(葛飾)	(東京上野)	◎	(京橋)	(芝)	(渋谷)		(日本橋)
	(京橋)	(東京上野)	(浅草)	(麹町)	(葛飾)	(東京上野)	(本所)	(京橋)	(芝)	(渋谷)		(日本橋)
	(京橋)	(東京上野)	(京橋)	(麹町)	(京橋)	(葛飾)		(京橋)	(芝)	(麻布)		(日本橋)
	(京橋)	(東京上野)	(京橋)	(麹町)	(京橋)	(葛飾)		(京橋)	(芝)	(麻布)		(日本橋)
	(京橋)	(東京上野)	(京橋)	(麹町)	(京橋)	(葛飾)		(京橋)	(芝)	(麻布)		(京橋)
5 芝 ブ麻布 口品川 ッ荏原 ク大森 雪谷 蒲田	◎	(品川)	◎	(麹町)	◎	(麻布)		◎	◎	(麻布)		◎
	(芝)	(品川)	(品川)	(麹町)		◎			(芝)	◎		◎
	(芝)	◎	◎	(麹町)	(芝)	(目黒)	◎		(芝)	(麻布)	(目黒)	(麻布)
	(芝)	(品川)	(品川)	(麹町)	(芝)	(目黒)	(品川)	(芝)	(芝)	(麻布)	(目黒)	(麻布)
	(芝)	(品川)	(芝)	(麹町)	(芝)	(雪谷)		(芝)	(芝)	(渋谷)	(目黒)	(芝)
	(芝)	(品川)	(芝)	(麹町)		◎	(蒲田)	(芝)	(芝)	(渋谷)	(目黒)	(芝)
	(芝)	(品川)	(芝)	(麹町)	(芝)	(雪谷)	◎	(芝)	(芝)	(渋谷)	(目黒)	(芝)

(注) 1 ◎は広域中心署

2 括弧書の署名は、広域運営における中心署

3 「情報技術専門官（個人）」欄の○は、特官（電子商取引担当）と同様の広域運営による先端分野に係る調査等を担当

4 特調部門等の個人は特調部門、法人は調査筆頭部門

5 「評価専門官」欄の◎は評価専門官の配置署、括弧書の署名は指定署

6 麹町署の特別調査情報官1名は、全管広域運営によって、署所管連結グループに対する調査を担当

7 「審理専門官」欄の※は、審理専門官の複数配置署

8 麹町署の法人国際官1名及び源泉国際官1名は、全管広域運営によって、情報の収集・分析及びそれらに基づく調査事業の企画、調査手法の開発等を担当

9 「機動官（個人）」欄の括弧書の署名は連絡署。なお、○は広域運営（6ブロック：世田谷署、北沢署、玉川署、渋谷署）による国際取引に関する機動調査事務を担当

10 機動官（資産）の○は配置署

3 平成30事務年度 主な機能別職員の広域運営等の状況

区分 署名等	総合調査官		開発調査 特 官	機動担当 特 官	特官（広域）				特別調査 担当特官	特 官 上位富裕層担当	特 官 電子商取引担当	資 料 情 報 部 門
	総合調査	調査企画			個 人	資 産	法 人	源 泉				
6 目 黒 ブ世田谷 口北沢 ッ玉川 ク渋谷	(渋谷)	(品川)	(渋谷)	(麹町)		◎		(渋谷)		(世田谷)	◎	(渋谷)
	(渋谷)	(品川)	(渋谷)	(麹町)	◎	◎		(渋谷)		◎	(目黒)	(渋谷)
	(渋谷)	(品川)	(渋谷)	(麹町)	(世田谷)	(渋谷)		(渋谷)		(世田谷)	(目黒)	(渋谷)
	(渋谷)	(品川)	(渋谷)	(麹町)		(世田谷)		(渋谷)		(世田谷)	(目黒)	(渋谷)
7 新 宿 ブ中野 口杉並 ッ荻窪 ク練馬東 練馬西	(新宿)	(麹町)	(新宿)	(麹町)		(新宿)		(新宿)		(新宿)	(目黒)	(新宿)
	◎	(麹町)	◎	(麹町)		◎		◎		◎	(目黒)	◎
	(新宿)	(麹町)	(新宿)	(麹町)		(新宿)		(新宿)		(新宿)	(目黒)	(新宿)
	(新宿)	(麹町)	(新宿)	(麹町)	◎	◎		(新宿)		(世田谷)	(目黒)	(新宿)
	(新宿)	(麹町)	(新宿)	(麹町)	(杉並)	(杉並)		(新宿)		(世田谷)	(目黒)	(新宿)
	(新宿)	(麹町)	(新宿)	(麹町)	◎	◎	◎	(新宿)		(新宿)	(目黒)	(新宿)
	(新宿)	(麹町)	(新宿)	(麹町)	(練馬東)	(練馬東)	(練馬東)	(新宿)		(新宿)	(目黒)	(新宿)
	(新宿)	(麹町)	(新宿)	(麹町)								
8 立 川 ブ武蔵野 口青 梅 ッ武蔵府中 ク町 田 日 野 東村山	(立川)	(麹町)	(立川)	(麹町)	◎	◎	◎	(立川)		(新宿)		(立川)
	◎	(麹町)	◎	(麹町)	◎	◎		◎		(新宿)		◎
	(立川)	(麹町)	(立川)	(麹町)		◎		(立川)		(新宿)		(立川)
	(立川)	(麹町)	(立川)	(麹町)	(立川)	(立川)		(立川)		(新宿)		(立川)
	(立川)	(麹町)	(立川)	(麹町)		(武蔵野)		(立川)		(新宿)		(立川)
	(立川)	(麹町)	(立川)	(麹町)	(八王子)	◎		(立川)		(新宿)		(立川)
	(立川)	(麹町)	(立川)	(麹町)	(八王子)	(八王子)	(八王子)	(立川)		(新宿)		(立川)
	(立川)	(麹町)	(立川)	(麹町)		(立川)		(立川)		(新宿)		(立川)
9 鶴 見 横 浜 中 保土ヶ谷 横 浜 南 神 奈 川 ブ戸 塚 緑 川 崎 南 口川 崎 北 川 崎 西 横 須 賀 ッ平 塚 鎌 倉 藤 沢 ク小 田 原 相 模 原 厚 木 大 和	(川崎北)	(品川)	(川崎北)	(麹町)	(横浜中)	(神奈川)		(横浜中)		(横浜中)		(川崎北)
	◎	(品川)	◎	(麹町)	◎	(保土ヶ谷)		◎		◎		◎
	(横浜中)	(品川)	(横浜中)	(麹町)	(横浜中)	◎		(横浜中)		(横浜中)		(横浜中)
	(横浜中)	(品川)	(横浜中)	(麹町)	◎	◎		(横浜中)		(横浜中)		(横浜中)
	(川崎北)	(品川)	(川崎北)	(麹町)	(横浜中)	◎		(横浜中)		(横浜中)		(川崎北)
	(横浜中)	(品川)	(横浜中)	(麹町)	(横浜南)	(藤沢)		(横浜中)		(横浜中)		(横浜中)
	(川崎北)	(品川)	(川崎北)	(麹町)		(神奈川)		(横浜中)		(横浜中)		(川崎北)
	(川崎北)	(品川)	(川崎北)	(麹町)	(川崎北)	(川崎北)		(横浜中)		(横浜中)		(川崎北)
	◎	(品川)	◎	(麹町)	◎	◎	◎	(横浜中)		(横浜中)		◎
	(川崎北)	(品川)	(川崎北)	(麹町)		(川崎北)	(川崎北)	(横浜中)		(横浜中)		(川崎北)
	(横浜中)	(品川)	(横浜中)	(麹町)	(鎌倉)	(横浜南)		(横浜中)		(横浜中)		(横浜中)
	(横浜中)	(品川)	(横浜中)	(麹町)	◎	◎		(横浜中)		(横浜中)		(横浜中)
	(横浜中)	(品川)	(横浜中)	(麹町)	◎	(藤沢)	(藤沢)	(横浜中)		(横浜中)		(横浜中)
	(横浜中)	(品川)	(横浜中)	(麹町)		◎	◎	(横浜中)		(横浜中)		(横浜中)
	(横浜中)	(品川)	(横浜中)	(麹町)	(平塚)	(平塚)		(横浜中)		(横浜中)		(横浜中)
	(川崎北)	(品川)	(川崎北)	(麹町)	(大和)	(町田)		(横浜中)		(横浜中)		(川崎北)
	(川崎北)	(品川)	(川崎北)	(麹町)	(大和)	(大和)		(横浜中)		(横浜中)		(川崎北)
	(川崎北)	(品川)	(川崎北)	(麹町)	◎	◎		(横浜中)		(横浜中)		(川崎北)
10 甲 府 ブ山 梨 口大 月 ク鵜 沢	(立川)	(麹町)	(立川)	(麹町)	◎	(八王子)	◎	(立川)		(新宿)		◎
	(立川)	(麹町)	(立川)	(麹町)	(甲府)	(八王子)	(甲府)	(立川)		(新宿)		(甲府)
	(立川)	(麹町)	(立川)	(麹町)	(甲府)	(八王子)	(甲府)	(立川)		(新宿)		(甲府)
	(立川)	(麹町)	(立川)	(麹町)	(甲府)	(八王子)	(甲府)	(立川)		(新宿)		(甲府)

(注) 1 ◎は広域中心署

2 括弧書の署名は、広域運営における中心署

3 「情報技術専門官（個人）」欄の◎は、特官（電子商取引担当）と同様の広域運営による先端分野に係る調査等を担当

4 特調部門等の個人は特調部門、法人は調査筆頭部門

5 「評価専門官」欄の◎は評価専門官の配置署、括弧書の署名は指定署

6 麹町署の特別調査情報官1名は、全管広域運営によって、署所管連結グループに対する調査を担当

7 「審理専門官」欄の※は、審理専門官の複数配置署

8 麹町署の法人国際官1名及び源泉国際官1名は、全管広域運営によって、情報の収集・分析及びそれらに基づく調査事業の企画、調査手法の開発等を担当

9 「機動官（個人）」欄の括弧書の署名は連絡署。なお、◎は広域運営（6ブロック：世田谷署、北沢署、玉川署、渋谷署）による国際取引に関する機動調査事務を担当

10 機動官（資産）の◎は配置署

3 平成30事務年度 主な機能別職員の広域運営等の状況

区分 署名等	特調部門等 (広域)		情報技術専門官		国際税務専門官				審理専門官		特別記帳 指導官
	個人	法人	個人	法人	個人	資産	法人	源泉	個人	資産	
1 千葉東 千葉南 千葉西 銚子 市川 船橋 館山 木更津 松戸 佐原 茂原 成田 東金 柏	千葉東		(市川)	◎	(市川)	◎	◎		◎※	◎	◎
	千葉南		(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(千葉東)	(千葉東)
	千葉西		(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(千葉東)	(千葉東)
	銚子	◎	(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(市川)	(千葉東)
	市川	◎	◎	(千葉東)	◎	(千葉東)	(千葉東)		◎	◎※	(千葉東)
	船橋	(市川)	(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(市川)	(市川)	(千葉東)
	館山	(木更津)	(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(千葉東)	(千葉東)
	木更津	◎	(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(千葉東)	(千葉東)
	松戸		(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(市川)	(市川)	(千葉東)
	佐原	(銚子)	(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(市川)	(千葉東)
	茂原		(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(千葉東)	(千葉東)
	成田		(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(市川)	(市川)	(千葉東)
	東金		(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(千葉東)	(千葉東)
	柏		(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(市川)	(市川)	(千葉東)
2 麹町 神田 小石川 本郷 豊島 板橋	麹町	(新宿)	(四谷)	(神田)	◎	(渋谷)	◎	◎	◎※	(豊島)	(東京上野)
	神田	(新宿)	(四谷)	◎	(麹町)	(渋谷)			(麹町)	(豊島)	(東京上野)
	小石川	(新宿)	(四谷)	(神田)	(新宿)	(新宿)	(麹町)	(麹町)	(麹町)	(豊島)	(東京上野)
	本郷	(新宿)	(四谷)	(神田)	(新宿)	(新宿)	(麹町)	(麹町)	(麹町)	(豊島)	(東京上野)
	豊島		◎	(神田)	(新宿)	(新宿)		(麹町)	(麹町)	◎	(東京上野)
	板橋		(豊島)	(神田)	(新宿)	(新宿)	(麹町)	(麹町)	(麹町)	(豊島)	(東京上野)
	東京上野	(葛飾)	(豊島)	◎	(麹町)	(芝)	◎	(京橋)	◎※	◎	◎
3 浅草 王子 荒川 足立 西新井 葛飾	浅草	(葛飾)	(豊島)	(東京上野)	(麹町)	(芝)	(東京上野)	(京橋)	(東京上野)	(東京上野)	(東京上野)
	王子		(豊島)	(東京上野)	(新宿)	(新宿)	(東京上野)	(京橋)	(東京上野)	(東京上野)	(東京上野)
	荒川		(豊島)	(東京上野)	(麹町)	(新宿)	(東京上野)	(京橋)	(東京上野)	(東京上野)	(東京上野)
	足立		(豊島)	(東京上野)	(麹町)	(新宿)	(東京上野)	(京橋)	(東京上野)	(東京上野)	(東京上野)
	西新井		(豊島)	(東京上野)	(麹町)	(新宿)	(東京上野)	(京橋)	(東京上野)	(東京上野)	(東京上野)
	葛飾	◎	(豊島)	(東京上野)	(麹町)	(新宿)	(東京上野)	(京橋)	(東京上野)	(東京上野)	(東京上野)
	日本橋	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(麹町)	(芝)			(京橋)	(京橋)	(東京上野)
4 京橋 本所 向島 江東西 江東東 江戸川北 江戸川南	京橋	◎	◎	◎	(麹町)	(芝)	◎	◎	◎	◎	(東京上野)
	本所	(葛飾)	(京橋)	(京橋)	(麹町)	(芝)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(東京上野)
	向島	(葛飾)	(京橋)	(京橋)	(麹町)	(芝)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(東京上野)
	江東西		(京橋)	(京橋)	(麹町)	(芝)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(東京上野)
	江東東		(京橋)	(京橋)	(麹町)	(芝)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(東京上野)
	江戸川北		(京橋)	(京橋)	(麹町)	(芝)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(東京上野)
	江戸川南		(京橋)	(京橋)	(麹町)	(芝)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(東京上野)
5 芝 麻布 品川 荏原 大森 雪谷 蒲田	芝		(京橋)	(麻布)		◎	◎	◎	◎	◎	(杉並)
	麻布		(京橋)	◎		(芝)			(芝)	(芝)	(杉並)
	品川		◎	(麻布)	(玉川)	(渋谷)			(芝)	(芝)	(杉並)
	荏原		(品川)	(麻布)	(玉川)	(渋谷)	(芝)	(芝)	(芝)	(芝)	(杉並)
	大森		(品川)	(麻布)	(玉川)	(渋谷)	(芝)	(芝)	(芝)	(芝)	(杉並)
	雪谷		(品川)	(麻布)	(玉川)	(渋谷)	(芝)	(芝)	(芝)	(芝)	(杉並)
	蒲田		(品川)	(麻布)	(玉川)	(渋谷)	(芝)	(芝)	(芝)	(芝)	(杉並)

(注) 1 ◎は広域中心署

2 括弧書の署名は、広域運営における中心署

3 「情報技術専門官(個人)」欄の◎は、特官(電子商取引担当)と同様の広域運営による先端分野に係る調査等を担当

4 特調部門等の個人は特調部門、法人は調査筆頭部門

5 「評価専門官」欄の◎は評価専門官の配置署、括弧書の署名は指定署

6 麹町署の特別調査情報官1名は、全管広域運営によって、署所管連結グループに対する調査を担当

7 「審理専門官」欄の※は、審理専門官の複数配置署

8 麹町署の法人国際官1名及び源泉国際官1名は、全管広域運営によって、情報の収集・分析及びそれらに基づく調査事業の企画、調査手法の開発等を担当

9 「機動官(個人)」欄の括弧書の署名は連絡署。なお、◎は広域運営(6ブロック:世田谷署、北沢署、玉川署、渋谷署)による国際取引に関する機動調査事務を担当

10 機動官(資産)の◎は配置署

3 平成30事務年度 主な機能別職員の広域運営等の状況

署名等		区分		特調部門等 (広域)		情 報 技 術 専 門 官		国 際 税 務 専 門 官			審 理 専 門 官		特 別 記 帳
		個 人	法 人	個 人	法 人	個 人	資 産 法 人	源 泉	個 人	資 産	指 導 官		
6	目 黒			○ (品川)	◎		(渋谷)	(渋谷)	(渋谷)	◎	(世田谷)	(杉並)	
ブ	世 田 谷			(品川)	(目黒)	(玉川)	(渋谷)	(渋谷)	(渋谷)	(目黒)	◎	(杉並)	
ロ	北 沢			(品川)	(目黒)	(玉川)	(渋谷)	(渋谷)	(渋谷)	(目黒)	(世田谷)	(杉並)	
ッ	玉 川			(品川)	(目黒)	◎	(渋谷)	(渋谷)	(渋谷)	(目黒)	(世田谷)	(杉並)	
ク	渋 谷			(品川)	(目黒)		◎	◎	◎	(目黒)	(世田谷)	(杉並)	
	四 谷			◎	◎	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(杉並)	
7	新 宿	◎		(四谷)	(四谷)	◎	◎	◎	◎	◎※	◎※	(杉並)	
ブ	中 野			(四谷)	(四谷)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(杉並)	
ロ	杉 並			(四谷)	(四谷)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	◎	
ッ	荻 窪			(四谷)	(四谷)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(杉並)	
ク	練 馬 東			(四谷)	(四谷)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(杉並)	
	練 馬 西			(四谷)	(四谷)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(杉並)	
	八 王 子			(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)		(立川)	(立川)	(立川)	
8	立 川			◎	◎	◎	◎	◎		◎※	◎※	◎	
ブ	武 蔵 野			(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)		(立川)	(立川)	(立川)	
ロ	青 梅			(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)		(立川)	(立川)	(立川)	
ッ	武蔵府中			(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)		(立川)	(立川)	(立川)	
ク	町 田			(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)		(立川)	(立川)	(立川)	
	日 野			(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)		(立川)	(立川)	(立川)	
	東 村 山			(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)		(立川)	(立川)	(立川)	
	鶴 見			(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(神奈川)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	
	横 浜 中	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎※	◎※	◎	
9	保 土 ヶ 谷	(横浜中)		(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	
	横 浜 南			(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	
	神 奈 川			(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	◎	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	
ブ	戸 塚	(横浜中)		(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	
	緑			(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(神奈川)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	
	川 崎 南	(川崎北)		(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(神奈川)	(横浜中)	(川崎北)	(横浜中)	(横浜中)	
ロ	川 崎 北	◎		(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(神奈川)	(横浜中)	◎	(横浜中)	(横浜中)	
	川 崎 西			(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(神奈川)	(横浜中)	(川崎北)	(横浜中)	(横浜中)	
	横 須 賀			(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(藤沢)	(横浜中)	
ッ	平 塚	(藤沢)		(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(藤沢)	(横浜中)	
	鎌 倉			(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(藤沢)	(横浜中)	
	藤 沢	◎		(横浜中)	(横浜中)	◎	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	◎	◎※	(横浜中)	
ク	小 田 原			(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(藤沢)	(横浜中)	
	相 模 原			(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(神奈川)	(横浜中)	(藤沢)	(藤沢)	(横浜中)	
	厚 木	(藤沢)		(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(神奈川)	(横浜中)	(藤沢)	(藤沢)	(横浜中)	
	大 和			(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(神奈川)	(横浜中)	(藤沢)	(藤沢)	(横浜中)	
10	甲 府	◎	◎	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)		◎	◎	(立川)	
ブ	山 梨	(甲府)	(甲府)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)		(甲府)	(甲府)	(立川)	
ロ	大 月	(甲府)		(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)		(甲府)	(甲府)	(立川)	
ッ	鯉 沢	(甲府)	(甲府)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)		(甲府)	(甲府)	(立川)	

(注) 1 ◎は広域中心署

2 括弧書の署名は、広域運営における中心署

3 「情報技術専門官(個人)」欄の○は、特官(電子商取引担当)と同様の広域運営による先端分野に係る調査等を担当

4 特調部門等の個人は特調部門、法人は調査筆頭部門

5 「評価専門官」欄の◎は評価専門官の配置署、括弧書の署名は指定署

6 麹町署の特別調査情報官1名は、全管広域運営によって、署所管連結グループに対する調査を担当

7 「審理専門官」欄の※は、審理専門官の複数配置署

8 麹町署の法人国際官1名及び源泉国際官1名は、全管広域運営によって、情報の収集・分析及びそれらに基づく調査事業の企画、調査手法の開発等を担当

9 「機動官(個人)」欄の括弧書の署名は連絡署。なお、○は広域運営(6ブロック:世田谷署、北沢署、玉川署、渋谷署)による国際取引に関する機動調査事務を担当

10 機動官(資産)の○は配置署

3 平成30事務年度 主な機能別職員の広域運営等の状況

署名等	区分	評価	特別調査	酒類	機動官		機動調査官			酒類調査
	専門官	情報官	指導官	個人	資産	一般	機動担当部門	特命担当	担当	センター (広・広域)
1	千葉東	◎	(京橋)	◎	◎	◎	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	◎	
	千葉南	◎	(京橋)	(千葉東)	◎	(千葉東)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)	
	千葉西	(千葉東)	(京橋)	(千葉東)	(千葉東)	○(千葉東)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)	
	銚子	(成田)	(京橋)	(成田)	(東金)	(千葉東)	◎	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)
	市川	◎	(京橋)	(松戸)	◎	○(千葉東)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)	
	船橋	(千葉東)	(京橋)	(松戸)	(市川)	(千葉東)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)	
	館山	(千葉南)	(京橋)	(千葉東)	(千葉南)	(千葉東)	(木更津)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)
	木更津	(千葉南)	(京橋)	(千葉東)	(千葉南)	(千葉東)	◎	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)
	松戸	(市川)	(京橋)	◎	◎	○(千葉東)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)	
	佐原	(成田)	(京橋)	(成田)	(成田)	(千葉東)	(銚子)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)
	茂原	(千葉南)	(京橋)	(千葉東)	(東金)	(千葉東)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)	
	成田	◎	(京橋)	◎	◎	○(千葉東)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)	
2	東金	(成田)	(京橋)	(成田)	◎	(千葉東)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)	
	柏	(市川)	(京橋)	(松戸)	(松戸)	(千葉東)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)	
	麴町	(神田)	◎	(神田)	◎	(渋谷)	(神田)	◎	(豊島)	
	神田	◎	(麴町)	◎	(麴町)	(渋谷)	◎	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)	
	小石川	(足立)	(麴町)	(東京上野)	(豊島)	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)	
	本郷	(足立)	(麴町)	(東京上野)	(豊島)	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)	
	豊島	(四谷)	(麴町)	◎	◎	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	◎	
	板橋	(四谷)	(麴町)	(豊島)	◎	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)	
	東京上野	(足立)	(麴町)	◎	◎	○(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)	
	浅草	(足立)	(麴町)	(東京上野)	(東京上野)	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)	
	王子	(足立)	(麴町)	(東京上野)	(東京上野)	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)	
	荒川	(足立)	(麴町)	(東京上野)	(足立)	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)	
3	足立	◎	(麴町)	(東京上野)	◎	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)	
	西新井	(足立)	(麴町)	(東京上野)	(足立)	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)	
	葛飾	(江戸川北)	(麴町)	(東京上野)	◎	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)	
	日本橋	(神田)	(京橋)	(神田)	(京橋)	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)	
	京橋	(神田)	◎	(神田)	◎	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)	
	本所	(江戸川北)	(京橋)	(東京上野)	(葛飾)	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)	
	向島	(江戸川北)	(京橋)	(東京上野)	(葛飾)	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)	
	江東西	(江戸川北)	(京橋)	(神田)	◎	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)	
	江東東	(江戸川北)	(京橋)	(神田)	(江東西)	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)	
	江戸川北	◎	(京橋)	(神田)	◎	○(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)	
	江戸川南	(江戸川北)	(京橋)	(神田)	(江戸川北)	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)	
	芝	(神田)	(品川)	(神田)	◎	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)	
5	麻布	(神田)	(品川)	(神田)	◎	○(渋谷)	(神田)	◎	(横浜中)	
	品川	(目黒)	◎	◎	◎	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)	
	荏原	(目黒)	(品川)	(品川)	(品川)	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)	
	大森	(目黒)	(品川)	(品川)	(麻布)	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)	
	雪谷	(目黒)	(品川)	(品川)	(麻布)	(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)	
	蒲田	(目黒)	(品川)	(品川)	(芝)	○(渋谷)	(神田)	(麴町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)	

(注) 1 ◎は広域中心署

2 括弧書の署名は、広域運営における中心署

3 「情報技術専門官(個人)」欄の○は、特官(電子商取引担当)と同様の広域運営による先端分野に係る調査等を担当

4 特調部門等の個人は特調部門、法人は調査筆頭部門

5 「評価専門官」欄の◎は評価専門官の配置署、括弧書の署名は指定署

6 麴町署の特別調査情報官1名は、全管広域運営によって、署所管連絡グループに対する調査を担当

7 「審理専門官」欄の※は、審理専門官の複数配置署

8 麴町署の法人国際官1名及び源泉国際官1名は、全管広域運営によって、情報の収集・分析及びそれらに基づく調査事業の企画、調査手法の開発等を担当

9 「機動官(個人)」欄の括弧書の署名は連絡署。なお、○は広域運営(6ブロック:世田谷署、北沢署、玉川署、渋谷署)による国際取引に関する機動調査事務を担当

10 機動官(資産)の○は配置署

3 平成30事務年度 主な機能別職員の広域運営等の状況

区分		評価	特別調査	酒類	機動官		機動調査課			官署 センター (広・広域)
					個人	資産	(	法	人	
署名等		専門官	情報官	指導官			一般機動担当部門特命担当			
6	目黒	◎	(新宿)	(品川)	○(渋谷)	(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	ブ世田谷	◎	(新宿)	(品川)	◎	(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	ロ北沢	(世田谷)	(新宿)	(品川)	(世田谷)	(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	ツ玉川	(世田谷)	(新宿)	(品川)	(世田谷)	(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	ク渋谷	(神田)	(新宿)	(品川)	◎	◎		(神田)	◎	(横浜中)
7	四谷	◎	(新宿)	(豊島)	(新宿)	(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	ブ新宿	(四谷)	◎	(豊島)	◎	(渋谷)		(神田)	◎	(豊島)
	ロ中野	(四谷)	(新宿)	(豊島)	(杉並)	○(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	ツ杉並	(世田谷)	(新宿)	(豊島)	◎	(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	ク荻窪	(世田谷)	(新宿)	(豊島)	(杉並)	(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
8	練馬東	(四谷)	(新宿)	(豊島)	◎	(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	練馬西	(四谷)	(新宿)	(豊島)	(練馬東)	(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	八王子	◎	(新宿)	(立川)	◎	○(立川)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	ブ立川	(武蔵府中)	(新宿)	◎	◎	◎		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	ロ武蔵野	(武蔵府中)	(新宿)	(立川)	◎	○(立川)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
9	青梅	(八王子)	(新宿)	(立川)	(立川)	(立川)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	ツ武蔵府中	◎	(新宿)	(立川)	◎	○(立川)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	ク町田	(八王子)	(新宿)	(立川)	(八王子)	(立川)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	日野	(八王子)	(新宿)	(立川)	(武蔵府中)	(立川)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	東村山	(武蔵府中)	(新宿)	(立川)	◎	○(立川)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
10	鶴見	(川崎北)	(品川)	(川崎北)	(神奈川)	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	ブ横浜中	◎	(品川)	◎	◎	◎		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	◎
	ロ保土ヶ谷	(横浜中)	(品川)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	ツ横浜南	(横浜中)	(品川)	(横浜中)	◎	○(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	ク神奈川	(川崎北)	(品川)	(川崎北)	◎	○(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
11	戸塚	(横浜中)	(品川)	(横浜中)	(横浜南)	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	緑	(川崎北)	(品川)	(川崎北)	◎	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	川崎南	(川崎北)	(品川)	(川崎北)	◎	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	ロ川崎北	◎	(品川)	◎	◎	○(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	川崎西	(川崎北)	(品川)	(川崎北)	(川崎北)	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
12	横須賀	(藤沢)	(品川)	(横浜中)	(鎌倉)	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	ツ平塚	(厚木)	(品川)	(厚木)	◎	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	鎌倉	(藤沢)	(品川)	(横浜中)	◎	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	ク藤沢	◎	(品川)	(厚木)	◎	○(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	小田原	(厚木)	(品川)	(厚木)	(平塚)	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
13	相模原	(厚木)	(品川)	(厚木)	◎	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	厚木	◎	(品川)	◎	(平塚)	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	大和	(藤沢)	(品川)	(厚木)	(相模原)	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
14	甲府	◎	(新宿)	◎	◎	(立川)	◎	(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	◎
	ブ山梨	(甲府)	(新宿)	(甲府)	(甲府)	(立川)	(甲府)	(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(甲府)
	ロ大月	(甲府)	(新宿)	(甲府)	(甲府)	(立川)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(甲府)
ク	諏訪	(甲府)	(新宿)	(甲府)	(甲府)	(立川)	(甲府)	(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(甲府)

(注) 1 ◎は広域中心署

2 括弧内の署名は、広域運営における中心署

3 「情報技術専門官(個人)」欄の○は、特官(電子商取引担当)と同様の広域運営による先端分野に係る調査等を担当

4 特調部門等の個人は特調部門、法人は調査筆頭部門

5 「評価専門官」欄の◎は評価専門官の配置署、括弧内の署名は指定署

6 麹町署の特別調査情報官1名は、全管広域運営によって、署所管連結グループに対する調査を担当

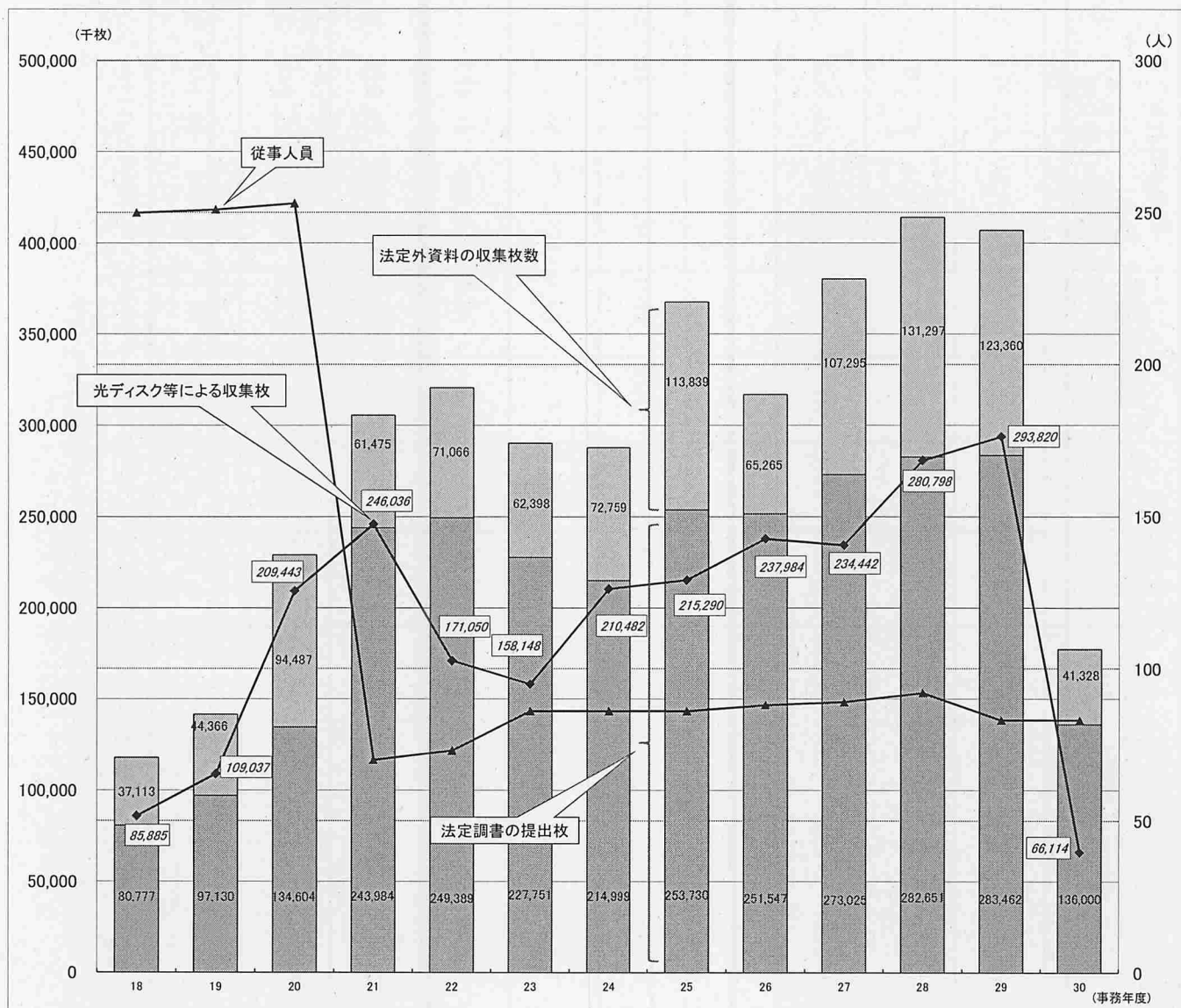
7 「審理専門官」欄の※は、審理専門官の複数配置署

8 麹町署の法人国際官1名及び源泉国際官1名は、全管広域運営によって、情報の収集・分析及びそれらに基づく調査事業の企画、調査手法の開発等を担当

9 「機動官(個人)」欄の括弧内の署名は連絡署。なお、○は広域運営(6ブロック:世田谷署、北沢署、玉川署、渋谷署)による国際取引に関する機動調査事務を担当

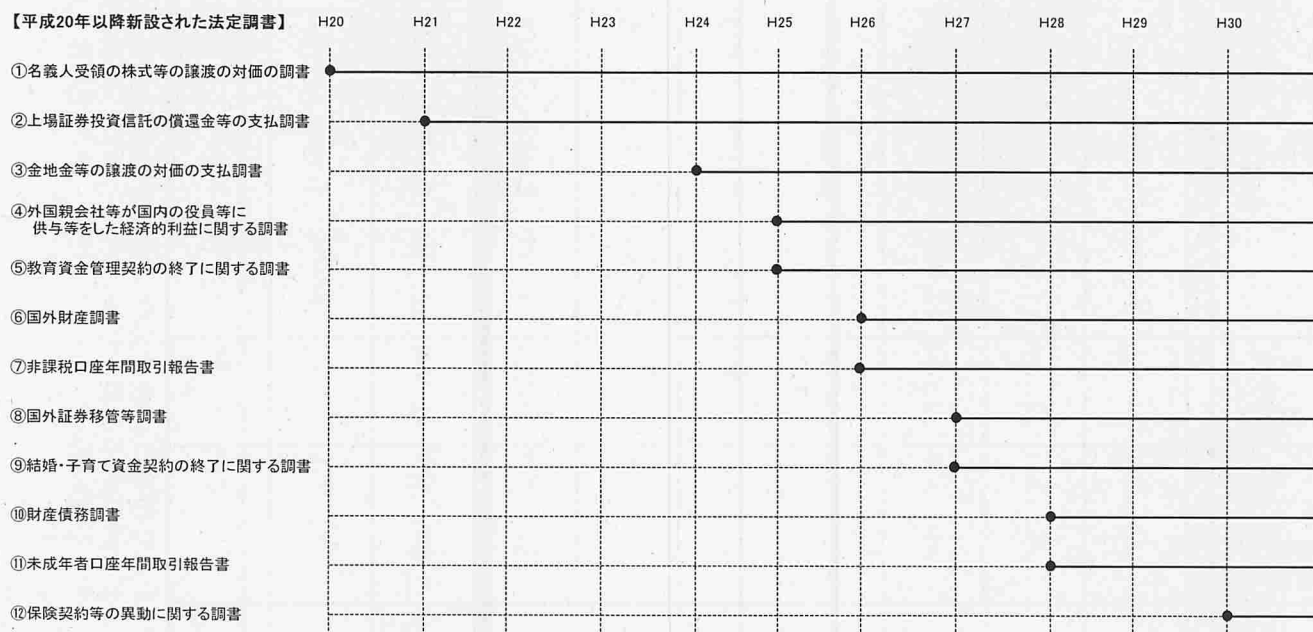
10 機動官(資産)の○は配置署

○ 資料収集枚数等の推移



(注) 平成30事務年度は、平成30年7月～12月の実績である。

【平成20年以降新設された法定調書】



○ 総合調査特官の調査事績の推移

区分 事務 年度	処理 事件 数	処理 件数	調 査 総 日 数	増差所得金額				不正所得金額				追徴 税額	更・修 正割合	不正発 見割合	複数税 目割合	処理事案件数1件当たり		
				所得税	相続・ 贈与税	法人税		所得税	相続・ 贈与税	法人税						増差所 得金額	不正所 得金額	追徴 税額
	件	件	人日	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%	千円	千円	千円
21	86	444	13,340	15,035	2,195	1,271	11,569	9,269	524	178	8,566	3,885	86.9	28.6	95.3	174,828	107,774	45,177
22	86	364	12,888	11,517	3,581	2,283	5,653	5,821	1,724	66	4,031	4,387	74.2	35.2	66.3	133,921	67,685	51,013
23	88	376	12,639	11,757	2,658	1,906	7,193	5,726	792	557	4,376	3,857	79.5	34.0	67.0	133,599	65,063	43,833
24	66	306	10,365	7,344	2,107	1,085	4,152	4,053	636	212	3,205	2,655	87.6	30.1	72.7	111,281	61,409	40,223
25	79	301	10,021	6,964	2,273	619	4,072	3,345	974	19	2,352	2,236	77.1	21.6	67.1	88,150	42,345	28,302
26	81	288	9,782	9,588	2,084	1,379	6,124	4,747	1,000	66	3,681	3,201	81.3	30.9	79.0	118,374	58,607	39,517
27	84	370	10,234	9,777	2,453	858	6,466	3,146	635	29	2,482	3,400	82.4	22.4	78.6	116,390	37,453	40,475
28	89	339	11,994	11,478	2,632	620	8,226	2,013	539	24	1,450	2,851	77.6	16.5	75.3	128,964	22,616	32,031
29	103	372	9,752	8,781	4,053	915	3,813	3,289	598	80	2,611	3,099	84.1	22.3	77.6	85,255	31,940	30,092
30	66	239	6,356	8,145	3,297	1,287	3,560	3,310	929	88	2,292	2,586	83.7	19.7	78.8	123,413	50,166	39,194

- (注) 1 処理事案件数は基幹事案の件数を示し、処理件数は基幹・関連・連携を含めた件数を示す。
2 増差所得金額及び不正所得金額は、所得税、相続・贈与税、法人税に係る調査事績である。
3 追徴税額は、所得税、相続・贈与税、法人税、消費税、源泉所得税及び印紙税の追徴本税額及び加算税額等を含む。
4 更・修正割合及び不正発見割合は、処理件数に占める更・修正件数又は不正発見件数の割合を示す。
5 複数税目割合は、処理事案件数に占める複数税目処理事案の件数の割合を示す。
6 30事務年度は、平成31年3月末現在の事績を示す。

3 開発調査特官の資料源開発事績の推移

区分 事務 年度	稼働日数の状況			処理件数の状況								試行 調査	資料収集の状況					
	総稼働 日 数	開発調査 事 務	割 合	開発調査 件 数	開発事案区分						その他の 資 料 源 開発事案		活用効果の高い資料				蓄積 その他	合計
					特定事案	法定監査	調査同行 事 案	協力依頼 事 案	共同開発 事 案	連絡事案			重要資料	資金資料	連絡せん	小計		
人日	人日	%	件	件	件	件	件	件	件	件	件	枚	枚	枚	枚	枚	枚	
20	13,494.9	10,611.5	78.6	403	9	91	248	55			-	54	3,212	725	5,744	9,681	186,668	196,349
21	13,447.9	10,554.9	78.5	366	1	81	229	35		20	-	19	3,120	25	8,452	11,597	148,236	159,833
22	13,367.2	10,252.9	76.7	351	3	72	218	43		15	-	29	2,419	67	8,924	11,410	250,095	261,505
23	13,857.2	10,453.6	75.4	372	-	65	260	42		5	-	10	1,369	472	4,920	6,761	409,905	416,666
24	13,770.5	10,450.7	75.9	361	12	119	113	91		26	-	5	2,208	30	6,240	8,478	556,713	565,191
25	13,590.6	10,024.8	73.8	340	-	122	118	92		8	-	6	2,609	28	8,158	10,795	429,125	439,920
26	13,782.6	10,316.3	74.9	356	-	124	112	119			1	2	1,247	18	8,203	9,468	3,219,548	3,229,016
27	13,761.6	10,320.0	75.0	360	-	99	161	98			2	-	1,266	5	9,171	10,442	1,106,986	1,117,428
28	13,860.1	10,334.6	74.6	368	-	88	153	122			5	-	784	9	6,720	7,513	15,907,416	15,914,929
29	15,660.8	11,794.6	75.3	386	-	77	172	125			12	-	1,030	6	7,066	8,102	16,651,222	16,659,324
30	8,324.2	6,154.5	73.9	165	-	46	88	27			4	-	619	0	2,587	3,206	954,066	957,272

(注) 平成30事務年度は、平成30年7月～12月の実績である。
連絡せんには、調査情報連絡せんを含む。

4 法定監査事績の推移

区 分 事務年度	実 地 監 査								簡 易 監 査					
	件 数	非違件数	非違割合	収 集 枚 数					件 数	非違件数	非違割合	収 集 枚 数		
				法定調書		法定外資料		計				法定調書	法定外資料	計
				1件当たり		1件当たり								
	件	件	%	枚	枚	枚	枚	枚	件	件	%	枚	枚	枚
21	391	328	83.9	32,092	82.1	53,336	136.4	85,428	136	123	90.4	1,529	0	1,529
22	455	418	91.9	23,467	51.6	53,360	117.3	76,827	212	206	97.2	2,549	178	2,727
23	850	775	91.2	42,553	50.1	169,667	199.6	212,220	221	219	99.1	3,355	23	3,378
24	807	735	91.1	56,591	70.1	51,535	63.9	108,126						
25	818	751	91.8	71,616	87.6	55,634	68.0	127,250						
26	806	696	86.4	41,824	51.9	132,221	164.0	174,045						
27	799	664	83.1	59,171	74.1	4,938,435	6,180.8	4,997,606						
28	998	770	77.2	103,340	103.5	997,367	999.4	1,100,707						
29	952	719	75.5	33,585	35.3	301,303	316.5	334,888						
30	658	237	36.0	5,171	7.9	67,640	102.8	72,811						

(注) 1 平成30事務年度は、平成30年7月～平成30年12月の実績である。
 2 平成24事務年度からは、監査事務体系の見直しを行い、簡易監査を廃止した。

審理課の事務所掌(局審理関係部署との関係)

*イメージ図

事前照会

申告

調査の指導・監督
(調査審理)

更正等

不服申立て
(再調査・審査請求)

再調査決定

裁決

訴訟

参考

署	所得税 (譲渡・山林及び源泉を除く)
	相続税、贈与税 譲渡・山林所得
	法人税 源泉所得税
	消費税 印紙税
	間接諸税 (印紙税を除く)
局	酒税
	料調特調事案
	他局事案

所轄署 簡易な事案	事前照会等担当 ・文書回答事案 ・事前照会の複雑困難事案
	消費税課
事前照会等担当 ・組織再編及び再建支援等の事前照会	

個人課税課	不服審査担当 (局事案等担当) ・争訟見込み事案における原処分のための調査審理
資産課税課	
法人課税課	
個人課税課 資産課税課 法人課税課 消費税課 (印紙税のみ)	
消費税課	

不服審査担当 ・原処分庁(事案担当者等)に対する文案指導

酒税課

局事案等担当 ・原処分のための調査審理(調査審理依頼のあるものに限る。)

局間支援担当 ・他局における原処分のための調査審理(支援要請のあるものに限る。)

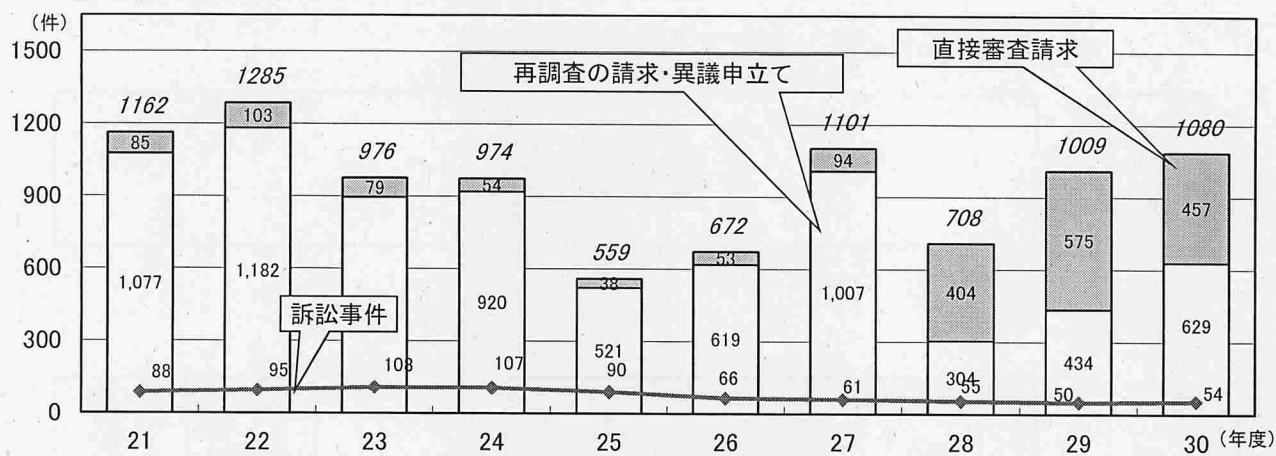
局事案等担当 (文案指導・合議課)

局間支援担当 ・他局からの要請を受け、事務運営指針の枠を超えて不服審査事案に係る文案作成等の支援を実施
--

訟務官室 ・所得班 ・資産班 ・法人班 ・国際班 ・査察班 ・支援班 (争訟見込支援)
--

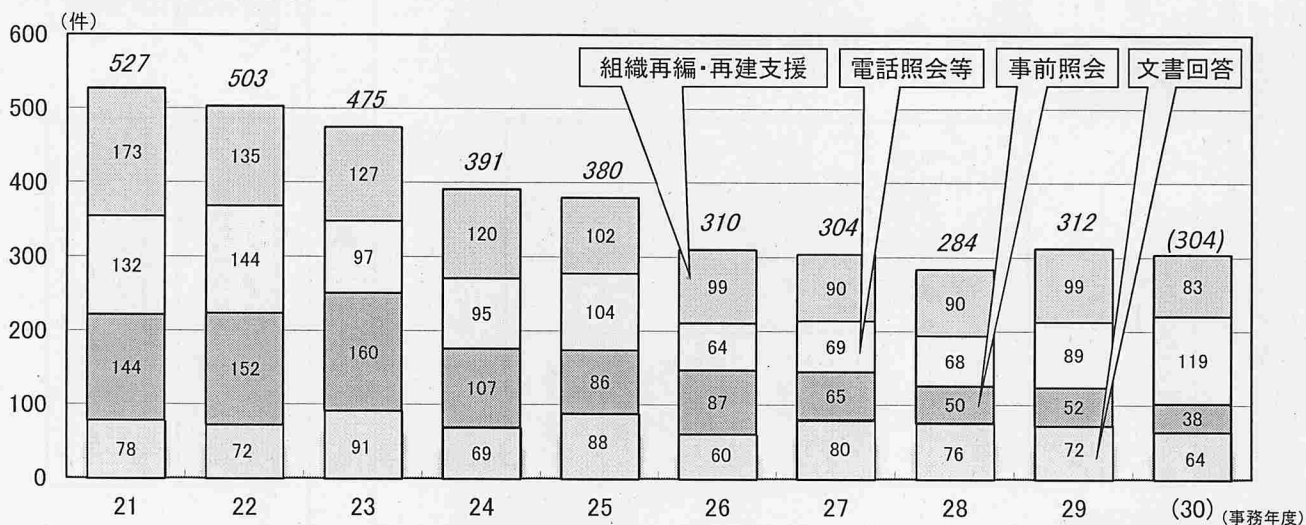
○ 不服申立て・事前照会等の件数の推移

【不服申立て等の発生件数】



(参考) 不服申立て制度の改正により、平成28年4月以降の処分に対する不服申立ては、審査請求と再調査の請求の選択制とされた。

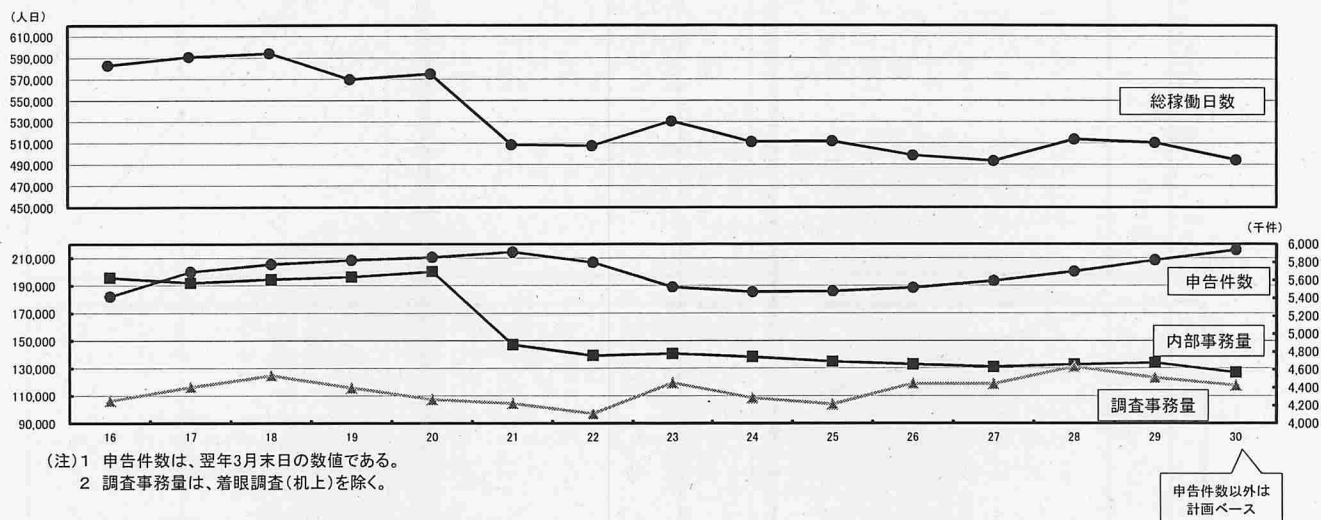
【事前照会等の発生件数】



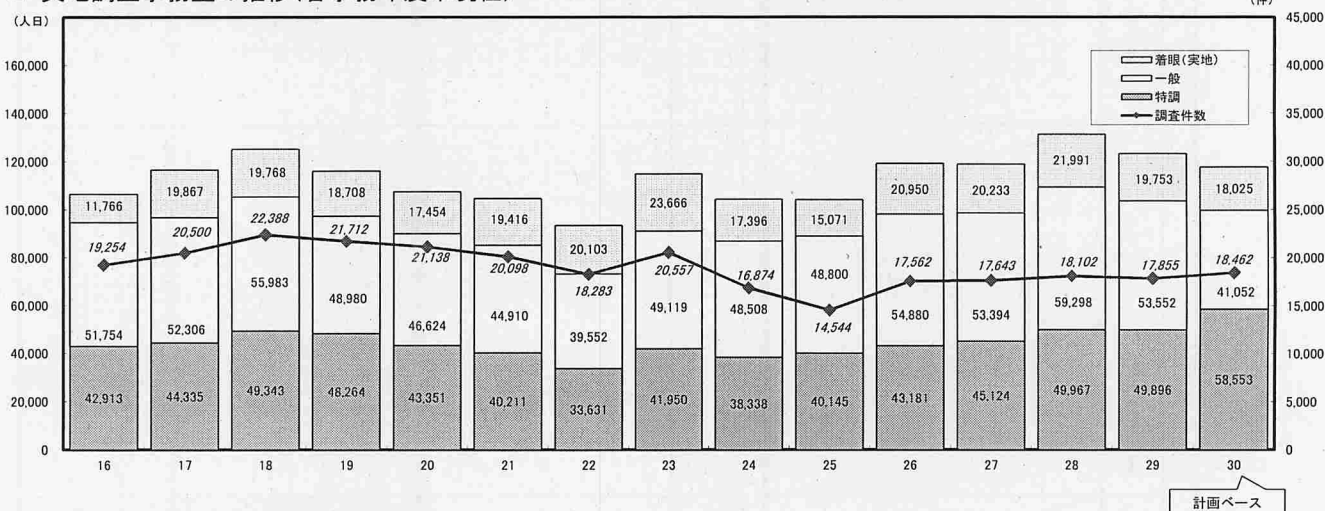
(注) 30事務年度の件数(304件)は5月末現在の件数であり、対前年同比は107.8%(29事務年度の5月末現在は282件)である。

○ 事務運営の推移等

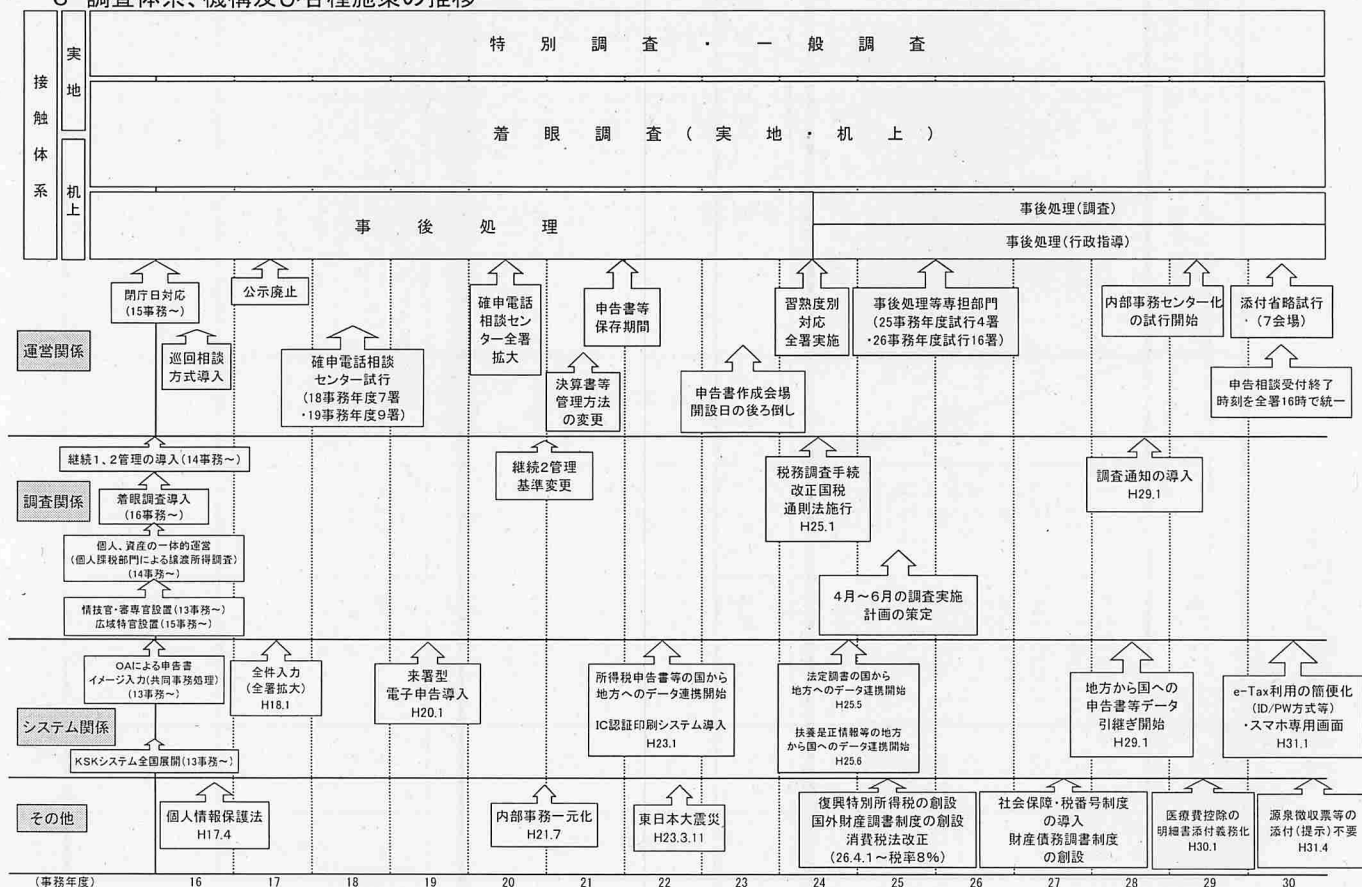
1 個人課税部門の総稼働日数、所得税の申告書提出件数及び調査・内部事務量



2 実地調査事務量の推移(各事務年度末現在)



3 調査体系、機構及び各種施策の推移



2 課税事績の推移

(1) 所得税

所得者区分		合 計											
区分	年		対前年比	1人当たり	営業等所得者	対前年比	1人当たり	農業所得者	対前年比	1人当たり	その他所得者	対前年比	1人当たり
人 員	21	人	%		人	%		人	%		人	%	
	22	1,881,208	96.1		314,552	88.8		10,170	92.7		1,556,486	97.7	
	23	1,849,343	98.3		303,672	96.5		10,952	107.7		1,534,719	98.6	
	24	1,620,789	87.6		314,600	103.6		10,741	98.1		1,295,448	84.4	
	25	1,613,230	99.5		321,005	102.0		12,395	115.4		1,279,830	98.8	
	26	1,671,661	103.6		328,667	102.4		11,389	91.9		1,331,605	104.0	
	27	1,659,088	99.2		341,642	103.9		10,161	89.2		1,307,285	98.2	
	28	1,712,512	103.2		353,052	103.3		11,886	117.0		1,347,574	103.1	
	29	1,718,096	100.3		361,934	102.5		13,258	111.5		1,342,904	99.7	
	30	1,741,987	101.4		359,825	99.4		13,521	102.0		1,368,641	101.9	
総 所 得 金 額 等	21	億円	%	千円	億円	%	千円	億円	%	千円	億円	%	千円
	22	116,509	87.3	6,193	14,483	88.3	4,604	287	92.3	2,822	101,739	87.2	6,536
	23	116,257	99.8	6,286	13,989	96.6	4,607	343	119.5	3,132	101,925	100.2	6,641
	24	112,855	97.1	6,963	14,226	101.7	4,522	316	92.1	2,942	98,313	96.5	7,589
	25	115,454	102.3	7,157	14,642	102.9	4,561	398	125.9	3,210	100,414	102.1	7,846
	26	136,032	117.8	8,138	15,013	102.5	4,568	355	89.2	3,117	120,665	120.2	9,062
	27	128,823	94.7	7,765	15,721	104.7	4,602	300	84.5	2,952	112,802	93.5	8,629
	28	138,112	107.2	8,065	16,396	104.3	4,644	388	129.3	3,264	121,327	107.6	9,003
	29	141,111	102.2	8,213	16,777	102.3	4,635	467	120.3	3,522	123,867	102.1	9,224
	30	147,085	104.2	8,444	16,990	101.3	4,722	482	103.2	3,562	129,614	104.6	9,470
申 告 納 税 額	21	億円	%	千円	億円	%	千円	億円	%	千円	億円	%	千円
	22	9,009	83.1	479	1,411	91.2	449	12	92.3	118	7,586	81.7	487
	23	9,062	100.6	490	1,373	97.3	452	16	133.3	146	7,673	101.1	500
	24	9,173	101.2	566	1,397	101.7	444	13	81.3	121	7,763	101.2	599
	25	9,355	102.0	580	1,411	101.0	440	20	150.1	157	7,924	102.1	619
	26	10,966	117.2	656	1,456	103.2	443	17	88.3	151	9,493	119.8	713
	27	10,904	99.4	657	1,501	103.1	439	14	79.0	134	9,390	98.9	718
	28	12,144	111.4	709	1,609	107.2	456	22	159.7	183	10,513	112.0	780
	29	12,574	103.5	732	1,613	100.3	446	30	136.4	224	10,931	104.0	814
	30	13,186	104.9	757	1,615	100.1	449	31	103.1	226	11,540	105.6	843
申 告 納 税 額	21	億円	%	千円	億円	%	千円	億円	%	千円	億円	%	千円
	22	13,778	104.5	789	1,672	103.5	460	26	85.4	202	12,079	104.7	882
	23	13,778	104.5	789	1,672	103.5	460	26	85.4	202	12,079	104.7	882
	24	13,778	104.5	789	1,672	103.5	460	26	85.4	202	12,079	104.7	882
	25	13,778	104.5	789	1,672	103.5	460	26	85.4	202	12,079	104.7	882
	26	13,778	104.5	789	1,672	103.5	460	26	85.4	202	12,079	104.7	882
	27	13,778	104.5	789	1,672	103.5	460	26	85.4	202	12,079	104.7	882
	28	13,778	104.5	789	1,672	103.5	460	26	85.4	202	12,079	104.7	882
	29	13,778	104.5	789	1,672	103.5	460	26	85.4	202	12,079	104.7	882
	30	13,778	104.5	789	1,672	103.5	460	26	85.4	202	12,079	104.7	882

(参考) 譲渡の有所得者数等

譲渡所得	対前年比	1人当たり
人	%	
135,935	108.9	
149,057	109.7	
136,895	91.8	
150,039	109.6	
312,479	208.3	
244,635	78.3	
254,234	103.9	
199,575	78.5	
287,229	143.9	
243,980	84.9	
億円	%	千円
12,813	67.5	9,426
15,155	118.3	10,167
16,058	106.0	11,730
18,349	114.3	12,229
36,886	201.0	11,804
25,206	68.3	10,304
30,387	120.6	11,952
32,777	107.9	16,424
37,031	113.0	12,892
37,141	100.3	15,223

(注) 各翌年3月31日現在の数値である。

申告所得税集計簿 (業務管理情報)

確定申告状況報告書

(2) 消費税

区分	年	区分				区分		区分	
		納税申告	対前年比	簡易課税	対前年比	還付申告	対前年比	計	対前年比
申告 件 数		件	%	件	%	件	%	件	%
	19	293,055	96.1	198,032	96.3	7,017	99.2	300,072	96.1
	20	286,936	97.9	193,008	97.5	7,449	106.2	294,385	98.1
	21	284,859	99.3	191,298	99.1	7,972	107.0	292,831	99.5
	22	275,049	96.6	184,495	96.4	7,043	88.3	282,092	96.3
	23	248,682	90.4	166,740	90.4	6,013	85.4	254,695	90.3
	24	235,575	94.7	155,509	93.3	5,557	92.4	241,132	94.7
	25	230,025	97.6	150,464	96.8	5,893	106.0	235,918	97.8
	26	230,373	100.2	148,687	98.8	6,715	113.9	237,088	100.5
	27	231,730	100.6	147,178	99.0	7,304	108.8	239,034	100.8
	28	234,677	101.3	146,597	99.6	7,619	104.3	242,296	101.4
	29	235,496	100.3	145,245	99.1	7,942	104.2	243,438	100.5
申告 税 額		百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
	19	114,656	97.7	56,014	97.7	10,236	130.3	104,420	95.3
	20	110,175	96.1	53,694	95.9	8,638	84.4	101,537	97.2
	21	103,764	94.2	50,114	93.3	8,666	100.3	95,098	93.7
	22	100,206	96.6	48,395	96.6	6,786	78.3	93,420	98.2
	23	95,316	95.1	46,220	95.6	4,441	65.4	90,875	97.3
	24	94,393	99.0	45,620	98.7	4,342	97.8	90,051	99.1
	25	94,062	99.6	45,188	99.1	5,440	125.3	88,622	98.4
	26	131,570	139.9	63,145	139.7	8,743	160.7	122,827	138.6
	27	147,320	112.0	70,134	111.1	11,118	127.2	136,202	110.9
	28	152,554	103.6	73,268	104.5	10,145	91.3	142,408	104.6
	29	153,568	100.7	73,000	99.6	11,458	112.9	142,109	99.8

(注) 1 各年分は、その年の4月1日から翌年3月31日までに終了した課税期間について、翌年6月30日までの申告(国、地方公共団体等については翌年9月30日までの申告を含む。)又は処理(更正、決定等)の事績である。

2 「申告税額」欄は、地方消費税(譲渡割額)を含まない。

3 「申告税額」欄の「計」欄は、納税申告税額から還付申告税額を控除したものである。

東京国税局統計書(消費税課税状況)

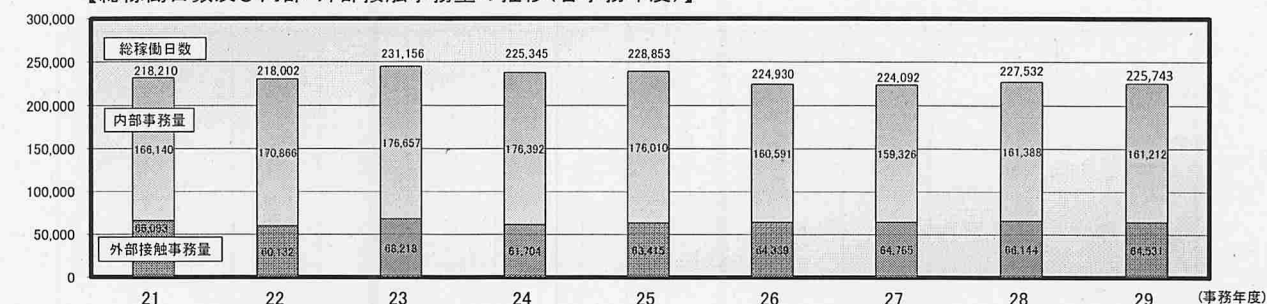
3 調査事績(調査態様別)の推移

区分		税目 項目 事務 年度	所 得 税								消 費 税			源 泉 所 得 税	
			調査件数	調査総日数	調査全年分増差額		1 件当たり			重加賦課 割 合	調査件数	同時調査 割 合	増差税額	非 違 割 合	税 額
					所得金額	税 額	調査日数	所得金額	税 額						
			件	人日	百万円	百万円	人日	千円	千円	%	件	%	百万円	%	百万円
特 別	21		3,679	50,341	86,629	22,423	13.7	23,547	6,095	14.8	2,100	57.1	4,787		
	22		3,260	45,968	76,817	21,565	14.1	23,563	6,615	15.2	1,751	53.7	2,313		
	23		3,698	50,038	75,384	18,256	13.5	20,385	4,937	12.1	1,966	53.2	2,416		
	24		3,408	52,684	69,893	15,353	15.5	20,509	4,505	11.1	1,953	57.3	2,119		
	25		3,255	52,658	58,884	14,369	16.2	18,090	4,414	11.5	1,770	54.4	2,222		
	26		3,286	50,906	63,487	13,195	15.5	19,320	4,016	8.9	1,988	60.5	1,810		
	27		3,586	53,938	65,677	15,052	15.0	18,315	4,197	10.1	2,042	56.9	2,789		
	28		3,707	55,922	60,971	13,432	15.1	16,447	3,624	10.6	2,168	58.5	2,523		
	29		4,054	60,639	101,735	21,607	15.0	25,095	5,330	11.4	2,220	54.8	2,890		
	30		3,746	53,445	82,244	16,889	14.3	21,955	4,509	13.7	2,002	53.4	3,378		
一 般	21		10,045	47,514	81,394	11,271	4.7	8,103	1,122	1.7	3,835	38.2	1,088		
	22		8,816	43,055	72,596	10,379	4.9	8,235	1,177	1.5	3,438	39.0	1,355		
	23		10,416	50,583	80,175	10,203	4.9	7,697	980	1.5	4,138	39.7	1,515		
	24		9,121	48,664	60,973	7,011	5.3	6,685	769	1.3	3,662	40.1	1,177		
	25		8,669	49,645	65,781	7,924	5.7	7,588	914	2.2	3,046	35.1	957		
	26		9,832	58,464	90,081	10,880	5.9	9,162	1,107	3.7	4,380	44.5	1,862		
	27		9,552	56,320	91,496	10,864	5.9	9,579	1,137	4.5	3,996	41.8	1,805		
	28		9,667	56,610	83,870	10,314	5.9	8,676	1,067	3.5	4,140	42.8	2,154		
	29		9,126	56,306	84,393	10,780	6.2	9,248	1,181	4.6	3,790	41.5	2,360		
	30		7,163	44,060	74,110	9,166	6.9	10,346	1,280	6.9	2,931	40.9	2,154		
着 眼	21		8,254	19,401	16,578	1,110	2.4	2,008	135	-	6,147	34.7	1,180		
	22		7,724	20,856	21,933	1,935	2.7	2,840	251	-	6,234	29.3	1,422		
	23		7,960	22,096	20,528	1,520	2.8	2,579	191	-	6,130	34.8	1,306		
	24		4,437	12,304	13,394	1,121	2.8	3,019	253	-	2,858	31.7	720		
	25		4,072	13,512	13,643	1,278	3.3	3,350	314	-	1,389	30.5	336		
	26		5,810	20,066	35,781	2,505	3.5	6,158	431	0.5	2,028	34.9	646		
	27		5,817	20,133	41,206	2,999	3.5	7,084	516	0.8	2,026	34.8	759		
	28		6,186	20,706	41,676	3,159	3.3	6,737	511	0.5	2,006	32.4	796		
	29		5,896	20,017	33,374	2,602	3.4	5,660	441	0.6	2,071	35.1	776		
	30		4,359	14,150	25,495	2,086	3.2	5,849	479	0.5	1,626	37.3	755		
合 計	21		21,978	117,256	184,601	34,804	5.3	8,399	1,584	3.2	12,082	40.0	7,055	2.1	257
	22		19,800	109,879	171,346	33,879	5.5	8,654	1,711	3.2	11,423	36.5	5,090	1.7	247
	23		22,074	122,717	176,087	29,979	5.6	7,977	1,358	2.7	12,234	39.6	5,237	1.8	212
	24		16,966	113,652	144,260	23,485	6.7	8,503	1,384	3.0	8,473	40.8	4,016	2.4	252
	25		15,996	115,815	138,308	23,571	7.2	8,646	1,474	4.8	6,205	37.9	3,515	2.1	261
	26		18,928	129,436	189,349	26,580	6.8	10,004	1,404	3.6	8,396	44.4	4,318	2.0	178
	27		18,955	130,391	198,379	28,916	6.9	10,466	1,526	4.4	8,064	42.5	5,353	1.7	182
	28		19,560	133,238	186,517	26,906	6.8	9,536	1,376	3.9	8,314	42.5	5,473	1.7	134
	29		19,076	136,962	219,502	34,989	7.2	11,507	1,834	3.4	8,081	42.4	6,026	1.3	84
	30		15,268	111,655	181,849	28,141	7.3	11,910	1,843	7.2	6,559	43.0	6,287	1.2	94

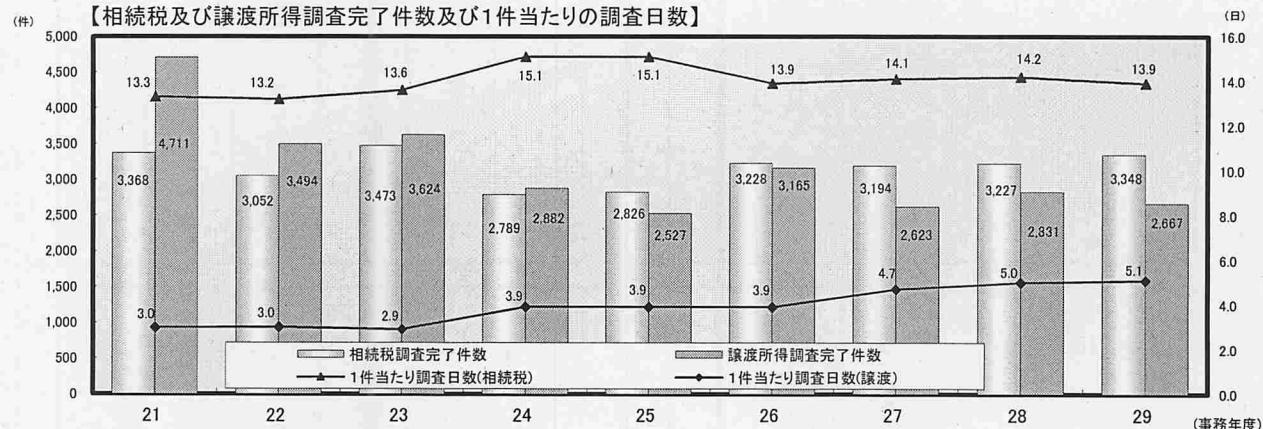
- (注) 1 局特・総合事案を含み、査察事案を除く。
 2 税額には加算税額を含む。
 3 着眼調査は実地調査のみである。
 4 30事務年度は、30年7月～31年4月の事績である。

1 事務運営の推移等

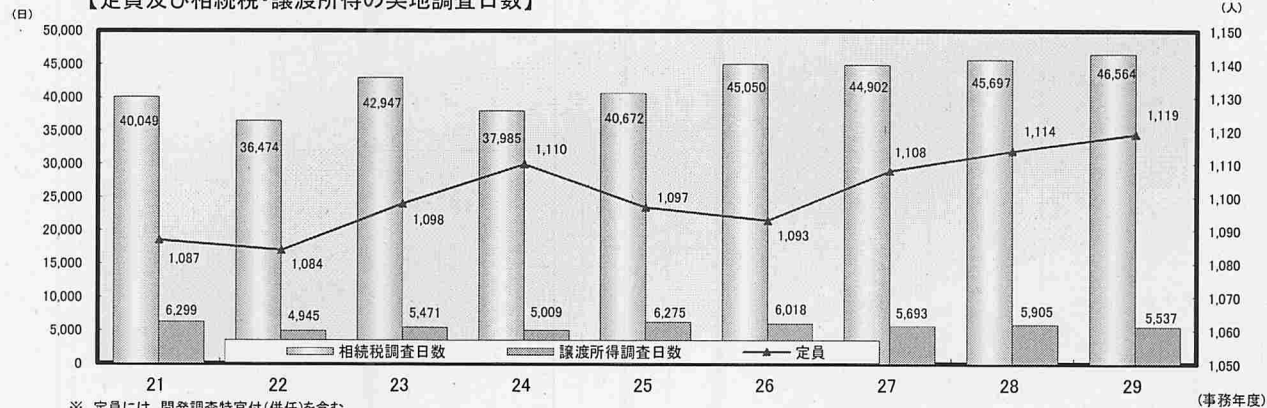
【総稼働日数及び内部・外部接触事務量の推移(各事務年度)】



【相続税及び譲渡所得調査完了件数及び1件当たりの調査日数】



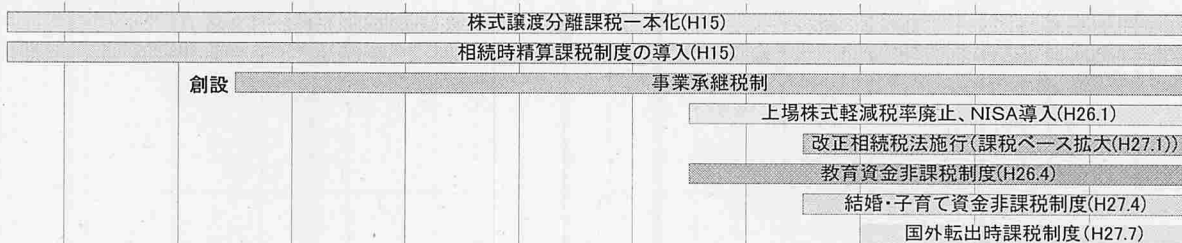
【定員及び相続税・譲渡所得の実地調査日数】



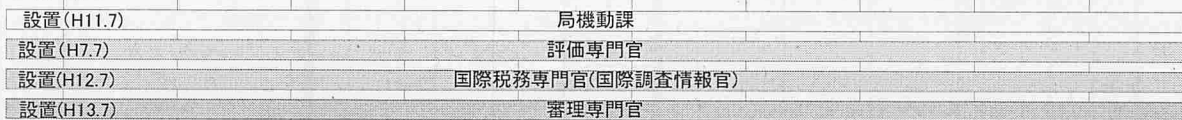
※ 定員には、開発調査特官付(併任)を含む。

【資産課税に係る機構等の変遷】

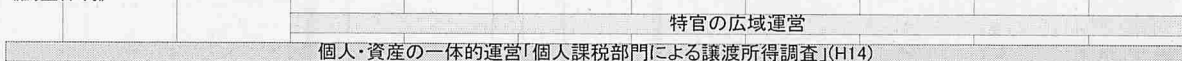
《税制改正》



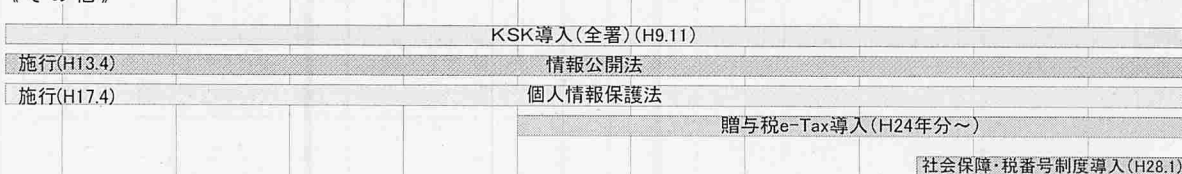
《機構》



《調査体制》



《その他》



2 課税事績の推移

区分 年分	相 続 税											
	被相続人数		課税価格					納付税額				
			人員	対前年比	金額	対前年比	1人当たり	人員	対前年比	金額	対前年比	1人当たり
人	%	人	%	億円	%	千円	人	%	億円	%	千円	
20	15,237	105.0	44,726	103.2	41,346	104.3	92,443	39,152	103.2	6,027	101.4	15,394
21	14,485	95.1	42,009	93.9	37,350	90.3	88,910	36,714	93.8	5,343	88.7	14,553
22	16,147	111.5	46,296	110.2	39,526	105.8	85,377	40,285	109.7	5,472	102.4	13,583
23	16,375	101.4	46,238	99.9	39,923	101.0	86,343	40,122	99.6	5,756	105.2	14,345
24	17,263	105.4	48,401	104.7	40,435	101.3	83,542	42,003	104.7	5,566	96.7	13,252
25	18,136	105.1	50,401	104.1	44,211	109.3	87,718	43,639	103.9	6,614	118.8	15,156
26	18,608	102.6	50,778	100.7	43,827	99.1	86,311	44,048	100.9	6,500	98.3	14,756
27	32,209	173.1	84,433	166.3	51,721	118.0	61,257	72,934	165.6	7,601	116.9	10,420
28	32,909	102.2	85,573	101.4	52,833	102.1	61,740	74,387	102.0	8,132	107.0	10,932
29	34,962	106.2	89,908	105.1	55,935	105.9	62,214	77,956	104.8	8,689	106.8	11,146
30					集 計 中							

贈 与 税					
課税件数			贈与税額		
件	対前年比	精算課税	件	対前年比	1人当たり
件	%	件	億円	%	千円
73,821	93.3	1,270	448	98.0	606
72,469	98.2	1,294	435	97.1	601
77,915	107.5	1,140	507	116.5	651
88,118	113.1	1,135	582	114.7	660
94,833	107.6	1,077	512	88.0	540
107,726	113.6	1,210	711	138.8	660
120,252	111.6	1,130	1,336	188.0	1,111
126,532	105.2	1,156	1,065	79.7	842
123,166	97.3	1,182	859	80.7	698
124,406	101.0	1,359	883	102.8	710
122,082	98.1	1,070	1,378	156.0	1,129

(注) 1 相続税は翌年10月末日までに申告又は処理をしたものである。

2 贈与税は翌年3月31日現在の事績である。

東京国税局統計書

贈与税の申告状況表

3 調査事績の推移

(1) 実地調査事績（相続税）

区分 事務 年度	要処理件数		処理済件数	調査件数		調査日数		増差課税価格	1件当たり		重加賦課 件数	重加賦課 割合
		対前年比			更・修正割合		対前年比		調査日数	増差課税価格		
	件	%	件	件	%	人日	%	百万円	人日	千円	件	%
21	50,447	100.7	29,870	3,368	79.7	44,819	98.5	103,340	13.3	30,683	293	10.9
22	51,676	102.4	31,404	3,052	77.0	40,326	90.0	97,246	13.2	31,863	232	9.9
23	50,719	98.1	30,469	3,473	74.0	47,171	117.0	104,009	13.6	29,947	245	9.5
24	52,575	103.7	25,666	2,789	73.2	42,102	89.3	70,999	15.1	25,457	205	10.0
25	58,669	111.6	31,065	2,826	75.5	42,740	101.5	80,811	15.1	28,596	210	9.8
26	60,902	103.8	34,497	3,228	75.1	45,056	105.4	91,110	14.0	28,225	240	9.9
27	73,811	121.2	43,418	3,194	75.2	44,902	99.7	74,514	14.1	23,329	224	7.0
28	83,868	113.6	53,784	3,227	76.5	45,697	101.8	95,651	14.2	29,641	233	7.2
29	88,745	105.8	63,764	3,350	79.4	46,543	101.9	90,368	13.9	26,976	262	7.8
30	—	—	—	2,946	85.8	37,354	—	79,929	12.7	27,131	354	12.0

(注) 1 局特・査察・総合特官・資産課税課調査担当の事績を含む。
2 平成21事務年度～23事務年度の調査対象事案は、前々年6月～前年5月までに相続が開始した事案である。
3 平成24事務年度の調査対象事案は、平成22年6月～12月までに相続が開始した事案である。
4 平成25事務年度～29事務年度の調査対象事案は、前々年1月～12月までに相続が開始した事案である。
5 平成30事務年度は、平成30年7月～平成31年3月の実績である。

(2) 実地調査事績（譲渡所得）

参考（資産）

区分 事務 年度	調査件数		調査日数		増差所得金額	1件当たり		重加賦課 件 数	重加賦課 割 合	備 考
		更・修正割合		対前年比		調査日数	増差所得金額			
	件	%	人日	%	百万円	人日	千円	件	%	
21	4,711	74.9	13,998	74.3	49,295	3.0	10,464	65	1.8	
22	3,494	72.0	10,323	73.7	33,568	3.0	9,607	38	1.5	
23	3,624	70.1	10,662	103.3	27,526	2.9	7,595	43	1.7	
24	2,882	70.4	11,117	104.3	23,632	3.9	8,200	48	2.4	
25	2,527	67.4	9,939	89.4	18,115	3.9	7,169	92	5.4	
26	3,165	71.7	12,459	125.4	26,199	3.9	8,278	109	4.8	
27	3,223	67.8	12,392	99.5	30,246	3.8	9,384	87	2.7	
28	3,713	69.0	14,154	114.2	26,061	3.8	7,019	52	1.4	
29	3,472	67.5	13,659	96.5	30,053	3.9	8,656	40	1.2	
30	2,341	69.8	8,611	-	21,075	3.7	9,003	25	1.1	

(注) 1 局特・査察・総合特官・資産課税課調査担当・個人課税の事績を含む。

2 平成30事務年度は、平成30年7月～平成31年3月の実績である。

資 産 税 事 務 処 理 状 況 報 告 書

譲渡所得実地調査事績集計表・検討表

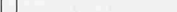
(参考) 個人課税部門職員による譲渡所得調査（上記内書）

区分 事務 年度	調査件数			調査日数		増差所得金額	1件当たり		重加賦課 件 数	重加賦課 割 合	備 考
	譲渡調査全件数 に占める割合	更・修正割合	対前年比	調査日数	増差所得金額						
	件	%	%	人日	%	百万円	人日	千円	件	%	
21	2,283	48.5	81.8	7,206	66.0	17,516	3.2	7,672	16	0.9	
22	1,680	48.1	81.9	4,995	69.3	10,882	3.0	6,477	8	0.6	
23	1,585	43.7	79.8	5,162	103.3	10,565	3.3	6,666	11	0.9	
24	1,280	44.4	81.0	4,841	93.8	8,879	3.8	6,937	4	0.4	
25	826	32.7	76.4	3,446	71.2	6,983	4.2	8,454	11	1.7	
26	1,529	48.3	78.9	6,246	181.3	11,044	4.1	7,223	18	1.5	
27	1,682	52.2	71.8	6,144	98.4	13,691	3.7	8,140	6	0.4	
28	2,145	57.8	69.8	7,454	121.3	13,172	3.5	6,141	18	0.8	
29	2,109	60.7	65.5	7,308	98.0	17,025	3.5	8,073	14	0.7	
30	1,856	79.3	66.9	5,955	-	13,707	3.2	7,385	14	0.8	

譲渡所得実地調査事績集計表・検討表

参考（機動）

1 機動課職員の年間派遣状況等

月 事務年度	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
30													
	(1回目派遣・14署)				(2回目派遣・19署)				(確申派遣)		(3回目派遣・18署)		
	←----- 前 期 派 遣 -----→						←----- 後期派遣 -----→						

【派遣先署数等】

区分 事務年度	派遣先署数 (延べ署数)	派遣人員 (延べ人員)	被指導者数 (延べ人数)
28	(署) 43	(人) 41	(人) 88
29	52	57	131
30 (令和元年5月末現在)	51	56	139

(注) 「被指導者数」は、機動課職員が派遣先署において同行指導を行った調査経験の浅い職員(調査事務経験3年未満)の人数である。

2 相続税の調査実績

(各年6月末現在)

区 分 事務年度		事 案 態 様	①	② 調査日数			③ 要更正件数		④ 増差課税価格			⑤ 増差税額			⑥ 重加賦課件数		
			調 査 了 完 件 数		内 局 従 事 日 数	1 件 当 たり ②/①		要更正 割 合 ③/①		1 件 当 たり ④/①	1 日 当 たり ④/②		1 件 当 たり ⑤/①	1 日 当 たり ⑤/②		重 加 賦 割 合 ⑥/①	重 加 賦 割 合 ⑥/③
			(件)	(日)	(日)	(日)	(件)	(%)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(件)	(%)	(%)
28	自己	84	1,393.3	1,343.7	16.6	71	84.5	2,683,363	31,945	1,926	561,420	6,684	403	10	11.9	14.1	
	支援	119	1,334.4	381.9	11.2	99	83.2	3,057,897	25,697	2,292	368,696	3,098	276	15	12.6	15.2	
	合計	203	2,727.7	1,725.6	13.4	170	83.7	5,741,260	28,282	2,105	930,116	4,582	341	25	12.3	14.7	
29	自己	115	1,923.1	1,894.3	16.7	101	87.8	3,608,818	31,381	1,877	1,140,502	9,917	593	11	9.6	10.0	
	支援	169	2,088.7	527.9	12.4	146	86.4	6,337,698	37,501	3,034	1,103,557	6,530	528	38	22.5	26.0	
	合計	284	4,011.8	2,422.2	14.1	247	87.0	9,946,516	35,023	2,479	2,244,059	7,902	559	49	17.3	19.8	
30 (平成31年3月末現在)	自己	78	1,241.9	1,257.1	15.9	76	97.4	2,714,423	34,800	2,186	783,700	10,047	631	12	15.4	15.8	
	支援	186	2,222.7	544.3	12.0	175	94.1	6,933,784	37,278	3,120	1,041,987	5,602	469	44	23.7	25.1	
	合計	264	3,464.6	1,801.4	13.1	251	95.1	9,648,207	72,078	2,785	1,825,687	6,915	527	56	21.2	22.3	

3 同行指導実績

(各年6月末現在)

区分 事務年度	臨宅調査		金融機関調査		その他		合 計	
	(回)	(日)	(回)	(日)	(回)	(日)	(回)	(日)
28	219	191.0	137	107.8	355	211.9	内 92 711	510.7
29	360	316.2	192	136.4	506	316.8	内 179 1058	769.4
30 (平成31年3月末現在)	260	239.9	178	137.5	300	191.1	内 154 738	568.5

(注1) 「合計」欄の内書きは、質問応答記録書の作成回数を示す。

(注2) 「その他」は、準備調査書、争点整理表、重審資料作成等の指導回数・日数を示す。

○ 訴訟事件件数の推移

【 発生件数 】

（各年度3月末現在、単位：件・％）

税 目 年 度	所 得 税	法 人 税	相 続 税 贈 与 税	消 費 税	そ の 他	合 計
21	55	23	4	－	6	88
22	48	26	11	1	9	95
23	51	30	19	1	7	108
24	48	35	13	2	9	107
25	41	21	18	2	8	90
26	28	23	9	1	5	66
27	28	14	10	3	6	61
28	32	9	9	1	4	55
29	21	11	5	4	9	50
30	18	17	12	4	3	54
対前年度比 (30/29)	85.7	154.5	240.0	100.0	33.3	108.0

【 係属・終結件数等 】

（各年度3月末現在、単位：件・％）

区 分 年 度	期 首 係 属 件 数	終 結 件 数						期 末 係 属 件 数	敗 訴 割 合
		取下げ等	却 下	棄 却	一部敗訴	全部敗訴	合 計		
21	119	13 (14.1)	2 (2.2)	73 (79.3)	2 (2.2)	2 (2.2)	92 (100.0)	115	4.3
22	115	16 (16.8)	－ (0.0)	67 (70.5)	3 (3.2)	9 (9.5)	95 (100.0)	115	12.6
23	115	3 (2.9)	1 (0.9)	72 (68.6)	10 (9.5)	19 (18.1)	105 (100.0)	118	27.6
24	118	2 (1.7)	12 (10.3)	93 (80.2)	5 (4.3)	4 (3.5)	116 (100.0)	109	7.8
25	109	5 (5.0)	4 (4.0)	80 (80.0)	3 (3.0)	8 (8.0)	100 (100.0)	99	11.0
26	99	2 (2.6)	3 (3.9)	63 (82.9)	1 (1.3)	7 (9.2)	76 (100.0)	89	10.5
27	89	4 (4.8)	4 (4.8)	67 (79.8)	－ (0.0)	9 (10.7)	84 (100.0)	66	10.7
28	66	5 (7.5)	5 (7.5)	56 (83.6)	－ (0.0)	1 (1.5)	67 (100.0)	54	1.5
29	54	4 (8.5)	3 (6.4)	35 (74.5)	1 (2.1)	4 (8.5)	47 (100.0)	57	10.6
30	57	5 (10.0)	4 (8.0)	39 (78.0)	1 (2.0)	1 (2.0)	50 (100.0)	61	4.0

（ ）内は、構成比である。

目 次

課税第二部

(ページ)

【統括国税実査官（広域担当）】

1	基本的な考え方	1
2	令和元事務年度の事務運営	1
(1)	大規模広域管理事案の管理等	1
(2)	大規模広域管理事案の調査	1
3	調査事績	2

【統括国税調査官（間接諸税担当）】

1	基本的な考え方	3
2	令和元事務年度の事務運営	3
(1)	印紙税に係る調査事務	3
(2)	印紙税以外の間接諸税に係る調査事務	3
(3)	人材育成	3
3	科目別所掌場数等	4
4	調査事績	4
5	短期併任	4

【資料調査課】

1	基本的な考え方	5
2	調査事務関係	5
(1)	令和元事務年度の実行方針	5
(2)	調査態様	5
3	署職員及び他局資料調査課職員の調査能力の向上等	5
4	調査事績（資料調査第一課）	6
5	調査事績（資料調査第二課）	8
6	調査事績（資料調査第三課）	10

【酒類業調整官】

1 基本的な考え方	12
2 令和元事務年度の事務運営	12
(1) 酒類産業振興のための施策の実施	12
(2) 適切な法執行の実施	14
(3) 人材育成	16

【統括国税調査官（酒税担当）】

1 基本的な考え方	17
2 令和元事務年度の事務運営	17
(1) 酒税調査	17
(2) 犯則調査	17
(3) 人材育成	17

【鑑定官室】

1 基本的な考え方	18
2 令和元事務年度の事務運営	18
(1) 分析・鑑定事務の的確な実施	18
(2) 酒類の安全性確保と品質向上への取組	19
(3) 酒類製造技術指導の的確な実施	19
(4) 酒類業者に対する技術的な支援	19
(5) 局主催酒類鑑評会の実施	19
(6) その他	20
3 鑑定指導室の事務	20

〔参考計表（法人）〕

参考（法人）－ 1	事務運営の推移等（法人税・消費税関係）	22
参考（法人）－ 2	事務運営の推移等（源泉所得税関係）	23
参考（法人）－ 3	課税事績の推移	24
参考（法人）－ 4	調査事績（調査態様別）の推移	25
参考（法人）－ 5	未納者の推移・源泉実地調査の推移	26

〔参考計表（消費）〕

参考（消費）－ 1	課税事績の推移（消費税）	27
参考（消費）－ 2	事務運営の推移等（間接諸税関係）	28
参考（消費）－ 3	調査事績の推移（印紙税単独調査）	29
参考（消費）－ 4	課税事績の推移（間接諸税）	30

〔参考計表（酒）〕

参考（酒）－ 1	酒税関係事務運営の目標と取組方針	31
参考（酒）－ 2	酒類の製造・販売業免許場数の推移	32
参考（酒）－ 3	東京国税局管内の酒税課税等状況表	33
参考（酒）－ 4	東京国税局管内の清酒の課税移出数量の推移（平成 20 年度～平成 30 年度）	34
参考（酒）－ 5	東京国税局管内の果実酒の課税移出数量の推移（平成 20 年度～平成 30 年度）	35
参考（酒）－ 6	酒類小売業免許の付与等件数の推移（平成 25 事務年度～平成 29 事務年度）	36
参考（酒）－ 7	酒類行政の基本的方向性	37
参考（酒）－ 8	「酒類の公正な取引に関する基準」のポイント	38

事務運営の概要等

課税第二部 統括国税実査官（広域担当）

1 基本的な考え方

統括国税実査官（広域担当）（以下「広域担当統実官」という。）は、大規模法人グループ等（おおむね3局5署10法人以上）で、局管轄・事務系統を超えた複雑な金員の流れ・取引が想定され、グループ全体を捉えた調査が必要と認められる事案及び署の陣容では調査が困難な事案（法人課税課等要請事案、消費税不正還付想定事案等）を大規模広域管理事案として指定・管理し、深度ある調査を実施する。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 大規模広域管理事案の管理等

大規模広域管理事案として指定した事案については、広域担当統実官主導の下、基幹署が中心となり調査着手に向けて必要な資料情報の収集等を継続的に行うとともにその実態把握に努め、調査着手する。

また、中長期的な観点での大規模広域管理事案の掘り起こし及び選定を充実させるため、大規模広域管理事案の候補となるグループについても管理対象グループとして定め、

大規模広域管理事案として事案組成する。

なお、各主管課等から、消費税不正還付事案等の緊急に調査を要する事案について広域担当統実官に調査要請があった場合には、関係部署と協議し、随時に選定し機動的に対応する。

(2) 大規模広域管理事案の調査

大規模広域管理事案の基幹署、関係局署と協議の上、調査実施計画を策定し、調査能力と機動力を発揮して、深度ある調査を実施する。

調査体制については、広域担当統実官主導で署と合同で調査を行う局特別調査（局署合同調査）及び局署間連携調査により実施する。

また、大規模広域管理事案の構成員等に指定していない関係者についても調査展開に応じて、随時連携調査を行うこととしている。

なお、各主管課等から要請のあった消費税不正還付事案等の署の陣容では調査が困難な事案についても、関係部署と協議の上、調査支援等を行う。

3 調査事績(平成31年3月末現在)

(1) 基幹事案

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.		計画 件数		着手 件数		着手 割合	処理 件数	処理 割合	更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	不正 所得	追徴 税額											
	年度	No.	①	件	②	件											③	%	④	件	⑤	%	⑥	件	⑦	%	⑧
局署合同	29	1		7		7		100.0		6		85.7		6		100.0		5		83.3			817		631		365
	30	2		7		7		100.0		3		42.9		3		100.0		3		100.0			595		683		250
合 計	29	3	-	7	-	7		100.0		6		85.7		6		100.0		5		83.3			817		631		365
	30	4	-	7	-	7		100.0		3		42.9		3		100.0		3		100.0			595		683		250
3 年 平 均	5			7		7		100.0		5		71.4		5		100.0		3		60.0			789		836		218
3年平均対比 (4/5又は4-5)	6			100.0%		100.0%		ポイント ±0.0		60.0%		▲ 28.5		60.0%		ポイント ±0.0		100.0%		ポイント +40.0			75.4%		81.7 %		114.7%

(2) 基幹・関連・連携事案合計

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.		処理 件数		更 修正 件数		更 修正 割合		不正 発見 件数		不正 発見 割合		増差 所得		基幹 1件 当たり		不正 所得		基幹 1件 当たり		追徴 税額			
	年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	百万円	⑦	百万円	⑧	百万円	⑨	百万円		⑩	百万円	
局署合同	29	1		106		101		95.3		73		68.9		5,596		933		2,917		486		1,615		
	30	2		46		44		95.7		30		65.2		3,062		1,021		2,849		950		1,686		
合 計	29	3		106		101		95.3		73		68.9		5,596		933		2,917		486		1,615		
	30	4		46		44		95.7		30		65.2		3,062		1,021		2,849		950		1,686		
3 年 平 均			5			73		65		89.0		44		60.3		3,377		675		2,137		427		1,005
3年平均対比 (6/7又は6-7)			6			63.0%		67.7%		ポイント +6.7		68.2%		ポイント +4.9		90.7%		151.3%		133.3%		222.5%		167.8%

(参考)

上記合計の うち国際化 富裕層	29	7	7	7	100.0		7	100.0		3,156	3,156	986	986	826
	30	8	1	1	100.0		1	100.0		24	-	26	-	5
対前年比 (10/9又は10-9)	9		14.3%	14.3%	ポイント ±0.0		14.3%	ポイント ±0.0		0.8%	皆減	2.6%	皆減	0.6%

(3) 消費税

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.		調査 件数	増差 税額			不正 税額		
					内固有	1 件 当たり		内固有	1件 当たり
	年度	No.	① 件	②百万円	③百万円	④百万円	⑤百万円	⑥百万円	⑦百万円
局署合同	29	1	72	134	62	2	74	40	1
	30	2	33	149	25	5	67	28	2
合 計	29	3	72	134	62	2	74	40	1
	30	4	33	149	25	5	67	28	2

3 年 平 均	5	54	154	65	3	69	15	1
3年平均対比 (4/5)	6	61.1%	96.8%	38.5%	166.7%	97.1%	186.7%	200.0%

事務運営の概要等

課税第二部 統括国税調査官（間接諸税担当）

1 基本的な考え方

統括国税調査官（間接諸税担当）は、局長が指定する間接諸税の製造場等に対する調査事務並びに間接諸税に係る犯則事件の調査及び処分を所掌している。

調査事務については、各税目の特性に配意して調査優先度の高い法人等を選定し、調査を実施する。また、[] 調査、他局・調査部・署との連携調査や情報交換等を積極的に行い、効果的・効率的な調査を実施する。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 印紙税に係る調査事務

[] を重点的に調査対象とする。

このほか、[] を調査対象として、深度ある調査を実施する。

なお、接触率及び納税コンプライアンスの維持・向上を図るため、[] [] 調査や [] 調査を行うなど、効果的・効率的な調査の実施にも配意する。

(2) 印紙税以外の間接諸税に係る調査事務

国際観光旅客税（平成 31 年 1 月 7 日施行）については、制度の早期定着を図るとともに、[] [] 調査等（行政指導を含む。）を実施する。

その他の間接諸税については、[] を総合勘案して選定を行い、深度ある調査を実施する。

なお、揮発油税と石油石炭税との同時調査を行うことなどにより、効率的な調査の実施に配意する。

(3) 人材育成

間接諸税の調査手法等を継承する観点から、O J Tによる人材育成に配意する。

また、印紙税及び揮発油税の局間併任調査や、署職員の諸税調査部門への短期併任による調査を計画的に実施する。

3 税目別所掌場数等(平成30事務年度)

税 目	者 数	場数計	1号指定	2号指定
			場	場
印 紙 税 ①	993	1,052	866	186
た ば こ 税 等	19	63	25	38
揮 発 油 税 等	29	43	32	11
航 空 機 燃 料 税	10	13	11	2
石 油 ガ ス 税	37	75	35	40
石 油 石 炭 税	22	28	12	16
電 源 開 発 促 進 税	2	2	2	0
国 際 観 光 旅 客 税	79	79	0	79
印紙税以外の間接諸税計 ②	198	303	117	186

1号指定 ⇒ 印紙税：原則、資本金50億円以上の法人

印紙税以外の間接諸税：原則、年税額5,000万円以上の製造場

ただし、たばこ税、石油石炭税及び国際観光旅客税については全製造場

2号指定 ⇒ 1号指定に準ずる製造場等で、局統括国税調査官による調査が必要と認められるもの

4 調査事績(平成31年3月末現在)

(1) 印紙税

項目 事務年度		調 査 計 画 場 数	調 査 事 績							分 析			
			調 査 場 数				調 査 日 数 (処理済)	非 違 場 数	非 違 税 額	計 画 対 比		非 違 発 見 割 合	非 違 1 場 当 た り の 税 額
			着 手	内 繰 越	処 理	着 手				処 理			
							① 場	② 場	③ 場		④ 場	⑤ 日	⑥ 場
29	1	102	90	2	63	1,802	58	348,953	88.2	61.8	92.1	6,016	
30	2	105	103	2	62	1,722	57	461,510	98.1	59.0	91.9	8,097	
前年対比 (2/1又は2-1)	3	102.9%	114.4%	100.0%	98.4%	95.6%	98.3%	132.3%	ポイント +9.9	ポイント ▲ 2.8	ポイント ▲ 0.2	134.6%	
5 年 平 均	4	97.8	91.4	1.8	53.2	1,455.0	47.8	306,204	93.5	54.4	89.8	6,406	
5年平均対比 (2/4又は2-4)	5	107.4%	112.7%	111.1%	116.5%	118.4%	119.2%	150.7%	ポイント +4.6	ポイント +4.6	ポイント +2.1	126.4%	

(2) 印紙税以外の間接諸税

項目 事務年度		調 査 計 画 場 数	調 査 事 績							分 析			
			調 査 場 数			調 査 日 数 (処理済)	非 違 場 数	非 違 税 額	計 画 対 比		非 違 見 発 割 合	非 違 1 場 当 た り の 税 額	
			着 手	内 繰 越	処 理				着 手	処 理			
						① 場	② 場	③ 場			④ 場	⑤ 日	⑥ 場
29	6	36	31	0	20	184	1	323,457	86.1	55.6	5.0	323,457	
30	7	38	25	1	14	112	2	66,769	65.8	36.8	14.3	33,385	
前年対比 (7/6又は7-6)	8	105.6%	80.6%	—	70.0%	60.9%	200.0%	20.6%	ポイント ▲ 20.3	ポイント ▲ 18.8	ポイント +9.3	10.3%	
5 年 平 均	9	35.6	25.6	0.6	18.4	219.0	1.6	114,455	71.9	51.7	8.7	71,534	
5年平均対比 (7/9又は7-9)	10	106.7%	97.7%	166.7%	76.1%	51.1%	125.0%	58.3%	ポイント ▲ 6.1	ポイント ▲ 14.9	ポイント +5.6	46.7%	

5 短期併任(平成30事務年度)

区分	税目	印 紙 税	揮 発 油 税 等 庁 指 定 連 携 調 査	
		併 任 受	併 任 受	
局諸税調査職員 (局間併任調査)	30.9.3 ～ 30.9.14	30.11.26 ～ 30.12.7	31.1.21 ～ 31.2.1	
	5局(所)5名	2局2名	2局2名	
署消費税等部門職員	31.1.21 ～ 31.2.1			
	2署2名			

1 基本的な考え方

資料調査課は、複雑、困難、広域、複数税目などの観点から、高度の調査技法、機動力及び多くの調査日数を要し、署では十分な調査を行うことができないと認められる事案（調査困難事案、課税困難事案に区分）について、関係者を一体的に捉えた深度ある調査を実施するとともに、それらに関する調査技法の開発に努める。

① 調査困難事案

大口・悪質な非違が想定される事案

② 課税困難事案

消費税不正還付想定事案、先端分野・租税回避スキーム等

2 調査事務関係

(1) 令和元事務年度の取組方針

基本的な考え方に示したとおり、調査困難事案と課税困難事案について、関係者を一体的に捉えた深度ある調査を実施する。

特に、消費税不正還付想定事案に積極的に取り組む。

(2) 調査態様

調査実施に当たっては、①局員だけで調査を実施する局特別調査（単独調査）と、②局主導で署と合同で調査を実施する局特別調査（局署合同調査）のいずれかによるが、

原則として、

- ・ 資料調査第一課及び資料調査第三課は、単独調査
- ・ 資料調査第二課は、局署合同調査

を実施する。

なお、資料調査第三課は、主に公益法人及び国際化事案の調査を担当する。

3 署職員及び他局資料調査課職員の調査能力の向上等

署職員及び他局資料調査課職員を資料調査課に短期併任し、これらの職員に対して高度な調査技法の習得と調査意欲の向上を図る。

4 調査事績(平成31年3月末現在)

(1) 基幹事案

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.		計画 件数		着手 件数		着手 割合		処理 件数		処理 割合		更 修正 件数		更 修正 割合		不正 発見 件数		不正 発見 割合		増差 所得		不正 所得		追徴 税額	
	年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	件	⑦	%	⑧	件	⑨	%	⑩	百万円	⑪	百万円	⑫	百万円
			(1)		(1)																					
単 独	29	1	(1)	18	(1)	17	94.4		13	72.2		13	100.0		8	61.5		2,307		1,521		994				
	30	2		19		17	89.5		14	73.7		14	100.0		12	85.7		2,088		2,085		1,626				
局署合同	29	3		-		-	-		-	-		-	-		-	-		-		-		-				
	30	4		-		1	-		1	-		1	100.0		1	100.0		133		143		59				
合 計	29	5	(1)	18	(1)	17	94.4		13	72.2		13	100.0		8	61.5		2,307		1,521		994				
	30	6	-	19	-	18	94.7		15	78.9		15	100.0		13	86.7		2,221		2,228		1,685				
3 年 平 均		7		19		14	73.7		13	68.4		12	92.3		10	76.9		2,007		1,739		934				
3年平均対比 (6/7又は6-7)		8		100.0%		128.6%	ポイント +21.0		115.4%	ポイント +10.5		125.0%	ポイント +7.7		130.0%	ポイント +9.8		110.7%		128.1%		180.4%				

※ 括弧書は、前事務年度からの繰越事案件数を内書で示す。

(参考)

上記合計の うち国際化 富裕層	29	9	11	9	81.8	8	72.7	8	100.0	4	50.0	477	326	222
	30	10	5	5	100.0	5	100.0	5	100.0	3	60.0	189	134	427
対前年比 (10/9又は10-9)	11		45.5%	55.6%	ポイント +18.2	62.5%	ポイント +27.3	62.5%	ポイント ±0.0	75.0%	ポイント +10.0	39.6%	41.1%	192.3%

※ ⑫は基幹事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

(2) 基幹・関連事案合計

(単位:件、百万円)

項目		事務 年度 ・ No.	(単位:件、百万円)																												
			処理 件数	更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	基幹 1件 当たり	不正 所得	基幹 1件 当たり	追徴 税額	少額 是正 件数	少額 是正 割合	基幹 1件 当たり	基幹1件 当たり 中央値															
調査態様	年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	百万円	⑦	百万円	⑧	百万円	⑨	百万円	⑩	百万円	⑪	件	⑫	%	⑬	百万円	⑭	百万円	
単 独	29	1	47		43		91.5		24		51.1		3,341		257		2,047		157		1,566		2		15.4		120		76		
	30	2	34		32		94.1		22		64.7		2,446		175		2,269		162		1,800		-		-		129		84		
局署合同	29	3	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		
	30	4	1		1		100.0		1		100.0		133		133		143		143		59		-		-		59		59		
合 計	29	5	47		43		91.5		24		51.1		3,341		257		2,047		157		1,566		2		15.4		120		76		
	30	6	35		33		94.3		23		65.7		2,579		172		2,412		161		1,859		-		-		124		80		
3 年 平 均 ※			7		36		30		83.3		22		61.1		2,611		201		2,117		163		1,520		2		17.7		117		75
3年平均対比 (6/7又は6-7)			8		97.2%		110.0%		ポイント +11.0		104.5%		ポイント +4.6		98.8%		85.6%		113.9%		98.8%		122.3%		皆減		皆減		106%		106.7%

※ 3年平均欄の「基幹1件当たり中央値」は、過去3年間の処理事績に係る中央値を記載している。

(参考)

上記合計の うち国際化 富裕層	29	9	10	8	80.0	4	40.0	477	60	326	41	222	2	25.0	28	21
	30	10	6	5	83.3	3	50.0	189	38	134	27	430	-	-	86	53
対前年比 (10/9又は10-9)	11		60.0%	62.5%	+3.3	75.0%	+10.0	39.6%	63.3%	41.1%	65.9%	193.7%	皆減	皆減	307.1%	252.4%

※ ⑩は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨、⑬は、基幹・関連合計した所得金額(⑥、⑧)及び追徴税額(⑩)を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

⑪は基幹・関連合計した追徴税額が1千万円未満の事案の件数を示す。

⑫は少額是正件数(⑪)を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

⑭は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を基幹1件当たりとした場合の中央値を示す。

(3) 基幹・関連・連携事案合計

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.		処理 件数	更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	基幹 1件 当たり	不正 所得	基幹 1件 当たり	追徴 税額
	年度	No.	① 件	② 件	③ %	④ 件	⑤ %	⑥百万円	⑦百万円	⑧百万円	⑨百万円	⑩百万円
単 独	29	1	62	57	91.9	35	56.5	3,829	295	2,527	194	1,704
	30	2	43	40	93.0	27	62.8	2,836	203	2,546	182	1,927
局署合同	29	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30	4	1	1	100.0	1	100.0	133	133	143	143	59
合 計	29	5	62	57	91.9	35	56.5	3,829	295	2,527	194	1,704
	30	6	44	41	93.2	28	63.6	2,969	198	2,689	179	1,986
3 年 平 均	7		50	42	84.0	28	56.0	3,510	270	2,514	193	1,691
3年平均対比 (6/7又は6-7)	8		88.0%	97.6%	ポイント +9.2	100.0%	ポイント +7.6	84.6%	73.3%	107.0%	92.6%	117.5%

(参考)

上記合計の うち国際化 富 裕 層	29	9	10	8	80.0	4	40.0	477	60	326	41	222				
	30	10	6	5	83.3	3	50.0	189	38	134	27	430				
対前年比 (10/9又は10-9)	11		60.0%	62.5%	ポイント +3.3	75.0%	ポイント +10.0	39.6%	63.3%	41.1%	65.9%	193.7%				

※ ⑩は基幹・関連・連携事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨は基幹・関連・連携合計した所得金額 (⑥、⑧) を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

(4) 消費税

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.		調査 件数	増差 税額	内固有	1 件 当たり	不正 税額	内固有	1件 当たり
	年度	No.	① 件	②百万円	③百万円	④百万円	⑤百万円	⑥百万円	⑦百万円
単 独	29	1	42	396	225	9	155	46	4
	30	2	31	537	427	17	246	149	8
局署合同	29	3	-	-	-	-	-	-	-
	30	4	1	14	-	14	14	-	14
合 計	29	5	42	396	225	9	155	46	4
	30	6	32	551	427	17	260	149	8
3 年 平 均	7		28	622	425	22	402	270	14
3年平均対比 (6/7)	8		114.3%	88.6%	100.5%	77.3%	64.7%	55.2%	57.1%

※ ①は基幹・関連・連携事案の件数の合計を示す。

②、⑤は基幹・関連・連携事案の消費税及び各加算税の合計を示す。

【参考】

課税第二部資料調査第二課

5 調査事績(平成31年3月末現在)

(1) 基幹事案

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.	計画 件数		着手 件数		着手 割合		処理 件数	処理 割合	更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	不正 所得	追徴 税額											
		年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	件	⑦	%	⑧	件	⑨	%	⑩	百万円	⑪	百万円	⑫	百万円
局署合同	29	1		73		67		91.8		59		80.8		57		96.6		54		91.5		4,849		4,996		2,248	
	30	2		73		70		95.9		65		89.0		63		96.9		57		87.7		9,444		9,562		6,152	
合 計	29	3		73		67		91.8		59		80.8		57		96.6		54		91.5		4,849		4,996		2,248	
	30	4		73		70		95.9		65		89.0		63		96.9		57		87.7		9,444		9,562		6,152	
3 年 平 均		5		73		65		89.0		62		84.9		59		95.2		55		88.7		4,408		4,532		2,045	
3年平均対比 (4/5又は4-5)		6		100.0%		107.7%		ポイント +6.9		104.8%		ポイント +4.1		106.8%		ポイント +1.7		103.6%		ポイント ▲ 1.0		214.2%		211.0%		300.8%	

※ 括弧書は、前事務年度からの繰越事案件数を内書で示す。

(参考)

上記合計の うち国際化 富 裕 層	29	7		30		27		90.0		23		76.7		23		100.0		21		91.3		1,788		1,815		952
	30	8		36		33		91.7		32		88.9		31		96.9		26		81.3		3,853		3,860		3,075
対前年比 (8/7又は8-7)	9			120.0%		122.2%		ポイント +1.7		139.1%		ポイント +12.2		134.8%		ポイント ▲ 3.1		123.8%		ポイント ▲ 10.0		215.5%		212.7%		323.0%

※ ⑫は基幹事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

(2) 基幹・関連事案合計

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務年度・No.		処理件数		更修正件数		更修正割合		不正発見件数		不正発見割合		増差所得		基幹1件当たり		不正所得		基幹1件当たり		追徴税額		少額は正件数		少額は正割合		基幹1件当たり		基幹1件当たり中央値	
	年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	百万円	⑦	百万円	⑧	百万円	⑨	百万円	⑩	百万円	⑪	件	⑫	%	⑬	百万円	⑭	百万円
局署合同	29	1	105		100		95.2		88		83.8		6,215		105		6,182		105		2,687		8		13.6		46		33	
	30	2	129		125		96.9		107		82.9		12,452		192		12,359		190		7,310		7		10.8		112		66	
合 計	29	3	105		100		95.2		88		83.8		6,215		105		6,182		105		2,687		8		13.6		46		33	
	30	4	129		125		96.9		107		82.9		12,452		192		12,359		190		7,310		7		10.8		112		66	
3年平均 ※		5	98		92		93.9		82		83.7		5,504		89		5,516		89		2,451		17		28.0		40		26	
3年平均対比 (4/5又は4-5)		6	131.6%		135.9%		ポイント +3.0		130.5%		ポイント ▲ 0.8		226.2%		215.7%		224.1%		213.5%		298.2%		40.4%		ポイント ▲ 17.2		280.0%		253.8%	

※ 3年平均欄の「基幹1件当たり中央値」は、過去3年間の処理事績に係る中央値を記載している。

(参考)

上記合計の うち国際化 富 裕 層	29	7		32		32		100.0		28		87.5		2,172		94		2,189		95		1,065		2		8.7		46		26
	30	8		62		60		96.8		50		80.6		4,895		153		4,843		151		3,530		6		18.8		110		42
対前年比 (8/7又は8-7)	9			193.8%		187.5%		ポイント ▲ 3.2		178.6%		ポイント ▲ 6.9		225.4%		162.8%		221.2%		158.9%		331.5%		300.0%		ポイント +10.1		239.1%		161.5%

※ ⑩は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨、⑬は、基幹・関連合計した所得金額(⑥、⑧)及び追徴税額(⑩)を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

⑪は基幹・関連合計した追徴税額が1千万円未満の事案の件数を示す。

⑫は少額是正件数(⑪)を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

⑭は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を基幹1件当たりとした場合の中央値を示す。

(3) 基幹・関連・連携事案合計

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.		処理 件数		更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	基幹 1件 当たり	不正 所得	基幹 1件 当たり	追徴 税額									
	年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	百万円	⑦	百万円	⑧	百万円	⑨	百万円	⑩	百万円
局署合同	29	1	130	124	95.4	102	78.5	7,257	123	6,894	117	2,935										
	30	2	146	142	97.3	120	82.2	13,574	209	13,003	200	7,811										
合 計	29	3	130	124	95.4	102	78.5	7,257	123	6,894	117	2,935										
	30	4	146	142	97.3	120	82.2	13,574	209	13,003	200	7,811										
3 年 平 均	5	113	107	94.7	92	81.4	6,162	99	5,958	96	2,665											
3年平均対比 (4/5又は4-5)	6	129.2%	132.7%	ポイント +2.6	130.4%	ポイント +0.8	220.3%	211.1%	218.2%	208.1%	293.1%											

(参考)

上記合計の うち国際化 富 裕 層	29	7		32		32		100.0		28		87.5		2,172		94		2,189		95		1,065
	30	8		68		66		97.1		54		79.4		5,320		166		4,949		155		3,722
対前年比 (8/7又は8-7)	9			212.5%		206.3%		ポイント ▲ 2.9		192.9%		ポイント ▲ 8.1		244.9%		176.6%		226.1%		163.2%		349.5%

※ ⑩は基幹・関連・連携事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨は基幹・関連・連携合計した所得金額 (⑥、⑧) を基幹の処理件数 ((1) ④) で除した値を示す。

(4) 消費税

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.		調査 件数	増差 税額	内固有	1 件 当たり	不正 税額	内固有	1件 当たり
	年度	No.							
	①	件	②百万円	③百万円	④百万円	⑤百万円	⑥百万円	⑦百万円	
局署合同	29	1	107	483	47	5	326	21	3
	30	2	120	1,226	136	10	747	51	6
合 計	29	3	107	483	47	5	326	-	3
	30	4	120	1,226	136	10	747	51	6
3 年 平 均	5		100	421	188	4	281	15	3
3年平均対比 (4/5)	6		120.0%	291.2%	72.3%	250.0%	265.8%	340.0%	200.0%

※ ①は基幹・関連・連携事案の件数の合計を示す。

②、⑤は基幹・関連・連携事案の消費税及び各加算税の合計を示す。

【参考】

6 調査事績(平成31年3月末現在)

(1) 基幹事案

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.		計画 件数		着手 件数		着手 割合		処理 件数		処理 割合		更 修正 件数		更 修正 割合		不正 発見 件数		不正 発見 割合		増差 所得		不正 所得		追徴税 額	
	年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	件	⑦	%	⑧	件	⑨	%	⑩	百万円	⑪	百万円	⑫	百万円
単 独	29	1	(1)	17	(1)	17	100.0		14	82.4		13	92.9	4	28.6		3,721	173		1,874						
	30	2		17		16	94.1		11	64.7		11	100.0	7	63.6		2,103	1,189		646						
局署合同	29	3		1		1	100.0		1	100		1	100.0	-	-		5	-		1						
	30	4		-		-	-		-	-		-	-	-	-		-	-		-						
合 計	29	5	(1)	18	(1)	18	100.0		15	83.3		14	93.3	4	26.7		3,726	173		1,875						
	30	6		17		16	94.1		11	64.7		11	100.0	7	63.6		2,103	1,189		646						

3 年 平 均	7		19		19	100.0		13	68.4		12	92.3	6	46.2		2,669	780		1,126							
3年平均対比 (6/7又は6-7)	8		89.5%		84.2%	ポイント ▲ 5.9		84.6%	ポイント ▲ 3.7		91.7%	ポイント +7.7	116.7%	ポイント +17.4		78.8%	152.4%		57.4%							

※ 括弧書は、前事務年度からの繰越事案件数を内書で示す。

(参考)

上記合計の うち国際化 富 裕 層	29	9		9		9	100.0			7	77.8	6	85.7	2	28.6			2,296	145			773				
	30	10		9		9	100.0			8	88.9	8	100.0	6	75.0			1,701	1,125			539				
対前年比 (10/9又は10-9)	11			100.0%		100.0%	±0.0			114.3%	+11.1	133.3%	+14.3	300.0%	+46.4			74.1%	775.9%			69.7%				

※ ⑫は基幹事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

(2) 基幹・関連事案合計

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.	処理 件数		更 修正 件数		更 修正 割合		不正 発見 件数		不正 発見 割合		増差 所得		基幹 1件 当たり		不正 所得		基幹 1件 当たり		追徴 税額		少額 是正 件数		少額 是正 割合		基幹 1件 当たり		基幹1件 当たり 中央値			
		年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	百万円	⑦	百万円	⑧	百万円	⑨	百万円	⑩	百万円	⑪	件	⑫	%	⑬	百万円	⑭	百万円
単 独	29	1	29	28	96.6	16	55.2	3,987	285	570	41	2,057	1	7.1	147	84															
	30	2	20	20	100.0	13	65.0	3,480	316	2,507	228	1,040	1	9.1	95	57															
局署合同	29	3	3	3	100	1	33	16	16	10	10	2	1	100	2	2															
	30	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-															
合 計	29	5	32	31	96.9	17	53.1	4,003	267	580	39	2,059	2	13.3	137	75															
	30	6	20	20	100.0	13	65.0	3,480	316	2,507	228	1,040	1	9.1	95	57															
3 年 平 均 ※	7	28	25	89.3	14	50.0	3,632	279	1,010	78	1,396	1	7.7	107	68																
3年平均対比 (6/7又は6-7)	8	71.4%	80.0%	ポイント +10.7	92.9%	ポイント +15.0	95.8%	113.3%	248.2%	292.3%	74.5%	100.0%	ポイント +1.4	88.8%	83.8%																

※ 3年平均欄の「基幹1件当たり中央値」は、過去3年間の処理事績に係る中央値を記載している。

(参考)

上記合計の うち国際化 富 裕 層	29	9		12		11	91.7			4	33.3	2,306		329		357		51		848		1		14.3		121		75		
	30	10		16		16	100.0			11	68.8	2,138		267		1,461		183		622		-		-		78		52		
対前年比 (10/9又は10-9)	11			133.3%		145.5%	+8.3			275.0%	+35.5	92.7%		81.2%		409.2%		358.8%		73.3%		皆減		皆減		64.5%		69.3%		

※ ⑩は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨、⑬は、基幹・関連合計した所得金額 (⑥、⑧) 及び追徴税額 (⑩) を基幹の処理件数 ((1)④) で除した値を示す。

⑪は基幹・関連合計した追徴税額が1千万円未満の事案の件数を示す。

⑫は少額是正件数 (⑪) を基幹の処理件数 ((1)④) で除した値を示す。

⑭は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を基幹1件当たりとした場合の中央値を示す。

(3) 基幹・関連・連携事案合計

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.		処理 件数		更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	基幹 1件 当たり	不正 所得	基幹 1件 当たり	追徴 税額									
	年度	No.	①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	百万円	⑦	百万円	⑧	百万円	⑨	百万円	⑩	百万円
単 独	29	1		33		32		97.0		20		60.6		4,122		294		704		50		2,113
	30	2		26		26		100.0		17		65.4		3,642		331		2,622		238		1,108
局署合同	29	3		4		4		100		2		50		40		40		36		36		5
	30	4		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-
合 計	29	5		37		36		97.3		22		59.5		4,162		277		740		49		2,118
	30	6		26		26		100.0		17		65.4		3,642		331		2,622		238		1,108
3 年 平 均		7		32		29		90.6		17.0		53.1		3,729		287		1,105		85		1,437
3年平均対比 (6/7又は6-7)		8		81.3%		89.7%		ポイント +9.4		100.0%		ポイント +12.3		97.7%		115.4%		237.3%		280.0%		77.1%

(参考)

上記合計の うち国際化 富 裕 層	29	9	12	11	91.7	4	33.3	2,306	329	357	51	848					
	30	10	19	19	100.0	12	63.2	2,193	274	1,470	184	652					
対前年比 (10/9又は10-9)		11	158.3%	172.7%	ポイント +8.3	300.0%	ポイント +29.9	95.1%	83.3%	411.8%	360.8%	76.9%					

※ ⑩は基幹・関連・連携事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨は基幹・関連・連携合計した所得金額 (⑥、⑧) を基幹の処理件数 (①④) で除した値を示す。

(4) 消費税

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.		調査 件数	増差 税額			不正 税額		
					内固有	1 件 当たり		内固有	1件 当たり
	年度	No.	①	件	②百万円	③百万円	④百万円	⑤百万円	⑥百万円
単 独	29	1	28	548	443	20	25	10	0.9
	30	2	11	8	-	1	6	-	0.5
局署合同	29	3	-	-	-	-	-	-	-
	30	4	-	-	-	-	-	-	-
合 計	29	5	28	548	443	20	25	10	0.9
	30	6	11	8	-	1	6	-	0.5
3 年 平 均		7	25	222	160	9	21	4	0.8
3年平均対比 (6/7)		8	44.0%	3.6%	皆減	11.1%	28.6%	皆減	62.5%

※ ①は基幹・関連・連携事案の件数の合計を示す。

②、⑤は基幹・関連・連携事案の消費税及び各加算税の合計を示す。

事務運営の概要等

課税第二部 酒類業調整官

1 基本的な考え方

酒類業調整官（局及び署派遣 5 署）は、国税庁の任務である酒類業の健全な発達のため、①酒類産業振興のための施策の実施、②酒類の公正な取引環境の整備に関する施策としての酒類の取引状況等実態調査、③酒類の表示の適正化に向けた調査・指導等の産業行政事務を主に行っている。

特に、産業行政事務を進めるに当たり、酒類業界のニーズや業界の抱える課題を的確に把握し、有益な情報等について酒類業者に向けて随時発信するなど酒類業全体の振興に関する取組を積極的に推進するとともに、庁局署の情報の共有化を徹底する。

また、各種施策の実施に当たっては、平成 30 事務年度に国税庁から示された「酒類行政の基本的方向性」に基づき、政府全体の取組の方向性も踏まえつつ、消費者の酒類に対する嗜好の変化などの社会的変化や地方創生の視点から管内の酒類業の特色にも配意することとし、関係省庁等が実施する各種施策の情報等の把握にも努めながら、必要に応じて関係省庁等と連携してより効果的な施策を実施するほか、酒類業界に対して顔の見える行政となるよう、国税組織の強みである組織力を活かした取組を実施する。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 酒類産業振興のための施策の実施

① 酒類産業振興策への取組

「酒類行政の基本的方向性」を踏まえ、次のような施策にスケジュール感をもって取り組む。

イ 局幹部と酒類業組合役員等との懇談会等の開催

ロ 料飲店業者等を対象とした酒セミナー及び流通業者、一般消費者等を対象とした地理的表示「山梨」ワインシンポジウムの開催

※ 令和元事務年度は地理的表示「北海道」と共同開催を予定している。

ハ 酒造組合等主催イベントへの後援と局幹部の出席

【参考：平成 30 事務年度の実績】

○ 懇談会等

開催日	懇談会名	当方出席者	先方出席者
10. 30(火)	各都県酒造組合役員等との懇談会 (東京局特別会議室)	局長、総務部長、課税 二部長、酒類監理官、 鑑定官室長ほか 2 名	酒造組合会長 4 名 ほか 鑑評会受賞者 20 名

開催日	懇談会名	当方出席者	先方出席者
2. 28(木)	山梨県ワイン酒造組合役員との懇談会 (山梨県ワイン酒造組合会議室)	局長、酒類監理官、 鑑定官室長ほか5名	ワイン酒造組合会長 ほか8名
5. 20(月)	千葉県若手清酒製造者との意見交換会 (千葉県酒造組合会議室)	局長、酒類監理官、 鑑定官室長ほか5名	千葉県酒造組合青年 醸友会会長ほか8名

○ 当局主催イベント

開催日	イベント名	概 要 等
9. 14(金)	酒セミナーin 浅草 (浅草ビューホテル)	対象：浅草近郊の料飲店の従業員（約50名） 内容：地理的表示、日本産酒類の知識等の向上と訪 日外国人へのお酒の勧め方等の習得を目的とし たセミナー、きき酒
10. 9(火)	酒セミナーin 千葉 (三井ガーデンホテル)	対象：千葉県内のホテル等の従業員（約50名） 内容：地理的表示、日本産酒類の知識等の向上と訪 日外国人へのお酒の勧め方等の習得を目的とし たセミナー、きき酒
12. 20(木)	山梨ワインセミナー (ベルクラシック甲府)	対象：山梨県内のぶどう農家、農協職員（約50名） 内容：地理的表示、高品質醸造用ぶどうの安定確保 の必要性を理解してもらうことを目的としたセ ミナー、きき酒
3. 9(土)	酒セミナーin 新宿 (玄海本店)	対象：老舗料理店の経営者（約30名） 内容：地理的表示、日本産酒類の知識等の向上と訪 日外国人へのお酒の勧め方等の習得を目的とし たセミナー、きき酒
3. 21 (木・祝)	地理的表示「山梨」ワイン シンポジウム (THE GRAND HALL (港区))	対象：流通業者、一般消費者等（約400名） 内容：局長による主催者挨拶 蛭原 健介教授による基調講演 有識者によるパネルディスカッション GI Yamanashi ワインテイスティング
3. 28(木)	酒セミナーin 横浜 (ホテルニューグランド)	対象：神奈川県内のホテル・料飲店等の従業員（約50名） 内容：地理的表示、日本産酒類の知識等の向上と訪 日外国人へのお酒の勧め方等の習得を目的とし たセミナー、きき酒

○ 当局後援イベント

開催日	イベント名	主 催	局幹部挨拶
9. 15(土)	武蔵の國の酒祭り	東京都酒造組合	有
10. 5(金)	名水が育む「山梨の日本酒・本格焼酎」で乾杯！	山梨県酒造組合	有
10. 19(金)	焼酎甲類体験フェス	日本蒸留酒酒造組合東京支部	有
10. 25(木)	とりどりの美酒を楽しむ会	千葉県酒類業懇話会	セレモニーなし
10. 25(木)	千葉県未成年者飲酒防止キャンペーン	千葉県酒類業懇話会	セレモニーなし
10. 25(木)	山梨県未成年者飲酒防止キャンペーン	山梨県小売酒販組合連合会	有

開催日	イベント名	主 催	局幹部挨拶
11. 3(土)	山梨ヌーボーまつり	山梨県ワイン酒造組合	有
3. 22(金)	名水仕込みの山梨の日本酒・新酒蔵開き	山梨県酒造組合	有
4. 10(水)	神奈川県未成年者飲酒防止キャンペーン	神奈川県小売酒販組合連合会	有
4. 13(土)	一都三県・蔵元との交流会	日本酒造組合中央会東京支部等	有

② 日本産酒類の輸出環境の整備

平成 29 年 11 月に決定された「総合的な T P P 等関連政策大綱」や、令和元年●月に決定された「未来投資戦略 2019」等を踏まえ、酒類業組合等の取組への支援や輸出に取り組む事業者のニーズに応じた支援等を行うとともに、関係省庁やジェトロ等との連携を密にしつつ、次の施策に取り組む。

イ 「東京国税局管内地域日本産酒類輸出促進連絡会議」及び「都県レベルの分科会」の開催

ロ 訪日外国人向けの効果的な施策への取組

③ 酒類の地理的表示の周知等

地理的表示制度の更なる認知度向上を図ることにより、ブランド価値を高める。更に当局においては、地理的表示「山梨」の認知度向上に積極的に取り組む。

また、日本国内での需要振興や海外への輸出振興策について、酒類業調整官と酒類指導官が連携して酒類業組合等の取組を支援する。

イ ホテル、料飲店等を対象とした酒セミナーの開催

ロ 地理的表示「山梨」ワインシンポジウムの開催（地理的表示「北海道」と共同開催予定。）

④ 鑑定官室等との連携

酒類製造者が抱える技術的な課題を把握した場合や、経験の浅い新規参入者など基礎的な技術基盤の維持・向上が必要と考えられる酒類製造者に対しては、専門的な知識を有する鑑定官室及び酒類総研と連携して速やかな解決を図る。

(2) 適切な法執行の実施

① 酒類の公正な取引環境の整備

イ 酒類業者に対する周知・啓発

酒類業者に対して、「酒類の公正な取引に関する基準」（平成 29 年 6 月施行、以下「基準」という。）及び「酒類に関する公正な取引のための指針」の周知・啓発を行い、これらの遵守のための指導等を通じ、公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組を推進する。

ロ 酒類の取引状況等実態調査

酒類の取引状況等実態調査については、当局は平成 30 事務年度においても、基準に違反していると認められた酒類業者に対し「指示」を行っており、引き続き、価格動向やこれまでに把握した情報等を踏まえ、市場に大きな影響を与える取引を行っていると認められる大手酒類業者及び廉売等の情報のある業者を優先的に選定する。

調査に当たっては、価格の形成に至る背景にも着目するなど深度ある調査を実施するとともに、「指示」を行った酒類業者に対するフォローアップ調査も適切に実施する。

なお、基準に違反すると思料される場合には、「指示」を見据え、周辺の酒類業者の酒類事業に与える影響の程度を確認するなどの調査を実施する。

また、局間連携調査の実施に当たっては、当局は大規模酒類業者が集中することからその取りまとめ局として、関係局等と的確な協議、調整を行うなど、効果的・効率的な調査に努める。

○ 取引状況等実態調査の状況

(各年 3 月末現在)

項目 事務年度			調査 計画 者数	調査実績				
				調査 者数	処理 割合	非違 者数	非違 者数 割合	指示 件数
			①	②	③(②/①)	④	⑤(④/②)	⑥
29	酒 類 業 調 整 官	1	者 18	者 5	% 27.8	者 3	% 60.0	者 0
	酒 類 指 導 官	2	22	15	68.2	4	26.7	0
	計	3	40	20	50.0	7	35.0	0
30	酒 類 業 調 整 官	4	22	8	36.4	8	100.0	2
	酒 類 指 導 官	5	4	1	25.0	0	0.0	0
	計	6	26	9	34.6	8	88.9	2
前 年 対 比	酒 類 業 調 整 官	7	% 122.2	% 160.0	ポイント + 8.6	% 266.7	ポイント + 40	者 + 2
	酒 類 指 導 官	8	18.2	6.7	▲ 43.2	0.0	▲ 26.7	0
	計	9	65.0	45.0	▲ 15.4	114.3	+ 53.9	+ 2

※ 平成 29 事務年度においては、平成 30 年 5 月及び 6 月に計 3 件「指示」を行っている。

② 酒類の表示の適正化に向けた調査・指導等

酒類の容器等の表示について、酒類の表示事項確認調査を実施し、誤り等を把握した場合には改善指導を行う。

なお、平成 30 年 10 月 30 日から適用開始となった果実酒等の製法品質表示基準に関して、酒類製造者等から相談を受けた場合には、引き続き丁寧に対応する。

また、令和 2 年 4 月から適用開始となる食品表示基準などの新たな表示制度が円滑に実施されるよう、酒類製造者等に対し制度の周知等に努める。

③ 酒類業組合等に対する適切な指導

酒類業組合等に対しては、運営の適正性の確保並びに団体機能及び活動の強化・充実を図る観点から、その自主的な活動を基本としつつ、必要な助言・支援を行うとともに、適切に指導する。

○ 酒類業組合の状況（局所管組合を本書、署所管組合をカッコ書）

	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
製 造	・千葉県酒造組合	・東京都酒造組合連合会 ・東京都酒造組合 （東京七島酒造組合）	・神奈川県酒造組合	・山梨県酒造組合 ・山梨県ワイン酒造組合
卸 売	・千葉県卸酒販組合	・東京都卸売酒販組合	・神奈川県卸売酒販組合	・山梨県卸酒販組合
小 売	・千葉県小売酒販組合 連合会 （税務署所管14組合）	・東京小売酒販組合	・神奈川県小売酒販組合 連合会 ・横浜小売酒販組合 ・川崎小売酒販組合 ・神奈川県央小売酒販組合 （税務署所管6組合）	・山梨県小売酒販組合 連合会 （税務署所管5組合）

④ 消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査等

酒類業者における転嫁拒否等の行為や転嫁阻害表示に係る実態把握に努めるとともに、違反行為については「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」に基づき厳正に対処する。

(3) 人材育成

酒類の取引状況等実態調査及び酒類の表示事項確認調査においては、経験の浅い酒類指導官付職員の同行指導について積極的に実施する。

事務運営の概要等

課税第二部 統括国税調査官（酒税担当）

1 基本的な考え方

統括国税調査官（酒税担当）は、局長が指定する酒類製造場等に対する酒税調査事務を行っている。

酒税調査に当たっては、鑑定官室との連携を図り、酒類に関する技術的に高度な問題等については独立行政法人酒類総合研究所との連携にも配慮して実施するほか、酒類業調整官又は酒類指導官が実施する酒類の表示事項確認調査との連携を図る。

また、酒税実務経験の浅い職員に対する計画的な指導育成の観点から、酒税調査への同行指導にも十分に配慮する。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 酒税調査

酒税調査については、現行のグループ区分の下、酒類製造者の管理の充実を図り、調査必要度の高い酒類製造者を優先的に選定するとともに、的確な進行管理を行い、効果的・効率的に深度ある調査を実施する。

なお、隠蔽又は仮装の端緒を把握した場合には、必要に応じて取引先に対する反面調査を実施し、その事実が認められた場合には重加算税を賦課するなど厳正に対処する。

また、大規模酒類製造者については、国税局連携調査対象者として一元的な納税者管理を行い、他の国税局と適切に連携しつつ、当局が取りまとめ局等となり、関係各局をリードしながら調査を進め、当局及び関係各局の非違事項を速やかに集約した上で本社指導を実施する。

(2) 犯則調査

酒税調査の際に、酒類等の無免許製造に係る端緒を把握した場合など、犯則調査を実施する必要があるときには、国税通則法第74条の8の規定を踏まえ、犯則嫌疑者等に対し犯則事件の調査であることを明確に伝えた上で実施する。

(3) 人材育成

経験の浅い酒類指導官付職員に対する同行指導については、統括国税調査官（酒税担当）への長期併任（4週間）及び短期併任（2週間）により、引き続き効果的に実施する。

事務運営の概要等

課税第二部鑑定官室

1 基本的な考え方

鑑定官室は、間接国税の適正かつ公平な賦課の実現、及び酒類業の健全な発達の促進を図るため、関係各課部門及び独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総研」という。）との緊密な連携の下、①間接国税課税物件の分析・鑑定、②酒類業の発達・改善に関する技術的事務、③酒類の品質・安全性の確保に関する技術的事務を行っている。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 分析・鑑定事務の的確な実施

酒類、自動車ガソリン等間接国税課税物件の分析・鑑定事務については、引き続き関係各課部門と密接に連携を取りつつ、また酒類総研とも必要に応じて連携し、高い信頼性の確保に努め、迅速かつ的確に実施する。

特に、酒類の製造方法が多様化している現状を踏まえ、新製品等、機動的に対応する必要があるものについては、関係各課と連携して成分及び製造方法に関する効率的な情報収集に努め、的確な分析鑑定事務を実施する。

さらに、酒税・揮発油税調査や製造免許に係る現場確認等における技術的事項に関し、主務課の事務を支援する。

○ 平成 30 事務年度 分析・鑑定状況（令和元年 6 月 4 日現在）

区 分	項 目	点 数
酒税関係	課税・犯則判定物件	3
	全国市販酒類調査	214
	期限付免許者が製造した酒類の品質審査	183
	小 計	400
揮発油税関係	課税・犯則判定物件	449
	自動車ガソリン性状調査	16
	小 計	465
合 計		865

(2) 酒類の安全性確保と品質向上への取組

酒類の生産から消費まで全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図るため、酒税課及び酒類総研とも連携し適切な事務の実施に努める。

また、引き続き酒類の放射性物質の分析を実施し、結果を継続的に公表するとともに、輸出用酒類に係る分析については、酒税課及び酒類総研と連携して、迅速な処理に努める。

○ 平成 30 事務年度 放射性物質の分析状況（令和元年 6 月 4 日現在）

内 容	点 数
全国市販酒類調査	36
輸出用酒類の証明書関係	49
合 計	85

(3) 酒類製造技術指導の的確な実施

全国市販酒類調査の結果等を踏まえつつ、実施効果の検証を的確に行い、計画的かつ効果的な事務の実施に努める。特に、酒類製造者のアルコール等の分析の精確さや酒類の安全性を確保するために必要な指導については、確実に実施する。

(4) 酒類業者に対する技術的な支援

酒類業界や地域の公設試験研究機関等との連携を強化し、地域の風土と技術を活かした技術支援等を推進する。また、酒類業者の抱える技術的課題を的確に把握し、速やかな解決が図れるよう、酒類製造者の技術力の強化に対する適切な支援を行う。

○ 平成 30 事務年度 技術指導／技術相談件数（令和元年 6 月 4 日現在）

区 分	指導	相談	区 分	指導	相談
清酒	19	82	その他の醸造酒	0	28
焼酎	0	20	リキュール	2	5
ビール・発泡酒	2	13	その他	0	3
果実酒・甘味果実酒	5	9	合計	28	160
ブランデー	0	0			

(5) 局主催酒類鑑評会の実施

酒造技術基盤強化と管内で自醸された酒類に対する認知度の向上を図り、もって酒

類業の健全な発達に資することを目的として、酒類鑑評会を開催する。これまでと同様に、清酒（吟醸部門、純米吟醸部門、燗酒部門及び純米燗酒部門）、本格焼酎及びビール等を対象として開催することを予定している。

また、酒類鑑評会における英文賞状の授与及び審査結果の英文ホームページによる公表については引き続き取り組む。

○ 平成 30 年 酒類鑑評会の出品・入賞状況

部 門		出品場数	入賞場数
清酒	吟醸	29	11
	純米吟醸	33	13
	燗酒	26	10
	純米燗酒	37	14
本格焼酎		11	4
ビール・発泡酒		20	

○ 令和元年 酒類鑑評会の日程（案）

審 査 等	期 日	場 所
審 査	9 月 24 日（火）、25 日（水） 及び 27 日（金）	東京国税局 9 階鑑定官室
製造技術研究会 （関係者への公開）	10 月 29 日（火）	東京国税局 4 階第 7 ～ 9 会議室
表彰式	10 月 29 日（火）	東京国税局 1 階第 10 会議室 B

(6) その他

酒税関係職員育成のため、各種実務研修等の開催に協力する。

3 鑑定指導室の事務

鑑定指導室は当局鑑定官室に所属しているが、その事務運営は国税庁課税部鑑定企画官の総括の下で行っている。

主要事務は、清酒製造状況等調査、全国市販酒類調査等の全国的な調査の集計・解析、酒税及び揮発油税等関係の分析技術の検討・開発、各国税局鑑定官室が行う分析・鑑定事務の管理点検、その他鑑定企画官の指示する事務である。

なお、鑑定指導室は平成 28 年 3 月に北区滝野川から大手町合同庁舎 3 号館（庁舎移転

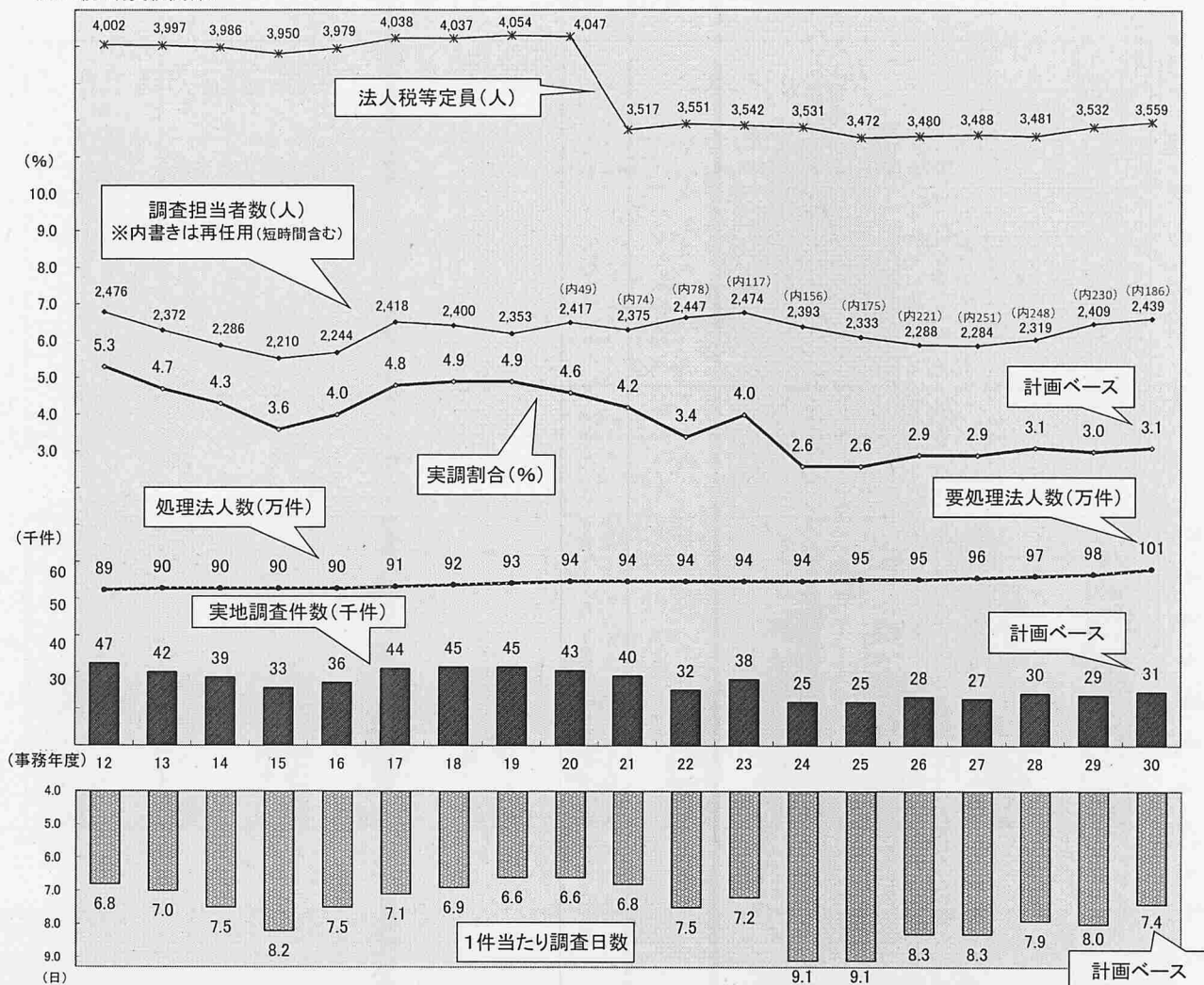
前の当局鑑定官室、千代田区大手町1－3－3）に仮移転したが、令和3年2月に「林野庁関東森林管理局東京事務所」（江東区東陽6－12－1）へ再度移転する予定である

○ 移転スケジュール

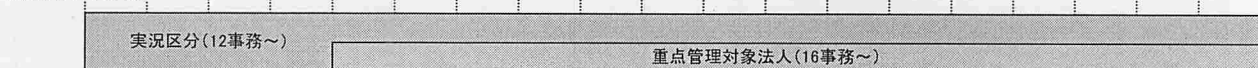
既 済	平成30年	4月	関東財務局へ入居申請
		6月	入居承認
	令和元年	5月	概算要求
予 定	令和2年	6月	内装工事着工
	令和3年	2月	工事完了・移転
		3月	3号館退去期限

参考（法人）-1 事務運営の推移等

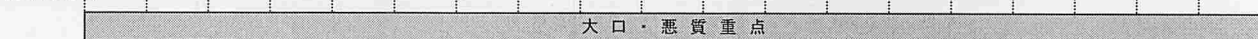
（法人税・消費税関係）



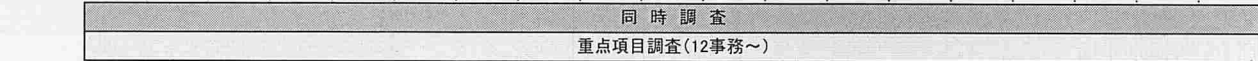
【納税者管理体制】



【実地調査】



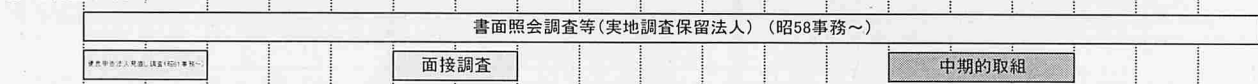
《調査体系》



《施策の実施》



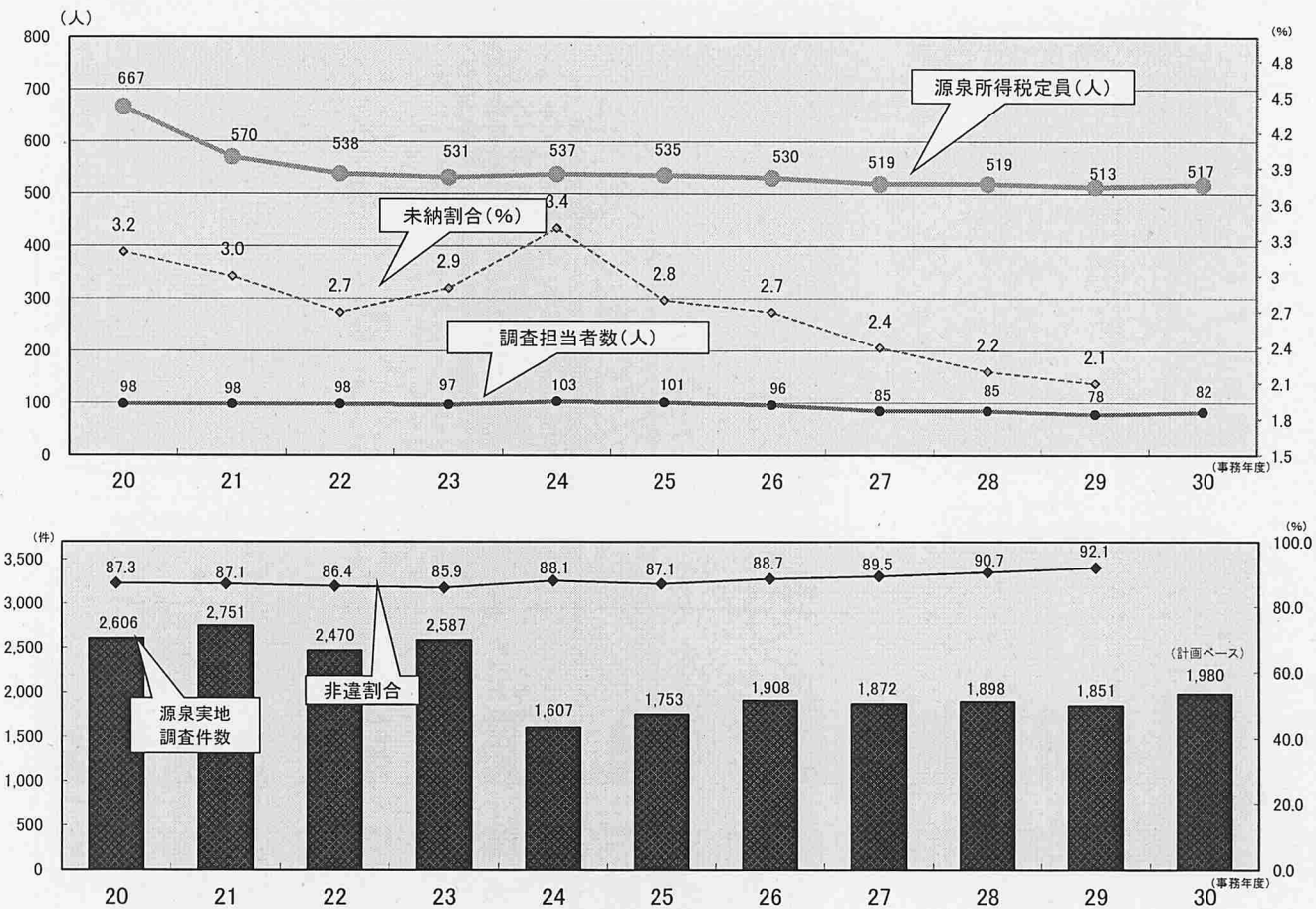
【実地調査以外】



【その他】

- 機動官の設置(42)
- 優良申告法人制度の導入(43)
- 特別管理部門の設置(47)
- 署特別国税調査官の設置(49)
- 申告書封入事務の外部委託(53)
- 前期多額更正法人等の指導(57～11)
- 局法人税課PTの創設(58～11)
- 機構改革(3)
- 国際調査情報官の設置(3)
- 調査指導特官の設置(4～14)
- 機械化調査情報官の設置(8)
- 特別調査情報官の設置(9)
- KSKシステムの東京局一局拡大(9)
- 調査筆頭部門の位置付けの明確化(13)
- KSKシステムの全国拡大(13)
- 公益法人担当部門の設置(13～17)
- 新書面添付制度の運用(14)
- 調査指導部門の設置(15～16)
- e-Taxの導入(16)
- 指導育成委員会の設置(17)
- 登記事項情報のMT収集開始(17)
- 準備調査表兼調査経過書制定(18)
- 指導育成カードの制定(18)
- 公益法人担当特官の設置(18)
- 着眼点有効法人による選定(19)
- 国際、IT、調査・伝承担当特官の設置(20)
- 内部事務一元化の全署実施(21)
- 法人調査選定会議の導入(21)
- リード役の設置(21)
- 重点課題の策定(22)
- 新選定システムを活用した調査選定(22)
- 局調査選定PTの創設(23～24)
- シニアアドバイザーの設置(局)(23)
- 調査技能を有する職員(匠)の指名(23～26)
- 誤編てつ確認作業(23)
- 連結担当特官の設置(24)
- 改正通則法の施行(24)
- 消費税調査専任者の設置(25)
- 特別管理部門と調査筆頭部門の統合・拡大(26)
- 伝承SAの設置(署)(27)
- 海外取引重点調査担当者の設置(29)
- 特別調査担当特官の設置(30)
- 高階級法人調査専任部門の設置(30)

参考（法人）- 2 事務運営の推移等
（源泉所得税関係）



納付指導体制	挙署体制による納付指導									
	過年分未納者の一掃									
	過年分未納者の年内一掃									
	実行可能な目標(1署1目標)									
	還付申告者の未納チェック体制									
	一元的管理体制									
	超大口未納者の処理促進									
接触体制	悪質・多額重点									
	調査部所管法人・非居住者等への支払のある者・公益法人重点									
	源泉確認調査									
	未納整理実地調査									
その他	国際官の広域運営									
	特官の広域運営									
	調査担当の広域運営									
	源泉国際PT									
	源泉国際官(情報・開発担当)									
	源泉所得税事務集中化の試行									
	源泉所得税事務集中処理センター室									
(18署)		(全署拡大)		NISA事務センター						
20		21		22		23		24		30

○ 課税事績の推移等

区分 事務年度	要申告 法人数	申告 法人数		有 所 得 申 告				申告 所得金額	申告 欠損金額	繰 越 欠損金額	有所得1件 当たりの 所得金額	無所得1件 当たりの 欠損金額	繰欠保有1件 当たりの 繰欠金額
		件	%	繰 欠 控除後	%	繰 欠 控除前	%						
		件	%	件	%	件	%	百万円	百万円	百万円	千円	千円	千円
21	977,056	840,883	86.1	204,651	24.3	377,656	44.9	4,493,382	5,845,767	19,562,908	21,734	9,055	32,806
22	975,612	837,703	85.9	200,247	23.9	398,500	47.6	4,608,355	4,436,849	21,340,405	22,730	6,843	35,465
23	970,289	835,917	86.2	204,611	24.5	423,998	50.7	4,954,917	4,067,683	21,943,558	23,912	6,328	36,506
24	973,293	838,553	86.2	217,041	25.9	446,616	53.3	5,320,288	3,719,655	20,183,924	24,237	5,884	34,078
25	979,226	843,289	86.1	231,323	27.4	459,800	54.5	5,894,716	3,418,420	19,316,792	25,191	5,490	33,088
26	984,057	853,791	86.8	247,241	29.0	474,064	55.5	6,377,098	3,898,950	18,818,667	25,398	6,321	32,583
27	993,533	867,697	87.3	263,775	30.4	481,257	55.5	6,946,078	3,380,658	18,686,258	25,673	5,501	32,466
28	1,004,090	882,098	87.9	278,696	31.6	493,654	56.0	7,701,395	3,196,588	23,590,249	27,022	5,206	41,024
29	1,014,525	897,026	88.4	293,391	32.7	507,775	56.6	8,482,591	2,912,845	17,776,019	28,415	4,741	30,967
30	700,898	612,068	87.3	199,183	32.5	343,673	56.1	4,749,930	1,891,694	9,775,687	23,432	4,485	24,825

(注) 1 調査部所管法人の事績は含まない。

2 平成30事務年度については、平成31年3月末の状況である。

K S K 法人税申告状況集計表

法人税申告状況集計表 その1

○ 調査事績（調査態様別）の推移等

税目 項目 区分 事務 年度		全 税 目		消 費 税			法 人 税											源 泉 所 得 税		印 紙 税	
		調査日数	調査件数	調査件数	更・修正 割	追 徴 本税額	調査件数	調査全年分増差額			更・修正 割	不正発見 割	重加適用 割 合	1 件 当 た り			非 違 割 合	税 額	非 違 割 合	税 額	
								増差所得	不正所得	追徴本税額				増差所得	不正所得	追徴本税額					
		件	件	件	%	百万円	件	百万円	百万円	百万円	%	%	%	千円	千円	千円	%	百万円	%	百万円	
同 時	21	214,763	24,575	23,295	55.9	6,863	24,571	180,512	81,489	32,916	74.3	21.8	16.0	7,347	3,316	1,340	32.8	5,862	8.2	126	
	22	195,029	20,572	19,448	57.7	6,334	20,569	221,882	49,606	28,082	75.2	21.2	15.2	10,787	2,412	1,365	31.3	4,384	9.3	120	
	23	220,065	24,457	23,008	55.8	7,146	24,449	149,270	58,384	26,068	73.8	20.0	13.6	6,105	2,388	1,066	30.4	4,772	9.8	124	
	24	186,428	17,123	16,260	58.0	5,119	17,113	124,344	44,393	22,053	75.4	18.7	13.0	7,266	2,954	1,289	31.0	3,954	10.5	129	
	25	183,201	16,686	15,983	56.7	4,539	16,684	93,355	37,102	16,516	73.9	18.9	12.7	5,595	2,224	990	31.4	3,957	11.9	110	
	26	181,231	17,940	17,294	58.4	5,286	17,939	105,997	41,152	18,982	75.2	20.7	14.3	5,909	2,294	1,058	31.6	3,535	12.4	115	
	27	180,415	17,996	17,352	60.8	7,322	17,988	101,380	42,270	17,640	76.9	22.3	14.4	5,636	2,350	981	33.7	3,898	14.2	101	
	28	183,442	18,939	18,195	61.4	15,354	18,936	111,304	52,230	16,870	77.2	23.5	15.7	5,878	2,758	891	35.2	4,218	14.9	124	
	29	183,161	18,931	18,176	62.6	10,208	18,931	110,815	62,460	18,801	79.0	25.6	17.5	5,854	3,299	993	36.6	4,351	14.1	125	
	30	139,730	15,459	14,899	61.2	8,286	15,457	102,228	49,996	17,004	79.0	24.6	17.7	6,614	3,234	1,100	35.5	4,429	14.5	70	
重 点	21	56,656	15,314	14,225	50.2	2,667	15,249	28,239	5,443	2,352	61.3	13.5	6.9	1,852	357	154	24.2	856	6.0	33	
	22	44,112	11,205	10,414	52.0	1,839	11,030	19,865	4,231	1,545	60.0	13.5	6.4	1,801	384	140	23.8	573	6.2	21	
	23	52,346	13,307	12,381	49.8	1,681	13,139	22,081	3,988	1,815	58.9	13.1	5.5	1,681	304	138	22.8	512	6.2	22	
	24	38,109	7,654	7,155	52.4	1,312	7,524	24,405	6,453	1,813	61.9	11.2	5.6	3,244	858	241	23.6	447	7.0	17	
	25	43,450	8,289	7,749	52.6	1,417	8,281	12,053	3,465	968	62.7	12.0	5.7	1,456	418	117	24.6	489	7.8	22	
	26	48,843	9,774	9,240	53.8	1,157	9,713	15,904	3,879	1,344	63.9	13.6	6.6	1,637	399	138	26.1	623	9.1	21	
	27	45,349	9,354	8,924	55.2	1,620	9,309	13,294	3,914	1,322	64.3	13.6	6.6	1,428	420	142	26.1	500	10.1	23	
	28	51,592	10,749	10,268	56.4	2,144	10,701	14,666	4,145	1,444	65.9	14.5	6.9	1,371	387	135	27.1	571	10.4	20	
	29	51,300	10,504	10,011	57.5	2,390	10,462	12,092	3,609	1,290	66.7	15.1	7.3	1,156	345	123	28.4	683	9.7	21	
	30	29,733	6,303	5,998	53.2	1,685	6,281	8,428	2,839	856	64.1	14.4	7.3	1,342	452	136	27.6	383	10.4	11	
合 計	21	271,419	39,889	37,520	53.8	9,530	39,820	208,751	86,932	35,268	69.3	18.6	12.5	5,242	2,183	886	29.5	6,718	7.3	159	
	22	239,141	31,777	29,862	55.7	8,173	31,599	241,747	53,837	29,627	69.9	18.5	12.1	7,650	1,704	938	28.7	4,957	8.2	141	
	23	272,411	37,764	35,389	53.7	8,827	37,588	171,351	62,372	27,883	68.6	17.6	10.8	4,559	1,659	742	27.7	5,284	8.6	146	
	24	224,537	24,777	23,415	56.2	6,431	24,637	148,749	50,846	23,866	71.3	16.4	10.7	6,038	2,064	969	28.8	4,401	9.4	146	
	25	226,651	24,975	23,732	55.4	5,956	24,965	105,409	40,567	17,484	70.2	16.6	10.4	4,222	1,625	700	29.1	4,446	10.5	132	
	26	230,074	27,714	26,534	56.8	6,443	27,652	121,901	45,031	20,326	71.2	18.2	11.6	4,408	1,628	735	29.6	4,158	11.2	136	
	27	225,765	27,350	26,276	58.9	8,942	27,297	114,674	46,185	18,962	72.6	19.3	11.8	4,201	1,692	695	31.1	4,399	12.8	124	
	28	235,034	29,688	28,463	59.6	17,498	29,637	125,970	56,375	18,314	73.1	20.3	12.5	4,250	1,902	618	32.3	4,788	13.3	144	
	29	234,461	29,435	28,187	60.8	12,598	29,393	122,907	66,070	20,090	74.6	21.9	13.9	4,182	2,248	683	33.7	5,034	12.5	147	
	30	169,463	21,762	20,897	58.9	9,971	21,738	110,655	52,835	17,860	74.7	21.7	14.7	5,090	2,431	822	33.2	4,812	13.3	80	

(注) 1 署所管法人の事績を示す。
2 局特・総合・査察事案を除く。
3 各数値はK S Kデータによる。
4 平成30事務年度は、平成30年7月～平成31年4月の実績である。

法人税処理状況集計表 その1・その2

K S K 階 級 別 処 理 の 状 況

法人税及び消費税の処理状況集計表

K S K 法 人 税 階 級 別 の 調 査 の 状 況

消費税固有の非違の把握状況

K S K 消 費 税 階 級 別 の 調 査 の 状 況

実 地 調 査 の 状 況

○ 未納者の推移

項 目 事務年度	未納者数			未納割合
		過年分 未納者	超大口 未納者	
	① 件	② 件	③ 件	
④ %				
21	30,531	9,945	1,455	3.0
22	27,299	10,236	1,092	2.7
23	28,877	10,672	1,185	2.9
24	32,899	12,988	1,207	3.4
25	27,526	9,473	998	2.8
26	26,214	8,024	975	2.7
27	23,612	7,221	965	2.4
28	21,241	6,089	911	2.2
29	20,140	5,787	963	2.1
30	45,233	29,797	1,654	4.6

源泉所得税処理状況報告書 その1の2

○ 源泉実地調査の推移

項 目 事務年度	調 査 事 績				分 析		
	① 件	② 件	③ 日	④ 百万円	⑤ %	1件当たり	
						⑥ 日	⑦ 千円
21	2,751	2,395	22,649	7,181	87.1	8.2	2,610
22	2,470	2,133	21,563	6,528	86.4	8.7	2,643
23	2,587	2,222	22,658	6,406	85.9	8.8	2,476
24	1,607	1,416	17,542	5,185	88.1	10.9	3,227
25	1,753	1,526	19,212	3,882	87.1	11.0	2,214
26	1,908	1,692	19,500	4,556	88.7	10.2	2,388
27	1,872	1,676	19,411	18,849	89.5	10.4	10,069
28	1,898	1,721	19,449	5,056	90.7	10.2	2,664
29	1,851	1,704	19,333	7,101	92.1	10.4	3,836
30	1,411	1,285	14,043	3,914	91.1	10.0	2,774

源泉所得税処理状況集計表 その1

- (注) 1 平成29事務年度以前は、各年6月末の数値である。
2 平成30事務年度は、平成31年4月末の数値である。

○ 消費税課税事績

区分		個人								法人							
		納税申告				還付申告		計		納税申告				還付申告		計	
		対前年比	簡易課税	対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	簡易課税	対前年比		対前年比		対前年比	
区分	年	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
申告件数	19	293,055	96.1	198,032	96.3	7,017	99.2	300,072	96.1	577,609	99.4	176,516	98.0	49,253	102.5	626,862	99.6
	20	286,936	97.9	193,008	97.5	7,449	106.2	294,385	98.1	574,683	99.5	173,421	98.2	50,027	101.6	624,710	99.7
	21	284,859	99.3	191,298	99.1	7,972	107.0	292,831	99.5	569,801	99.2	170,528	98.3	49,860	99.7	619,661	99.2
	22	275,049	96.6	184,495	96.4	7,043	88.3	282,092	96.3	561,368	98.5	167,274	98.1	48,688	97.6	610,056	98.4
	23	248,682	90.4	166,740	90.4	6,013	85.4	254,695	90.3	545,806	97.2	164,886	98.6	46,170	94.8	591,976	97.0
	24	235,575	94.7	155,509	93.3	5,557	92.4	241,132	94.7	538,562	98.7	161,566	98.0	44,769	97.0	583,331	98.5
	25	230,025	97.6	150,464	96.8	5,893	106.0	235,918	97.8	536,099	99.5	159,256	98.6	46,112	103.0	582,211	99.8
	26	230,373	100.2	148,687	98.8	6,715	113.9	237,088	100.5	538,063	100.4	157,285	98.8	50,053	108.5	588,116	101.0
	27	231,730	100.6	147,178	99.0	7,304	108.8	239,034	100.8	541,584	100.7	155,812	99.1	53,509	106.9	595,093	101.2
	28	234,677	101.3	146,597	99.6	7,619	104.3	242,296	101.4	546,816	101.0	153,179	98.3	56,132	104.9	602,948	101.3
	29	235,496	100.3	145,245	99.1	7,942	104.2	243,438	100.5	550,178	100.6	150,984	98.6	59,099	105.3	609,277	101.0
	30					集 計 中											
申告税額	19	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
	19	114,656	97.7	56,014	97.7	10,236	130.3	104,420	95.3	4,347,435	99.7	79,819	99.4	1,627,215	110.1	2,720,220	94.5
	20	110,175	96.1	53,694	95.9	8,638	84.4	101,537	97.2	4,313,233	99.2	72,167	90.4	1,452,429	89.3	2,860,804	105.2
	21	103,764	94.2	50,114	93.3	8,666	100.3	95,098	93.7	4,309,355	99.9	62,960	87.2	1,073,665	73.9	3,235,690	113.1
	22	100,206	96.6	48,395	96.6	6,786	78.3	93,420	98.2	4,325,011	100.4	59,936	95.2	1,214,221	113.1	3,110,789	96.1
	23	95,316	95.1	46,220	95.5	4,441	65.4	90,875	97.3	4,195,114	97.0	62,666	104.6	1,204,316	99.2	2,990,797	96.1
	24	94,393	99.0	45,620	98.7	4,342	97.8	90,051	99.1	4,196,439	100.0	62,352	99.5	1,128,974	93.7	3,067,465	102.6
	25	94,062	99.7	45,188	99.1	5,440	125.3	88,622	98.4	4,275,818	101.9	64,022	102.7	1,229,022	108.9	3,046,796	99.3
	26	131,570	139.9	63,145	139.7	8,743	160.7	122,827	138.6	6,259,807	146.4	81,572	127.4	2,160,825	175.8	4,098,981	134.5
	27	147,320	112.0	70,134	111.1	11,118	127.2	136,202	110.9	6,919,877	110.5	96,706	118.6	2,134,274	98.8	4,785,603	116.8
	28	152,554	103.6	73,268	104.5	10,145	91.2	142,408	104.6	7,375,055	106.6	97,181	100.5	2,235,731	104.8	5,139,324	107.4
	29	153,568	100.7	73,000	99.6	11,458	112.9	142,109	99.8	7,592,168	102.9	98,043	100.9	2,387,961	106.8	5,204,207	101.3
30					集 計 中												

(注) 1 各年分は、その年の4月1日から翌年3月31日までに終了した課税期間について、翌年6月30日までの申告（国、地方公共団体等については翌年9月30日までの申告を含む。）又は処理（更正、決定等）の事績である。

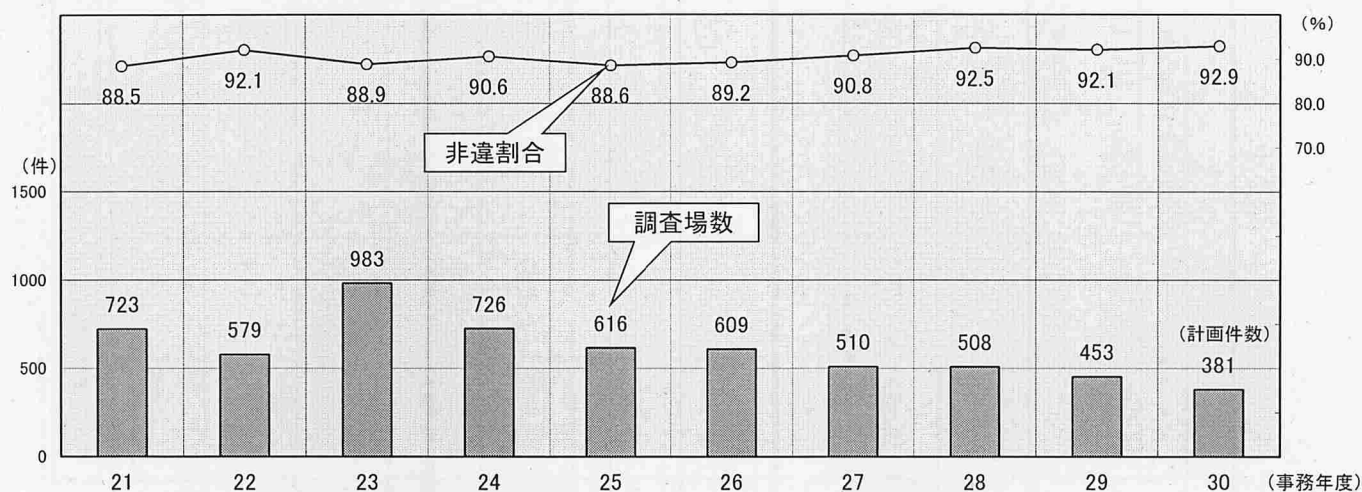
2 「申告税額」欄は、地方消費税（譲渡割額）を含まない。

3 「申告税額」欄の「計」欄は、納税申告税額から還付申告税額を控除したものである。

東京国税局統計書（消費税課税状況）

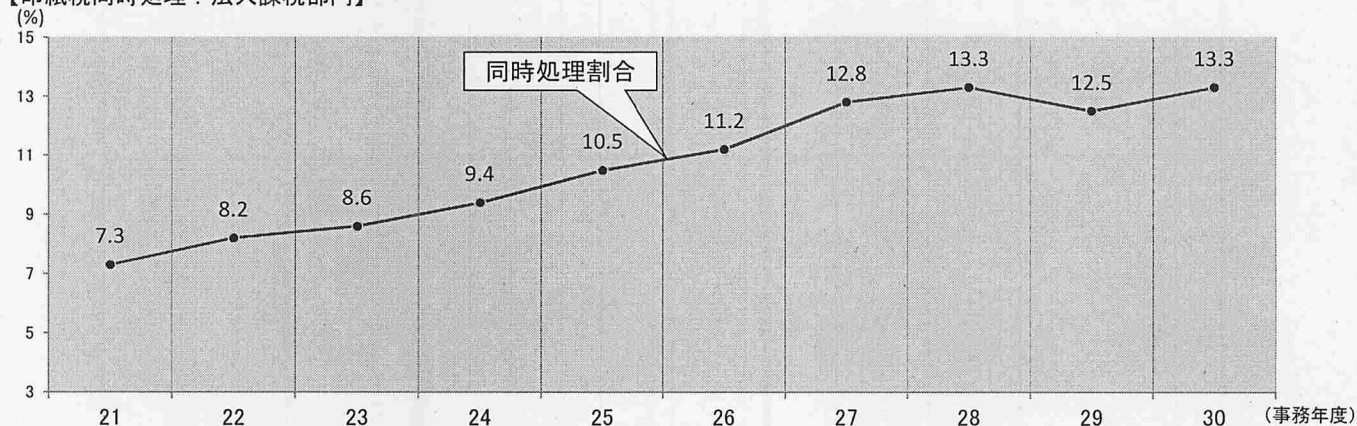
参考(消費)－2 事務運営の推移等（間接諸税関係）

【印紙税単独調査】



(注) 平成30事務年度の「非違割合」及び「調査場数」は、平成31年4月末の数値である。

【印紙税同時処理：法人課税部門】



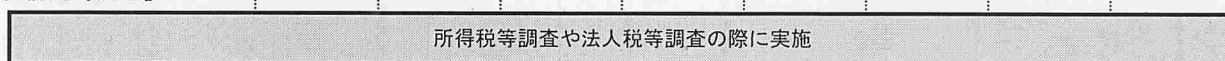
(注) 平成30事務年度の「同時処理割合」は、平成31年4月末の数値である。

【印紙税単独調査】

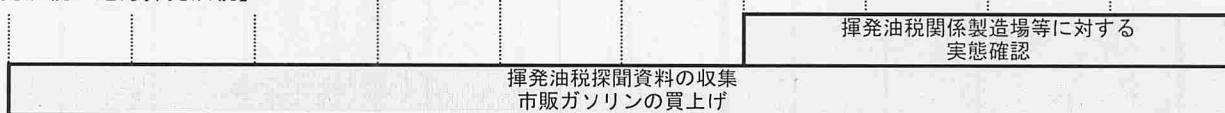


(注) 令和元事務年度から、[redacted]に変更している。

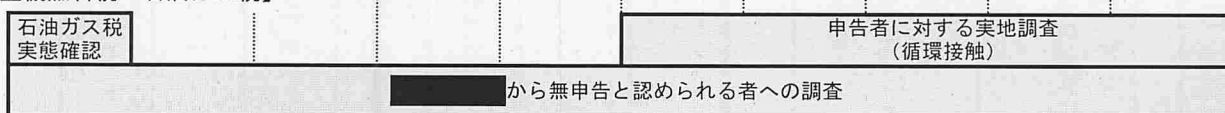
【印紙税同時処理】



【揮発油税・地方揮発油税】



【航空機燃料税・石油ガス税】



【その他】

- たばこ特別税創設 (10)・国際観光旅客税創設 (30)
- 自動車重量税廃車還付開始・局集中処理 (16)
- たばこ税及びたばこ特別税・全製造場等局所管 (13)
- 石油石炭税・全製造場等局所管 (13)
- 局調査部門（間接諸税担当）に監視情報担当者配置 (13)
- 消費税課に諸税第4係創設 (30) ※監視情報担当は廃止
- 調査手続の法定化 (24)
- 印紙税電子申告開始 (16)
- 内部事務一元化全署実施 (21)
- 印紙税納付計器実態確認 (11・14・17・20・23・29)
- 書式表示申告者への書面照会[中期的取組] (26・27・28)
- 印紙税に係る書面照会 (29・30)
- たばこ税手持品課税 (10・15・18・22・30)
- たばこ税（紙巻たばこ三級品）手持品課税 (27・28・29)

〔調査事績の推移〕

○ 印紙税単独調査事績

事務年度	単 独 調 査 事 績								分 析					
	調 査 場 数 (場)	処 理 済 調査日数 (人日)	非違発見場数 (場)	内 3 倍等 (場)	不納付等通数 (通)	内 3 倍等 (通)	不納付等税額 (千円)	内 3 倍等 (千円)	非 違 割 合 (%)	1 場当 たり調 査日数 (人日)	非違 1 場当たり 通 数 (通)	税 額 (千円)	調査 1 日当たり 通 数 (通)	税 額 (千円)
21	723	2,535	640	16	1,686,822	679	591,504	3,530	88.5	3.5	2,636	924	665	233
22	579	2,066	533	31	1,134,898	15,385	389,848	13,555	92.1	3.6	2,129	731	549	189
23	983	3,609	874	27	1,128,001	1,501	516,857	5,777	88.9	3.7	1,291	591	313	143
24	726	3,080	656	19	801,570	4,542	322,619	4,745	90.6	4.2	1,222	492	260	105
25	616	3,133	546	6	802,074	353	289,441	4,950	88.6	5.1	1,469	530	256	92
26	609	2,681	543	6	841,389	23	400,104	356	89.2	4.4	1,550	737	314	149
27	510	2,298	463	5	661,351	160	202,614	368	90.8	4.5	1,424	438	288	88
28	508	2,313	470	4	526,273	12	214,065	178	92.5	4.6	1,120	455	228	93
29	453	1,921	417	4	415,878	10	209,082	99	92.1	4.2	997	501	217	109
30	295	1,349	274	10	372,456	1,113	154,109	6,735	92.9	4.6	1,359	562	276	114

(注) 平成30事務年度は、平成31年4月末の数値である。

間接諸税関係事務事績報告書

法人税等処理状況報告

〔課税事績の推移〕

○ 間接諸税課税事績の推移

(単位：件、百万円)

区分 年度	たばこ税 たばこ特別税		揮発油税 地方揮発油税		航空機燃料税		石油ガス税		石油石炭税		印紙税		電源開発促進税		国際観光旅客税	
	課税人員	課税高	課税人員	課税高	課税人員	課税高	課税人員	課税高	課税人員	課税高	課税人員	課税高	課税人員	課税高	課税人員	課税高
21	99	133,618	231	947,131	829	63,307	4,170	7,654	132	459	59,781	117,391	12	108,469	—	—
22	24,948	143,990	237	995,817	895	76,579	4,015	7,359	131	445	59,469	114,312	12	115,308	—	—
23	81	138,453	253	941,370	787	51,198	3,917	6,907	125	436	59,273	111,899	12	104,216	—	—
24	86	140,598	227	938,950	786	52,415	3,924	6,583	111	485	60,048	112,083	12	106,281	—	—
25	93	140,205	231	917,474	799	54,539	3,942	6,277	115	531	59,590	111,889	12	105,330	—	—
26	93	132,965	230	916,133	660	54,503	3,981	5,986	141	631	59,905	99,669	12	103,650	—	—
27	90	131,785	214	912,213	491	53,054	3,925	5,773	120	636	61,127	98,881	12	101,726	—	—
28	13,167	122,780	224	908,338	420	52,250	3,875	5,501	120	689	61,798	97,221	12	102,333	—	—
29	13,343	106,201	194	891,079	420	53,120	3,799	5,293	120	692	61,551	96,430	12	104,256	—	—
30	16,223	105,146	209	856,007	517	52,965	3,723	4,870	108	663	61,441	93,882	12	104,087	76	700

(注) 1 各年度分は、その年の4月1日から翌年3月31日までの申告又は処理に係る課税事績である。

ただし、印紙税及び国際観光旅客税は上記期間における現金納付分である。

2 課税人員は、納付税額のあった申告書等の延べ件数である。

3 「たばこ税及びたばこ特別税」欄は、たばこ税の手持品課税に係る数値を含む。

4 国際観光旅客税(平成31年1月7日施行)は、平成31年1月分(平成31年3月納付分)が平成30年度の課税高として集計されている。

国内事業者数は79者であるが、3者は平成31年1月中の運航がないことから、課税人員は76件となっている。

5 平成30年度は速報値である。

K S K 課税高集計表

東京国税局統計書

酒税関係事務運営の目標と取組方針

目標：酒税の適正な課税の実現・酒類業の健全な発達

免許制度の下で自主的に適正な申告と納税が行われる体制を維持するとともに、消費者利益に配慮しつつ酒類業の健全な発達を図ることにより、酒税の円滑な確保を図る。

令和元事務年度 酒税関係事務運営の基本的考え方

酒税関係事務については、これまでの各事務の実施状況や管内事情等を的確に分析・評価して、引き続き、免許申請の処理をはじめとする事務の効率化を徹底するとともに、休業中の酒類販売場等の適切な管理や調査検査事務の一層の充実を図る。

また、酒類業組合等に対する適切な指導や日本産酒類の輸出環境整備など、酒類業の健全な発達を促進するための各種施策を実施する。

併せて、各種の人材育成策を通じて、酒税関係事務の後継者育成に配慮する。

事務の取組方針

酒税の適正な課税の実現

免許関係事務

対象署の巡回により相談等に適切に対応

○申請等の処理

指導官

- ・申請者等の立場に立った親切・丁寧な相談
- ・多数の申請が見込まれることから、適正かつ迅速に処理

○免許者の管理

指導官

- ・休業場の実態を的確に把握して、自主的な取消のしょうよう及び強制取消を推進

調査検査事務

センター指導官は調査専担部門（広々域運営）

○酒税調査・犯則調査

指導官

局調査部門

- ・グループ区分による接触体系に基づく調査の実施状況を分析・評価し、効果的、効率的な調査を実施
- ・記帳指導等を通じた酒類業者の法令遵守の維持・向上
- ・仮装・隠ぺいの事実が認められた場合重加算税を賦課
- ・不正が認められた場合等は、犯則調査を視野に入れて厳正に対処
- ・鑑定官室との連携及び酒税事務経験の浅い職員の調査検査への同行指導

酒類業の健全な発達

産業行政施策等

酒類行政の基本的方向性に沿って酒類業の振興に取り組む

○各種施策等

調整官

指導官

- ・社会経済情勢の変化に対応しつつ、実施主体や官民の役割分担に配慮して適切に実施
- 酒類産業振興
- 消費税率の引上げに伴う転嫁対策

○取引状況等実態調査

調整官

指導官

- ・基準施行後の価格動向等を踏まえ、市場での影響力が大きい酒類業者及び販売等の情報のある業者を優先的に実施
- ・基準に違反すると思料される場合、「指示」等を視野に積極的に影響調査を実施
- ※「酒類の公正な取引に関する基準」の周知・啓発

○表示事項確認調査等

調整官

指導官

- ・酒類の品質の確保、消費者の利益に資するため、表示義務、表示基準の遵守状況を調査

○販売管理調査

調整官

指導官

- ・社会的要請に対応するため、表示基準が遵守されていない販売場や新規免許者を優先実施
- ・大手酒類業者に対しては、調整官が本部指導を実施

参考(酒) - 2 酒類の製造・販売業免許場数の推移

免許 区分	品 目	区分		東 京 局						全 国		全国に占める 東京局の割合 (平成30年3月 末)
		平成29年3月末		平成30年3月末		30年/29年	平成30年3月末		平成30年3月末			
		免許場数	内試験	免許場数	内試験		製造場数	構成比	製造場数	構成比		
製造 免許		場		場		%	場	%	場	%	%	
	清 酒	94	15	94	14	100.0	81	23.2	1,594	47.8	5.1	
	連続式蒸留焼酎	15	9	15	9	100.0	3	0.9	36	1.1	8.3	
	単式蒸留焼酎	56	16	56	15	100.0	13	3.7	371	11.1	3.5	
	ビ ー ル	41	11	43	11	104.9	27	7.7	187	5.6	14.4	
	果 実 酒	124	21	130	21	104.8	107	30.7	355	10.7	30.1	
	そ の 他	910	150	946	145	104.0	118	33.8	790	23.7	14.9	
計	1,240	222	1,284	215	103.5	349	100.0	3,333	100.0	10.5		
全酒類卸売業免許		935		935		100.0			免許場数 5,198		18.0	
一般酒類小売業免許		35,661		35,455		99.4			免許場数 172,083		20.6	

(注) 1 製造場数欄には、各製造場における主たる製造品目を場数として計上している。

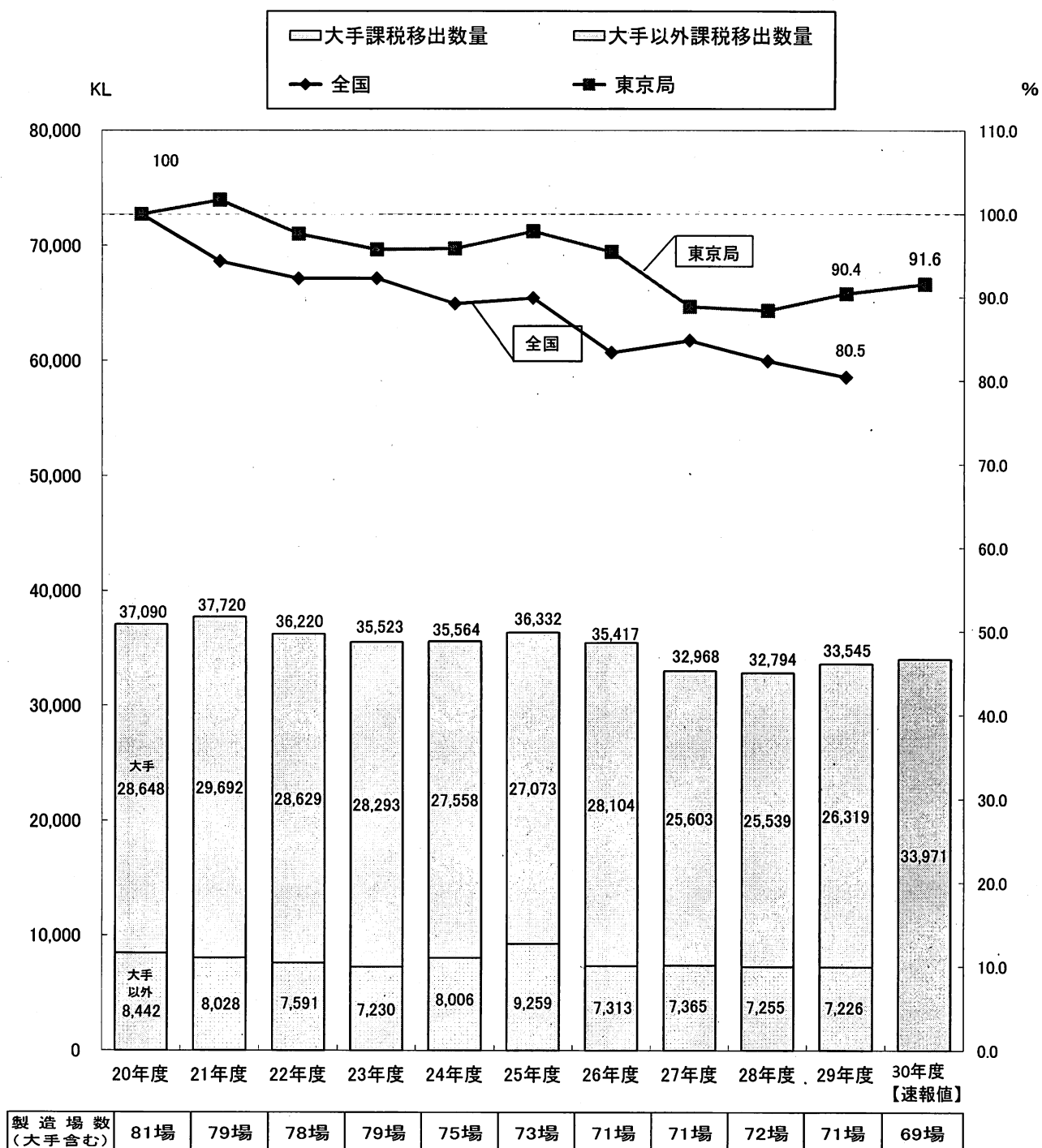
2 酒税統計資料より作成した。

参考(酒)-3 東京国税局管内の酒税課税等状況表

区分 品目	東京局								全国		東京局のウェイト	
	課税数量				課税額				課税数量	課税額	29年度 全国比 課税数量	29年度 全国比 課税額
	平成29年度		平成30年度(速報)		平成29年度		平成30年度(速報)		平成29年度	平成29年度	①／⑤	③／⑥
	①	構成比	②	構成比	③	構成比	④	構成比	⑤	⑥		
	kl	%	kl	%	百万円	%	百万円	%	kl	百万円	%	%
清酒	33,545	2.4	33,971	2.2	3,867	1.7	3,914	1.7	525,349	60,173	6.4	6.4
合成清酒	9,648	0.7	10,587	0.7	964	0.4	999	0.4	29,319	2,907	32.9	33.2
連続式蒸留 焼酎	150,399	10.9	161,885	10.7	35,497	15.9	38,173	16.4	333,982	78,977	45.0	44.9
単式蒸留 焼酎	11,872	0.9	10,942	0.7	2,892	1.3	2,665	1.1	464,188	110,958	2.6	2.6
みりん	41,632	3.0	40,392	2.7	833	0.4	793	0.3	101,747	2,035	40.9	40.9
ビール	498,395	36.1	471,472	31.2	109,572	49.1	104,041	44.8	2,599,797	570,589	19.2	19.2
果実酒	63,170	4.6	63,474	4.2	5,008	2.2	5,017	2.2	120,553	9,472	52.4	52.9
甘味果実酒	982	0.1	1,026	0.1	119	0.1	122	0.1	3,974	529	24.7	22.5
ウイスキー	46,136	3.3	49,959	3.3	15,484	6.9	16,834	7.2	143,056	45,024	32.3	34.4
ブランデー	867	0.1	876	0.1	337	0.2	341	0.1	4,119	1,570	21.0	21.5
発泡酒	93,677	6.8	81,484	5.4	12,669	5.7	11,000	4.7	688,790	92,638	13.6	13.7
その他の 醸造酒	58,459	4.2	55,886	3.7	4,680	2.1	4,471	1.9	445,588	35,749	13.1	13.1
スピリッツ 等	83,555	6.0	157,846	10.4	7,425	3.3	13,401	5.8	627,457	52,158	13.3	14.2
リキュール	288,872	20.9	373,275	24.7	23,694	10.6	30,475	13.1	2,049,157	167,072	14.1	14.2
粉末酒 ・雑酒									1,463	57		
合計	1,381,218	100.0	1,513,076	100.0	223,039	100.0	232,247	100.0	8,138,548	1,229,907	17.0	18.1

- (注) 1 本表は、各種税額控除後の課税実数である。
2 全国の数値及び税額は、各国税局が課税したものであり、税関が輸入品について課税したものを含まない。
3 平成30年度の全国の数値及び税額については、現在国税庁で集計中である。
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含む。

参考(酒)-4 東京国税局管内の清酒の課税移出数量の推移
(平成20年度～平成30年度)



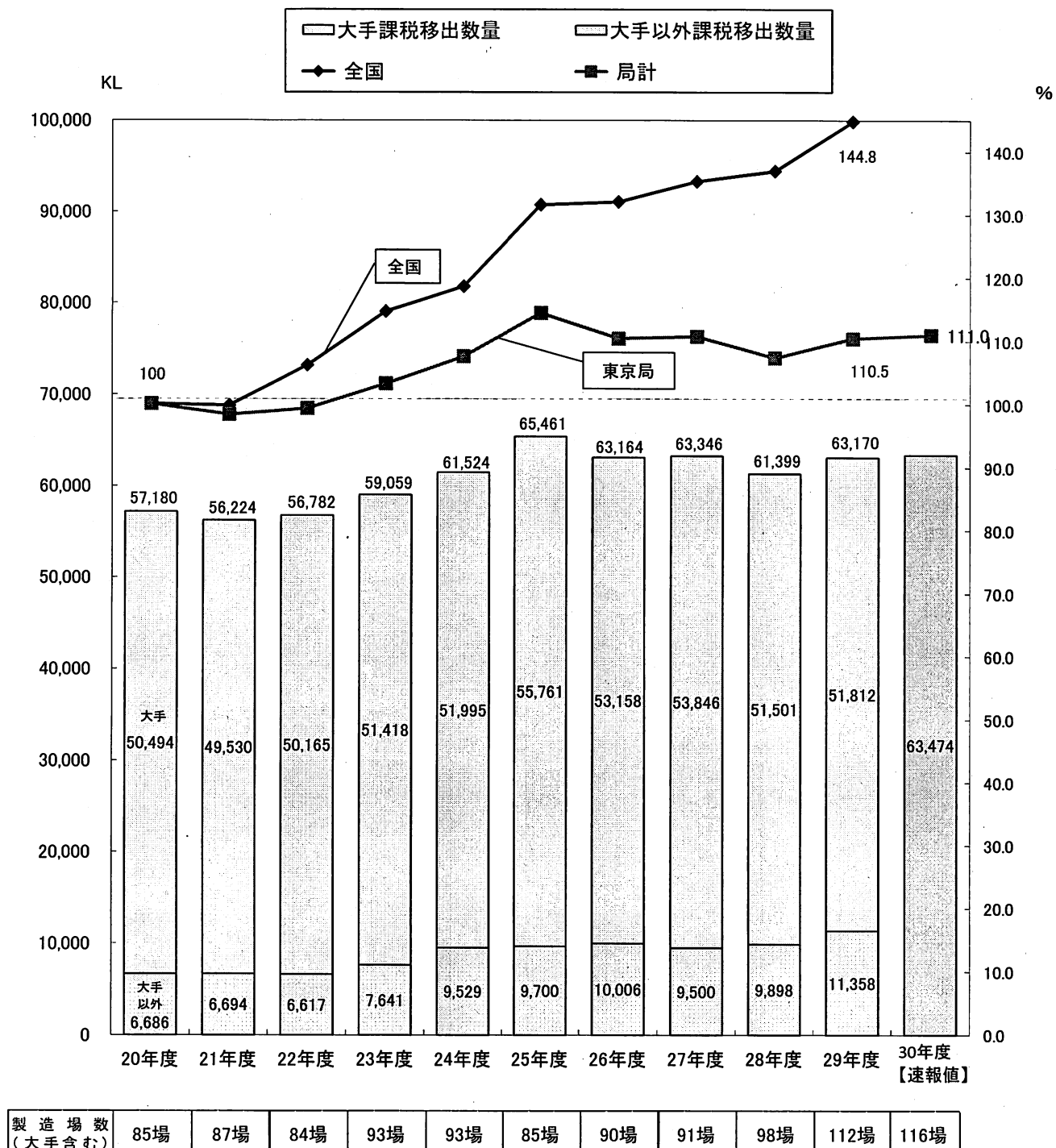
(注) 1 大手業者とは、次の4社をいう。

2 折れ線グラフは、東京局と全国ごとに平成20年度の課税移出数量の合計を100とした場合の推移を表している。

3 酒税統計資料及び各社の移出数量明細書から作成した。

4 年度の下に記載している製造場数は、課税移出数量が0の製造場を除いた場数である(各年度末の免許場数とは異なる)。

参考(酒)-5 東京国税局管内の果実酒の課税移出数量の推移
(平成20年度～平成30年度)



(注) 1 大手業者とは次の9社をいう。

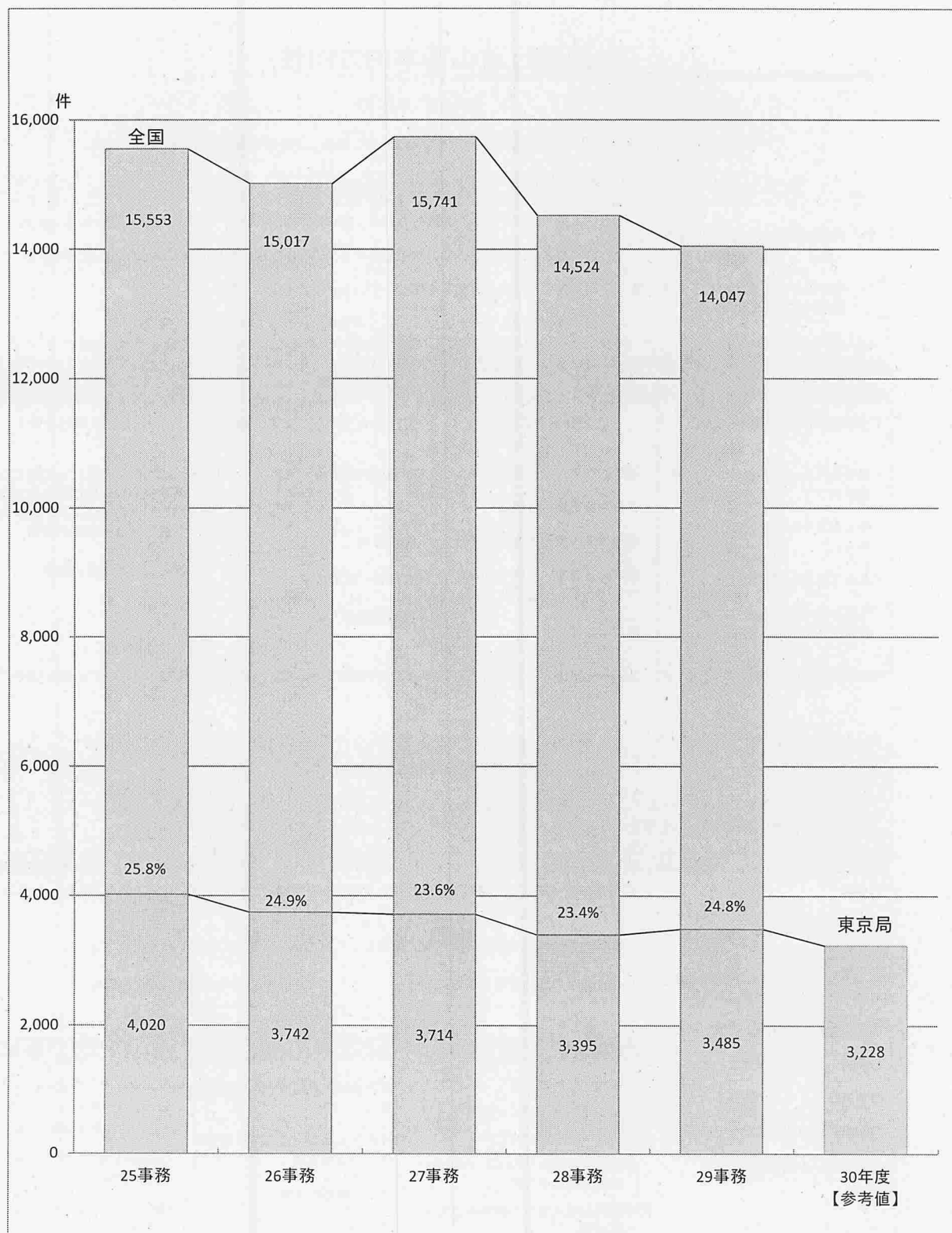


2 折れ線グラフは、東京局と全国ごとに平成20年度の課税移出数量の合計を100とした場合の推移を表している。

3 酒税統計資料及び各社の移出数量明細書から作成した。

4 年度の下に記載している製造場数は、課税移出数量が0の製造場を除いた場数である(各年度末の免許場数とは異なる)。

参考(酒)-6 酒類小売業免許の付与等件数の推移
(平成25事務年度～平成29事務年度)



(注) 1 「付与等の件数」には、「純然たる新規免許付与件数」のほか、「法人成り等に伴う免許付与件数」、「移転許可件数」並びに「相続の申告書」及び「条件緩和(解除)の申出書」の処理件数を含む。

2 事務実績を庁が集計した資料から作成した事務年度の計数である。最新年度については、免許関係事後処理管理簿から把握した会計年度の計数(速報値)である。

参考(酒) - 7 酒類行政の基本的方向性

酒類行政の基本的方向性

1. 国税庁の任務

①内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現 ②酒類業の健全な発達 ③税理士業務の適正な運営の確保

2. 酒類業界の概況

- 酒類の国内市場は量的に飽和し、全体としては縮小傾向
- 価格競争が過度にわたる場合、事業者の体力を弱める
- 近年、低アルコール飲料のほか、純米酒、ウイスキー、ワイン、クラフトビール等も拡大
- 日本産酒類の海外での評価が高まり、輸出が増加。世界の食市場は今後も拡大見込み
- 差別化や海外展開等で成長している事業者も少なくない
- 異業種やスタートアップ、更には海外からの参入の動きも見られる

3. 酒類業界の主な課題

(1)商品の差別化・高付加価値化	(2)海外需要の開拓 (インバウンド含む)	(3)技術の活用と人材等の確保	(4)公正取引の確保
・消費者にとって分かりやすい価値訴求 ・商品のブランド化（個社、地域、JAPAN） ・農商工連携、異業種連携 ・従来の枠にとらわれない新たな価値機軸の展開・訴求	・国際的な認知度や理解の向上 ・非日本食市場への展開 ・現地輸入・流通業者等の開拓 ・海外の事業者・消費者に分かりやすい表示・提案 ・富裕層向け	・伝統技術の継承・発展 ・デジタルツールの活用 ・事業承継 ・女性の一層の活躍 ・原料の確保	・「酒類の公正な取引に関する基準」や「酒類に関する公正な取引のための指針」の遵守を通じた公正取引の確保 ・適正な販売管理の確保

4. 酒類行政の基本的方向性

酒類業の事業所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化に取り組む

(1) 適切な法執行

- 免許
- 酒類業組合の監督
- 公正取引の確保
 - ・深度ある取引状況等実態調査の実施
 - ・問題ある事業者には厳正に対処
- 適正な表示の確保
- 品質・安全性の確保
- 資源リサイクルの推進
- 20歳未満の者の飲酒防止対策
- アルコール健康障害対策

(2) 酒類業の振興

- 官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるよう、サポートや環境整備に取り組む
- 制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題に適切に取り組む
- 中小企業の経営基盤の安定に配慮するとともに、酒類製造者の技術力の強化を支援

主 な 具 体 的 取 組

海外需要の開拓	中小企業対策	技術支援
○国際的な情報発信 ○ビジネスマッチングの支援 ○酒蔵ツーリズムの推進 ○政府全体の取組(JETRO, JF00D0等)の周知と活用促進 ○関税や輸入規制の撤廃等の国際交渉	○業界団体の取組(近代化事業等)を支援 ○政府全体の中小企業向け施策の周知と活用促進 ○経営改善等の支援	○先端技術等の普及の推進 ・事業者の指導、相談対応 ・鑑評会や研究会等の開催 ○放射性物質に関する安全性の確認 ○HACCPの義務化への対応を支援
ブランド化の推進	沖縄振興	
○地理的表示の普及拡大 ○ワインの表示ルールの定着	○「琉球泡盛の海外輸出プロジェクト」を踏まえ、沖縄県産酒類を振興	○酒類総合研究所の取組 ・先端技術等の研究開発 ・醸造技術者の育成 ・講師・審査員の派遣

「酒類の公正な取引に関する基準」のポイント

【公正な取引の基準（以下「基準」）】

- 酒類業者は、(1) 正当な理由なく、酒類を総販売原価を下回る価格で継続して販売する取引であって、かつ、(2) 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引を行ってはならない。

⇒ (1)と(2)の双方の要件に該当する場合は、「基準」を遵守していないこととなる。

「基準」を遵守していない場合の措置は、別紙のとおり。

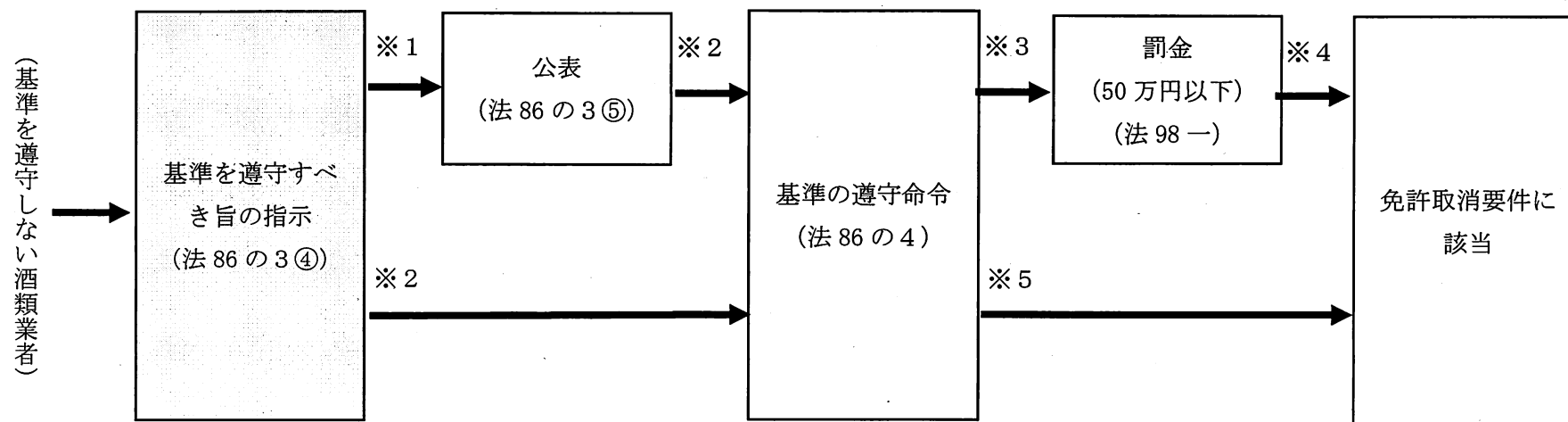
『正当な理由』とは

季節限定商品でその期間が過ぎたものや、ラベルに汚損がある等の理由で通常の価格で販売することが困難であると認められる場合をいう。

『継続して販売する』とは

相当期間にわたって繰り返して販売することをいい、例えば、毎週・毎月、週末や特定の日等に限って、銘柄等を変えて販売する場合であってもこれに該当する。

酒類の公正な取引に関する基準を遵守していない場合の措置



※ 1 指示に従わない場合、その旨を公表することができる。

※ 2 指示に従わなかった場合において、酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害され、又は阻害されるおそれがあると認めるときは、基準を遵守すべきことを命令することができる。

※ 3 命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

※ 4 罰金刑に処せられた場合、免許を取り消すことができる（酒税法 12 二、酒税法 14 二）。

※ 5 命令に違反した場合、免許を取り消すことができる（酒税法 12 六、酒税法 14 四）。

目 次

徴 収 部

(ページ)

【管理運営課】

1 基本的な考え方	1
2 資料センター関係	1
3 納税表彰事務	1

【納税管理官】

1 基本的な考え方	2
2 延納・物納事務の局集中化（試行）	2
3 事務の効率化と納税者利便の向上（事前相談の積極的な実施等）	2
4 専門的な知識・ノウハウの蓄積、継承	2

【徴収課】

1 基本的な考え方	3
(1) 滞納整理の基本の徹底	3
(2) 総体的進行管理の徹底	3
2 厳正・的確な滞納整理事務の推進	3

【国税訟務官室】

1 基本的な考え方	4
2 具体的な施策	4
(1) 原告訴訟提起の推進	4
(2) 被告訴訟及び不服申立てへの適切な対応	4
(3) 徴収職員の知識・技法の向上	4

【機動課】

〔派遣関係〕	5
--------------	---

1 基本的な考え方	5
2 派遣目的	5
(1) 管理運営担当	5
(2) 徴収担当	5

〔納税コールセンター関係〕	5
1 基本的な考え方	5
2 事務内容	5
【特別整理総括第一課・第二課】	
1 基本的な考え方	6
2 重点事項	6
(1) 特官グループ	6
(2) 特整サテライト及び統括官部門	6
3 取組方針	6
(1) 厳正・的確な滞納整理の実施	6
(2) 的確な進行管理	6
(3) 組織力の活用	6
〔参考〕	
徴収部－1 平成30年度 租税収入状況	7
徴収部－2 租税滞納整理状況（国税合計）の推移（局署計・各年度最終分）	8
徴収部－3 滞納整理事務処理体制（局署の機能分担）	9
管理運営課 東京国税局管内納税貯蓄組合連合会組織図	10
徴収課 令和元事務年度における署の滞納整理事務運営の概要	11
国税訟務官室 徴収訟務事案等処理状況表	12
機動課 平成30事務年度の状況	13
特 整 令和元事務年度 特別整理部門の事務処理体制	14
特 整 処分対象滞納の整理状況等	15

事務運営の概要等

徴収部 管理運営課

1 基本的な考え方

管理運営部門は、正確な事務処理と納税者の立場に立った丁寧かつ適切な対応を行う必要があるため、客観的な指標を用いたPDCAサイクルに基づく事務運営により効率化を推進し、事務計画に基づく協働処理体制の下、次の重要な役割を的確に果たすことを基本とする。

- ① 納税者基本情報の正確・迅速な処理による課税部門及び徴収部門の支援
- ② 総合窓口における納税者等への親切かつ的確な対応
- ③ 次代の礎となる新人の育成

2 資料センター関係

局署における法定資料及び法定外資料の分類・送交付事務などの内部事務のうち、資料センターに集約することで事務の省力化・迅速化等、事務処理の効率化につながる事務について、千葉及び光が丘資料センターで非常勤職員を効果的に活用して処理を行う。

なお、平成31年1月からは課税総括課が主体となって課税総括課が所掌する税務署事務処理センターと一体的な運営を行っている。

おって、資料せんの入力業務については、無断再委託事案を受け、従来の外部委託から、自ら情報セキュリティコントロールが十分可能な方法（内製化）による入力を実施していく。

3 納税表彰事務

納税表彰は、国税について納税思想の高揚、納税施設の普及改善に関して功績顕著な者を表彰することによって、広く納税思想の高揚等に資することを目的としており、団体の役員、租税教育関係者及び税務広報関係者を表彰対象者としている。

〔令和元年度 納税表彰日程（予定）〕

表彰の種類	項目	選考等	庁上申	表彰式
財務大臣表彰	6月中旬	6月28日	日時：10月28日（月） 場所：三田共用会議所	
国税庁長官表彰				
国税局長表彰	8月上旬	—	日時：11月7日（木） 場所：未定 （前年：KKRホテル東京）	
税務署長表彰	8月上旬	—	—	

《参考》（単位：人）

平成30年度表彰者数	
東京	全国
11	50
20	85
85	341
483	1,697

1 基本的な考え方

納税管理官は、東京国税局管内の全ての延納申請（相続税・贈与税）及び物納申請（相続税）の許可・却下等に関する事務を所掌している。

この延納・物納申請の処理に当たっては、関係部署（管理運営課、財務局等）との緊密な連携・協調を図るほか、定められた事務処理手順を遵守するとともに、的確な進行管理を徹底し、法定審査期間内（原則3か月以内）における適正かつ円滑な処理を実現する。

（注） 延納・物納申請は、法定審査期間内に処理できない場合、みなす許可となる。

2 延納・物納事務の局集中化（試行）

専門的知識を要する延納・物納事務の効率化を図るため、令和元年7月から、署の納税専門官及び付職員を局納税管理官に併任し、延納・物納申請の全事案を国税局で集中的に処理する試行を実施する。本試行は、国税庁の方針に基づくもので、2年間の試行を経て、令和3事務年度からの本格実施が予定されている。

（注） 平成30事務年度は、申請額2,000万円未満の延納事案について、税務署の納税専門官が広域運営により処理を行っていた。

3 事務の効率化と納税者利便の向上（事前相談の積極的な実施等）

延納・物納申請は、申請時に提出する書類が多く、申請財産の整備等に相当の費用や時間を要する場合があることから、申請前に個別相談を実施し、納税者が許可要件や整備すべき事項等を理解することで、補正事項や延長制度の利用が減少し、事後の許可等事務が効率化する。

また、納税者にとっても、専門的知識を要する延納・物納制度の利用について、申請前に正確な情報等を得ることは、大変有益であると考えられる。

このため、延納・物納申請前の事前相談（個別相談）を積極的に実施することにより、事務の効率化や納税者利便の向上を図る。

4 専門的な知識・ノウハウの蓄積、継承等

延納・物納事務の処理に当たっては、専門的な知識・ノウハウが必要とされることから、事務処理マニュアルの作成、処分事績等の蓄積などの施策を実施し、専門的な知識・ノウハウの蓄積、継承及び処理要員の育成に積極的に取り組む。

1 基本的な考え方

(1) 滞納整理の基本の徹底

滞納整理事務においては、滞納処分が滞納者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、臨場により現況確認を行い、滞納者個々の実情を十分に把握した上で、処理方針を決定する。

このため、滞納者との納付折衝に当たっては、現在において滞納国税を納付する意思を有しているかを確認するとともに、滞納原因、事業概況、収支状況、財産・負債状況などの基本調査を踏まえて納付能力調査を実施し、その結果、法令・通達に基づき、猶予すべきものについては適正な猶予を行い、猶予できないものは差押え等の滞納処分を執行するなど、組織として統一性をもった判断の下、厳正かつ的確な滞納整理事務を徹底する。

(2) 総体的進行管理の徹底

徴収事務においては、様々な環境変化に適切に対応しつつ、持続的かつ着実に滞納の整理促進を図っていく必要がある。

また、徴収事務は、①新規発生を含め所掌する滞納事案の全件が処理対象となる、②単年度で処理が終わらない事案が数多くあるという特性がある。

このため、事務運営においては、自署の滞納事案全体の処理・展開の進捗状況を管理するとともに、滞納整理状況等を評価・分析し、その結果を事務計画に反映させた徴収事務を実施するというPDCAサイクルに則った事務運営（総体的進行管理）を徹底する。

なお、事務運営に当たっては、事務の効率化を推進し、可能な限り外部事務量を確保するとともに、限られた事務量を効果的・効率的に活用し、バランスのとれた事務運営を行う。

2 厳正・的確な滞納整理事務の推進

次の事項に留意し、厳正・的確な滞納整理事務の推進に取り組む。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ①滞納の未然防止 | ④長期事案の整理展開 |
| ②新規発生事案の早期着手・展開 | ⑤適正な猶予処理及び確実な履行監視 |
| ③消費税事案の整理促進 | ⑥悪質事案及び処理困難事案の整理展開 |

事務運営の概要等

徴収部 国税訟務官室

1 基本的な考え方

徴収関係訴訟は、国が被告となる被告訴訟のほかに、滞納処分の一環として国が原告となって提起する原告訴訟がある。

訴訟は、最終的な租税負担の公平を実現するための手段として、滞納整理上必要不可欠のものであるとともに、納税者及び第三者の財産並びに権利義務にも直接重大な影響を与えることから、法務当局等の関係機関と連携を図りつつ、訴訟事務に適切に対応する。

なお、①原告訴訟提起の推進、②被告訴訟及び不服申立てへの適切な対応及び③徴収職員の知識・技法の向上の3点を中心として、事務運営を実施していく。

2 具体的な施策

(1) 原告訴訟提起の推進

- イ 徴収システムを活用した効率的な端緒事案の把握（態様区分の設定等）
- ロ 局特整（二課審理・評公官、S 1 訴訟担当）、徴収課及び署審理特官等との連携及び情報共有
- ハ 大口悪質事案、処理困難事案及び長期事案については、原告訴訟提起に向けた検討会の開催

(2) 被告訴訟及び不服申立てへの適切な対応

- イ 被告訴訟について、法務当局等との緊密な連携・協調の下、最大限の主張・立証
- ロ 不服申立てについては、被告訴訟に発展する事案も見受けられることから、事案に応じ、被告担当、不服担当との一体的運営

(3) 徴収職員の知識・技法の向上

- イ 「徴収訟務事務情報」の積極的発信
原告訴訟端緒事案を把握するための情報等の提供及び滞納整理に必要な事例等の紹介
- ロ 研修講師の派遣（庁・局主催研修、地方局の支援）
- ハ 証拠収集のための補足調査等における訟務官室職員による同行調査等の支援

事務運営の概要等

徴収部 機動課

〔派遣関係〕

1 基本的な考え方

管理運営課及び徴収課との緊密な連携の下、署の事務の進捗状況等を踏まえて策定した派遣計画に基づき、機動課職員の効果的な派遣を実施することにより、①管理運営事務の適正、円滑な処理、②滞納事案の整理促進、③署徴収職員的能力向上に資する。

2 派遣目的

(1) 管理運営担当 (25 名)

- ① 管理運営事務の適正かつ円滑な処理 (不足事務量に対する支援)
- ② 滞納事案の整理促進 (滞納整理事務の支援)

(2) 徴収担当 (18 名)

- ① 滞納事案の整理促進 (滞納整理事務の支援)
- ② 徴収事務経験の浅い職員的能力向上 (実践的滞納処分研修・同行指導研修)

〔納税コールセンター関係〕

1 基本的な考え方

新規発生滞納事案に対して「集中電話催告システム」を活用した電話催告・文書催告の手法により、早期かつ大量一括処理を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理に資する。

また、分割納付計画の履行監視や定期催告事務の集中処理により、署徴収部門等の負担軽減・事務量確保を図り、滞納整理促進を支援する。

2 事務内容

オペレーター業務を行う職員 (19 名) 及び非常勤職員 (オペレーター43 名、事務補助 7 名) により、新規発生滞納事案を対象に、電話催告・文書催告を実施 (夜間催告や閉庁日催告を含む。) するほか、次の事務も併せて実施する。

- (1) 督促前納付指導事案の履行監視及び不履行時の電話催告
- (2) 申請による換価の猶予許可事案の履行監視及び不履行時の納付計画確認
- (3) 電話による期限前納付指導
- (4) 電話催告時における振替勧奨
- (5) 定期催告書の集中発送 (全 84 署分及び局特別整理部門分)

事務運営の概要等

徴収部 特別整理総括第一課・第二課

1 基本的な考え方

東京局特別整理部門は、滞納が長期化した事案をはじめとする処理困難事案を所掌している中で、本年10月に予定される消費税率の引上げを見据え、次のとおり役割分担を明確化し滞納整理に取り組むことで、滞納事案全体について更なる整理促進を図る。

2 重点事項

(1) 特官グループ

各機能に応じた綿密な調査や高度な徴収技法を要する事案及び納税誠意が認められない悪質事案の整理促進

(2) 特整サテライト及び統括官部門

消費税事案及び長期事案等の整理促進

3 取組方針

滞納整理に当たっては、特に次の事項に留意して取り組む。

(1) 厳正・的確な滞納整理の実施

滞納処分の実行は、滞納者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、臨場を中心に滞納者個々の実情を十分に把握した上で、納付能力調査や納付指導を行い、法令・通達に基づいて猶予、差押えなどの処理方針を見極め、厳正・的確に処理する。

(2) 的確な進行管理

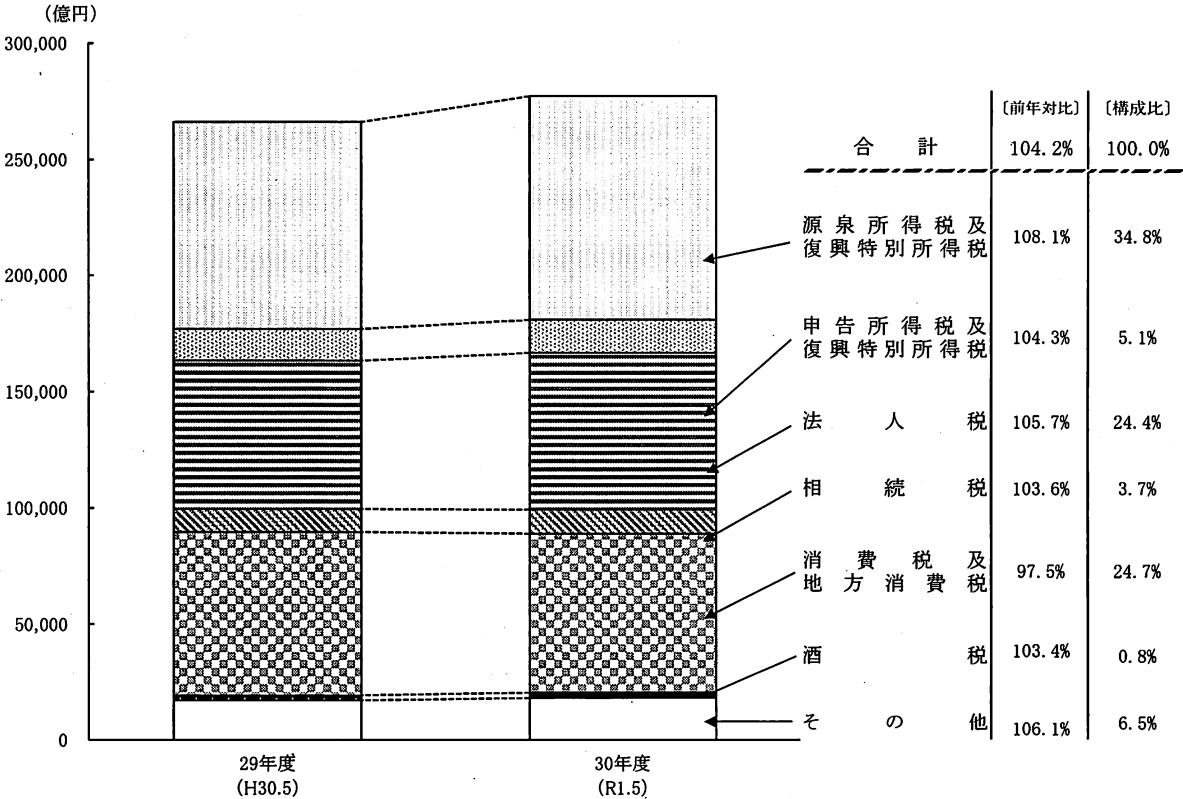
滞納整理状況等を的確に分析して、所掌事案全体の着手・処理状況について総体的進行管理を行うとともに、徴収システムを活用した期日管理などの個別進行管理を徹底し、所掌事案全体を計画的に処理する。

(3) 組織力の活用

個々の事案担当者だけでは対応できない処理困難事案など、滞納事案の態様に応じ、関係部署と緊密な連携の下、特別整理部門の組織力・専門スキルを活用した滞納整理を実施する。

[参考] 徴収部 1
○ 平成30年度 租税収入状況

1 収入額累計



2 収納済額等 (累計)

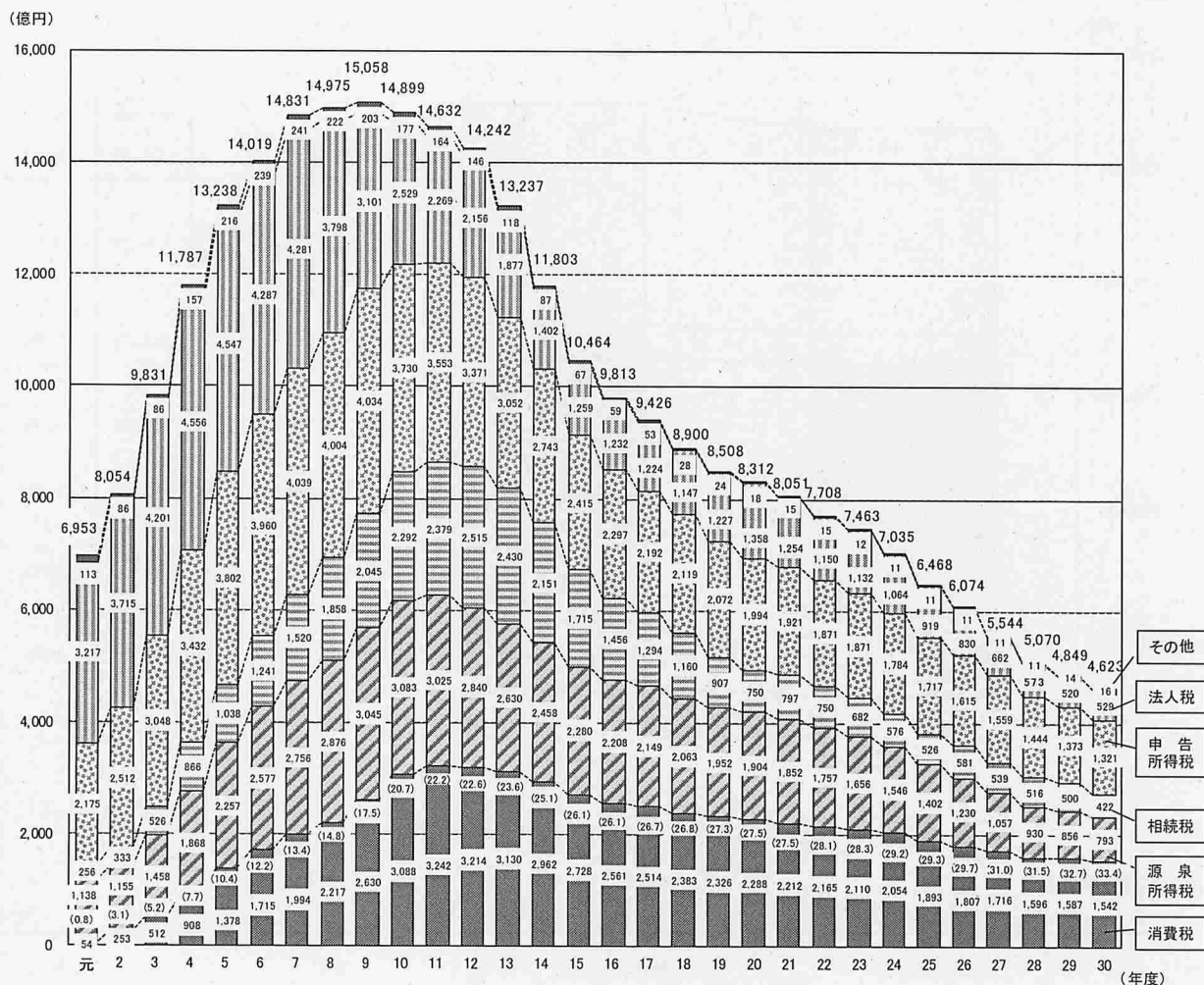
(単位：億円)

区 分 税 目	29年度 (H30.5)			30年度 (R1.5)			開 差			前年対比		
	収納済額 ①	還付金額 ②	収入額 ③ (①-②)	収納済額 ④	還付金額 ⑤	収入額 ⑥ (④-⑤)	収納済額 ⑧ (④-①)	還付金額 ⑨ (⑤-②)	収入額 ⑩ (⑥-③)	収納済額 ⑪ (④/①)	還付金額 ⑫ (⑤/②)	収入額 ⑬ (⑥/③)
源 泉 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	102,131	12,982	89,149	110,257	13,848	96,409	8,126	866	7,260	108.0%	106.7%	108.1%
申 告 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	14,275	706	13,569	14,847	690	14,157	572	▲ 16	588	104.0%	97.7%	104.3%
法 人 税	72,819	8,864	63,955	75,947	8,374	67,573	3,128	▲ 490	3,618	104.3%	94.5%	105.7%
相 続 税	10,174	239	9,935	10,635	342	10,293	461	103	358	104.5%	143.1%	103.6%
消 費 税 及 地 方 消 費 税	105,178	34,898	70,280	106,121	37,597	68,524	943	2,699	▲ 1,756	100.9%	107.7%	97.5%
酒 税	2,230	0	2,230	2,306	0	2,306	76	0	76	103.4%	-	103.4%
そ の 他	18,156	1,088	17,068	19,023	921	18,102	867	▲ 167	1,034	104.8%	84.7%	106.1%
合 計	324,963	58,777	266,186	339,136	61,772	277,364	14,173	2,995	11,178	104.4%	105.1%	104.2%

(注) 出典：国税収納金整理資金徴収済額報告書、国税収納金整理資金支払命令済額報告書

〔参考〕徴収部－2

○ 租税滞納整理状況（国税合計）の推移（局署計・各年度最終分）



（参考）全国に占める東京局の割合

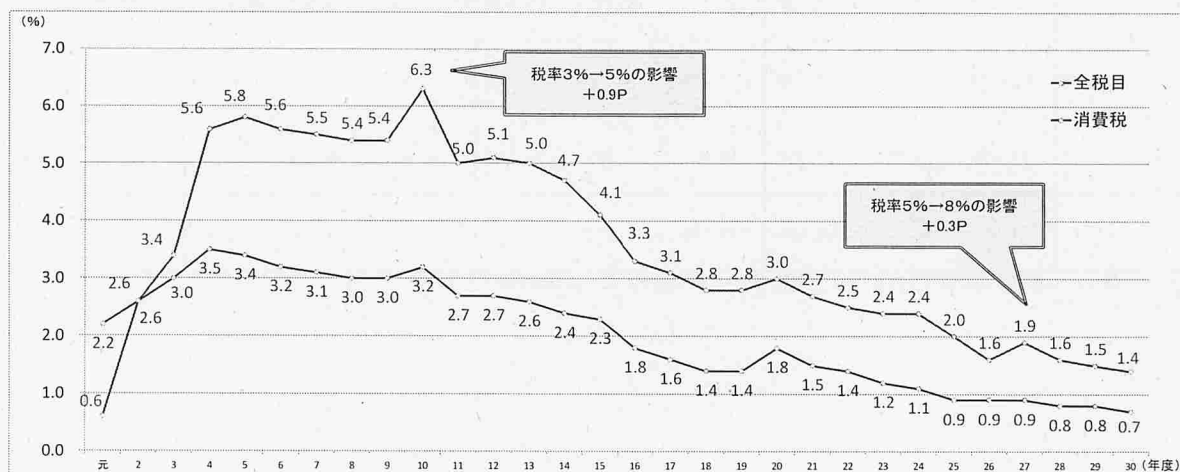
	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
国税合計	59.5	57.0	57.7	57.5	56.9	56.1	55.7	55.4	54.1	52.9	52.9	53.4	53.3	52.4	51.7	52.6	52.8	52.8	52.7	53.5	53.8	54.3	54.8	55.4	56.7	57.1	56.7	56.5	56.8	53.1
消費税	38.3	46.2	51.8	50.3	50.1	51.1	51.6	52.3	51.4	50.2	51.3	51.0	50.6	51.2	51.5	52.4	51.6	51.2	50.7	50.4	50.1	50.9	50.6	51.9	53.1	52.0	51.4	51.5	52.4	56.9

○ 平成 30 年度最終分(5月末)の滞納残高は4,623 億円で、期首から226 億円の減少(期首対比 95.3%)

〔税目別減少額〕 消費税:45 億円、源泉所得税:63 億円、相続税:78 億円、申告所得税:52 億円、法人税のみ増加:9 億円

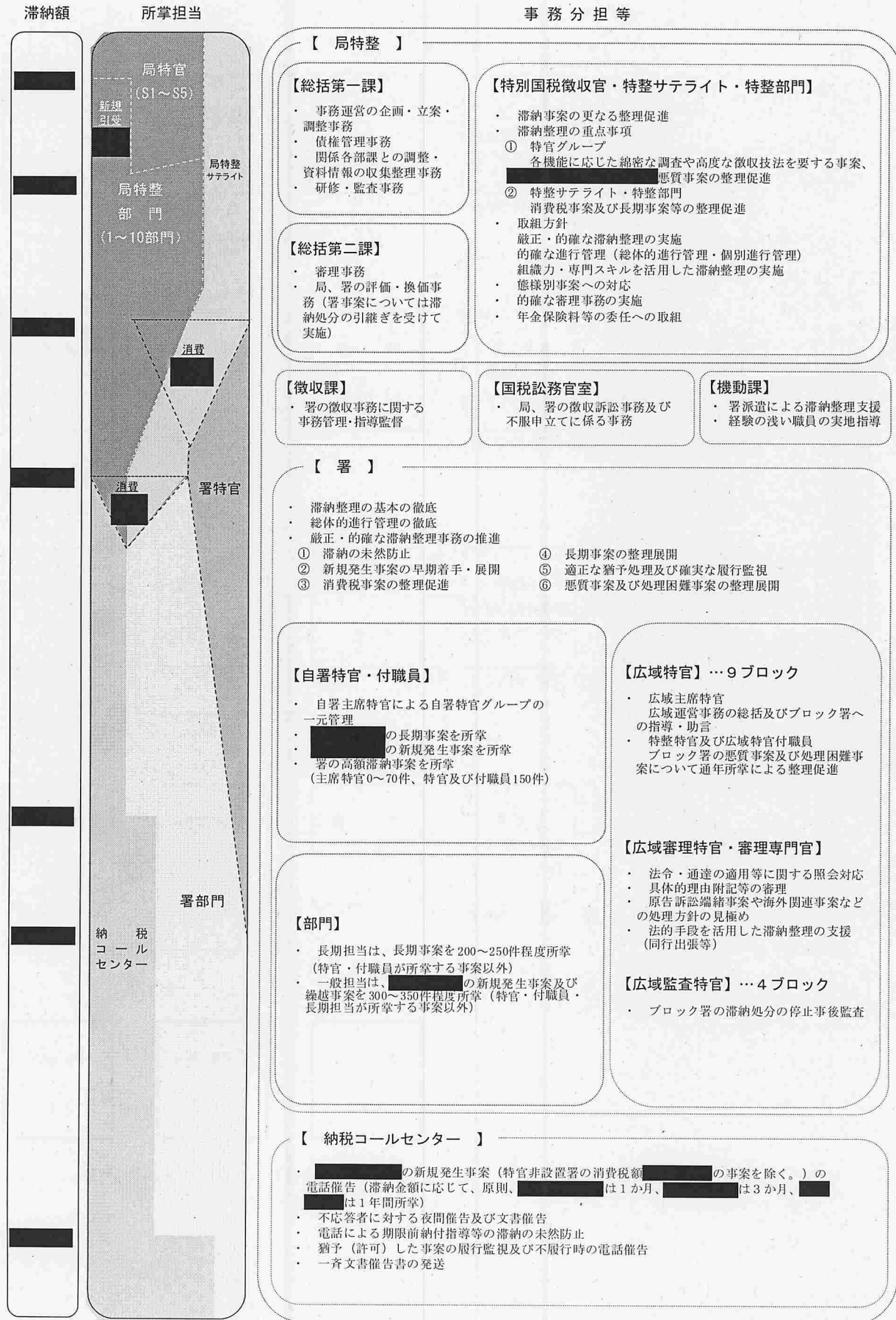
○ 国税合計は平成 10 年度以降、21 年連続で期首から減少、消費税は平成 12 年度以降、19 年連続で期首から減少

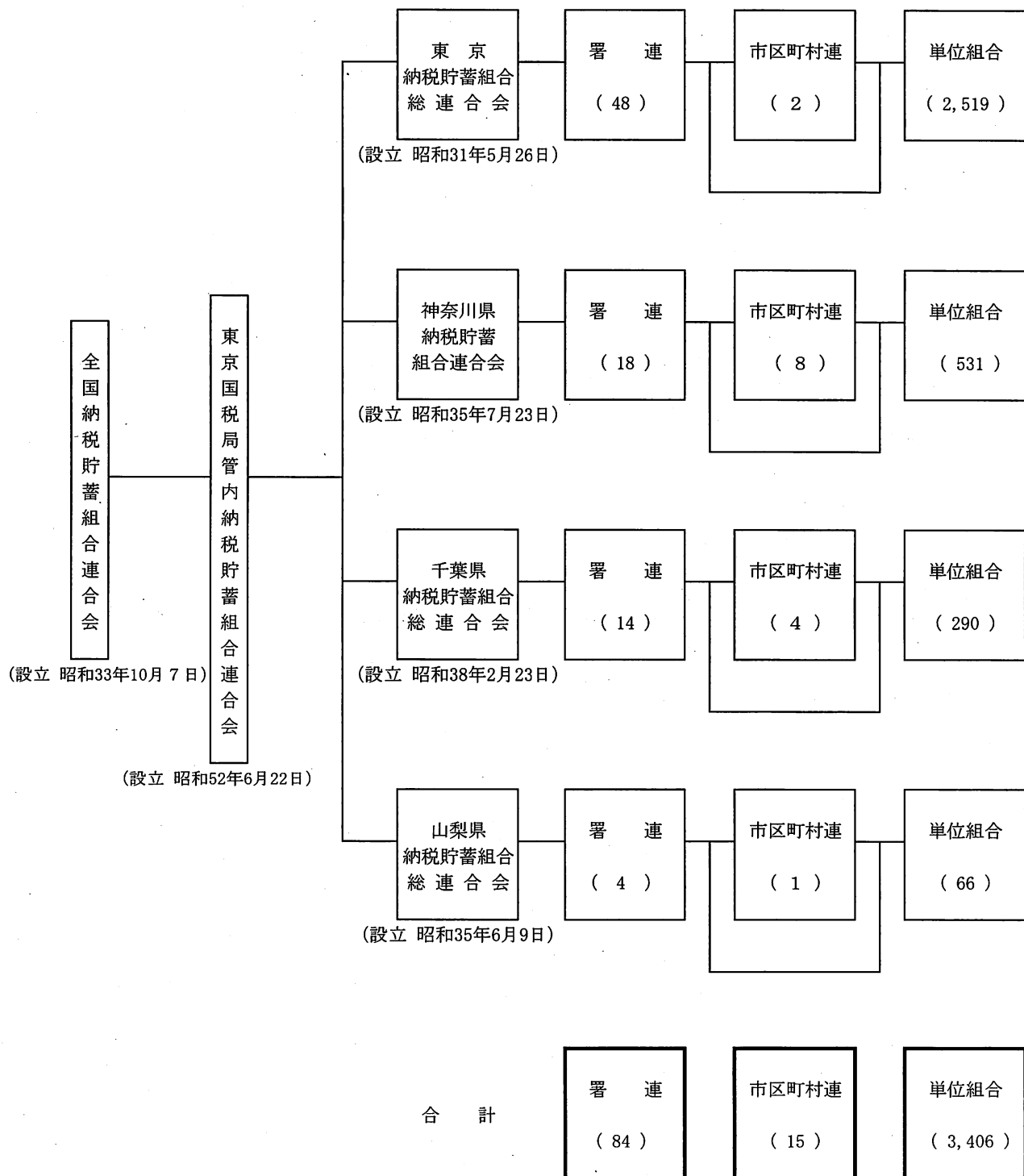
○ 滞納発生割合（税額）の推移（東京局）



〔参考〕徴収部－3

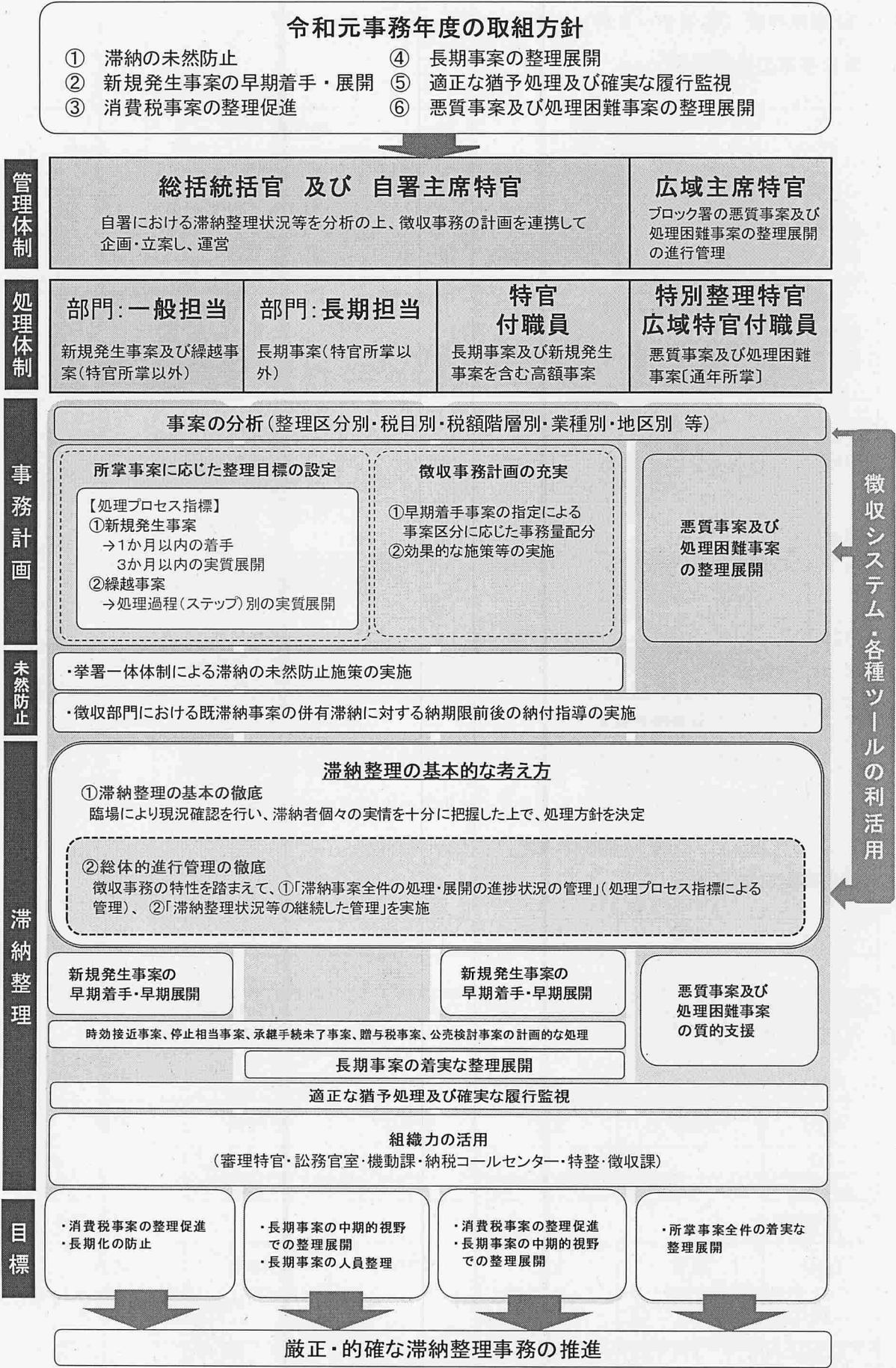
○ 滞納整理事務処理体制（局署の機能分担）





(注) 単位組合数は、平成31年3月31日現在である。

〔参考〕徴収課
○ 令和元事務年度における署の徴収事務運営の概要



平成 30 事務年度（各年 7～6 月）の状況

1 原告事案の処理状況

区分		要処理			処理済			未済
		期首	発生	計	処理	取下げ等	計	
端緒事案	30	内 22 40	内 37 115	内 59 155	内 11 63	内 28 49	内 39 112	内 20 43
	29	内 13 26	内 41 107	内 54 133	内 15 66	内 17 27	内 32 93	内 22 40
訟務事案	30	内 4 20	内 11 63	内 15 83	内 12 47	内 1 8	内 13 55	内 2 28
	29	内 11 33	内 15 66	内 26 99	内 14 66	内 8 13	内 22 79	内 4 20
法務事案	30	内 9 26	内 12 47	内 21 73	内 15 55	内 5 10	内 20 65	内 1 8
	29	内 7 24	内 14 66	内 21 90	内 12 63	内 0 1	内 12 64	内 9 26
係属事案	30	内 5 17	内 15 55	内 20 72	内 14 56	内 0 3	内 14 59	内 6 13
	29	内 3 16	内 12 63	内 15 79	内 8 60	内 2 2	内 10 62	内 5 17
合計	30	内 40 103	内 75 280	内 115 383	内 52 221	内 34 70	内 86 291	内 29 92
	29	内 34 99	内 82 302	内 116 401	内 49 255	内 27 43	内 76 298	内 40 103

注 1 内書は、本案事件を表す。

注 2 「端緒事案」とは、局署から原告訴訟端緒事案として報告があった事案。

「訟務事案」とは、局署から訴訟提起依頼書の提出があった事案。

「法務事案」とは、法務局へ訴訟提起依頼した事案。

2 被告事案の処理状況

(単位：件)

区分	期首	発生	要処理	処理済	未済
30	13	9	22	16	6
29	13	20	33	20	13

3 不服事案の処理状況

(1) 再調査の請求

(単位：件)

区分	期首	発生	要処理	処理済	未済
30	0	43	43	39	4
29	6	83	89	88	1

(2) 審査請求

(単位：件)

区分	期首	発生	要処理	処理済	未済
30	内 10 19	内 22 30	内 32 49	内 18 30	内 14 19
29	内 27 32	内 32 83	内 59 115	内 49 99	内 10 16

注 内書は、始審の審査請求（平成 28 年 4 月 1 日施行）を表す。

[参考] 機動課
○ 平成30事務年度の事務実施状況

1 機動課職員の派遣状況（6月末現在）

（単位：署、人日）

区 分 事 務	派遣形態						合 計	
	一般派遣		確定申告期派遣		研修派遣			
	実署数	日数	実署数	日数	実署数	日数	実署数	日数
管理運営	70	3,993	内18 47	内217 967	—	—	内18 70	内217 4,960
徴 収	内9 50	内129 2,974	—	—	55	679	内9 67	内129 3,653

（注） 1 管理運営事務の内書さは、徴収担当及び納税コールセンター職員の派遣状況を示す。

2 確定申告期派遣は2月18日から4月1日。

3 徴収事務の内書さは、管理運営担当及び納税コールセンター職員の派遣状況を示す。

2 納税コールセンターの催告状況等

(1) 催告実施状況

（単位：人、億円、%、ポイント）

	催告対象	処理済	処理割合	署返戻	残 高	内	外 催告保留中
			(②/①)			納付誓約	
人員	100.8 259,333	101.7 188,195	+0.7 72.6	99.9 28,449	97.5 42,689	100.9 26,627	110.7 16,657
税額	104.8 1,168	104.7 818	△0.1 70.0	110.2 218	97.8 132	98.8 89	113.4 94

（注） 1 各欄左上の数字は、前年同期比を示す。

2 「催告保留中」は、集計月末現在において催告保留期間中など、催告可能な状態にない事案である。

(2) 催告回数等の状況

【電話催告】

（単位：回、%、ポイント）

架電状況			受電回数
架電回数	応答回数	応答率	
95.4 439,149	104.5 128,389	+2.5 29.2	110.9 52,316

【文書催告】

（単位：件、%）

発送件数
102.3 132,780

【定期催告】

（単位：件）

局 署	発送件数
全84署	113,064
局特別整理部門	7,099
計	120,163

（注） 各欄左上の数字は、前年同期比を示す。

(3) 期限前納付指導の状況

（単位：回、%）

架電状況		受電回数
架電回数	応答回数	
115.0% 17,742	108.3% 11,478	135.6% 659

（注） 各欄左上の数字は、前年同期比を示す。

1 令和元事務年度 特別整理部門の事務処理体制



主な変更点

- 1 新規引受専担部門（特整1部門）の廃止
- 2 指定案件担当の設置（特整1～10部門に各1名）
令和元事務年度は、消費税高額事案を専担で所掌
- 3 特整サテライトの所掌地域の変更
出張効率を高めるため、一部の所掌地域を変更

署からの徴収の引継基準金額（継続）

《特官設置署》 「滞納税額」、 「消費税の滞納税額」
《特官非設置署》 「滞納税額」、 「消費税の滞納税額」

2 処分対象滞納の整理状況

(1) 全税目・税額（各事務年度6月末現在）

(単位:億円、%、ポイント)

区分 事務年度	要整理滞納			整理済滞納			整理割合	期末残高	期首増減	期首対比
	期首滞納	新規発生	合計	処理済	停止	合計				
30	2,324	564	2,888	436	187	623	21.6	2,265	▲ 59	97.5
29	2,362	637	2,999	435	240	675	22.5	2,324	▲ 38	98.4
前年対比	98.4	88.5	96.3	100.2	77.9	92.3	▲ 0.9	97.5		

(2) 消費税・税額（各事務年度6月末現在）

(単位:億円、%、ポイント)

区分 事務年度	要整理滞納			整理済滞納			整理割合	期末残高	期首増減	期首対比
	期首滞納	新規発生	合計	処理済	停止	合計				
30	682	232	914	171	67	238	26.0	676	▲ 6	99.1
29	651	277	928	189	57	246	26.5	682	31	104.8
前年対比	104.8	83.8	98.5	90.5	117.5	96.7	▲ 0.5	99.1		

(3) 長期事案・税額（各事務年度6月末現在）

(単位:億円、%、ポイント)

区分 事務年度	要整理滞納			整理済滞納			整理割合	期末残高	期首増減	期首対比
	期首滞納	新規発生	合計	処理済	停止	合計				
30	1,290	97	1,387	123	98	221	15.9	1,166	▲ 124	90.4
29	1,331	106	1,437	107	102	209	14.6	1,228	▲ 103	92.3
前年対比	96.9	91.5	96.5	115.0	96.1	105.7	+1.3	95.0		

3 滞納処分免脱罪に係る告発状況

(単位:件)

会計年度	東京局	東京局以外	全国計
30	2	10	12
29	2	4	6
28以前	14	43	57
合計	18	57	75

4 諸外国との徴収共助及び情報交換の状況

(単位:件)

区分 事務年度	東京局			東京局以外			全国計		
	徴収共助	情報交換	保全共助(被要請)	徴収共助	情報交換	保全共助(被要請)	徴収共助	情報交換	保全共助(被要請)
30	17	39	0	6	44	3	23	83	3
29	4	15	0	3	21	1	7	36	1
28以前	8	35	1	0	36	0	8	71	1
合計	29	89	1	9	101	4	38	190	5

5 年金保険料等の委任状況

(単位:件)

区分 会計年度	東京局			東京局以外			全国計		
	厚生年金等	国民年金	合計	厚生年金等	国民年金	合計	厚生年金等	国民年金	合計
30	8	20	28	20	55	75	28	75	103
29	4	26	30	19	28	47	23	54	77
28以前	15	32	47	28	25	53	43	57	100
合計	27	78	105	67	108	175	94	186	280

目 次

調 査 部

(ページ)

I 調査部の概要

1	調査部の使命等	1
2	調査部の機構	1
3	平成 30 事務年度の調査実績	4
4	令和元事務年度における調査部事務運営	5
5	局長に対する報告（局長事務報告）	9

II 事務運営のうち特に説明を要する事項

I 調査部の概要

1 調査部の使命等

調査部の使命は、大規模法人等の税務コンプライアンスの維持・向上に努めることを通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図ることにある。

そのため、業界・取引先等への影響が大きい大規模法人等に対し、課税部等と組織的な連携の強化を図り、全税務的観点で全国的に波及効果の高い調査、大口・悪質な不正計算の把握を目的とした「深度ある調査」等を行うことを基本とする。

また、「深度ある調査」等に加えて、大企業との協働関係を築き、自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に導く「協力的手法」にも重点を置いている。

2 調査部の機構

調査部は、調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令に基づき、原則として資本金1億円以上の内国法人及び外国法人等 17,483 法人の法人税及び消費税に係る調査事務を分掌している。調査第一部は、特官室が所掌する超大規模法人及び国際セクションが所掌する外国法人等を、同第二部から第四部においては、内国法人を業種別に所掌している。

また、令和元事務年度における調査第一部から第四部の定員は1,252人である。

〔参考1〕令和元事務年度 調査部所管法人数

(令和元年7月10日現在)

部 別 所掌法人数	調査一部	調査二部	調査三部	調査四部	計
	法人	法人	法人	法人	法人
内 国 法 人	597	3,747	4,856	4,010	13,210
外 国 法 人	4,273	-	-	-	4,273
計	4,870	3,747	4,856	4,010	17,483

(注) 所管法人数は、清算中等245法人を除く。

〔参考2〕 東京局調査部の立ち位置

東京局調査部の立ち位置

上段:概算数
下段:R1首実数

○ 法人数等

(令和元年7月10日現在)

	法人数(社)	職員数(定員)	備考
全国	300万社 (3,132,210)	56,000名 (55,903)	
東京局	100万社 (1,027,251)	16,000名 (15,990)	職員数のうち、 局3,893名、署12,097名
調査部	17,500社 (17,483)	1,250名 (1,252)	e-Tax義務化対象7,508社
外法	4,500社 (4,273)	50名 (48)	国際特官、外1～3部門
連結親	500社 (524)		
連結子	5,500社 (5,498)		
単体申告 (内法)	7,000社 (7,188)		

※1 東京局調査部の法人数は清算中等の法人245社を除いている。

※2 外法は通常管理のみを表示している。

上段:税額(億円)
下段:割合

○ 徴収決定税額(法人税)等

	調査部	法人課税部門	合計	備考
全局	82,974 (全国に占める割合) 65.1%	44,463 34.9%	127,437	
東京局	51,897 (全国に占める割合) 40.7%	17,852 14.0%	69,749 54.7%	
	(東京局に占める割合) 74.4%	25.6%	-	
	(調査課に占める割合) 62.5%	-	-	

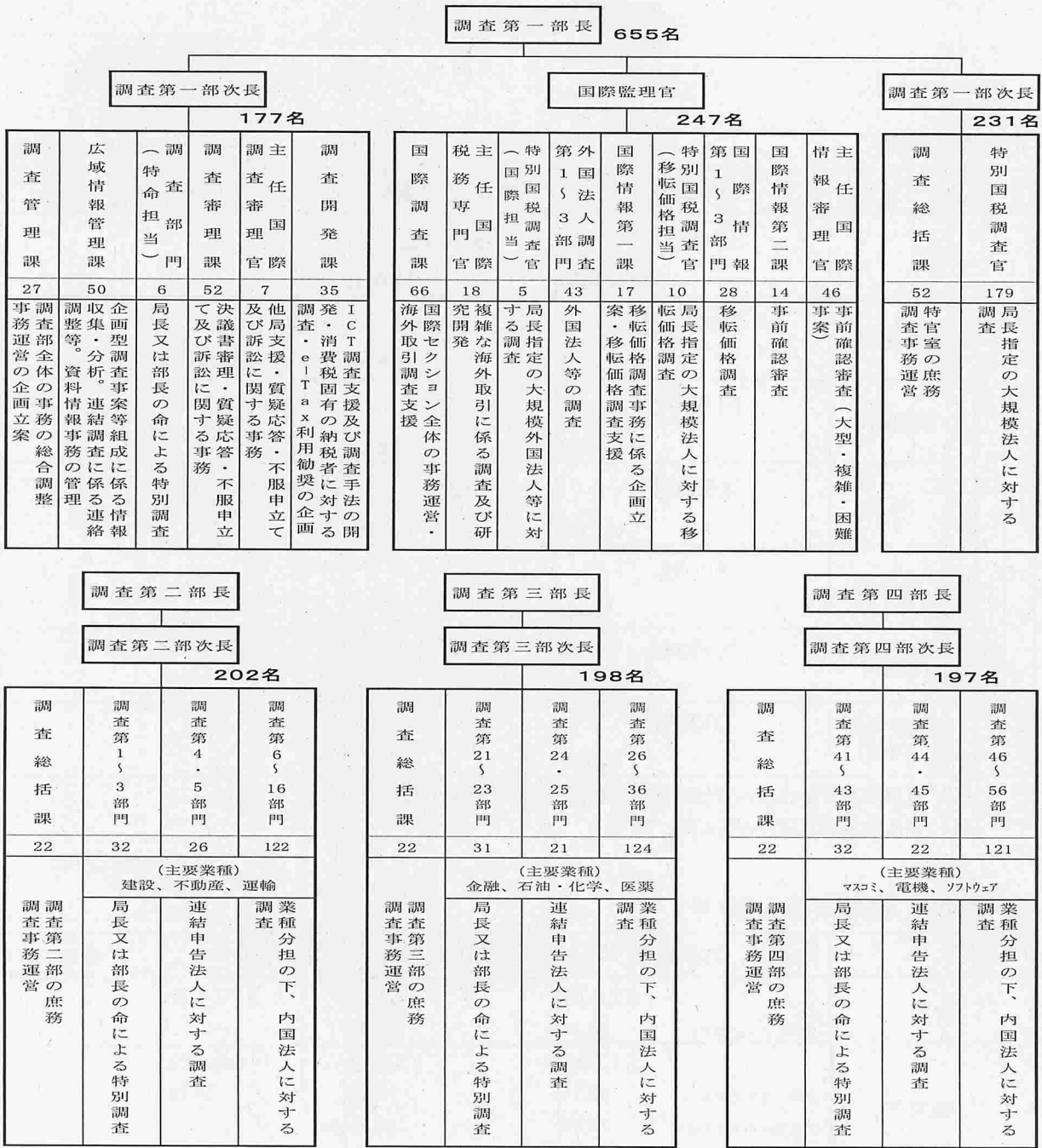
上段:人数
下段:割合

○ 調査課特官・統括官数

	東京局	他局	合計	備考
特官	※37 58.7%	26 41.3%	63	37=33+CG(1) +国際(1)+TP(2)
統括官	55 45.8%	65 54.2%	120	

〔参考3〕 調査部の組織図

定員1252名



〔参考4〕 調査第一部所掌業種等

○ 特別国税調査官

グループ等	主要な所掌業種等
Kグループ 4班	
Aグループ 6班	
Bグループ 5班	
Cグループ 5班	
Dグループ 5班	
Eグループ 4班	
Fグループ 4班	

3 平成 30 事務年度の調査事績等（6 月末確定）

(1) 平成 30 事務年度の調査事績

青：28 事務
赤：29 事務
黒：30 事務

区分 部	調査 終了 件数		法		人		税		消 費 税				
	うち海外取引を有する 法人数	増差所得	う ち 不正所得	不正 発見 割合	海外増差 所 得	う ち 不正所得	海取 非違 割合	海取 不正 割合	非違税額	重加対象 税 額	固有非違 税 額	固有の 非 違 割 合	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	
合 計	法人 1,190	法人 860	百万円 249,258	百万円 6,936	% 14.0	百万円 176,176	百万円 3,170	% 50.5	% 1.6	百万円 13,639	百万円 286	百万円 11,482	% 47.6
	1,254	920	372,550	6,899	13.4	217,519	699	49.8	2.0	18,742	369	13,876	51.1
	1,157	853	677,032	3,945	13.7	583,940	204	57.1	1.4	14,516	240	11,993	52.0
対前年比	92.3%	92.7%	181.7%	57.2%	+0.3pt	268.5%	29.2%	+7.3pt	△0.6pt	77.5%	65.0%	86.4%	+0.9pt
特官 室													
二～四 部													
外法 部門													
TP													

《ポイント》

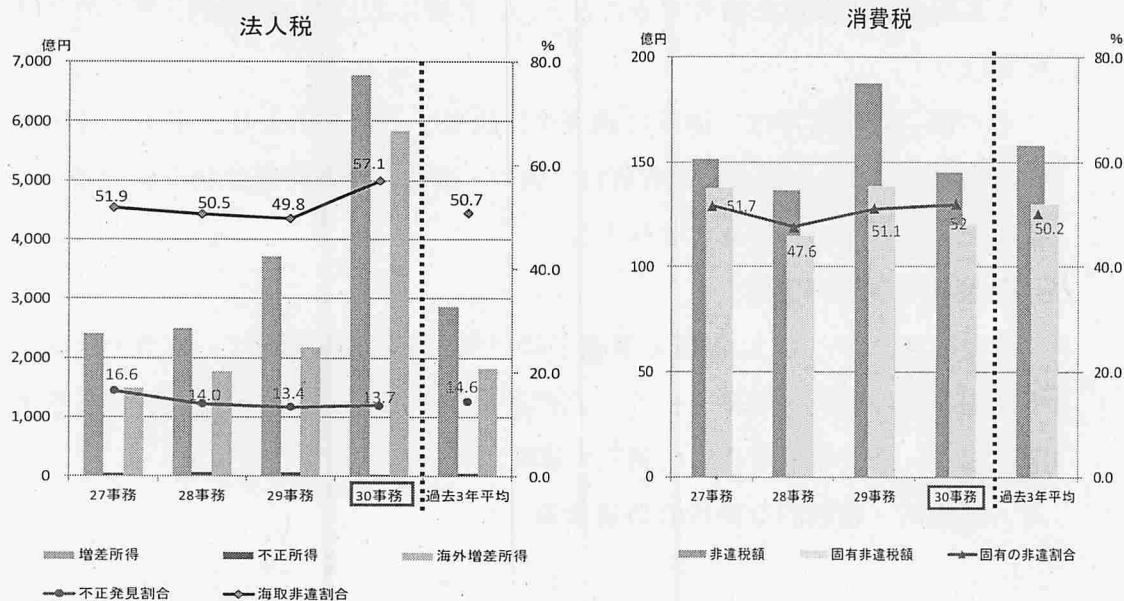
【法人税】

- ・ 増差所得は良好、ただし、大口事案除くと例年並み
- ・ 不正所得は、金額が減少傾向
- ・ 海外取引調査への取組については全体として一定の効果があつたと評価
ただし、一般部門に限って言えば、国際調査支援の在り方も含め課題あり

【消費税】

- ・ 消費税事績は例年並み、大口の固有の非違は、XXXXXXXXXXが目立つ

(2) 調査事績の推移



4 令和元事務年度における調査部事務運営

(1) 基本的な考え方

調査部の使命は、大規模法人等の税務コンプライアンスの維持・向上に努めることを通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図ることにある。

所管法人の国際化、I C T化の進展や連結法人の増加など、調査部を取り巻く環境の変化に適切に対応していくため、P D C Aサイクルに基づく事務運営の見直しを不断に行いつつ、効率的で質の高い業務を推進していく。また、複雑・困難化する業務に限られた人員で対処していくため、事務量投入先の選択と集中や組織的な連携の強化を図るほか、人材育成についても一層配意する。

(2) 事務運営の重点事項

調査部の事務運営は、所管法人を含めた全納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、リスク・ベース・アプローチに基づき、複雑・困難事案等への調査の重点化と協力的手法の活用を効果的に組み合わせることで所管法人全体を適切に監理し、大規模法人等の税務コンプライアンスの維持・向上に努めていく。

イ 適正な調査事務運営の推進

適正な調査事務運営を実施していくため、申告誤りの的確な是正に努め、特に、租税回避行為、海外取引に係る非違、不正取引の把握等、調査事務の重点事項について、目的意識を明確に持って取り組むとともに、取組状況の適切な検証を行って問題点の特定・改善を図り、効率的で質の高い調査を一層推進する。

(イ) 適切な事務計画の策定等

事務計画の策定に当たっては、事務運営の方向性を踏まえ、調査の重点事項に則したものとする。

計画の実施に当たっては、メリハリのある調査事務運営の観点から、事案に応じた適正な調査日数を指令することとし、必要に応じて、機動的、弾力的に計画変更を行う。

その際、統括官等は、適時に調査先に臨場するなどにより、事案の見極めを適切に実施し、また、部次長等幹部は、適時・適切に事案の進捗状況を確認し、的確な進行管理が行われるよう指示する。

(ロ) 効果的な調査の実施

調査事務においては、調査必要度が高い法人を的確に選定し、事案の状況に応じて調査日数の延長・短縮を行うなど部次長等幹部を中心にメリハリのある進行管理を図り、効果的・効率的な調査の実施に努める。

A 組織的・継続的な納税者の管理等

リスク・ベース・アプローチに基づく所管法人全体の適切な監理及び適正な事務量配分を行うため、法人全体のリスク分析を行い、均一性・客観性を確保し、個々の所管法人の税務リスクを的確に判定することでそのリスクに応じた接触体系や調査体制等を効果的に選択するとともに、所管法人全体の税務コンプライアンスの状況等を的確に把握することで、中長期的な観点からの納税者管理の充実を図る。

また、局署を通じた効果的・効率的な法人調査の観点から、所管法人全体を適切に監理し、実態の把握が不十分な長期未接触法人や小規模法人に対しては、実態把握の必要性を踏まえ、投下すべき事務量を的確に見極めた上で短時日の特定項目調査や文書照会を活用するなどにより適切に管理する。

B 連結法人の管理・調査の充実

連結法人については、連結子法人やグループ全体の情報の集約・分析による納税者管理の充実や効果的な連携調査先の絞り込みを通じて波及効果の高い調査を推進するとともに、内部事務の集中化・専門化により調査事務量を確保して連結親法人・子法人の一体的調査を実施し、調査事務の高度化・効率化を図る。

また、今後の更なる連結法人数の増加を見据え、単体法人と連結法人を区分することなく総合的に管理・調査する体制への移行を引き続き実施する。

C 調査の企画

調査企画事案について、情報収集、事案組成の段階から調査状況等の管理、調査結果の分析までを広域情報管理課において一元的に管理し、効果的な調査企画部署等の運営を図り、調査企画の充実に取り組む。

また、高い波及効果が見込める大型プロジェクト事案等については、継続的な情報収集・分析を行うほか、新たな切り口からの資料情報の分析や統括官等による署保有情報の収集等を積極的に行い、端緒情報の安定的発掘や組織内外に高い波及効果を及ぼす事案組成にも積極的に取り組む。

(ハ) 他部課との連携・協調

効果的・効率的に調査を実施する観点から、関係部署との情報共有を図り、連携調査を積極的に実施する。

資料情報については、課税部との連携・協調の下、全税務的観点に立った資料源開発及び有効な資料情報の収集・分析に努める。

ロ 国際課税の充実

(イ) 国際課税分野の体制整備

国際課税分野を含む組織全体のパフォーマンスを最大化させるよう、国際課税

分野に関する横断的なリスク管理の実施、リスク管理から想定される非違に応じた調査又は調査支援の実施、国際課税分野に係る知識・調査技法の伝ばを推進するため、事務量の適正配分など国際課税分野の体制整備を進める。

(ロ) 海外取引調査の充実

海外取引調査については、新興国・開発途上国の高い経済成長などのグローバルな経済環境の変化等に的確に対応するため、国外送金等調書やCRS（共通報告基準）による金融口座情報等の情報リソースを効果的に活用し、国際調査課と調査総括課等が緊密に連携して、調査法人の税務リスク等に応じた国際税務専門官等の弾力的な運用を図ることなどにより、一層の充実を図る。

国際的租税回避については、課税部等との緊密な連絡・協調を図りつつ、情報の収集・分析等を行い、事案の発掘・組成に積極的に取り組むとともに、調査に当たっては、適切な調査体制を編成して深度ある調査を実施する。

また、国境を越えた役務の提供に対する消費税について適正な課税を確保するため、国外事業者が行う電気通信利用役務の提供に係る取引の実態把握、事業者の特定、申告状況等の確認等の観点から、国外事業者等に係る情報の収集・分析及び事案組成を行うとともに、調査必要度の高い国外事業者に対する調査等を実施する。

(ハ) 移転価格税制の適切な執行

国際的な所得移転に対する関心の高まりを踏まえ、移転価格税制の執行に当たっては、自発的なコンプライアンスの維持・向上の重要性にも配慮しつつ、一層適切に事務を実施する。

移転価格調査の実施に当たっては、移転価格上のリスクが潜在化している法人の把握に努めるとともに、移転価格上の問題の有無の判断を速やかに行うため、準備調査の段階から情報の収集・分析に努めるなど、調査の各段階において幹部による進捗管理を徹底し、効果的・効率的な調査の実施に努める。

また、移転価格税制に係る文書化制度が適正かつ円滑に実施されるよう、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）等の作成状況を臨場等によって確認し、必要に応じて指導するとともに、収集した書類等をもとに移転価格リスクを的確に判断するなど効果的に活用する。

更に、一般部門と移転価格専担部署が協働して、中小規模の国外移転所得の問題がある法人に対応していく。

ハ 協力的手法の活用

大企業の税務に関するコーポレートガバナンスの充実は、納税者における税務調査対応の負担軽減と国税当局における調査事務量の効率的配分につながるため、税務コンプライアンスの向上に向けて、適切な対応を行う。

また、申告書の自主点検と税務上の自主監査に関する確認表について、普及・定着を図るとともに、必要に応じて活用程度の向上を促していく。

ニ データ活用を基盤とした全国一体運営の推進

経済活動及び企業活動の広域化・グローバル化・高度情報化の進展など、税務行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、ＩＣＴ等を活用した高度な事案組成や調査選定による調査パフォーマンスの向上や客観的なデータに基づく事務運営の実現に向けて、積極的にデータの整備・活用に取り組む。

また、税務リスクの分析手法の研究開発・分析体制の整備に努め、分析結果等を活用した全国一元的な納税者管理を通じて、リスク・ベース・アプローチの高度化を図るなど、全国のセンター局としての役割を果たしていく。

ホ 人材育成

ＩＣＴ化、グローバル化等の社会・経済状況の変化に適切に対応するため、高い専門性を備えた調査能力及び審理能力の向上を図ることが極めて重要であることから、職員個々の調査習熟度やこれまでの経験についての的確に把握することで、より効果的な研修を行い、中長期的かつ計画的な人材育成を図る。

また、高度な専門分野に対応するために、法務・金融専門家による民法等の私法関係の研修、金融取引及びその計算方法に係る専門的な研修を実施する。

調査部調査経験の浅い職員に対しては、統括官が主体となって当該職員の調査能力等を的確に把握した上で、総括主査や調査第二部～四部に配置する「実務指導専門官」及び「実務指導担当調査官」等による適切な指導（OJT）を実施し育成を図る。

5 局長に対する報告（局長事務報告）

(1) 定例報告

調査部で所管している法人は、我が国経済や各地域をリードする大法人であり、これらに対する管理及び調査・指導は、社会的影響及び税務行政への影響が大きいことから、毎月1回程度、次の重要個別事案について局長に報告を行う。

なお、事務運営上、局長に報告を要すると認められるものについても同様とする。

イ 著名法人のうち、局長に報告を要すると認められる事案の着手及び結果

ロ 特定事案（局長決裁を要する事案及び調査終了した事案のうち特に局長に報告を要する事案）の調査事績

ハ 調査中の問題事案のうち、局長に報告を要すると認められる事案の調査状況（課税処分について争訟が見込まれる事案のうち特に重要な事案（以下「特重事案」という。）の調査状況については、特重事案指定後おおむね2か月が経過した場合及び翌事務年度へ繰り越されることが確実と見込まれた場合に報告する。）

(2) 臨時報告

各部長が、緊急に局長に報告を要すると認めたものについては、随時報告を行うこととし、必要に応じ調査第一部長が同席する。

〔参考1〕 実地調査等に係る局長決裁基準（東京国税局決裁委任規定から抜粋）

区 分		基 準 等
法人税	不正所得金額	重加算税対象所得金額が1億円以上の実地調査事案
	増差所得金額	有所得の増差所得金額が、1事業年度20億円以上の実地調査事案
	還付事案	還付すべき税額が10億円以上の事案（調査事案並びに更正の請求等の諸申請に基づく処理事案）
消費税	重加算税の対象となる追徴税額	重加算税の対象となる追徴税額が2,000万円以上の実地調査事案
	追徴本税	本税の追徴税額が4億円以上の実地調査事案
	還付事案	還付すべき税額が10億円以上の事案（実地調査並びに更正の請求等の諸申請に基づく処理）
共通	その他	実地調査事案のうち、上記以外のもので特に問題があると認められるもの。

〔参考2〕 特重事案の範囲（「重要個別事案の管理について」事務運営指針から抜粋）

調査中の問題事案のうち特に重要な事案

イ 法人税の不正所得見込金額が10億円以上又は増差所得見込金額が100億円以上

ロ 消費税の不正追徴見込税額が1億円以上又は非違見込税額が10億円以上

ハ 不服申立てへの対応及び訴訟遂行が難航すると予想される事案

ニ 否認の根拠規定の解釈等につき先例的な事案

ホ 広く国民の関心を集めている事案

Ⅱ 事務運営のうち、 特に説明を要する事項

○ 事務運営の基本的な考え方

使命

調査部の使命は、大規模法人等の税務コンプライアンスの維持・向上に努めることを通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図ることにある。

「調査の重点化」と「協力的手法」

調査部の事務運営は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、複雑・困難事案などへの「調査の重点化」を基本とするとともに、大法人との協働関係を築き、自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に導く「協力的手法」にも重点を置く。

事務運営の基本的な考え方

調査部の使命

大法人の税務コンプライアンスの維持・向上

協力的手法

自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に導くための手法の活用

- 税務ＣＧの充実
- 申告書自主点検 等



実地調査

調査の重点化

- 複雑・困難事案
- 波及効果の高い事案

所管法人全体の適切な監理

➤ リスク・ベース・アプローチ

リスク・ベース・アプローチ

調査で把握した情報（非違事項、指導内容及びその改善状況、社内のガバナンス状況等）に、調査以外で把握した情報（各種資料情報、決算・申告内容、業界の景気動向等）を加味して個々の法人の税務リスクを判定した上で、その判定結果に応じた管理を行い、それぞれに適した接触体系を選択する手法

○ 協力的手法の活用（コーポレートガバナンスの充実）

問題意識

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上には、トップマネジメントの積極的な関与・指導の下、大企業が自ら税務に関するコーポレートガバナンスを充実させていくことが重要かつ効果的であることから、その充実を推進する必要がある。

税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組の今後の取組方針等

大企業の税務に関するコーポレートガバナンスの状況の確認・評価及び本取組の継続的な見直し

調査部特官室

I 実地調査法人に対する働きかけ

- 1 税務に関するコーポレートガバナンスの確認・改善指導及び判定
- 2 トップマネジメントとの面談
- 3 税務に関するコーポレートガバナンスの判定結果の活用

II 調査省略法人（延長法人）に対する働きかけ

- 1 延長対象法人の抽出
- 2 法人に対する同意確認
- 3 調査時期の延長・更なる調査時期の延長・調査期間の短縮
- 4 省略年度における自主開示事項の確認
- 5 省略年度における税務に関するコーポレートガバナンスの確認・改善指導

III 調査省略法人（延長法人以外の法人）に対する働きかけ

調査省略期間中に、モニタリングを実施

《当局のメリット》

・税務調査の重点化

特官所掌法人

確認表の作成・提出

【確認項目】

- トップマネジメントの関与・指導
- 経理・監査部門の体制・機能の整備・運用
- 内部牽制の働く税務・会計処理手続の整備・運用
- 税務に関する情報及び再発防止策の社内への周知
- 不適切な行為の抑制策の整備・運用

自主開示等

【自主開示の対象】

- 組織再編や損失計上取引等で、取引金額が多額（売上金額の0.1%）のもの
- 前回調査における是否認事項に係る再発防止や申告調整等の状況
- 次回調査前に当局の見解を確認した取引等で、取引金額が多額のもの

【協力要請】

- 当局から提出を要請する資料

- 再発防止策の運用状況（事後検証）

《法人のメリット》

- ・税務リスクの軽減
- ・税務調査対応の負担軽減

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上

企業全体の申告水準の維持・向上

○ データ活用に係る取組

問題意識

全庁的にＩＣＴ等を活用した業務改革の推進を図っている。調査部においても、分析ツール等を利用したデータ活用など、データを中心とした調査事務運営を行っていく必要がある。

取組状況及び今後の取組等

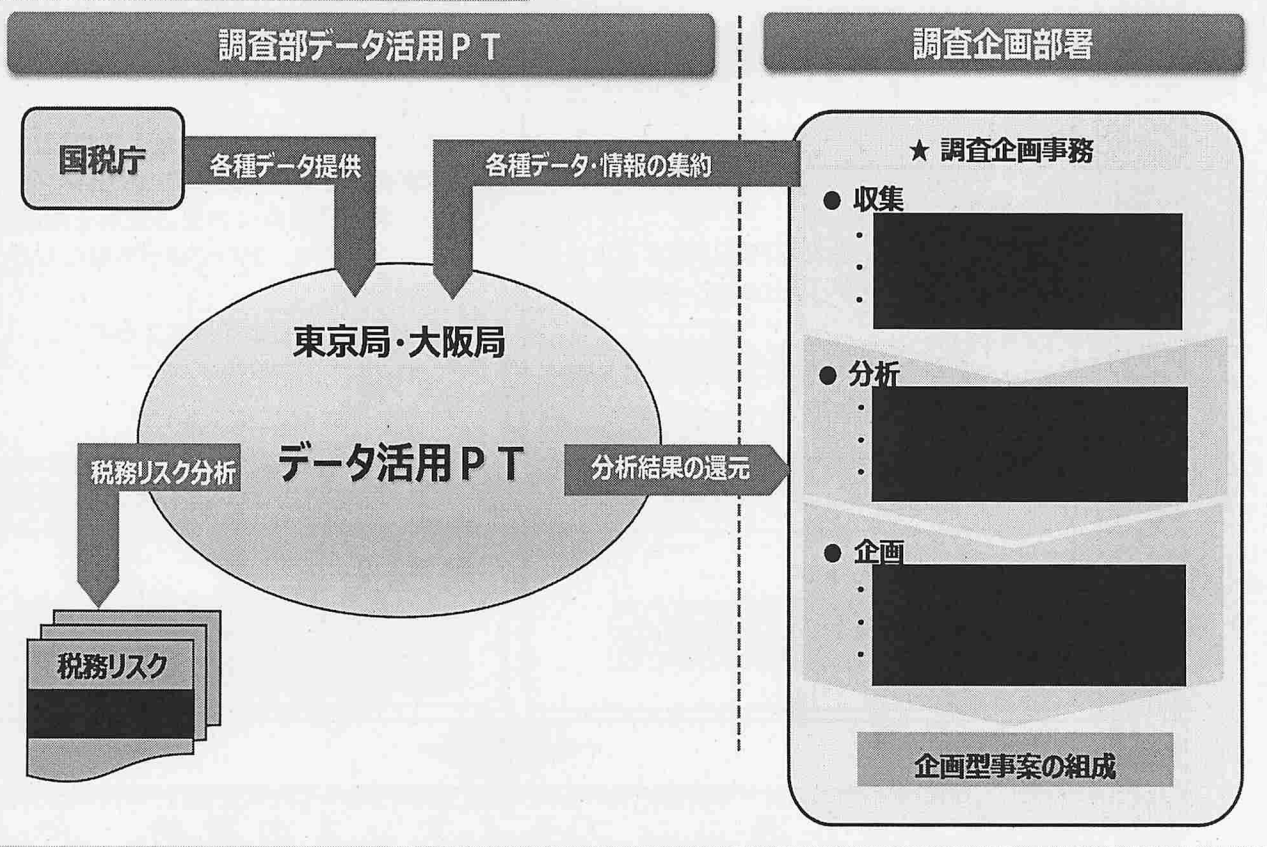
【取組状況等】

- 調査部データ活用ＰＴ（調査管理課と広域情報管理課を事務局とし、国際調査課、調査開発課をはじめとする調査部内全部課で組織）の立上げ
- 税務リスク**や**税務リスク**、**税務リスク**の把握の検討

【今後の取組等】

- 引き続き、調査部データ活用ＰＴを中心とした取組
- 広域情報管理課及び国際調査課に、データ活用専担者を配置し、分析業務に従事
- データ活用を基盤とした一元的な納税者管理や調査企画の全国一体運営の実施のため、広域情報管理課に情報企画分析官・**税務リスク**の設置（令和２事務年度（機構要望中））
- 庁と協働し、**税務リスク**の開発（**税務リスク**に併せて開発）

調査部データ活用ＰＴの役割



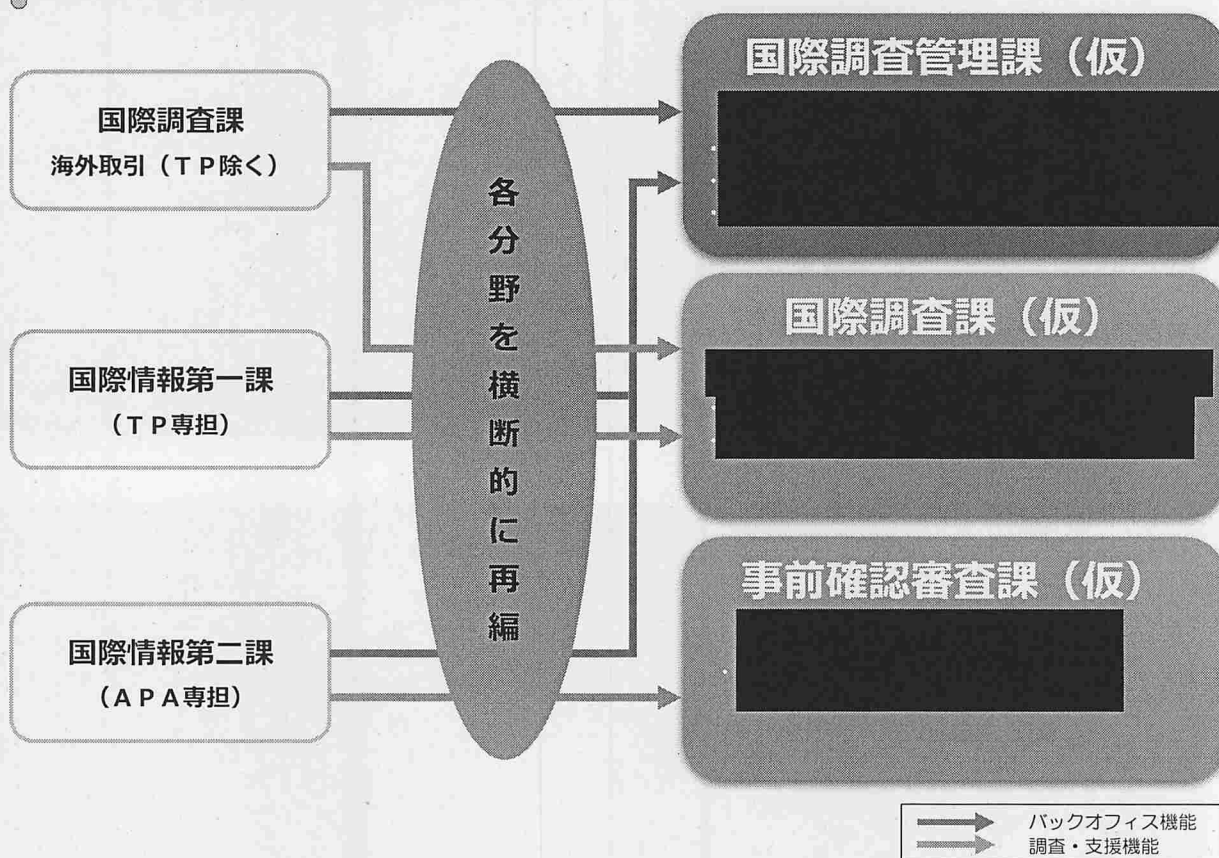
○ 国際課税分野の体制整備

中長期的な課題

- 法人管理の強化
- 国際課税（調査）の強化
- 人材育成の強化

課題への対応（体制整備案）

国際セクション三課の組織を再編
（令和2事務年度（予定））



今後の取組方針

○令和2事務年度の再編を見据え、令和元事務年度においては以下のとおり取組を実施

- 法人管理の充実
- 調査・支援の充実
- 移行プロジェクトチームの設置

○ 海外取引調査の充実（税制改正要望）

(1) グローバルに展開するデジタル大企業

イ
ロ

(2) クロスボーダー消費税

(1) グローバルに展開するデジタル大企業

(2) クロスボーダー消費税

目 次

査 察 部

(ページ)

1 査察部の概要	1
(1) 査察の使命	1
(2) 機構	1
(3) 査察事務の手順	2
(4) 平成30年度（平成30年4月～平成31年3月）の査察事績	3
2 令和元年度における査察事務運営	3
参考1 令和元年度検察官・国税査察官合同中央協議会	4
参考2 令和元年度の日程等	4

事務運営の概要等

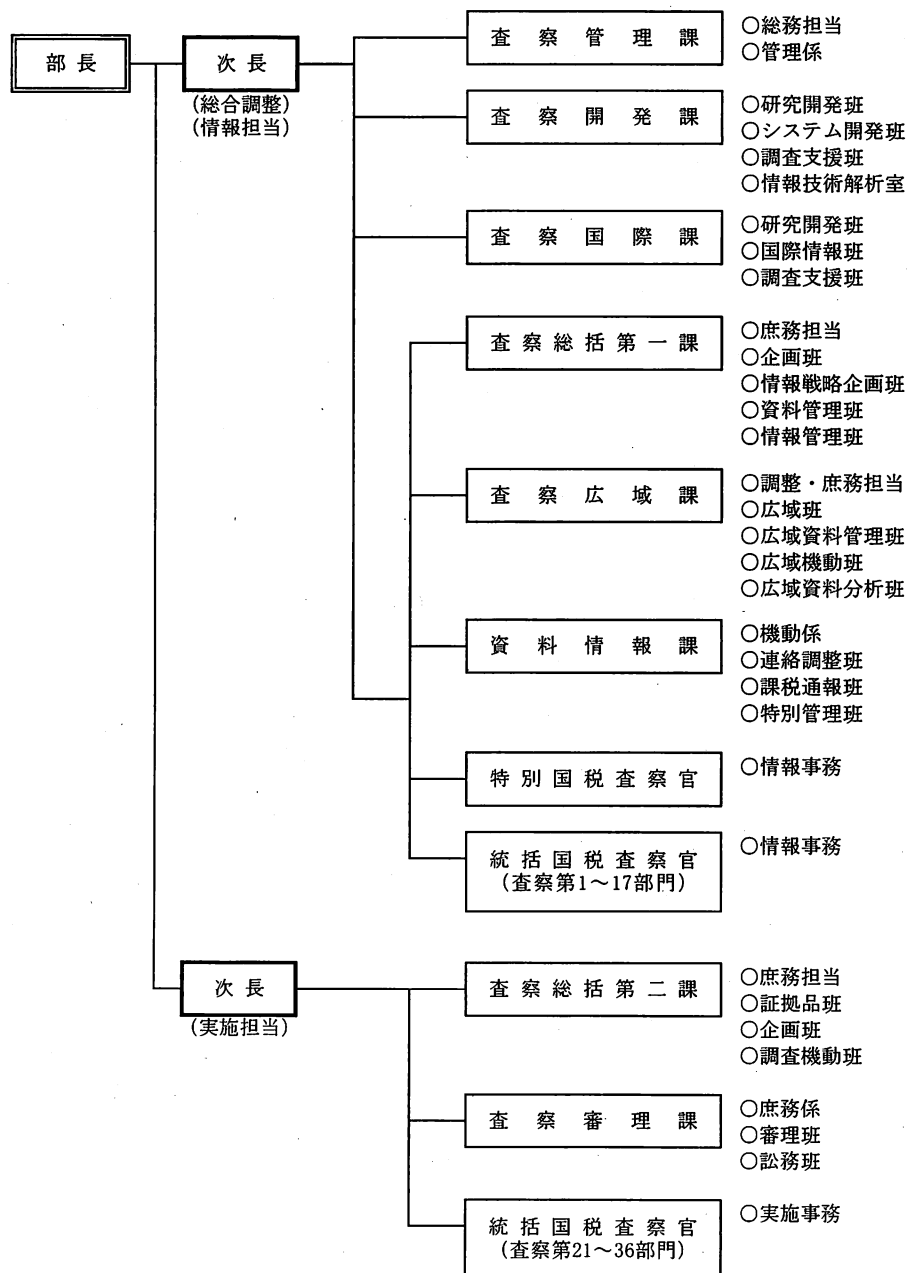
査察部 査察管理課

1 査察部の概要

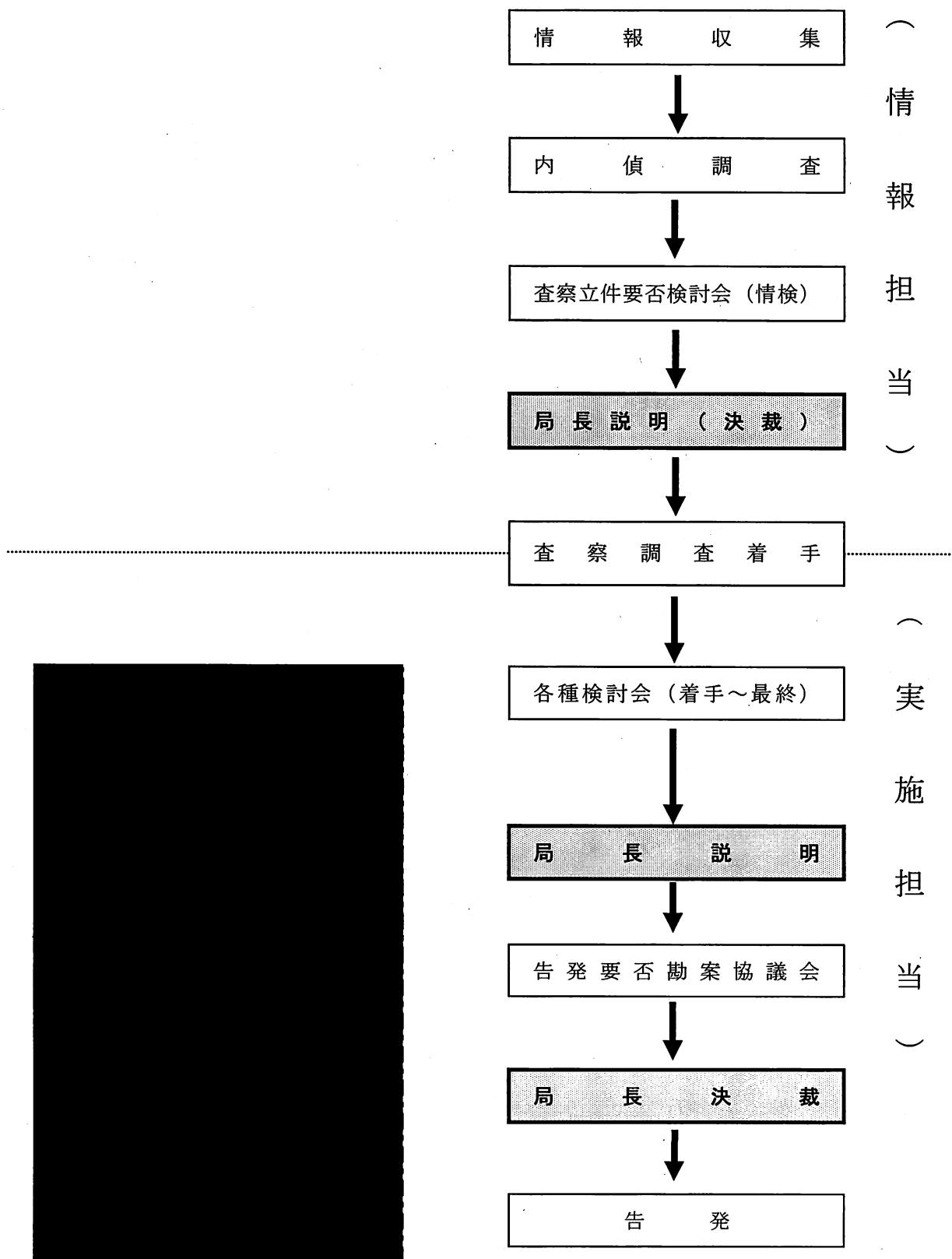
(1) 査察の使命

査察制度の目的は、税務行政の一環として、悪質な脱税者に対し刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じ、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に努めることにある。

(2) 機構



(3) 査察事務の手順



(4) 平成30年度（平成30年4月～平成31年3月）の査察事績

平成30年度の査察着手件数は51件（前年度63件）であり、処理件数は58件（前年度60件）、そのうち35件（前年度37件）を告発した。

増差税額総額は、57億4,300万円（前年度59億9,800万円）で、告発分1件当たりの増差税額は、1億3,700万円（前年度1億100万円）であった。

東京局の全国に占める割合は、着手件数30.7%、処理件数31.9%、告発件数28.9%であり、増差税額総額は41.0%を占めている。

〔参考〕 着手・処理状況（4月～3月）〔上段【】書きは東京、下段は全国〕

（単位：件、百万円）

区分 年度	着手 件数	処理 件数	告発 件数	告発率	増 差 税 額		
					総額	告発分	
						総額	1件当たり
28	【57】 178	【66】 193	【41】 132	【62.1%】 68.4%	【4,967】 16,106	【3,469】 12,692	【85】 96
29	【63】 174	【60】 163	【37】 113	【61.7%】 69.3%	【5,998】 13,509	【3,752】 10,001	【101】 89
30	【51】 166	【58】 182	【35】 121	【60.3%】 66.5%	【5,743】 13,999	【4,790】 11,176	【137】 92
対前年比 （東京）	81.0%	96.7%	94.6%		95.7%	127.7%	135.6%
30年分 対全国比	30.7%	31.9%	28.9%		41.0%	42.9%	

（注） 増差税額には、加算税額を含む。

2 令和元年度における査察事務運営

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としている。

この目的を達成するため、査察を取り巻く環境が変化する中であっても、社会的に非難されるべき悪質な脱税を的確に摘発し検察官に告発できるよう、情報事務と調査事務を通じて、組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、重点事案^{（注）}の積極的な立件・処理に取り組む。

（注） 重点事案

- (1) 消費税受還付事案・・・国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い行為
- (2) 無申告は脱事案・・・申告納税制度の根幹を揺るがす行為
- (3) 国際事案・・・海外取引を利用した悪質・巧妙な不正行為

1 令和元年度検察官・国税査察官合同中央協議会（中央協議会）

(1) 中央協議会の趣旨・目的

中央協議会は、法務省及び国税庁の主催により、全国の検察官と国税査察官が一堂に会し（法務・検察側：約50名、国税側：約60名）、過去の脱税事件を題材として、調査・捜査や処理上の問題点等について討議を行い、国税査察官と検察官の能力の向上を図るとともに、将来の適正な調査・捜査実務に資する目的で開催するものである。

(2) 構成員

- イ 法務省・・・刑事局長、刑事課長、参事官、検事等
- ロ 検察庁・・・高検検事長、地検検事正、財政経済担当検事
- ハ 国税庁・・・長官、調察部長、査察課長、補佐、主査等
- ニ 国税局・・・部長、次長、課長、統括官、主査等
- ホ 開催局・・・局長、総務部長（参列者）

(3) 開催局

平成29年度以降、東京局・大阪局は3年に1回、名古屋局・関信局は6年に1回の開催。

2 令和元年度の日程等

- (1) 日 程 令和元年9月5日（木）～6日（金）
- (2) 開催局 東京国税局（局庁舎内にて開催）
- (3) 事 案 

目 次

監督評価官室

(ページ)

1 基本的な考え方

- (1) 所掌事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 主な事務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 令和元事務年度の事務運営

- (1) 監督事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 実績の評価の実施事務・・・・・・・・・・・・ 2

【参考】平成30事務年度の事務の実施状況

- (1) 監督事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 実績の評価の実施事務・・・・・・・・・・・・ 3

別紙 1 特別監督事項の年度別テーマ・・・・・・・・・・ 5

別紙 2 実績評価に係る目標体系・・・・・・・・・・・・ 7

事務運営の概要等

監督評価官室

1 基本的な考え方

(1) 所掌事務

監督評価官室の所掌事務は、次の2つに区分される。

- ・ 国税庁の所掌事務の監察に関すること。
- ・ 実績の評価に関する事務の実施に関すること。

(2) 体制等

イ 監督評価官室は、国税庁長官官房総務課に置かれており、また、各局署等を対象に事務監察を行う派遣監督評価官は、国税庁に属する監督評価官の身分のまま各局に恒常的に派遣するという体制を採っている。

ロ 各派遣が行う監督事務のうち、特別監督及び一般監督については、現行の派遣制度の下で監督事務のより効果的・効率的な運営を実施するため、全国の派遣監督評価官室を東西のブロックに分けた合同運営（他派遣との乗り入れ）を、2年間の試行を実施した上で、平成29事務年度から本格実施となった。

ハ 令和元事務年度における監督事務については、長官特命特別監督及び行政文書等の事務監察の充実を基本としつつ、ブロック別に計画的一般監督を実施するほか、新たに発生した課題にも機動的に対応するなど、効果的・効率的な運営に取り組むこととしている。

このため、特別監督の実地の事務監察及び一般監督について、全国の派遣監督評価官室を東京派遣室及び大阪派遣室を中心とする東西2ブロックに分けて合同運営体制により事務を実施する。

ニ 事務監察は、局内各主管課(室)及び署との緊密な連絡を保ちつつ、第三者的かつ客観的立場で実施し、局署の事務の実施状況を合规性、適正性、能率性等の観点から実地に調査・検査して評価し、もって事務運営の改善事項について提言する。

(3) 主な事務の概要

イ 監督事務

(イ) 長官特命特別監督

長官から命を受けた特定事項について、国税庁内部部局、国税局、税務署等を対象に実施する。

(ロ) 局長要請特別監督

局長から命を受けた特定事項について、局署を対象に実施するが、平成29事務年度以降においては、局単位で改善が必要で、かつ、必要性・緊急性が特に

高い課題に限り行うこととし、原則として実施しないこととしている。

(ハ) 計画的一般監督

派遣監督評価官室長等の判断で、庁局の事務運営等を客観的見地から検討するために、年間を通じて計画的に実施する。

(ニ) 機動的一般監督

局長から要請があった課題等及び派遣監督評価官室長等の判断で、派遣先局署の事務改善に資するため、速やかに対応が必要な課題等を把握した場合は、積極的に実施する。

(ホ) 行政文書等の事務監察

公文書等管理法等に基づき、行政文書等の管理について必要事項を定めた国税庁訓令等に従って、行政文書等が適切に管理され取り扱われているかを確認し必要な改善を促すために実施する。

ロ 実績の評価の実施事務

中央省庁等改革基本法に基づき、国税局が実施する実績の評価の実施事務に必要な事項の周知及び指導・助言を行う。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 監督事務

令和元事務年度の監督事務のテーマは、次表のとおり。

区 分		テ ー マ 等
特別監督	長官特命	情報共有の現状と課題
一般監督	計 画 的	〔全派遣共通〕 行政文書等の管理状況等
		〔東ブロック共通〕 再任用職員の能力活用の現状と課題
	機 動 的	必要に応じて実施を検討
行政文書等の事務監察		行政文書等の管理及び取扱いの状況について書面審査を基本とした事務監察を実施

※ 過去の特別監督テーマは、【別紙1】のとおり。

(2) 実績の評価の実施事務

令和元事務年度の実施計画（政策評価懇談会における審議を経た後、財務省ホームページで公表予定であり、具体的な実績目標等は【別紙2】のとおり）及び実施通達並びに平成30事務年度の評価書（令和元年10月公表予定）の評価結果を踏まえ、事務

の改善及び納税者利便の向上に資するよう、引き続き必要事項の周知及び指導・助言を行う。

なお、令和元事務年度に局署で実施する研修は、次表のとおり。

研 修 の 名 称	研 修 の 概 要	実 施 時 期
実 績 の 評 価 (令和元事務年度実施計画)	令和元事務年度の実績目標等を説明し、併せて実績の評価事務の概要を理解させることを目的に実施	令和元年8月 ～同年10月
実 績 の 評 価 (平成30事務年度実績評価書)	平成30事務年度の実績目標等の達成度について理解を深め、納税者サービスの向上や事務の効率化に努めることを目的に実施	令和元年12月 ～令和2年1月

※ LANトレーニングシステムにより実施する。

【参考】平成30事務年度の事務の実施状況

(1) 監督事務

区 分		テ ー マ
特別監督	長官特命	署の相談・窓口事務の現状と課題
一般監督	計 画 的	〔全派遣共通〕 行政文書等の管理状況等
		〔東ブロック共通〕 非常勤職員に係る事務運営の現状と課題
	機動的 (必要に応じて実施)	①広域運営対象署事案における事務手続 ②災害対応マニュアル
行政文書等の事務監察		書面審査を基本とした事務監察

(2) 実績の評価の実施事務

区 分	公表等の年月日
平成30事務年度の実施計画	平成30年8月31日公表
平成30事務年度の実施通達	平成30年9月21日発遣
平成29事務年度の評価書	平成30年10月31日公表

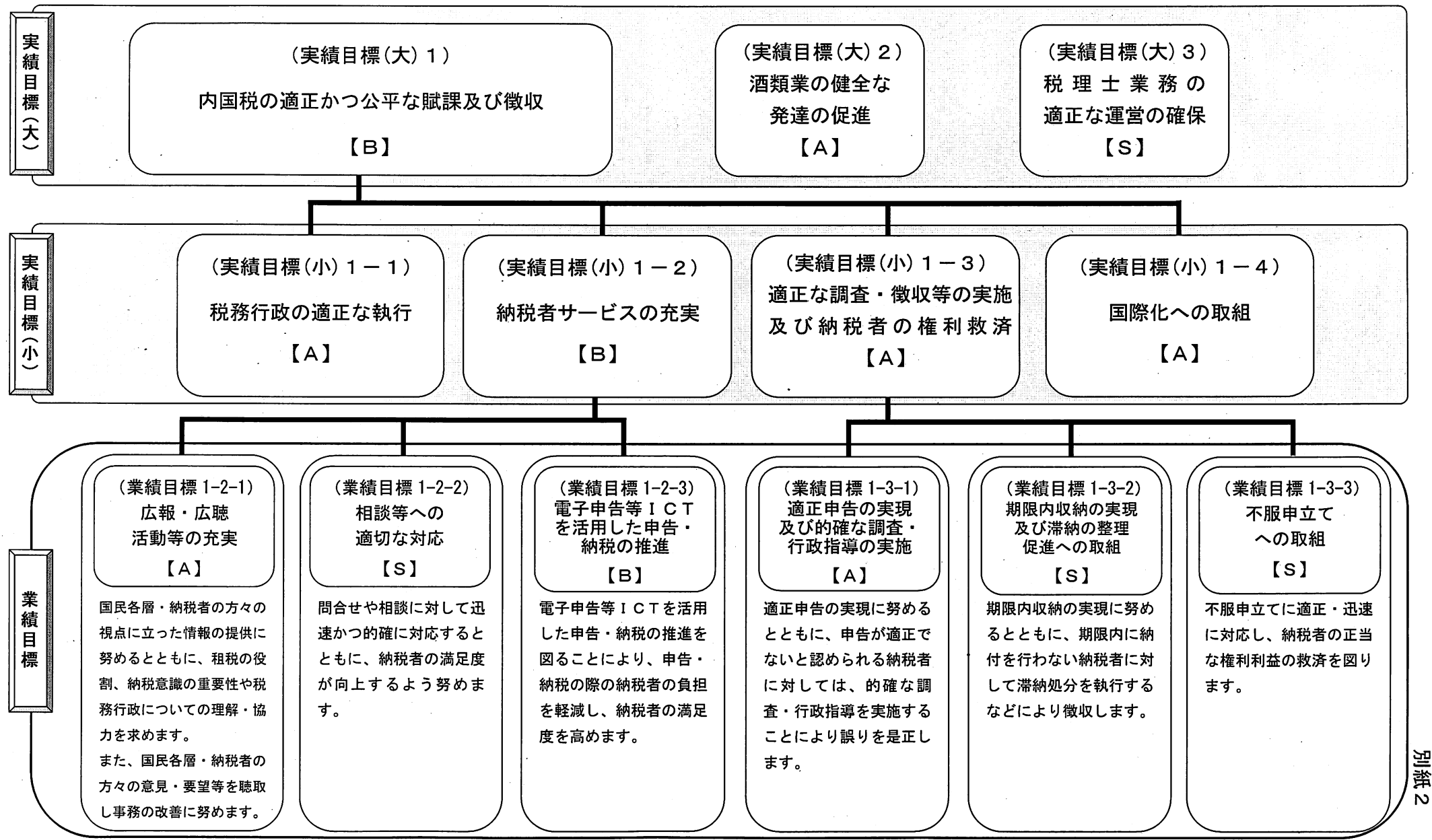
〔参考〕職員への周知・指導の状況

区 分	内 容 等
研 修	- LANトレーニングシステムによる研修（実施計画、評価書） - 税務大学校東京研修所普通科生を対象とする講義
情報提供	- 監督評価官室情報「INFO」の発行（年5回） 「税務署についてのアンケート」実施等について局WANテロップへの掲載 - PDCAサイクルにつき、局WANテロップへの掲載

特別監督事項等の年度別テーマ

事務年度	長 官 特 命	計画的一般監督（東ブロック共通テーマ） 〔 局 長 要 請 〕
元	○ 情報共有の現状と課題	○ 再任用職員の能力活用の現状と課題
30	○ 署の相談・窓口事務の現状と課題	○ 非常勤職員に係る事務運営の現状と課題
29	○ 署の統括国税調査（徴収）官の管理事務の現状と課題	○ 広報事務の現状と課題
28	○ 署の資料情報事務の現状と課題	〔 ワークライフバランスに関する職員の意識と今後の課題 〕
27	○ 署の統括国税調査官・審理専門官（審理担当者を含む）による調査審理の現状と課題	〔 税務署に対する外部評価の現状と課題（開かれた税務署に向けた環境づくりについて） 〕
26	○ 署の調査事務運営の現状と今後の在り方	〔 署における先端分野に対する取組の現状と課題（国際税務専門官及び情報技術専門官を中心として） 〕
25	○ 内部事務一元化の現状と今後の在り方	〔 今後の職員構成を踏まえた人材活用の在り方 〕
24	○ 事務の集中化の現状と今後の在り方	〔 管理運営事務の現状と課題 〕
23	○ 災害等非常時の対応状況の現状と今後の在り方 ～通常の勤務体制がとれない状況となった場合の対応マニュアル作成を目指して～	〔 署一般調査部門における統括官の現状と今後の在り方 〕
22	○ 課税内部事務の現状と今後の在り方	〔 マネジメントの現状と課題 ～円滑な事務運営の推進に向けて～ 〕

平成 30 事務年度 実績目標等の体系図



(注) 【 】 は、直近の「平成 29 事務年度の評定結果」である (評定は、「S+」、「S」、「A」、「B」、「C」の 5 段階)。

目 次

国税庁長官官房

【東京派遣国税庁監察官室】

1	基本的な考え方	1
(1)	所掌事務	1
(2)	機構定員	1
(3)	事務運営	1
2	巡察	1
(1)	巡察事務	1
(2)	予防講話	1
(3)	資料情報の収集	2
3	非行監察及び犯罪捜査	2
4	部内及び関係機関との緊密な連絡・協力等	3
(1)	緊密な関係の構築	3
(2)	非行事案の検討	3

事務運営の概要等

東京派遣国税庁監察官室

1 基本的な考え方

(1) 所掌事務

東京国税局及び東京国税不服審判所の職員の行為について、服務上の適否を調査し、非行の防止及び発見並びに処理を行う。

また、職務に関連する犯罪があると思料される場合には、捜査を行い、必要な措置を採り、もって綱紀を維持し、公正な税務行政の運営に資することを任務としている。

(2) 機構定員

国税庁監察官は、国税庁から各局へ派遣する「派遣制度」を採っており、東京派遣国税庁監察官室には 39 人が派遣されている。

また、監察事務をより機能的に実施するため、総括班、監察班（7 班）及び総務担当という班編成を敷いている。

首席監察官－次席監察官－主任監察官(10)－監察官(14)－監察官補(10)－主任(3)

※ 上記のほか、平成 26 事務年度から、短時間勤務の再任用職員の監察官補（2 名）が派遣されている。

(3) 事務運営

監察官事務の運営に当たっては、基本理念である「非行の根絶」に向け、「非行の未然防止と早期発見」に重点を置いて実施することとし、非行が発生した場合には、組織一体となって迅速かつ的確な処理を行い、綱紀の厳正な保持に努める。

このため、監察官及び監察官補は、その任務を十分認識して、局署及び関係機関と緊密な連絡・協調を図りながら、監察官事務の組織的かつ効果的な運営を図る。

2 巡察

監察官等が数次にわたって局署の各部署を巡回して監察し、次のとおり実施する。

(1) 巡察事務

局署の幹部職員と緊密な接触を図り、幹部職員の非行の未然防止に関する意識付けや身上把握の充実及び事務管理の徹底を要請するとともに、非行の実態及び非行に関する情報・風評等についての情報交換や、個々の職員の問題についての対応策を協議、指導する。

(2) 予防講話

イ 監察官による予防講話

非行の未然防止の徹底を図るため、事務年度当初に署幹部職員を対象とした予防

講話を実施するとともに、事務年度上半期の早い時期に署の全職員を対象として、パワーポイントの活用や職員に自ら考えさせる討議方式により、実効性のある予防講話を実施する。

また、局職員についても、全職員を対象に年2回「局内予防講話」を実施するほか、各部課（室）で行われる会議・研修等での予防講話依頼があった場合は、積極的に対応する。

更に、局署の非常勤職員についても、全非常勤職員を対象にパワーポイントを活用するなどして、予防講話を実施する。

ロ 局署幹部による予防講話

非行の未然防止は、監督者の本来の責務であることを自覚させるため、特に署にあっては、署長・副署長に対し、全職員を対象とした予防講話の複数回実施や署内研修等の機会あるごとに注意喚起を行うよう指導するとともに、監察官室においては、そのための資料や情報を提供する。

ハ 司法機関による予防講話

年2回（定期人事異動後及び確定申告終了後の早い時期）、管内警察署に講師派遣を依頼し、一般犯罪講話・交通講話を実施するよう要請する。

(3) 資料情報の収集

有効な資料情報は、非行の「早期発見及び未然防止策」として極めて重要であることから、各種の資料収集や局署等からの潜在非行の情報収集などに努める。

なお、巡察事務や部外情報等により非行情報を把握した場合は、情報管理を徹底した上で、関係簿書類の調査及び聞き込み等の適切な方法によって、資料解明調査等を速やかに実施し、非行監察等の要否を検討する。

3 非行監察及び犯罪捜査

非行監察は、職員の非行容疑について、その全てを調査し、証拠の裏付けを行い、非行事実の有無を確認するとともに、その非行事実が懲戒事由に該当すると認められる場合には、行政上の措置を採るための意見具申を行う。

犯罪捜査は、職員の非行容疑が財務省設置法第27条第1項各号に掲げる犯罪（職務に関する犯罪等）に該当すると認められる場合に、必要な刑事上の措置を採るための捜査を行い、事件を検察官に送致することを目的として行う。

なお、職務関連以外の非行事案（一般非行事案）については、考査課と緊密な連携と協調を図りつつ対応する。

4 部内及び関係機関との緊密な連絡・協力等

(1) 緊密な関係の構築

関係機関に対しては、税務行政及び監察制度に対する理解を深めてもらうとともに、信頼関係の更なる確立と、より一層の連絡・協力体制の維持・発展に努める。

〔参考〕

- ・ 検察庁関係 … 東京地方検察庁、横浜地方検察庁、千葉地方検察庁、甲府地方検察庁
- ・ 警視庁関係 … 警視庁
所轄警察署（102 署）
- ・ 県 警 関 係 … 神奈川、千葉、山梨各県警本部
所轄警察署（105 署：神奈川県 54 署、千葉県 39 署、山梨県 12 署）

(2) 非行事案の検討

非行事案について、動機、発生原因、身上把握等の状況、予防講話の効果、非行の未然防止ができなかった理由等を確認し、非行の未然防止策を検討する。

また、検討事項については巡察事務等に適切に反映させるとともに、必要に応じて、関係部署に改善意見を伝える。

目 次

税 大 東 研

(ページ)

- 1 基本的な考え方 1
- 2 普通科における確定申告期実地研修 1
- 3 令和元年度に実施する主な研修 2

事務運営の概要等

税務大学校東京研修所

1 基本的な考え方

税務大学校は、国税庁の所掌事務に従事するために必要な研修を行う国税庁の施設等機関であり、その地方研修所である東京研修所においては、若手職員を対象とする研修である「普通科」、「中等科」及び「専攻税法研修」を中心とし、併せて職員の能力・資質の向上を図るための「地方短期研修」及び税理士法第8条に規定する指定研修（通信研修）である「会計学」並びに「国際課税Ⅰ」等の通信研修8コースを実施している。

なお、普通科においては、令和元年度より税務職員採用試験に加え、障害者を対象とした選考による新規採用者が研修を行っている。

〔参考〕令和元年度「普通科第79期生」の概要

採用局 区分	東京局	仙台局	名古屋局	沖縄所	計
男性	154	40	58	6	258
(1) 精神障害者	(17)	(2)	(6)	(1)	(26)
(2) 身体障害者	(7)	(3)	(2)	(0)	(12)
女性	85	20	30	5	140
(1) 精神障害者	(2)	(1)	(1)	(0)	(4)
(2) 身体障害者	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	239	60	88	11	398
(1) 精神障害者	(19)	(3)	(7)	(1)	(30)
(2) 身体障害者	(7)	(3)	(2)	(0)	(12)

（注）普通科第79期生の人員は、6月12日時点のものである。

なお、上記かっこ書きは、障害者を対象とした選考による新規採用者（7月1日付採用者1名を含む。）を示す。

2 普通科における確定申告期実地研修

普通科研修期間中に税務署の確定申告期における業務を実際に経験させることにより、税務職員としての自覚を高めさせ、当初配置後の実務への円滑な移行を図ることを目的として、平成30年度（普通科第78期）は、2月28日（木）～3月15日（金）に実施しており、令和元年度（普通科第79期）も、同様の期間で実施することとしている。

〔参考〕平成30年度「確定申告期実地研修」の概要

研修対象者	373名
研 修 期 間	平成31年2月28日（木）～3月15日（金）までの12日間
研修実施署 （29 署）	千葉東、千葉南、千葉西、市川、船橋、松戸、成田、柏、芝、品川、 新宿、江東西、江東東、目黒、渋谷、杉並、荻窪、豊島、王子、荒川、 板橋、足立、西新井、葛飾、江戸川北、江戸川南、 <u>立川</u> 、 <u>武蔵府中</u> 、 <u>東村山</u>

（注） 研修実施署のうち、下線の署については、税務大学校和光校舎及び税務大学校
関東信越研修所の学寮から研修実施署へ通勤した。

3 令和元年度に実施する主な研修

令和元年度に東京研修所において実施する主な研修は、次のとおりである。

種 類		期 間	人 員	
			平成 30年度	令和 元年度
普通科（第79期）		31. 4. 3（水）～2. 3.26（木）（226日間）	373	398
中等科（第6期）		31. 4.11（木）～1. 6.25（火）（48日間）	214	319
専攻税法研修（第10期）		1. 8.21（水）～1. 9.19（木）（21日間）	295	386
審理（特別）研修		1.10.28（月）～1.10.31（木） 2. 6. 4（木）～2. 6. 5（金）（最大6日間）	12	57
通 信 研 修	会計学	1. 7. 5（金）～2. 1. 9（木）	23	28
	国際課税Ⅰ	1. 8.22（木）～2. 1.29（水）	33	31
	国際課税Ⅱ	1. 8.22（木）～2. 5.29（金）	217	247
	審理Ⅰ	1. 8.22（木）～2. 5. 1（金）	69	84
	審理Ⅱ	1. 8.22（木）～2. 6. 5（金）	197	206
	窓口英語Ⅰ	1. 7. 4（木）～1.12.20（金）	36	57
	窓口英語Ⅱ	1. 8.22（木）～2. 1.31（金）	17	35
	韓国語Ⅰ	1. 7. 4（木）～2. 1.23（木）	30	32
	中国語Ⅰ	1. 7. 4（木）～2. 1.23（木）	36	65

（注） 上記令和元年度の人員は、6月12日時点のものである。